

平成 28 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

## 質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月6日】

1 新 秀隆（公明党） 31～39ページ

議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について

1 附則第10条 スイッチOTC薬控除について

議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について

1 改正の経緯について

2 第2条第6号 移設について

3 第3条第3項 奨励措置対象事業者としない場合について

4 第11条 奨励金の返還について

議案第89号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第13目 災害対策費、木造住宅補強事業について

2 今岡翔平（ぽぶら） 39～45ページ

議案第81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について及び議案第82号 亀山市職員給与条例の一部改正について

1 改正の理由について

2 市長と副市長は現在、条例の附則で給料を減額しているが、今回の期末手当の引き上げとは矛盾しないのか

3 財政の健全化の観点から今回の引き上げは問題ないのか

3 小坂直親（緑風会） 45～55ページ

議案第80号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の経緯と根拠について

2 期末手当について

議案第82号 亀山市職員給与条例の一部改正について

1 改正の背景と内容について

2 勤勉手当について

3 再任用職員について

4 臨時・嘱託職員への対応について

議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について及び議案第85号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

- 1 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）について

4 岡本公秀（新和会） 56～65ページ

**議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について**

- 1 政策変更の考え方について
- 2 公共事業に伴う既存企業の事業所移転についても奨励措置の対象とすることについて
- 3 新規雇用者等の人数の基準について
- 4 土地取得を伴う立地等に対する奨励措置について
- 5 大規模立地に対する高額な奨励金の廃止について
- 6 第7条関係の別表中、雇用促進奨励金の「規則で定める日」について
- 7 奨励金交付対象事業者への案内について
- 8 奨励金の返還の詳細について

**議案第96号 財産の取得について**

- 1 無線センサネットワークシステム機器の導入に至った経緯について
- 2 今回導入する機器と現行の機器との差異について
- 3 リース契約でなく購入に至った経緯及び利点、また、購入台数300台の理由について
- 4 随意契約の理由について
- 5 今回導入する機器の耐用年数及びアフターサービス、また、現行の機器の処分について

5 服部孝規（日本共産党） 65～73ページ

**議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について**

- 1 改正が必要になった理由について
- 2 条例制定後、今日までの条例制定による効果の検証について
- 3 第11条の奨励金の返還規定について
- 4 第3条の雇用要件の緩和について
- 5 この改正により市内事業所の9割を占めるといわれる中小企業に及ぼす効果について

6 西川憲行（ぽぶら） 73～83ページ

**議案第89号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について**

- 1 第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童福祉総務費、小規模保育事業施設整備事業について
- 2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第3目 道路新設改良費、東海道街道環境整備事業について
- 3 第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、施設管理費について
- 4 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第7目 文化振興費、施設管理費について

**議案第95号 平成28年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について**

- 1 債務負担行為 医事業務委託料について

7 福沢美由紀（日本共産党） 83～91ページ

**議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について**

- 1 セルフメディケーション税制について
  - (1) 制度の創設の目的について
  - (2) スイッチOTC医薬品について
  - (3) 健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みについて
  - (4) 医療費控除との関係について

**議案第98号 指定管理者の指定について及び議案第99号 指定管理者の指定について**

- 1 指定管理者制度の目的及び効果について

8 櫻井清蔵（ぽぷら） 91～99ページ

**議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について及び議案第85号 亀山市都市計画税条例の一部改正について**

- 1 地方税法等の改正により、市が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が一部の施設に導入されたが、軽減率を参酌の上限ではなく、従来どおりの軽減率としたことについて、期間限定の特例措置の意味をどのように理解しているのか

**議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について**

- 1 産業振興条例の継続の必要性について

9 前田耕一 99～109ページ

**議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について**

- 1 制定・改廃の背景と趣旨について
  - (1) これまでの産業振興条例の成果の具体的な内容について
  - (2) 現行制度の検証内容及び企業立地を取り巻く環境変化について
- 2 第2条定義のうち、第6号移設について
- 3 第3条奨励措置対象事業者について
- 4 第6条奨励措置について
- 5 第7条奨励金の額及び交付方法について

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月7日】

1 中崎孝彦（新和会） 114～126ページ

### 農政について

- 1 現時点での農業に対する思いも含めた現状認識について
- 2 農業振興と、農業を持続可能な産業とするためにどのような施策を講じてきたのか
- 3 6次産業化について
  - (1) 現状について
  - (2) 今後の取り組みについて
  - (3) 新規就農者に対して市としてどのようなフォローをしているのか
- 4 農業用ため池について
  - (1) 市内の農業用ため池は何箇所あるのか
  - (2) 市内に防災重点ため池はあるのか
  - (3) 防災重点ため池以外のため池の調査・対策はどのように考えているのか
  - (4) ため池の決壊時の浸水範囲などを示すハザードマップを早期に作成し、市民へ公表すべきではないのか
- 5 農林水産事業分担金について
  - (1) 受益者分担金については、平成21年4月から、50%から20%に引き下げ、一定の考え方を組み入れているとのことだが、一定の考え方とは何か
  - (2) 県内で受益者分担金を徴収していない市町はあるのか
  - (3) 亀山農業振興地域整備計画において、中山間地域の農業について、農道や用排水施設の整備を推進し、老朽化した施設については適切な維持・更新に努めるとあるが、これらの事業にも受益者分担金が発生するのか
  - (4) 受益者分担金制度は廃止すべきではないのか

2 服部孝規（日本共産党） 126～138ページ

### JR亀山駅の再開発事業と総合計画（諮問案）や立地適正化計画（素案）との関連について

- 1 再開発事業の仕組みについて
  - 2 現在までの進捗状況について
  - 3 亀山駅前のにぎわいが失われた要因は何かについて
  - 4 リニア亀山駅誘致と駅前再生とは矛盾するのではないかについて
  - 5 高速道路網の更なる整備促進と駅前再生とは矛盾するのではないかについて
  - 6 立地適正化計画では居住誘導により人口が2割も増加するが、その実現性について
  - 7 櫻井市長は市の施策として駅前の再生をどのように位置づけているのかについて
- 「受益者負担の適正化に関する基準」のうちの原則無料とした火葬施設使用料について

- 1 来年度以降、無料化する考えはないのかについて

3 新 秀隆（公明党） 138～147ページ

**安心・安全対策について**

- 1 災害対策について
  - (1) 避難所等での地下水利用について
  - (2) 緊急災害対策用の飲料水供給について
- 2 インフラ関連の安全管理について
  - (1) 道路の空洞化（陥没）対策について
  - (2) 橋梁の老朽化対策について
  - (3) 幹線道路の草木除去について
  - (4) 街路樹の管理について

4 豊田恵理（創政クラブ） 147～159ページ

**移住定住促進について**

- 1 移住定住促進の考え方について
  - (1) 子育て世帯の定住促進について
  - (2) 亀山市の流入・流出人口について

**都市拠点強化について**

- 1 都市拠点強化の考え方について
  - (1) JR亀山駅周辺のにぎわい再生について
  - (2) 都市機能と居住のつながりを生む交通ネットワークの強化について

**市庁舎の現状と今後について**

- 1 現状について
- 2 市役所の役割について
- 3 今後について

5 今岡翔平（ぽぶら） 159～172ページ

**市長マニフェストの検証を市役所で行うことの是非について**

- 1 10月21日の全員協議会で提出された市長のマニフェストレポートについて
  - (1) 今後どのように使用、配布していくのか
  - (2) 市役所で作成した理由及び根拠について
  - (3) 「後援会で作成すべき」との意見があったが、市長はどう考えているか
  - (4) 作成の際、庁内で議論にはならなかったのか
- 2 検証内容について

**LGBTと男女共同参画について**

- 1 LGBTに対する市の考え方について
- 2 同性パートナーシップ証明書など今後の市の対応について
- 3 LGBTの受容と男女共同参画は矛盾しないのか

6 高島 真（緑風会） 172～180ページ

**高齢者ドライバーについて**

- 1 市内の高齢化率について
- 2 市内高齢者の分布について
- 3 亀山市交通安全計画について
- 4 高齢者の安全運転対策について
- 5 公共交通のあり方について

**獣害対策について**

- 1 今年の捕獲量について
- 2 猟友会との協力関係について
- 3 獣害対策の今後について

7 福沢美由紀（日本共産党） 181～194ページ

**図書館のあり方について**

- 1 図書館の現状について
- 2 望ましい図書館の役割について
- 3 職員体制について
- 4 今後の方向性について

**市営住宅について**

- 1 住生活基本計画の進捗状況について
- 2 入居申請に保証人が2人必要であることについて

## 質 問 内 容 （通告要旨）

【12月8日】

1 前田 稔（創政クラブ） 196～210ページ

### 第1次亀山市総合計画後期基本計画第2次実施計画について

1 大綱別主要事業の実施状況について

### 平成29年度行政経営方針と予算編成について

- 1 行政経営方針について
- 2 予算編成について
- 3 中期財政見通しとの整合について
- 4 行財政改革について
- 5 合併特例債について

### リニア中央新幹線について

- 1 現時点での動向について
- 2 今後の取り組みについて
- 3 基金について

2 西川憲行（ぽぷら） 211～224ページ

### 亀山市の教育行政について

- 1 学校図書館の現状と整備について
- 2 「学校力」と「教師力」の考え方について
- 3 「全国学力・学習状況調査」について

### 亀山市の将来像について

- 1 コンパクトシティの考え方について
- 2 公共交通の考え方について
- 3 市庁舎の建設と図書館のあり方を含む公共施設の在り方について
- 4 行財政改革の現状と今後の方向性について

### 医療センターの院外処方への移行について

- 1 医療センターの敷地を貸し付けることについて
- 2 貸付条件について
- 3 院外処方とすることのメリット・デメリットについて

3 宮崎勝郎（緑風会） 224～236ページ

### 平成28年12月亀山市議会定例会現況報告及び教育行政現況報告について

- 1 第2次亀山市総合計画の策定の経過と今後の推進について



- 2 まちづくり観光の推進について
  - (1) 街道観光の推進について
- 3 移住交流促進事業について
- 4 上水道の整備について
  - (1) 安楽川能褒野橋河底推進工事負担金の債務負担行為限度額の変更について
- 5 全国学力テスト、学習状況調査について
- 6 亀山市立図書館の今後の方向性について

4 櫻井清蔵（ぽぶら） 236～247ページ

#### 新庁舎建設について

- 1 平成17年1月11日に旧亀山市と旧関町が合併、自立した5万人都市を目指して新亀山市が誕生した。

合併に当たり、合併協議会において新市まちづくり計画が策定され、合併後の市町の一体性の速やかな確立のため、これまで新市まちづくり計画に位置づけられている事業の中から合併特例債が活用されてきた。

そのような中、新庁舎建設については、建設費を約40億円と見込み、財源としては合併特例債約2.5億円、一般財源約1.5億円を想定、平成19年度から基金を設置して、毎年3億円ずつ5年間積み立てることとした。

しかし、平成21年の市長選挙において、選挙公約に庁舎建設凍結を掲げた現櫻井市長が誕生した。

以後8年間、議会において、私も含め数多くの議員がこの件について市長の考えを質してきたが、改めて次のことについて尋ねる

  - (1) 9月定例会における尾崎議員の質問に対する答弁について、庁舎耐震工事の認識が甘いのではないか
  - (2) 8年間庁舎建設を凍結してきたが、基金の積み立ては将来の建設のためとして続けてきた。誠に理解しにくい行政運営であったと思うが、市長の現在の心境を知りたい
  - (3) 次期市長選に出馬とのことであるが、過去8年間の考え方を踏襲するつもりなのか

#### 林業総合センターについて

- 1 林業総合センターにおいて、空調設備の修繕時の業務不備により火災が発生、市費で原状回復し、事業者に対して損害賠償請求に係る支払い督促を行い、その後訴えの提起となつて以降、市長選を間近に控え、未だに解決しておらず、今日まで議会に何も報告されていない理由を聞きたい。

#### 学童保育所について

- 1 昼生地区でのキラリまちづくりトーク終了後、昼生小学校区の学童保育所で発せられた市長の発言の意図を聞きたい

#### 亀山市立図書館の今後の方向性について

- 1 市長の現況報告及び教育現況報告に記載されている、教育委員会で決定された「亀山市立図書館の今後の方向性」について、図書館の移転を含めた検討とあるが、その真意について

て知りたい

5 小坂直親（緑風会） 247～260ページ

**行政経営の重点方針について**

- 1 「瞬発の年」とは
- 2 リニア市内停車駅を活かしたまちづくりとは
- 3 若者世代の定住促進と戦略的シティプロモーションとは
- 4 「ひとづくり」と組織機構の検証とは

**予算編成方針について**

- 1 行政経営資源の再配分とは
- 2 歳入に見合った歳出という財政運営の基本とは
- 3 受益者負担を積極的に確保するとは

**人事行政方針について**

- 1 同一労働同一賃金の実現について
- 2 非常勤職員の増加を的確に整理するとは
- 3 新たな組織・機構改革の実施について
- 4 人事評価制度の確立を目指すとは

**農業施策について**

- 1 農業用地の現状について
- 2 耕作放棄、荒廃農地の現状について
- 3 農振農用地の現状と今後の考え方について
- 4 都市マスタープラン、都市計画との整合について
- 5 第2次総合計画での施策目標について

6 前田耕一 260～271ページ

**都市公園等の現状と管理運営について**

- 1 各種公園の設置目的と管理運営について
- 2 都市公園の種類とその役割について
- 3 亀山公園施設の現状について
  - (1) 芝生広場について
  - (2) ますみ児童公園について
- 4 新たな運動公園の設置について

平成28年11月25日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成28年11月25日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第97号 和解について
- 第 6 議案第80号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第82号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 9 議案第83号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第 10 議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 11 議案第85号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 12 議案第86号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 13 議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について
- 第 14 議案第88号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第89号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 16 議案第90号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第91号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 18 議案第92号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 19 議案第93号 平成28年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 20 議案第94号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 21 議案第95号 平成28年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 22 議案第96号 財産の取得について
- 第 23 議案第98号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第99号 指定管理者の指定について

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（17名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
4番	新秀隆君	5番	尾崎邦洋君

6番	中崎孝彦君	7番	豊田恵理君
8番	福沢美由紀君	9番	森美和子君
10番	鈴木達夫君	11番	岡本公秀君
12番	宮崎勝郎君	13番	前田耕一君
14番	中村嘉孝君	15番	前田稔君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

3番 高島真君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

（午前10時02分 開会）

○議長（中村嘉孝君）

ただいまから平成28年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 尾崎 邦洋 議員

16番 服部 孝規 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの25日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日から12月19日までの25日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、市長から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定により亀山市国民保護計画の変更について報告がありましたので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、平成20年秋のリーマンショック以降、社会経済状況が激変する中、平成21年2月から亀山のかじ取りを担わせていただき7年10カ月が経過いたしました。この間、市政に臨むに当たり、希望と信頼の市政を基本理念として、市政の進展と市民の暮らしの質の向上に向け、全庁一丸となって最善の努力を重ねてまいりました。

その一方で、昨年実施された国勢調査において、昭和45年の調査以降初めて総人口が減少し、今後もさらなる少子・高齢化の進展が見込まれるとともに、国においても社会保障と税の一体改革の進展など、本市のみならず地方行政を取り巻く課題は多様化・複雑化しております。こうした難局が続く中、この亀山市が持続性を保ちながら発展・成長していくため、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

このような中、今後の市政推進の最上位計画となる第2次亀山市総合計画の策定もいよいよ佳境を迎えております。策定に関する地方自治法の義務づけがなくなる中、初めて自主的な意志により策定する計画として、全庁的な体制による検討を進めてまいりました。先月31日には、亀山市総合計画審議会へ基本構想及び前期基本計画の諮問を行い、来月7日には答申をいただく予定となっております。こうした総合計画審議会からの意見やパブリックコメントなどを通じた市民の意見等を踏まえながら、亀山らしさのある総合計画としてまいります。

一方、先月25日には滋賀県蒲生郡日野町において4回目となる鈴鹿山麓無限会議が開催されました。三重県と滋賀県の県境を越えた8市町の首長が一堂に会し、共通の資源である鈴鹿山麓を通じた政策連携についての議論を交わしたところであります。

また、今月13日には大阪府羽曳野市及び奈良県御所市との日本武尊・白鳥伝説の3市交流事業が御所市において開催されました。御所市の歴史資源や町並みの見学などの交流事業に本市からも30名の市民の方とともに参加したところであります。平成11年から続くこうした取り組みを通じ、本市の地域資源であるヤマトタケルについての理解を深めていただくなど有意義な機会になったものと考えております。

さて、先月20日には三重県知事との一対一对談を行い、リニアを見据えたまちづくり、働き方改革、チーム学校についての3つのテーマにより率直な意見交換を行いました。中でも、リニア中央新幹線の整備につきましては、東京一名古屋間の着工や政府の支援により名古屋―大阪間が最大8年間の前倒しが見込まれるなど、夢から現実への新たなステージに入ったものと考えております。引き続き、三重・奈良ルートや市内停車駅の設置に向け、県や沿線自治体との連携を強化してまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、企業活動の促進・雇用の創出につきましては、本市の産業振興を推進する制度である亀山市産業振興条例が本年度末をもって終期を迎えます。本制度については、大手液晶関連企業の誘致や関連企業の集積を図るなどの成果をもたらしてきたところであります。また、市内の民間産業団地の造成工事が再開されましたことから、さらなる産業振興が求められる状況にもなっております。

こうした状況を踏まえ、引き続き、企業誘致や市内企業の事業活動を一層積極的に支援するための制度が必要と考えますことから、期限の延長を含めた本条例の一部改正について本議会に提案いたしております。

一方、今月7日には田村町地内において、航空宇宙関連企業の新工場が竣工されました。今回の新規立地をきっかけに、さらに関連企業が集積し、航空宇宙産業が市内の大きな産業の柱となることを期待するところであります。

次に、農林業の振興につきましては、来月10日に全国お茶まつりが鈴鹿市文化会館で開催されます。全国からよりすぐられたお茶に関する展示や体験イベントなどが行われますことから、多くの方にご来場いただくことで、茶業振興につながるものと期待するところであります。

また、先月23日に愛知県尾張旭市で開催された紅茶グランプリ2016において、亀山k i s e k iの会が生産した和紅茶、べにほまれが金賞を受賞されました。亀山k i s e k iの会と市民

や三重県などとの連携した取り組みを通じて、紅茶や亀山茶の普及とべにほまれの亀山ブランドとしての全国への発信につなげてまいります。

一方、本年3月のせせらぎの里営農組合の法人化に伴い農地中間管理事業を活用し、小川町今里地内の農地について営農組合への集積手続を進めているところであります。市といたしましても、地域の農業を支える認定農業者や営農組織などへの農地集積を支援してまいります。

次いで、景観づくりの推進のうち、太岡寺畷の歩道等を整備する東海道街道環境整備事業につきましては、国の補正予算を活用し、約400メートルの歩道整備を進めるため、関係経費の予算補正及び繰越明許費について、本議会へ提案いたしております。

次に、住環境の向上のうち、空き家等対策につきましては、亀山市空き家等対策の推進に関する条例の施行に伴い、先月31日に亀山市空き家等対策協議会を設置し、亀山市空き家等対策計画の協議を行いました。引き続き、協議会での議論を重ねながら年度内の計画策定に向けて、パブリックコメントの実施などの諸準備を進めてまいります。

次いで、上下水道の整備につきましては、ガス事業者による能褒野橋西側の安楽川地下へのガスマ管理設に合わせた水道配水管布設の併用工事に係る協定を今月1日に締結いたしました。これに伴い、債務負担行為の限度額の変更について本議会に予算補正を提案いたしております。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化につきましては、地域まちづくり協議会の活動拠点となる地区コミュニティセンター等の指定管理期間が本年度で満了いたしますことから、引き続き各地域のまちづくり協議会を指定管理者とするため新たな指定管理者制度を導入する2施設を加えた21施設の指定管理者の指定について本議会に提案いたしております。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動への支援につきましては、先月8日に市民参画協働事業推進補助金選定委員会において、2つの市民活動に関する公開プレゼンテーションとその審査が行われました。いずれの事業についても採択となったところであり、補助金を活用した活動の活性化に期待するところであります。

また、協働事業提案制度につきましては、先月15日に協働事業提案制度選定委員会での公開プレゼンテーションを開催し、市民提案の1件が採択となりました。引き続き市民団体等との連絡調整を行いながら、新年度での事業実施に向けた諸準備を進めてまいります。

次いで、人権の尊重につきましては、来月4日からの人権週間に合わせ同月10日に「ヒューマンフェスタ in 亀山」が井田川小学校において開催されます。中学生による人権作文の発表、高校生、外国人の人権スピーチや関係団体によるブース展示などが予定されており、イベントを通じて市民の人権に関する認識を深めていただく機会にまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、新たなワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進するため、平成22年度から7年にわたって取り組んできた亀山市家族の時間づくり事業についての検証を行いました。これまでの成果と課題を踏まえ、市民一人一人がワーク・ライフ・バランスについての意識を深めていくことができるよう新たな展開に向けた検討を行ってまいります。

次いで、情報の提供と共有につきましては、効果的なシティプロモーションの展開を図るため、本年度設置いたしましたシティプロモーション戦略プロジェクトチームにおいて、亀山市シティプロモーション戦略の検討を進めてまいりました。今月7日には専門家などに参画いただくシティプ



ロモーション推進委員会を設置し、委員の専門的な意見をお聞きしたところであります。引き続き、委員会の意見をいただきながら検討を重ね、本年度での策定に向け進めてまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、地域における健康づくり活動の担い手となる人材育成のため、平成24年度から川崎地区、昼生地区、関南部地区、神辺地区の4地区で開催してまいりました健康づくり応援隊養成講座を、本年度は野登地区において開催いたします。現在、講座の実施に向けた地域まちづくり協議会との協議を行うなどの準備を進めているところであり、この取り組みを通じて、地域の主体的な健康づくり活動が一層広がるよう支援してまいります。

次に、地域医療の充実につきましては、市立医療センターの経営の健全化に向けて新公立病院改革プランの策定を進めております。これに合わせて、歳入確保に向けた取り組みを推進するため、中期ビジョンの策定を進めているところであります。さらに、市立医療センターへの地域包括ケア病床導入の方向性に合わせて、地域の医療機関や多職種との連携強化を図るべく、在宅医療連携推進協議会において、地域包括ケアシステム体制の整備に努めているところであります。

次いで、防災力の強化につきましては、防災関係機関との連携強化を図るため、来月15日に災害時における医療救護に関する協定を亀山医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会との間で締結いたします。大規模災害を想定した一体的な取り組みを行うことで、市民等に対する医療救護に関する体制を強化いたします。

また、地震対策・木造住宅補強事業につきましては、耐震診断や補強工事などへの申請が増加していることから、さらなる木造住宅の耐震化を進めるために耐震補強への補助金など関係経費の予算補正について本議会に提案いたしております。

次に、消防力の充実・強化のうち、災害対応力の強化につきましては、安全で迅速・的確な消防活動を展開していくため、県内消防相互応援協定に基づく鈴鹿市との応援・受援訓練を初め、富山県で開催された緊急消防援助隊中部ブロック訓練への参加など、広域連携体制の強化に努めております。また、今月1日、4日の両日には市内の解体ビルを訓練実施場所として提供いただき、日常の訓練では経験することが難しい建物の破壊方法の確認などの警防活動訓練を実施し、職員の技術の向上を図ったところであります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、来月1日に民生委員児童委員及び主任児童委員への厚生労働大臣からの委嘱状の伝達式を開催いたします。今回の一斉改選におきまして、98人の定数のうち半数以上が交代されることとなります。退任される委員の皆様には長年にわたり本市の社会福祉の増進にご尽力いただいたことに改めて感謝申し上げますとともに、新たに委嘱されます委員の皆様には、地域住民の相談支援活動にご協力いただき、地域福祉の担い手として期待するところであります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援のうち認知症高齢者対策につきましては、治療と相談が一体となった取り組みの強化を図るため、新たな試みとして来年1月に亀山医師会、亀山歯科医師会、鈴鹿亀山薬剤師会との共催により、認知症サポーター養成講座を開催いたします。これにより、医療機関と相談窓口である地域包括支援センターの連携を強化し、効果的な認知症対策を進めてまいります。

また、介護施設の入所者の安全・安心の確保につきましては、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、市内4カ所の介護施設でのスプリンクラー設備や自動火災報知設備等の整備を支援するため、関係経費の予算補正について本議会へ提案いたしております。

次いで、障がい者の社会参加の促進につきましては、障がい者の就労の実習の場の提供のため、現在、市の施設での職場体験実習を行っております。こうした実習を通じて、一人でも多くの方が一般就労へつながるように支援機関とも連携しながら今後も実習事業を進めてまいります。

次に、社会保障の充実につきましては、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金の申請期間が来月16日までとなっておりますことから、このほど未申請の方に対する個別通知を行ったところであります。また、新たに平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括に給付する経済対策臨時福祉給付金につきましては、今年度から申請の受け付けを開始することとなりますことから、本議会に關係経費の予算補正を提案いたしております。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、民間事業者による新たな小規模保育施設が開設されることから、保育所等の待機児童の解消に向けた支援を行うため、関係経費の予算補正について本議会に提案いたしております。

また、放課後児童健全育成事業につきまして川崎小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、本議会に提案いたしております。

さらに、今月12日からの女性に対する暴力をなくす運動が全国的に行われおりますことから、本市でも運動期間に先立ち広報かめやまにおいてDVに関する特集記事を掲載するとともに、今月14日には井田川駅前地域の方や関係機関とともに女性に対する暴力をなくす街頭啓発も行ったところであります。

次に、歴史文化の継承につきましては、現在、歴史博物館において、亀山の歴史の中の女性たちをテーマとした企画展を開催しており、明治、大正、昭和の社会とのかかわりにおいて、この地域の女性がどんな暮らし方であったのかを実物資料とともにごらんいただいております。

また、国庫補助事業として実施をいたしております亀山市域近世近代史資料調査では、古文書、典籍、生活資料の目録作成、写真撮影など順調に調査を進めているところでございます。

次いで、まちづくり観光の推進につきましては、亀山商工会議所と連携し、旧東海道を主軸に大和街道と巡見街道を加えた街道観光を推進するため、先月8日、9日両日、三重テラスにおいて「伊勢ノ国亀山まほろば街道 in 三重テラス」を開催いたしました。こうしたイベント等を通じて、街道の持つ魅力を積極的に発信する観光PRを展開してまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進につきましては、労働安全衛生法の改正等により、医師等が行う心理的な負担の程度を把握する検査、いわゆるストレスチェックの実施が事業者に義務づけられたことから、先月、全職員に対してストレスチェックを実施いたしました。今後は検査結果を生かして職員のメンタル不調の早期発見につなげてまいります。

次に、移住交流促進事業につきましては、今月5日、6日の2日間、東海道関宿をフィールドに移住体験ツアーを開催し、2組3名の方にご参加いただいたところであります。地元関係者によるまち並みの紹介や、実際に引っ越しした先輩移住者との座談会など生活目線での話が聞けたと参加

者から好評いただいたところであり、引き続き都市部での移住フェアや体験ツアーなどの機会を通じて移住交流の促進に努めてまいります。

次いで、旧国民宿舎関ロッジにつきましては、既存建物を利用した事業運営への提案を受け、応募者との協議を行う中、最終的な事業実施意向の確認がとれましたことから、引き続き適正な契約候補事業者としての審査を進めてまいります。

さて、先月14日に本年度2回目となる亀山市総合教育会議を開催し、教育長並びに教育委員と仮称亀山市教育大綱の策定に関する協議を行ったところであります。

また、先月、教育委員会で決定された亀山市立図書館の今後の方向性についての説明を受け、引き続き市と教育委員会が互いに執行機関としての責任を果たしながら連携し、図書館の移転を含めた検討を行ってまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年8月16日から11月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約並びに同期間における負担つきでない100万円以上の寄附受納の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中村嘉孝君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

#### ○教育長（服部 裕君登壇）

平成28年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最初に、先月近隣市において少年の集団暴力行為によって中学生の命が奪われるという痛ましい事件が発生しました。亡くなられましたお子様のご冥福を心からお祈り申し上げます。

教育委員会といたしましては、各学校長、園長に対し改めて暴力やいじめは絶対に許されないこと、命の大切さを伝え、実感する教育の継続した取り組みを進めていくよう指示したところであります。情報機器の普及もあり、児童・生徒の行動や交友関係の範囲が広がっていることから、県や他市町の関係機関との連携を密にし、生徒指導上の情報共有や対応に丁寧に取り組んでまいります。

さて、教育に関する国の情勢であります。先月20日、文部科学省の学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議は、これからの学校図書館の整備充実について（報告）を取りまとめました。小学校における外国語教育などの新たなニーズに応えられる図書館資料の整備、社会の変化や学問の進展による図書館資料の適切な廃棄・更新及び学校司書の養成等のあり方を課題とし、学校図書館ガイドラインの作成など具体的方策を示しています。

また、教育再生実行会議が再開され、今回は学校、家庭、地域の役割分担と教育力の充実、子供たちの自己肯定感が低い現状を改善するための環境づくりなどをテーマとし、議論される予定となっております。

次に、県の情勢であります。今月15日に平成28年度第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会が開催され、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において、連携を図れるようそれぞれの取り組みについて情報交換等を行っております。このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、各種計画の進捗管理を行うとともに、学校力・教師力の向上、家庭への働きかけ等、重点的な取り組みを着実に進めてまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校経営につきましては、先月から今月にかけて、市内全小・中学校を対象とした教育長学校訪問を実施しました。各学校の目指す学校像実現に向けた学校経営の進捗状況について各学校長と意見交換を行うとともに、本年度新規採用教職員や少人数教育推進教員及び市外からの転入教員の授業参観や懇談等を実施し、指導・助言を行ったところであります。

次に、防災教育につきましては、その意識を高めるため、市内校長会や教頭会において各学校での防災訓練や防災教育の実践について情報交換を行うとともに、関係団体及び保護者や地域住民との連携のもと、学校の実情に応じた避難訓練や防災学習の充実を図っているところであります。さらに、各学校へは、保存食や飲料水などの非常用備蓄品を配備、更新したところであります。

次いで、インフルエンザ等の感染予防につきましては、市内全小・中学校に手指消毒用アルコールやマスクを配付し、対策を講じたところであります。また、本年度も亀山市茶業組合からの亀山茶のうがい用粉茶を活用させていただき、感染予防に努めてまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、本年4月に実施された全国学力・学習状況調査における本市の小・中学校全体の結果につきましては、亀山市学力向上推進計画が策定される前の平成26年度と比較しますと、小・中学校ともに全教科において全国平均との差が縮小しています。また、ゲーム、スマートフォンの長時間使用等の生活習慣上の課題についても改善が進んでいることから、これまでの取り組みに一定の成果が見られたものと捉えております。しかしながら、市全体の平均正答率が全教科とも県平均及び全国平均を下回る結果となっており、依然として課題は残っております。今後は昨年度から取り組みを進めています亀山市学力向上推進計画の進捗状況及び成果を分析し、計画の一部見直しも視野に入れた改善策の検討を進めてまいります。

次に、教職員の研究活動につきましては、先月12日川崎小学校と中部中学校において教育研究発表会を開催いたしました。他市からの参加者を含め400名を超える教職員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合い、それぞれの学校での実践に生かすべく研修を積み重ねているところであります。

次いで、生徒指導につきましては、去る9月にいじめ調査を実施し、新たに認知された事案や未解消事案についての現状を一つ一つ確認するとともに、学校と教育委員会及び子ども総合センターが連携を図り、解決に向け取り組んでいるところです。

また、不登校の児童・生徒数が昨年度に比べ増加傾向にあることから、子ども総合センターや青少年総合支援センターなどの関係機関とも連携した早期における相談体制の強化や教職員研修の実施など未然防止に向けた組織的な取り組みを進めております。

次に、本年度策定を進めております亀山市学校教育ビジョンにつきましては、素案についてのパブリックコメント実施を来年1月に予定しており、現在そのための準備を進めております。

次いで、先月に開催されました鈴亀地区中学校新人体育大会の結果につきましては、団体競技では亀山中学校女子ハンドボール部が優勝、中部中学校サッカー部、亀山中学校男子ハンドボール部及び女子柔道が準優勝という好成績を残しました。また、個人競技においても、女子柔道48キロ級で亀山中学校生徒が優勝するなどの活躍が見られました。

さらに、今月に開催された鈴亀地区駅伝大会においては、亀山中学校男子Aチームが優勝を、中部中学校女子Aチームも5位入賞を果たし、両チームとも県大会へ出場いたしました。選手の健闘をたたえるとともに今後も生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、平成23年竣工の関中学校の校舎が今年11日に第15回公共建築賞を受賞し、国土交通大臣から表彰されました。公共建築賞は、設計、施工がすぐれているだけでなく、地域社会への貢献や施設の管理、保全の視点からも評価されることから、今回の受賞は大変名誉なことであり、今後も地域で愛される学校としてあり続けられるように適切な施設の維持・管理に努めてまいります。

次に、川崎小学校改築事業につきましては、第1期工事のプール棟、北棟及び南棟の建設工事を進めているところであり、現在1階の躯体部分の施行がほぼ完了したところであります。天候不順等により工程は当初の予定から若干遅延をいたしておりますが、今後も安全に十分配慮を行いつつ、年度内の完成を目指し、鋭意努力してまいります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず本年度策定を進めています亀山市生涯学習計画につきましては、現在、素案について検討を進めているところであり、来年1月にパブリックコメントを実施する予定であります。

次に、家庭教育の支援につきましては、幼児期の子供の基本的な生活習慣の確立と自己肯定感の向上を目指して、市内の幼稚園、保育所の保護者等を対象とした家庭教育出前講座を実施しております。また、就学時健診の機会を利用して市内全小学校において、食習慣や就寝、挨拶、手伝いなどの生活習慣の確立に向けて、それぞれのご家庭で取り組んでいただくよう強く働きかけを行ったところであります。

続きまして、図書館につきましては、先月教育委員会として亀山市立図書館の今後の方向性を決定し、総合教育会議において市長へ提出したところであります。今後、市長部局と連携し移転も含めた整備の方向について検討してまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（中村嘉孝君）

教育長の現況報告は終わりました。

次に日程第5、議案第97号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

#### ○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第97号和解についてでございますが、市内関町新所地内における本市所有の里道及び土地

について、隣接する土地所有者から本市及び隣接する土地所有者1名を被告とする境界確定・境界標設置請求に係る訴えが津地方裁判所にありましたので、当該事件の和解を成立させるに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、和解の要旨としましては、関係土地及び里道につき、本県土地の各所有者と本市との間で、それぞれその所有に係る土地の所有権の範囲を相互に確認すること、原告は本件訴えを取り下げ、被告らはこれに同意すること、訴訟費用は各自負担することといたしております。

また、本議案につきましては、次回裁判の期日の関係上、先議をもってご審議をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号につきましては、本日提案されます議案と切り離して先議することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

議案第97号については、先議することに決定しました。

これより本案についての質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第97号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、総務委員会にその審査を付託します。

委員会開催のため暫時休憩します。

（午前10時45分 休憩）

---

（午後 1時30分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは先ほど総務委員会にその審査を付託しました日程第5、議案第97号を議題とします。

総務委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

平成28年11月25日

総務委員会委員長 西川 憲 行

亀山市議会議長 中村 嘉孝 様

○議長（中村嘉孝君）

西川憲行総務委員会委員長。

○2番（西川憲行君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、委員会を開催いたしました。まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第97号和解について、市内関町新所地内における本市所有の里道及び土地について、隣接する土地所有者から、本市及び隣接する土地所有者1名を被告とする境界確定・境界標設置請求に係る訴えがあり、当該事件について和解を成立させるに当たり、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、亀山市が被告として訴えられた時点で議会に報告すべきではなかったのかとの質疑があり、これについては境界について協議の段階であったため、その時点で報告の必要はなかったと理解しているとの答弁でありました。

次に、これまでの経緯について質疑があり、4回にわたり現地にて境界立ち会いを実施し、原告、本市及び被告Bのそれぞれの所有に係る土地の所有権の範囲について、本市所有の里道の幅や土地の公簿面積が確保できたことから、和解見込みとなったものであるとの答弁でありました。

次に、今後このようなことが起こらないよう、地籍調査を進める考えはないかとの質疑があり、これについては、来年度以降、市の重要な地域については、順次、計画的に進めていくとの答弁でありました。

次に、1541番地との境界が確定していない中で、1527番地の面積として832平方メートルが確保できたとはいえないと思うが、今後どのように対応していくのかとの質疑があり、これについては、今回は地域の公図全体の訂正には至らなかったが、今後市の境界について確定していきたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

総務委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第97号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第97号和解について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は、反対とみなすこととします。

それでは、議案第97号について採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中村嘉孝君)

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第97号和解については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第6、議案第80号から日程第24、議案第99号までの19件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長(櫻井義之君登壇)

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第80号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございますが、平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市議会の議員の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、平成28年度12月期の期末手当の支給月数を0.1月引き上げます。

2つ目としまして、平成29年度以降の6月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、平成29年度以降の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成29年4月1日といたします。



また、平成28年度の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成28年12月1日から適用することといたします。

次に、議案第81号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の職員の給与を改定することから、市長及び副市長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、平成28年度12月期の期末手当の支給月数を0.1月引き上げます。

2つ目としまして、平成29年度以降の6月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き下げます。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、平成29年度以降の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成29年4月1日といたします。

また、平成28年度の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成28年12月1日から適用することといたします。

次に、議案第82号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成28年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目としまして、一般職の職員について平成28年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げます。また、再任用職員について平成28年度12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

2つ目としまして、給料月額を一定水準（平均0.2%）引き上げます。

3つ目としまして、一般職の職員について平成29年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き下げます。また、再任用職員について、平成29年度以降の6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

4つ目としまして、扶養手当の額を見直し、平成29年4月1日から段階的に実施いたします。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、平成29年度以降の期末手当の支給割合改正につきましては、平成29年4月1日といたします。

また、平成28年度の期末手当の支給割合の改正につきましては、平成28年12月1日から適用することといたします。

続きまして、議案第83号亀山市職員退職手当支給条例の一部改正についてでございますが、雇用保険法等の一部を改正する法律により雇用保険法が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、雇用保険法において雇用保険の適用対象者が見直され、また求職活動に伴う費用の支給制度が拡充されたことに伴い、関係する規定の整備を行います。

なお、施行日は平成29年1月1日とし、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給等については、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第84号亀山市税条例等の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する等の法律等により地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係の1つ目としまして、納付すべき税額を増加させる更正等があった場合において、その増額更正等に係る個人市民税及び法人市民税について期限内申告書または期限後申告書が提出されており、かつ当該申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に増額更正等があったときは、増額更正等により納付すべき税額に達するまでの部分について、延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することといたします。

2つ目としまして、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設により、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間において、その年に健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして健康診査等を受けている場合、スイッチOTC医薬品の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払ったときには、その購入費用のうち1万2,000円を超える額を所得控除することとします。

3つ目としまして、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の規定により、台湾所在の投資事業組合等を通じて得た特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税について他の所得と区分し、100分の3を税率として算出することといたします。

4つ目としまして、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所が統合され、独立行政法人労働者健康安全機構となることに伴い、固定資産税の非課税の適用となる独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改めます。

5つ目としまして、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例が導入されたことに伴い、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した特定再生可能エネルギー発電設備など該当する施設等に係る固定資産税の課税標準の軽減率を定め、平成29年度以降の年度分から適用いたします。

6つ目としまして、熱損失防止改修住宅に対する減額の適用を受けるための申告書に、当該工事の費用に充てるために交付される補助金の金額を記載しなければならないことといたします。

7つ目としまして、新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、税率をおおむね75%または50%低くする特例措置（グリーン化特例）を1年延長し、平成29年度までといたします。

8つ目としまして、社会保障・税番号制度導入に伴う申請書への個人番号の記載について、本人確認手続等による納税義務者の負担を軽減するため、徴収猶予の申請書並びに市民税及び特別土地保有税の減免申請書には個人番号を記載しないことといたします。

9つ目としまして、地方税法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

続いて、第2条関係でございますが、地方税法の一部改正に伴い、平成27年6月30日に公布した亀山市税条例の一部を改正する条例について、条文の整備を行います。

なお、施行日は公布の日とし、一部の改正規定については、公布の日とは別に定めることといたします。

次に、議案第85号亀山市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一

部を改正する等の法律により地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目としまして、固定資産税と同様に地域決定型地方税制特例措置が導入されたことに伴い、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の整備のため、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の軽減率を定め、平成29年度以後の年度分から適用いたします。

2つ目としまして、地方税法における条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

なお、施行日は公布の日とし、都市計画税の課税標準の軽減率を定める改正につきましては、平成28年4月1日以後に新たに取得される家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用することといたします。

次に、議案第86号亀山市国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令により、平成28年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行うものでございます。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目としまして、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正いたします。

2つ目としまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることといたします。

なお、施行日は課税限度額の改正につきましては平成29年4月1日とし、改正後の規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することといたします。また、このほかの改正につきましては平成29年1月1日といたします。

次に、議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正についてでございますが、亀山市産業振興条例に基づく奨励制度は大手液晶関連企業の誘致や関連企業の集積に寄与するとともに、市内中小企業者等の事業活動を促進するなど、本市の産業振興に一定の成果をもたらしたところであります。

一方、今後人口減少社会において、本市の産業の持続性を高めていくためには、地域経済の活性化や就労の場の確保、財源の確保に向け、地方創生の取り組みを進めていく必要があります。

こうした中、本条例は平成29年3月末に終期を迎えますが、市内の民間産業団地を初めとした産業拠点への企業誘致や、市内企業の事業活動に対する積極的な支援を継続する必要があることから、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえて制度を改正するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目としまして、公共事業に伴う事業所の市内移転についても奨励措置の対象とすることといたします。

2つ目としまして、奨励措置対象事業者とする要件のうち、雇用要件を緩和するとともに、奨励

措置対象事業者としない要件から、改正前の別表区分の欄3の項に該当し奨励措置を講じられた事業者を除くことといたします。

3つ目としまして、奨励措置の拡充を図るため、奨励金を企業立地奨励金及び雇用促進奨励金に改めます。

4つ目といたしまして、操業開始から10年以内に事業の休止や廃止があった場合は、奨励金の返還を求めることができることといたします。

5つ目としまして、本条例の終期を延長し、平成34年3月31日までとすることといたします。

なお、施行日は平成29年4月1日といたします。ただし、条例の終期を延長する改正につきましては公布の日といたします。

次に、議案第88号亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございますが、管理職手当の支給を受ける職員が休休日または休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当について、災害への対処等のため、これらの日以外の深夜に勤務した場合においても支給することとするため、所要の改正を行うものでございます。

また、雇用保険法等の一部を改正する法律により雇用保険法が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、1つ目としまして、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処等により休休日または休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても、管理職員特別勤務手当を支給することができることといたします。

2つ目としまして、雇用保険法において雇用保険の適用対象者が見直され、また求職活動に伴う費用の支給制度が拡充されたことに伴い、関係する規定の整備を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。ただし、雇用保険法の改正に伴う関係規定の整備につきましては平成29年1月1日といたします。

続きまして、議案第89号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2億4,973万1,000円を追加し、補正後の予算総額を212億4,594万1,000円といたしております。

最初に、継続費補正につきましては、川崎小学校改築事業において国の補正予算により平成28年度補助対象事業費の追加がありましたので、継続費の年割額を変更いたしております。

次に、繰越明許費補正につきましては、経済対策臨時福祉給付金給付事業など国の補正予算により事業費を追加する事業及び年度内に完成が見込めない事業、計4事業について繰越明許費の追加をいたすものでございます。

次に、債務負担行為補正につきましては、平成29年度の契約事業者の選定を行うために5事業を追加し、1事業について事業費の確定により限度額の変更をいたしております。

次に、地方債補正につきましては、川崎小学校改築事業における事業費の前倒しに伴い、限度額の変更をいたしております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

歳出全般にわたりまして、人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費について補正を行っております。

総務費につきましては、国・県補助金の決定により木造住宅補強事業を増額するほか、退職者の

増加により退職手当の増額をいたしました。

民生費につきましては、国の補正予算による追加事業であります経済対策臨時福祉給付金給付事業を計上するほか、介護給付費等の増加に伴う、障がい者自立支援事業及び心身障がい児自立支援事業を増額いたしております。

土木費につきましては、国の補正予算により市道布気小野線の東海道街道環境整備事業を増額するほか、公共下水道事業会計の補正に伴い繰出金を減額いたしました。

消防費につきましては、退職者の増加により退職手当を増額いたしました。

教育費につきましては、国の補正予算により平成28年度の事業費が追加されたことから川崎小学校改築事業を増額するほか、小・中学校における情報教育推進事業においては入札差金による減額をいたしております。

一方、歳入でございますが、地方交付税につきましては普通交付税の交付決定額により増額をいたしました。

国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、学校改築事業費負担金や臨時福祉給付金事業費補助金などを増額いたしました。

県支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を計上いたしております。

繰入金では、財政調整基金からの繰り入れを減額いたし、繰越金は前年度繰越金の未計上分を全額計上いたしております。

市債では、川崎小学校改築事業に係る市債を増額いたしております。

次に、議案第90号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ6,293万4,000円を追加し、補正後の予算総額を52億7,992万4,000円といたしております。

主な補正内容は、退職被保険者等療養給付費を増額するほか、過年度療養給付費等負担金等の確定による返還金を計上いたしました。

次に、議案第91号平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ304万1,000円を追加し、補正後の予算総額を8億9,694万1,000円といたしております。

主な補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費を増額するほか、平成27年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

次に、議案第92号平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は、歳入歳出それぞれ234万5,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,041万8,000円といたしております。

主な補正内容は、人事異動等に伴う職員人件費の増額をするほか、前年度繰越金の計上をいたしました。

次に、議案第93号平成28年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、収益的収入を4万2,000円減額し、補正後の予定額を13億2,555万8,000円とし、資本的収入を235万8,000円減額し、補正後の予定額を5,887万1,000円とし、また資本的支出を2,500万円増額し、補正後の予定額を5億810万円といたしております。

主な補正内容は、建設改良費の増額でございます。

また、事業費の確定による債務負担行為の限度額の変更をいたしております。

次に、議案第94号平成28年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を2,934万7,000円減額し、補正後の予定額を9億7,575万3,000円とし、収益的支出を2,504万7,000円減額し、補正後の予定額を9億5,865万3,000円といたしました。また、資本的収入を368万9,000円増額し、補正後の予定額を11億3,728万9,000円とし、資本的支出を355万2,000円減額し、補正後の予定額を13億6,384万8,000円といたしております。

主な補正内容は、収益的支出における企業債利息の減額や資本的収入における受益者負担金の増額をするほか、一般会計負担金、補助金の減額をいたしております。

次に、議案第95号平成28年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、債務負担行為として医事業務委託料を追加いたしました。

以上が今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第96号財産の取得についてでございますが、高齢者の緊急事態発生時に迅速な救護体制をとるための緊急通報システム事業において使用する機器の取得について、平成28年11月14日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は随意契約で、取得価格は3,000万132円、契約の相手方は和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号、M2Mテクノロジーズ株式会社、代表取締役社長 竹迫一郎でございます。

続きまして、議案第98号指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、川崎小学校区放課後児童クラブであり、その指定管理者となる団体は、川崎小学校区学童保育所あおぞらくらぶ運営委員会で、指定する期間は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。

次に、議案第99号指定管理者の指定についてでございますが、指定管理者に公の施設の管理を行わせるため、その指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、地区コミュニティセンター19施設、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターであり、その指定管理者となる団体は、各地区の地域まちづくり協議会で、指定する期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（中村嘉孝君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成28年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

## ○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計補正予算（第4号）でございますが、補正予算書の4、5ページをごらんいただきたいと思えます。

初めに、第2表 継続費補正でございますが、川崎小学校改築事業におきまして、国の補正予算により補助対象事業費の追加がございましたので、平成29年度から前倒しをして平成28年度の年割額を13億1,878万4,000円に、平成29年度の年割額を8億4,461万6,000円に変更するものでございます。

次に、第3表 繰越明許費補正でございますが、経済対策臨時福祉給付金給付事業1億1,755万9,000円、東海道街道環境整備事業2,600万円、舗装老朽化対策事業2,462万4,000円の3事業につきましては、国の補正予算により事業費の追加があったことから繰越明許するものでございます。また、野村布気線整備事業1億1,000万円につきましては、事業進捗により年度内に完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

次に、第4表 債務負担行為補正でございますが、来年度の年度当初から必要となります健康づくりのてびき発行事業など5事業について、本年度中に契約を行い、事業を進めるために債務負担行為の追加をいたしました。

また、変更の校務用サーバー等賃借料につきましては、契約額に合わせ限度額の変更を行うものでございます。

第5表の地方債補正でございますが、川崎小学校改築事業における事業費の前倒しに伴い地方債の変更をいたしました。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら順次ご説明をいたします。

まず、今回の補正予算におきましては、人件費の補正を歳出の各費目で行っておりますが、個々の説明は省略をさせていただきます、給与費明細書においてご説明をさせていただきたいと存じます。

58、59ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の特別職の比較欄、計の合計欄で480万1,000円の減少となっておりますが、これにつきましては、年度途中の教育長就任によるものが主な要因でございますが、このほかにも長等3役及び議員について期末手当の増額を行っておりますことから、減少となったものでございます。

次、中段の一般職の総括の比較欄でございますが、給料で3,031万4,000円の減額、職員手当で7,978万2,000円の増額、共済費で3,013万3,000円の減額によりまして、合計では1,933万5,000円の増額といたしております。

59ページをごらんいただきますと、給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、給料につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により332万円の増額、また育児休業者の増加等によ

りまして3,363万4,000円の減額となりまして、合わせまして3,031万4,000円の減額をしたところでございます。

次に、職員手当につきましては、勸奨退職者等の増による退職手当で7,518万4,000円の増額及び人事院勧告等に伴う期末勤勉手当の増額788万3,000円などによりまして、合計で7,978万2,000円の増額をいたしました。

次に、歳出でございますが、戻りまして19ページをごらんいただきたいと存じます。

下段の第2款総務費の一般職員人件費、退職手当でございますが2,799万1,000円でございますが、これにつきましては勸奨及び自己都合による退職者3名分の退職手当を計上いたしてございます。

次に、21ページをお願いいたします。

中段の自治会支援事業、集会施設建築等助成金583万9,000円の減額につきましては、本年度予定いたしておりました樺世町自治会の集会所建設が次年度へ延期をされたといったことなどから減額をしておるところでございます。

次の木造住宅補強事業1,726万4,000円につきましては、耐震診断、耐震補強、耐震補強計画、除却事業について、多くの助成要望に応えるために事業費の増額を行うものでございます。なお、財源といたしまして、歳入予算におきまして国及び県からの補助金を計上いたしてございます。

次に、27ページをごらんいただきたいと思っております。

第3款民生費、上段の一般事業2,515万3,000円でございますが、平成27年度の臨時福祉給付金事業費補助金や障がい者自立支援給付費等負担金の確定に伴う国・県への返還金を計上いたしました。

次に、中ほどの経済対策臨時福祉給付金給付事業1億1,755万9,000円につきましては、国の補正予算より追加された事業でございまして、給付金1人当たり1万5,000円の7,000人分の事業費とそれに係る事務費でございます。なお、年度内に事業が完了できませんので、繰越明許費をあわせて計上いたしてございます。

次に、29ページをお願いいたします。

上段の障がい者の自立支援事業4,550万円につきましては、利用者の増加により介護給付費等を増額いたしました。

次の地域生活支援事業120万円につきましても、利用者の増加により業務委託料を増額いたしてございます。

次に、中ほどの老人福祉費で、一般事業、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,003万6,000円につきましては、市内の小規模福祉施設4施設が設置をするスプリンクラー設備や火災報知設備などに対し国が交付する交付金でございまして、市を経由して交付金を交付するものでございます。

次の養護老人ホーム措置事業405万円につきましては、入所者の増加によりまして措置費を増額いたしました。

次に、下段の施設管理費500万円につきましては、あいあいのトイレや浴場における緊急修繕が必要となりましたので、修繕料を増額したところでございます。



次に、31ページをごらんいただきたいと存じます。

中ほどの地域子育て支援センター費85万9,000円につきましては、国・県の補助基準の改正により補助金を増額いたしました。

次の民間保育所補助費、障がい児保育事業費補助金88万1,000円につきましては、特別児童扶養手当の支給対象児童が増加したため、補助金を増額いたしてございます。次の業務効率化推進事業補助金6万4,000円につきましては、ちびっこかめやま園が事故防止等のために設置をする監視用ビデオカメラの設置費に対し、補助金を交付するものでございます。

次に、小規模保育事業施設整備事業2,400万円につきましては、民間の小規模保育事業施設の開設費用に係る補助金でございまして、今回、亀山愛児園が施設を開設するに当たり、補助対象事業費の上限3,200万円の4分の3の補助金として、2,400万円を計上いたしました。

次に、33ページをお願いいたします。

中段の保育所費、施設管理費150万円につきましては、保育所の遊具の保守点検によりまして早期に修繕をする必要箇所があるため計上いたしてございます。

次の、心身障がい児の自立支援事業1,430万円につきましては、利用者の増加により介護給付費等を増額するものでございます。

次に、35ページをお願いいたします。

中段の生活保護費でございますが、扶助費2,000万円につきましては、保護世帯の増加などにより増額をしたものでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

第6款の農林水産業費、中段のほうで農地中間管理事業130万7,000円につきましては、農地中間管理機構が実施をいたします担い手への農地集積と集約を図る事業でありまして、今回小川町今里地内において、株式会社せせらぎの里営農組合への農地集積に協力する地域及び農業者に対し、市を経由して交付するものでございます。なお、協力金につきましては国費が10分の10でございます。

次の中山間地域等直接支払事業34万2,000円につきましては、推進交付金の確定による事務費の減額、また交付金につきましては、各地域との協定内容が確定したことにより、交付金の不足分を増額いたしてございます。

次に、41ページをお願いいたします。

上段で、市単土地改良事業110万円につきましては、本年8月に故障をいたしました山下町の鍋田揚水ポンプの改良工事を年度内に施行するために計上したものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

第8款土木費、中段でございまして、道野12号線整備事業522万4,000円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金の補助対象事業費の決定によるもので、次の東海道路環境整備事業2,100万円につきましては、国の補正予算による事業費の追加により増額をいたしたものでございます。

下段の道路舗装復旧事業890万円の減額につきましては、水道事業における計画見直しにより舗装復旧工事負担金を減額いたしました。

次に、47ページをお願いいたします。

上段の第9款消防費、一般職員人件費のうち退職手当で4,692万1,000円計上してございますが、これにつきましては勸奨退職者2名分を計上したところでございます。

次の庁舎管理費380万円につきましては、緊急修繕といたしまして消防庁舎1階の空調機等のふつごうによる修繕料を計上いたしました。

次に、49ページをお願いいたします。

第10款教育費、中段の私立学校等助成事業127万7,000円につきましては、補助対象者数の増加等に伴い私立幼稚園就園奨励費補助金を増額いたしました。

下段の川崎小学校改築事業4,558万4,000円につきましては、国の補正予算により28年度の補助対象事業として事業費が追加されたことから、工事請負費の増額を行ったものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

上段の小学校費の情報教育推進事業2,624万5,000円の減額及び下段に中学校費の情報教育推進事業1,107万円の減額につきましては、校務用パソコン、小・中で332台とタブレット型パソコン、小・中で50台の購入に係る入札差金等を減額いたしましたものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。

中段の幼稚園費の施設管理費100万円につきましては、幼稚園の遊具の保守点検によりまして早期に修繕をする必要箇所があるため計上いたしました。

次に、55ページでございますが、中段の文化振興費、施設管理費210万円につきましては、緊急修繕といたしまして、文化会館大ホールにございますグランドピアノ2台の弦を交換するための修繕料を計上いたしました。

その下の体育施設費、施設管理費130万円につきましても、緊急修繕として西野公園体育館器具庫内に設置をされております荷物用リフトの修繕料を計上いたしました。

次に、57ページでございますが、上段の青少年健全育成費5万円につきましては、青少年健全育成のためにご寄附をいただきましたので、横断旗を購入しようとするものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、11ページをお願いいたします。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税の交付額が決定しましたので、1億9,643万1,000円の増額をいたしました。

次に、第14款国庫支出金でございますが、障がい者自立支援給付費負担金2,990万円、次の生活保護費負担金1,500万円につきましては、それぞれ補助対象となる事業費の増加により歳入の増加を行うものでございます。

次の学校改築事業費負担金2,973万5,000円及び13ページでございますが、中ほどの学校改築事業費補助金1,845万3,000円につきましては、川崎小学校改築事業に係る交付決定により増額いたすものでございまして、当初の交付決定見込みに対する増加分と国の補正予算により追加した事業費に対する増加分でございます。

それと、13ページ上段のほうに総務管理費補助金、社会資本整備総合交付金627万1,000円につきましては、歳出予算で増額をいたしました木造住宅の補強事業の財源として増額計上するものでございます。

次の臨時福祉給付金事業費補助金1億500万円及び臨時福祉給付金事務費補助金1,255万9,000円につきましては、国の補正予算による給付金の財源として追加交付されるものでございます。

次の保育所等改修費等支援事業補助金2,130万円につきましては、小規模保育施設を開設する亀山愛児園に対して交付する補助金の財源として交付されるものでございます。

次の道路橋梁費補助金、社会資本整備総合交付金867万6,000円につきましては、道野12号線整備事業の事業費の減及び東海道路環境整備事業に対する国の補正予算による事業費の増のために交付金額を増額したものでございます。

次に、中段の第15款県支出金でございますが、障がい者自立支援給付費負担金1,495万円、次の生活保護費負担金260万円につきましても、それぞれ補助対象となる事業費の増加により、国庫支出金に準じて増額補正を行うものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

上段の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,003万6,000円につきましては、小規模福祉施設が設置をするスプリンクラー設備等の交付金の財源として計上いたしました。

次の農用地利用集積特別対策事業費補助金130万7,000円につきましては、株式会社せせらぎの里営農組合への補助金の財源として計上いたしてございます。

次のみえ森と緑の県民税市町交付金231万1,000円につきましては、川崎小学校改築事業における内装の木材利用に伴い交付決定を受けたため計上したものでございます。

下段の第18款繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、地方交付税の増額や前年度繰越金の計上などによりまして財源調整を行いまして、5億3,913万円を減額いたしました。

次に、17ページをお願いいたします。

中ほどの第19款繰越金、前年度繰越金2億5,866万円につきましては、前年度繰越金の未計上額の全額を計上いたしてございます。

次の第20款諸収入の消防費雑入、県市町村振興協会交付金1,403万円につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年で行いました消防救急デジタル無線の活動波整備に対し、公益財団法人三重県市町村振興協会から交付されます整備支援交付金を計上いたしたところでございます。なお、交付金は29年度においても同額が交付されることとなっております。

次に、下段の第21款市債の学校教育施設整備事業債2,160万円につきましては、川崎小学校改築事業に係る補助対象事業費の追加に伴い増額をいたしました。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

73ページをお願いいたします。

歳出でございますが、上段の第1款総務費の一般職員人件費146万5,000円の減額につきましては、人事異動等による減額でございます。

次の第2款保険給付費の退職被保険者等療養給付費3,074万6,000円、次の診療報酬審査支払手数料50万円、めくっていただきまして、退職被保険者等高額療養費1,068万4,000円につきましては、それぞれ給付費等に不足が見込まれますので増額をしたところでございます。

中段の第6款介護納付金977万7,000円の減額につきましては、執行見込みにより減額するものでございます。

次に、下段の第9款諸支出金の過年度負担金返還金3,224万6,000円につきましては、平成27年度の療養給付金等国庫負担金等の確定による返還金を計上いたしました。

戻っていただきまして、歳入ですが、71ページをお願いいたします。

上段の第5款療養給付費等交付金3,843万1,000円につきましては、歳出で増額をいたしました療養給付費等における財源として計上いたしました。

次の第8款繰入金の一般会計繰入金146万5,000円の減額につきましては、人件費の減額に伴い、減額をするものでございます。

下段の第10款繰越金でございますが、前年度繰越金2,596万8,000円を計上いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、87ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第1款総務費の一般職員人件費37万8,000円につきましては、人事異動等に伴う増額でございまして、一般会計からの繰入金を財源としております。

下段の第3款諸支出金の一般会計繰出金266万3,000円につきましては、前年度繰越金を財源といたしまして、前年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしております。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、97ページをお願いいたします。

歳出でございますが、第1款事業費の一般職員人件費234万5,000円につきましては、人事異動等により増額をいたしました。

戻っていただきまして、95ページでございますが、上段の第2款使用料及び手数料の農業集落排水施設使用料388万円の減額につきましては、使用者数が見込みよりも少なかったことから減額をいたしてございます。

次の第5款繰入金の一般会計繰入金964万6,000円の減額につきましては、前年度繰越金の計上などによりまして、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

下段の第7款繰越金でございますが、前年度繰越金の未計上額1,587万1,000円を計上いたしました。

次に、水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、99ページをごらんいただきたいと存じます。

下段の債務負担行為の補正でございますが、去る11月1日に東邦ガス株式会社と安楽川能褒野橋河底推進工事の共同施行に関する協定を締結いたしましたので、当協定書に基づき既に定めた債務負担行為限度額の変更を行うものでございます。

次に、101ページでございますが、中段の資本的収入では一般会計からの工事負担金の精算等によりまして、235万8,000円を減額いたしました。

次に、下段の第1款資本的支出につきましては、能褒野橋・鹿島橋配水管改良工事2,500万円を増額計上いたしてございます。

次に、公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、111ページをお願いいたします。

収益的収入の第1款下水道事業収益、中段の国庫補助金では社会資本整備総合交付金の決定によ

り300万円の減額、また雑収益では、流域下水道事業負担金還付金及び退職給付引当金の戻入の計上などによりまして、3,558万3,000円を増額いたし、収益的収入及び支出における補正の結果から、一般会計負担金6,971万9,000円の減額と一般会計補助金871万5,000円の増額をそれぞれ計上いたしてございます。

次に、112ページでございますが、収益的支出の第1款下水道事業費用では、平成27年度決算の確定により、減価償却費については473万7,000円の減額、また企業債利息については2,000万円の減額をいたしております。

次に、113ページでございますが、第1款資本的収入では、公共下水道整備事業の財源内訳が確定したことから、公共下水道事業債については1,280万円の減額、国庫補助金である社会資本整備総合交付金については475万円の増額をいたしました。

また、受益者負担金につきましては、本年度供用開始をいたしました地区において一括納付が多かったことから、2,600万円の増額をいたしております。

資本的収入及び支出における補正の結果から、一般会計負担金569万4,000円の増額と一般会計補助金2,345万5,000円の減額をいたしたところでございます。

次に、114ページでございますが、第1款の資本的支出では管渠整備費において人事異動等により給料等の人件費を減額、また工事負担金等652万円につきましては、水道事業への工事負担金を増額いたすものです。

最後に、病院事業会計補正予算（第2号）でございますが、123ページでございます。

これにつきましては、医事業務委託料につきまして経費の削減を図るため、平成29年度から平成31年度までの3カ年の複数年契約といたしたいため、債務負担行為を追加いたしましたものでございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（中村嘉孝君）**

副市長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中村嘉孝君）**

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす26日から12月5日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中村嘉孝君）**

ご異議なしと認めます。

あす26日から12月5日までの10日間は、休会することに決定しました。  
次の会議は12月6日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。  
本日はこれにて散会します。

(午後 2時32分 散会)



平成28年12月6日

亀山市議会定例会会議録（第2号）



●議事日程（第2号）

平成28年12月6日（火）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第80号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

議案第82号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第83号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について

議案第85号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

議案第86号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第87号 亀山市産業振興条例の一部改正について

議案第88号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第89号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第90号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第91号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第92号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第93号 平成28年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第94号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第95号 平成28年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

議案第96号 財産の取得について

議案第98号 指定管理者の指定について

議案第99号 指定管理者の指定について

第 3 請願第 6号 秩序ある大規模商業施設の立地等を誘導するまちづくりを求める請願書

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君

9番	森 美和子 君	10番	鈴木 達夫 君
11番	岡本 公秀 君	12番	宮崎 勝郎 君
13番	前田 耕一 君	14番	中村 嘉孝 君
15番	前田 稔 君	16番	服部 孝規 君
17番	小坂 直親 君	18番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井 義之 君	副市長	広森 繁 君
企画総務部長	山本 伸治 君	財務部長	上田 寿男 君
市民文化部長	坂口 一郎 君	健康福祉部長	佐久間 利夫 君
環境産業部長	西口 昌利 君	建設部長	松本 昭一 君
危機管理局長	井分 信次 君	文化振興局長	嶋村 明彦 君
関支所長	久野 友彦 君	子ども総合センター長	伊藤 早苗 君
上下水道局長	草川 博昭 君	市民文化部参事	深水 隆司 君
健康福祉部参事	水谷 和久 君	会計管理者	西口 美由紀 君
消防長	中根 英二 君	消防次長	服部 和也 君
消防署参事	平松 敏幸 君	地域医療統括官	伊藤 誠一 君
医療センター事務局長	落合 浩 君	地域医療部長	古田 秀樹 君
教育長	服部 裕 君	教育次長	大澤 哲也 君
監査委員	渡部 満 君	監査委員事務局長	宮崎 吉男 君
選挙管理委員会事務局長	松村 大 君		

●事務局職員

事務局長	松井 元 郎	議事調査室長	渡邊 靖 文
書記	村主 健太郎		

●会議の次第

（午前10時00分 開議）

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

なお、平松消防署参事は、公務のため本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願

います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑にあっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 新 秀隆議員。

#### ○4番（新 秀隆君登壇）

おはようございます。

12月議会第1番目ということで、発言許可をいただき、ありがとうございます。

それでは早速、議案質疑のほうに入らせていただきます。

内容は、通告書のと通りの順番でいきたいと思えます。

まず初めに、議案第84号亀山市税条例等の一部改正についてでございます。

まず、今回は一部改正ということで、附則第10条のスイッチOTC、こちらの薬の控除についてということで上げさせていただいております。

これは、そもそもセルフメディケーションの税制、以降はちょっと長いので同税制と申させていただきますが、こちらのほうが厚労省のほうからもさまざまな提示がございまして、そういう中を見ても、同税制の中でおっしゃっております品目の一覧を見ましても1,525とか、そして成分名ごとの品目でいっても80品目とか、非常にとても覚えられるような品目ではございませんが、それにつきまして、このスイッチOTC医薬品の有効成分というのも、3月31日時点の案内の中を見ましても、ナンバー1のアシクロビルとかという薬品、そしてこれがトータルで82のロペラミド、非常に何か舌をかみそうな薬品の名前も参列しておりますが、私どもは専門家ではございませんので、この薬品等々がございまして、これが今回の税制の一部改正にどのように影響してくるか、このスイッチOTC医薬品はどのような薬品なのかということをお示ししたいと思えます。

#### ○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

#### ○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、新議員からご質問のございましたスイッチOTCの薬品はどのようなものかということで、答弁をさせていただきたいというふうに思えます。

スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用からドラッグストア等で購入できるように転用された医薬品で、風邪薬とか胃腸薬、肩凝り、腰痛、関節痛の湿布薬などがあり、全体で1,500品目となっているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほど申された分、また全体で1,500品目ということでございますが、素人目で言うドラッグストアで問診等によって出していただくような薬というふうに理解はしているんですけど、こちらについて、今後の税制の措置につきまして、従来の医薬品の控除と、今回、この一部改正によってまいりました件につきまして、所得控除等々があると思うんですけど、こちらについてはどのような形で市民の方は控除に対する申請等を進めていけばよろしいのか、具体的な方向性をお示してください。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の改正においては、現在の医療費控除とは別に、適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、スイッチOTC医薬品を購入した場合に、その年中に支払った対価の額の金額が1万2,000円を超える場合、その超える部分の金額をその年分の総所得金額等から控除する医療費控除の特例が新たに創設されたものでございます。

なお、この特例の適用を受ける場合には、従前の医療費控除は受けることはできなくなります。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、部長にご説明いただきましたのは、従前の医療費控除は受けられなくなるというふうなのはわかるんですけど、その辺がどのような、並行して申請するというふうに理解しておるんですが、その点につきまして、もう少し詳細なところをご説明ください。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

少し詳細にと言われますので、今までの医療費控除は10万円を超える金額が医療費控除になるというふうに皆さん方はご存じだというふうに思いますけれども、今回のセルフメディケーションの控除については別扱いになります。今までは10万円以上の医療費控除が対象でしたけど、今度は1万2,000円以上の控除が対象になって、今、スイッチOTC薬だけで1万2,000円を超えた場合が所得税から控除されることになります。

そういうことで、今までの医療費控除とは合算もできませんし、別の扱いで、スイッチOTCの今回の医療費控除をすると、今までの病院へかかった領収書等の10万円を超えた場合は申請ができなくなりますので、それまでに病院にかからず、病院の指導のもとにスイッチOTC薬で利用している場合、1万2,000円を超えた場合、その対象になってくるという形で、そのような人が、10万円までのそういう薬ばかりを使うておる人が対象になってくるということになりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

全体では、8万8,000円を限度額とするということになっておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

よくわかるような形で説明いただきました。ということで、やっぱり混乱をちょっと招きそうなところもあるんですけど、丁寧な形でご説明いただきたいなあと思います。

それでは、次の議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正についてに入らせていただきます。

今回の改正につきまして、経緯、背景等をご説明いただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

今般の条例改正に至る経緯等でございますが、本奨励制度は、本市が県のクリスタルバレー構想の拠点施設として、大手液晶関連企業の誘致やその関連企業の集積に寄与するとともに、市内中小企業者等の事業活動を促進するなど、これまでに波及効果を含め、市の産業振興に一定の成果をもたらしてきたところでございます。一方、今後、人口減少社会において、本市の産業の持続性を高めていくためには、地域産業の活性化や就労の場の確保、税収の確保に向け、地方創生の取り組みを進めていく必要がございます。

こうした中、本条例は、来年でございますが、平成29年3月末に終期を迎えますが、民間産業団地亀山・関テクノヒルズを初めとした産業拠点への企業誘致や、市内企業の事業活動に対する積極的な支援を継続する必要があるというところから、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえて制度を改正するため、所要の条例改正を行わせていただくものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、部長のほうから説明がありましたように、クリスタルバレー構想等々で亀山市への企業誘致活動の一環の一つだと思っております。

その中で、過去におきまして何件といいますか、何社というか、その辺の実績をお伺いできますでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この条例によります過去の奨励金交付の実績は、7社、9件でございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

7社、9件ということで現在を迎えておるというご報告でした。

続きまして、第2条第6号に書かれております移転についてでございますが、対比表をごらんいただきましても、こちらのほうには、改正前におきましては、公共事業によるものを除くというふ

うな形で表現されておりましたが、今回の改正によりその文言、そのというのは公共事業によるものという文言が削除されたということでしたが、ここでおっしゃっております公共事業によるものとはどのような事案を指されているのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

公共事業そのものをまず説明させていただきますと、公共事業とは、道路などのインフラ整備や公園の建設など、国や地方公共団体が行う事業でございますが、こうした公共事業に伴って市内企業が移転する場合でございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

大体、公共事業というのはそのようなものだと理解しておるんですけども、今回、この公共事業を対象に加えたという形の改正でございますが、対象に加えた目的について、またメリットと申しますか、その点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでは公共事業による移転は対象外ということであったわけですが、そうなりますと、市内の移転対象事業者が市外へ流出する場合もございますので、今回の改正につきましては、移転事業者の市外流出による市内産業の空洞化を防止するという観点から、新たに奨励対象といたすものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

その点が次にもちょっとかかわってくるところでございますが、3つ目でございますが、第3条の第3項、奨励金の対象事業者としない場合についてでございますが、今までは1回きりということございましたんですけど、これからはこの改正によりまして次があるというふうな、もちろんこちらにおきましては対象となる金額等が随分小さくもなっているという見直しもあるとは思いますが、再度対象にされるということでございますが、過去に既に実施された対象業者に対して、もう一度あると。

皆さんの記憶にあるところでは、いろいろな背景があった企業も中にはあると思います。そういうところにつきまして、少し疑問を感じるというふうな点もあると思うんですけど、こういう市民の感情的なものと申しますか、この辺については行政としてはどのように捉えておられるのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回、今まで対象外としておったということですが、先ほども申し上げたように、今までの交付実績については7社、9件ということですので、過去に複数回交付させていただいた企業もごさいます。

今回対象外とするのは、第3ランクの措置を講じられていた事業者。具体的に申し上げますと、45億を交付させていただいたシャープでございますが、今回、第3ランク及び第2ランクを廃止することによりまして、奨励金の上限額を一律3億円に引き下げることに伴います。

当該企業につきましては、他の立地等を行う企業と同様の取り扱いを、3億円に下げるということからするものでございまして、例えば、既に第3ランクの交付のありました工場は対象になりませんが、同一敷地内に新たに工場を増設するとか、別の敷地に新たに工場を建てて設備を投資するとか、そういう場合には、指定要件を満たせば対象となるといったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、部長のご説明もございましたが、第3ランク、こういう形で公平な形をとっていくことによって均一性が図れるのかなあとというふうな理解をさせていただきます。

では、ここのセクションの最後のところでございます。

第11条でございます奨励金の返還について、この辺はうたってございましてところでございまして、最終的には市長の判断という形はあると思うんですけど、今回、条例に対応できる業者であれば返還できる。いろいろ事業の縮小によりとか、本社が、例えばですけど東京にあって、亀山地内から工場を撤退とか、そういう場合にはきちっと対応できる場所もあると思うんですけど、この点についての返還の基準について、第11条から拝することはできるんですけど、再度、ここで基準についてお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回、返還を求めることができる期間については明記をさせていただいたところでございますけれども、返還に係る基準については定めることはいたしません。仮に、今回定めた10年以内に事業の廃止や休止があった場合であっても、立地等によりもたらされた税収や雇用創出の効果を踏まえまして、その時点において条例第1条に規定する目的に十分寄与したかどうかを判断いたしまして、返還を求めるかどうかを決定いたしたいというふうに考えております。

したがって、返還を求める額についても、一律にルール化するのではなく、そのケースごとに立地等に伴う効果を判断して適正な額を算定いたしたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろ、先ほど申した基準等についてはもう一回話をお伺いしたいところがあるんですけど、次に、実際に倒産等によって対象者がもう定められない、いない、わからないというふうな事態になった場合、こちらに対する場合の事業所に対する対応は、市としては先ほどの西口部長のお話し

やるようなケース・バイ・ケースで状況を考えていくんだとはありますが、それに対して市が満足するような状況ではなく、実際に返還の対象となり得る会社があった場合、こういう場合に対して、裁判を起こしてでも徹底して回収していくのかとか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、今、議員は最初に企業の倒産の場合とかというふうにおっしゃいましたので、そういう場合には、企業に返済能力がなくて、必ずしも奨励金の返還がなされないケースもあるかも知れません。しかしながら、10年間の規定を設けることによりまして、例えば企業の事業集約とか事業奨励となった事業所が廃止された場合であっても、必要に応じて事業所へ返還請求ができるとともに、事業所の集約等を検討する企業には、市内事業所を存続していただく一定の判断材料になり得るのではないかとこのように考えておるところでございますので、返還を求めらるかどうか、その返還額はどうかについては、今、議員みずからおっしゃいました、そのときのケース・バイ・ケースといいますか、費用と効果を検証することになるかと思いますが、一定の抑止効果はあろうかというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほど西口部長の説明にもございました、最後に抑止効果もあるのではないかとこの点でございますが、今回、10年間の事業評価等々がありまして、3年で支払いというものもあるんですけど、こういうところにつきまして、亀山市として奨励金の申請を許可というか、適用をさせていただいた企業に対して、市としてはただ出した、終わった、いなくなったではなく、行政としてどのようなかわりを持って企業とおつき合いをしていくのか、その点について何らかを講じる考えがあるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今のご質問の趣旨は、奨励金交付期間の3年間、あるいは返還を求めらる期間の10年間、企業をどう見守っていくのかというお尋ねだと思いますが、奨励金の交付期間中におきましては、各年度の奨励金交付申請に当たりまして、指定要件である投資額とか新規雇用者等について確認を行うのは当然のことでございます。

引き続き指定事業や雇用が継続されていることを確認しつつ、奨励金の交付終了後におきまして、当該制度に基づいた確認は、実際のところには行わないところでございますが、市内経営事業者でありますことから、情報の収集は3年、10年間問わず、常に行っているといったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。



○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

もう出しっ放しではなく、先ほど西口部長から答弁いただいたように、やはり目をかけていく、そして期間が、3年が終わって10年までの間も情報収集にかけると、これがひいてはやっぱり亀山市内の企業の育成にもつながってくるのではないかと私は思います。

この点は、以上で終了させていただいて、最後の議案第89号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

こちらの中におきまして、今回は1点だけ、第2款総務費、第1項総務管理費、第13目災害対策費、木造住宅の補強事業についてでございます。

こちらは以前より耐震関係で、非常に近年におきましては南海トラフ等々がございます。こう言ってみますと、やはり阪神・淡路が平成7年と、東日本大震災が平成23年、そして熊本地震が本年度の4月にも起こりましたが、こういうことを見ていまして、亀山市というのは海から少し離れておりますので津波等の心配はございませんが、やはり住宅、昭和56年5月31日以前に建築されたもの、これに対して非常に亀山市も手を入れていただいているとは存じ上げておるところでございます。

過去におきまして、ずうっと拾って見たんですけど、予算的に、決算で上がってきますと、やはり通年は大体5,000万から7,000万ぐらいなんですけど、やっぱり23年の東日本大震災の後、翌年の平成24年につきましては1億6,000万という予算が組まれて執行されております。

こういうところにつきまして、今回、当初予算におきましては6,000万ほどの予算でございまして、今回、補正の予算額といたしまして1,726万4,000円という金額が補正のほうで上げていただいておりますが、こちらにつきまして、どのような経緯によってこの金額的なものが捻出されてきたのか、お伺いいたしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

おはようございます。

木造住宅の補強事業につきましては、本年4月に策定をいたしました亀山市耐震改修促進計画に基づき、先ほど議員申されましたように、発生が危惧されております南海トラフ地震を初めとした巨大地震等による大規模災害に対応するため、また木造住宅の耐震化に対する市民の皆様方のニーズに応えるべく、事業を展開しているところでございます。

本年度におきましても、計画的な事業展開を図る中、ホームページや市広報による啓発、防災に関する出前講座や防災訓練、また亀山耐震推進委員会の皆様方のお力をおかりいたしまして個別訪問等、さまざまな活動により当初予算を上回る件数が見込まれるため、増額補正をお願いするものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今、局長のほうからご説明があったように、私も、やはり年々、ここの金額については非常に気

になるところでございます。

そういう中におきまして、県・国等の、今現在も国土強靱化計画等々を国の中では進める中におきまして、建設も絡んでくると思うんですけど、そういう中におきまして、危機管理面におきまして、やっぱり家屋は人間が常に暮らすところでございます。そういう中におきまして、やはり耐震はとても大切なことだと思うんですけど、今回、現時点での……。

その前に、昨年、27年度の評価の中でも、耐震診断につきましては、計画に対しましてちょっと足らなかったとか、あと、耐震補強計画数とか耐震補強工事数、そして除却工事数は、全て計画に対してクリアはされておると思うんですけど、こういうようなところを踏まえまして、緊急耐震対策事業フローということで市のほうも、ちょっと見えないかわかりませんが、さまざまな補助的なことで今回の予算にも絡んでくるところであるんですけど、現時点におきましての申請件数、これにつきまして、ある程度数値的なことはつかんでおられて、来年度の、28年度の3月までに完成しなくちゃいけないという工事、事案等につきまして、予測も含めて、ちょっとお時間もございますので、現時点での申請件数の把握状況、そして年内での申請の予測、クリアできるかどうかというところについて、ちょっと疑問点をお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

現在の申請件数でございますが、先ほど議員申されましたように、当初予算でおおよそ6,000万円ほどの予算要求をお認めいただく中、事業を展開しております。例えば、耐震診断でございますと、130件の予定数をほぼクリアしておりますし、補強計画においても26、補強工事も25、除却工事も23ということで、それぞれお認めいただいた数値はほぼ見込めるということでございます。

今回ご提示申し上げますのは、耐震診断で20件の増、補強計画で8件の増、補強工事で6件の増、除却工事で22件の増ということで、それぞれ国・県等の補助金を勘案する中で、現在、冒頭に申し上げました亀山市耐震改修促進計画、これは平成32年度末までに90%を超えようというものでございまして、これらの目標値を視野に入れながら、先ほど申しましたことの繰り返しになりますが、市民の皆様方のご要望であったり、耐震関係業者からの情報収集であったりということをお勘案する中での提案でございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

全てにおいて、数値的に申請数のアップという形を今ご説明いただきました。こういう形につきまして、亀山市の安心・安全のまちづくりに寄与していただきたいと思います。

最後に、緊急耐震対策の事業、こちらの広告でございますが、これにつきまして、今回、特に亀山市内業者であれば上限として40万円。そして、市外におきましても、補助金の上限を20万円というふうなところも、ことしもついてきておりますが、この点につきまして、市民の方へ、また企業の方に対し、建設関係に携わる方もあると思うんですけど、そういう方々に対する事業の周

知、こちらについてはどのような努力をされておられるのか、最後にお伺いしておきます。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

事業の周知の関係でございますけれども、冒頭申し上げましたように、主にホームページであったり市広報でというような啓発を進めておるわけでございますけれども、特に亀山市の特筆すべきところは、亀山市の耐震推進委員会、こちらというのは任意団体でございますけれども、非常に丁寧に各地区の耐震の状況を把握していただいております。これらの方々の情報をもとに、それぞれのお取り組みいただきたい市民の方々に丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。補助交付額が、いろんな形でご質問もいただきますので、そういったものを丁寧に説明する中で、安心・安全のまちづくりを進めていきたいと、かように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな新しい趣向を凝らして周知を徹底していただき、そして皆さんの大切な命、財産を守っていただけるような形で、いろいろな委員会等で頑張ってください、奇抜なアイデアも出てきたり、丁寧な対応、この辺が本当にこれから望むものでございます。

質疑でございますのでこれ以上のことは申しませんが、そういう点につきましても、安心・安全の亀山市をしっかりと訴えていけるような市づくりに努力していただきたいと思って、質問を終わらせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案質疑をさせていただきたいと思えます。

私の質疑は、議案第81号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について及び議案第82号亀山市職員給与条例の一部改正についてと、この2つの議案にまたがった形で質疑を展開していきたいと思えます。

私が当選をさせていただいて初めての平成26年12月議会でも、同じような質疑をさせていただきました。給与・期末手当の質疑であります。市長であるとか、知事であるとか、市役所の職員、あるいは議会が、報酬であったり手当、平たくいうと自分たちがもらうお金について、自分たちで減らしましょうとか、そういう施策というのは市民にとってわかりやすい政治姿勢の示し方の一つであるかなあと思うんですけれども、今、東京都の小池知事が給与を半額にしたりとか、鈴木知事が日本で一番給与の低い知事になろうとしたりというような具体例も多く見つかります。櫻井市長も、みずからの政治判断として給与の月額を削減されているんですけれども、今回のこの改正とその政治判断が矛盾をしないのかというところで質疑を行います。

この疑問点は前の質疑と同じなんですけれども、この議会が終われば、年が明けてすぐに市長選

挙もあるんですけども、櫻井市長は立候補されるということを表明されていまして、選挙直前ということも踏まえていただいて、この質疑の答弁を通して、みずからであるとか市の職員に対する待遇に対しての考え方をわかりやすくご答弁いただければと思います。

では、最初の質疑なんですけど、まず改正の理由について、こちらは人事院勧告に基づいて行われていると思うんですけども、まず理由について伺います。

○議長（中村嘉孝君）

1 番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

特別職の期末手当の支給月数を引き上げる今回の条例改正案につきましては、議員ご指摘のとおり、人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準拠し、市の一般職との均衡を基本として改定を実施するものでございます。

特別職の期末手当につきましては、これまでからこの考えを基本としてきており、民間の給与水準が上回る場合だけでなく、下回る場合におきましても、同様に市の一般職の給与改定の取り扱いに準じ、改定を実施してきたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

想定していたとおりのご答弁でありまして、これまで人事院勧告に基づいてそういった特別職の期末手当についても改正をしてきたというようなことでしたが、これはこれまでほとんど従ってきたということだったんですが、この直前の人事院勧告について、まず議会の、今回、別の議案なんですけど、議員のほうの手当についても議案が上がっているんですけども、議会のほうが上げないということを踏まえた上で、じゃあ市長、副市長も上げないでおこうかというような判断があったと聞いているんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

昨年のお話だと思いますが、これまでから、特別職及び議員の期末手当につきましては、双方の均衡を保持する、そういった考え方で今日まで改正を進めてきたところでございます。

昨年につきましては、議員ご所見のとおり、議会の意思を受け、この均衡の考え方に重きを置いたことで、双方の期末手当の引き上げを見送ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

確認させていただいたとおり、見送ったこともあると。この答弁によりまして、亀山市のほうでこれに従うか従わないかという判断がやっぱりできるということがわかったかなと思います。

早速、本題のほうに入っていきたいんですが、2つ目、市長と副市長は、現在、条例の附則で給

料を減額しています。今回の期末手当の引き上げとは矛盾をしないのかという大きなテーマなんですけれども、まず政治判断として、市長、副市長は在職期間中の給与の月額を減額しているんですが、改めてその内容について、例えば月額幾ら減額していることになるのか。これは市長についてだけで結構です。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市長の給料月額は、まず条例の本則では99万5,000円というふうになっておりますが、これも議員ご指摘のとおり、平成23年4月以降、給料月額を5%減額いたしまして、市長の月額が4万9,750円減額となりまして、94万5,250円ということになっております。この減額措置により、期末手当も含めて、市長は年間で約83万円の減額が行われておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私も手元に資料でいただいているんですけども、月額99万5,000円だったところを5%削減されて94万5,250円を受け取られていると。

この質疑で明らかにしたいのは、この金額が市長にとって高いのか安いのか、価値がどうなんだという議論ではなくて、月額のほうで削減をしているにもかかわらず期末手当は上げるという、この2つが矛盾ではないのかということなんですけれども、さっきお答えいただいたとおり、4万9,750円が月額からそれぞれ削減されていると。

では、今回の期末手当の引き上げで、これは幾ら上がることになるんでしょうか。これは、数字はいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の引き上げによりまして、市長で約0.1カ月の引き上げというふうになりますので、約8万程度ということでございます。

（発言する者あり）

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

大変失礼をいたしました。

市長は、今回は11万3,430円の増額ということになります。失礼をいたしました。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今回の引き上げで、市長の期末手当は11万3,430円引き上げられていると。さっきの月額

は4万9,750円なので、約2.28カ月分の削減額が今回の改正で上がってしまっているという  
ような事実になると思います。

ここで市長にお伺いしたいんですけども、これは前回の質疑でも同じことを申し上げておるん  
ですが、手当って、これはボーナス、つまりお金なんですよ。給与もちろんお金でもらうんで  
すけれども、この給与の月額を減らして期末手当をふやしています。しかも、市長の政治判断とし  
て5%減らしていくんだということを市民の方に示されておきながら、期末手当の額についてはふ  
えていると。この2つの事象は矛盾がないんでしょうか。

また、この給与月額を減らして期末手当を上げるという判断については、もちろんそうだと思う  
んですが、これはご自分でされているんでしょうか、お答えください。市長自身で判断してやって  
いることなのか、ご答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、私自身の給与減額につきましては、平成23年度からでございますけれども、これは私自  
身の判断によりまして行ってまいったものでございます。

それで、給料を減額して期末手当をふやすことに矛盾はないのかというご質問のご趣旨でござい  
ますのでお答えしたいと思います。まずこのたびの特別職の期末手当支給月数の改定につきまし  
ては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準拠した市の一般職の給与との均衡を基本とし  
て、これまでから実施をしてきたものでございます。ご案内のように、本市は人事委員会自体を設  
置しておりませんことから、その時々々の社会経済情勢や官民の給与格差を勘案した人事院勧告を判  
断材料として、また県下他市の状況等も参考とさせていただいて、最終的に行ってきたところであ  
ります。

過去をさかのぼりますと、平成16年度の期末手当の支給月数4.4月分から平成25年度3.9  
5月分と、この10年間でトータルでは0.45月分の削減を職員と同様に本市は行ってきたもの  
で、そういう経緯があることをご理解いただきたいと思います。

このように、期末手当の支給月数の改定は、特別職と一般職との給与の均衡を維持するために実  
施をいたしているものでございまして、市長みずからの判断の上、任期中に期間を限定して独自で  
減額を行っております給料の減額とは、これは分けて考えるべきものというふうに考えておるもの  
であります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、ご説明をいただいたわけなんですけれども、こうやって議会で伺って初めてそういっ  
た答弁が返ってくるというような事態なんですけれども、前回、こういった質疑をしているんです  
けれども、議員のほうから、しかも私だけでもないほかの議員からもこの改正について質問が上が  
っていますし、全国の自治体でいろんな議員が上げていいのかということを議論している内容であ

るんですけども、矛盾が出ているんじゃないかということも今回も前回も指摘をしているんですけども、こうやって議会で聞く前に、先に市民に説明をする必要というのは余り感じられなかったのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の、自治体としての意思決定の、議決機関としての議会でのこの場を通じまして、条例改正等々を議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただいて、その上で、その議論を通じて最終の意思決定がなされるものというふうに思っておるところでございます。

議員のご趣旨は、それ以前に市民の方に改定の趣旨、中身をお伝えせよということでございますが、当然、私どもは毎年、これは市長を初め、特別職の給与・期末手当、それから議員の皆様も含める特別職としての給与・期末手当、並びに職員の給与の現状につきましては、毎年、広報あるいはホームページ等を通じまして市民の皆様公開をし、それはお伝えをしておるのが現状でございます。

また、今回の案件の議論につきましても、人事院勧告を受けて各自治体がそれぞれの判断をしておりますことから、今日に至ります過程で、この議会の議論を通じてこれが決定をされる、そういう積み上げの中に今日があるということで、これはしっかり市民の皆様の見るところで決定をしておる、説明をしておるというふうに理解をいたしておるものでございますし、今後におきましても、その現状につきましては、市民にしっかり伝えていくということは、従来に引き続きまして今後も対応していきたいというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

この議会が終わった後なんか、広報ですとかホームページでお伝えいただけるんだという話がありました。

先ほど冒頭で申し上げたとおり、政治的な判断、戦略としては非常にわかりやすいものであると私も思いまして、だから市民の方の関心とかも寄せられやすいと思うんですけども、ぜひ、これは前も申し上げておるんですが、多分、後の質疑で、そもそも報酬等審議会を開かなくていいのかとか、前もそういう質疑をしたんですけども、そういう議論が出てくると思いますので、また多分、議会で質疑が来ればそのたびに答えればいいのかと思われているかもしれないんですけども、そういったところをご留意いただきたいと思います。

では3つ目、今度は財政の健全化の観点というところで質疑なんですけれども、今回、さっきは亀山市についてお伺いしましたが、三重県内のほかの市町でもこういった引き上げというのは行われているのか。日本全国どこでもこの議案がほぼ出ていると思うんですけども、まず三重県内のほかの市町で今回の引き上げを行っていないところというのはあるのか。それから、その理由というのは、財政的に厳しいためであるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の特別職の期末手当の率の引き上げに係る県内の各市の状況でございますが、県内14市中、改正予定につきましては9市、改正しない、いまだ未定も含めまして5市と聞いておるところでございます。

なお、改正しない、または未定の5市に対しましては、引き上げを行わない理由でございますが、当然、財政的な理由等もございまして、全てを把握しているところではございません。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは市長にお伺いしたいんですけども、亀山市も総論としては、財政は、今は少し健全かもしれないですけども、安心はできない、厳しいものになっていくんだろうというような見通しがいろんな市のほうから出される資料では見受けられるんですけども、今回、特別職の職員のこういった手当ですね。私のほうは、特に市の職員さんに関しては、上げられるときは上げてもらったほうがいいんじゃないかと。その分、高い対価をもらって、しっかり質の高いサービスをしてもらったほうがいいんじゃないかと私は考えるんですけども、今回の引き上げに対する考え方、特に職員のほうについて、市長にお伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご所見と同様の思いを持っておるところであります。先ほどもご答弁いたしましたけれども、特別職の期末手当の考え方自体は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与体系に準拠した市の一般職の給与との均衡や議員手当との均衡によりまして、これまで改正を行ってきたこととあります。この考えを基本として、民間の給与水準が上回る場合だけではなくて、下回る場合におきましても同様に一般職員の給与改定の取り扱いに準じて改定を実施してきたと。この10年間では、先ほどの0.45月分の削減を、職員も私どもも議会の皆さんも同様に行ってきたというふうに考えておるものでございます。

そこは一定の、先ほどの市民の皆様のご理解は得られるものというふうに考えておるところでありますけれども、組織の活性化、あるいは市の職員のモチベーションもあわせて、やはりそのところはしっかり担保しながら、そしてそのまた次への意欲につながるような状況をつくっていくということは、当然大変重要な要素であるというふうに認識をいたしておりまして、その意味からも今回、改正をお願いしたいというふうに思っておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

最初のほうのご答弁で、国の大きな人事院勧告の方針に従っていますよというところが主にメインになって、余り亀山市としての職員さんに対する待遇への思いというのは、最後のご答弁では余り聞けなかったのかなあとと思います。

こういった手当に関する質疑なんですけれども、やっぱり繰り返しになりますが、市民の方々に



とってわかりやすい議題であると思います。この議題をある意味うまく使っていて、一々こうやって議会で質疑をしなくても、先に手を打っていただければ、逆に市長にとっての戦略になっていく議題ではないかなあということを感じました。

少し早いんですけども、私のほうの質疑を終わらせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

1 番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時58分 休憩）

---

（午前11時07分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

通告に従い、質疑をさせていただきたいと思います。

質疑につきましては、議案第80号と議案第81号、いずれも関連がございますので、一括して質問をさせていただきたいと思います。

この議案につきましては、昨年度も一応提案される予定であったのが引き下げたと。そして、また今回、また再度出ておりますんですけど、その辺についての改正の経緯と今回提案された理由、去年取り下げたやつをまた再度今回出したということについての経緯と根拠についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、今回改正をさせていただく背景と趣旨でございますが、まずこれにつきましては、平成28年の人事院勧告による国の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の給与を改定することから、特別職及び議員の期末手当の支給割合についても同様の改正を行うものでございます。

それともう1点、改正の根拠でございますが、特別職の期末手当の改正につきましては、これまでから市の一般職との均衡を基本としながら実施してきたところでございまして、民間の給与水準が上回る場合、また下回る場合も同様に、一般職の給与改定の取り扱いに準じ、期末手当の改正を行ってきたところでございます。

また、議員の期末手当の支給月数につきましても、特別職の給与と議員の報酬の均衡という観点から、同様に引き上げを行うものでございます。

今回の特別職及び議員の期末手当の支給月数の引き上げにつきましては、これまでのこのような経緯を踏襲するような形で行うものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私が聞いたのは、その中身やなしに、なぜ去年は引き下げて、今回出して、それなら去年引き下げた理由は何ですか。

去年引き下げたやつを今回出したと。先ほど今岡氏の質疑に対しまして、議会の了解を得たようなことを言われたんですけど、決して議会は了解しておるわけではないんですよ。提案するについての相談はあったか知らんけど、相談した結果、去年は取り下げたと。ことしも提案権は執行部にあるんですけど、議会へは一応報告はあったにしろ、提案を出すのは執行権の権限ですよ。可決するかしないかは、審議するしないは議会で審議されるんですけど。

先ほど、議会と相談があったと言われたんですけど、あったから決めたわけでもなかろうかと思うんですけど、去年はなぜ取り下げ、ことしはなぜ提案されたか。その改正の中身はよろしいんですよ。去年取り下げ、ことしなぜ提案したかということをお聞きしておるんですよ。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特別職及び議員の期末手当につきましては、これまでから、双方の均衡を保持し、今日まで改正を重ねてきたところでございます。

昨年につきましては、確かに議会にご相談をさせていただいた上で、この均衡の考え方に重きを置いて、双方の期末手当の引き上げを見送ったものでございます。

また、昨年度は、北勢5市の自治体で、その取り扱いに違いがございましたが、本年度は北勢5市全ての自治体で改正を行いますことも理由に上げられるものと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それは理由にならんとお思いますわ。それは市長の判断、政治判断であって、北勢の近隣と整合を合わすということ自体は、市長の政治判断が非常に甘い、自分の判断がないということやと思うんですけど、ただ改定の背景と趣旨について、人勧に基づき、国に準じて一般職の給与改定をすることから、今回、支給割合を変えると。しかし、給与改定は、今回の人勧分は、月額給与を上げるということと、勤勉手当を一般職は上げるわけですよ。期末手当は上げていないんですよ。そんな通達はお出らんのです、人勧分は。

それで、今回も、次の条例で、一般職の勤勉手当と扶養手当等を第3に上げておるんですけど、一般職は期末手当を上げていないんですよ。なぜ上げていないのに特別職と議員は、期末手当と何ら明示していないんですよ。なのに、なぜ上げるんですかということですよ。

期末手当とは一体何なのかということをお、一遍お示し願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

勤勉手当・期末手当につきましては、ともに民間の賞与に見合うものといった性格を持つものであり、一律的な支給部分を期末手当、成績査定によって支給する部分を勤勉手当、このような形で支給するものと考えております。

ご質問のとおり、人事院勧告におきまして引き上げられる手当は勤勉手当でございまして、市の一般職はこれに準じて勤勉手当を引き上げるものでございます。一方で、特別職及び議員につきましては、この勤勉手当の支給に定めがないことから、勤勉手当と同じく民間の賞与に見合う性格を持つ期末手当を改定することで、これまでから一般職の給与との均衡を図るものでございます。

また、国の特別職、いわゆる大臣でありますとか国会議員でございまして、この期末手当につきましても今臨時国会にて改正をされており、その法案の提案理由は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の給与の額を改正する必要があると、このようにしております。こうした国の特別職の給与改正につきましても、今回、本市の特別職及び議員の手当を改正する根拠といたしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

期末手当と勤勉手当は一律に払うもんだと言うけど、期末手当と勤勉手当はおのずと違うわけですね。勤勉手当というのは、あくまでも生活補給金的な性格。要するに、年末について、生活が困るから、それにとって民間と均衡を図るといふ、あくまでも一般職員に準じて、一般職については期末手当で見るといふのが期末手当であって、だから勤勉手当というのは、あくまでもその職員の、一般職に対して、勤務状況、成績、評価査定もあるんだけど、それらによって甲乙をつけてするということなんですけど、勤勉手当については議案第82号で質問をさせていただくんですけど、おのずと期末手当については非常に自治法でも、確かに議員の期末手当の支給については自治法の第203条の第3項で示されております。しかし、その逐条解説を見ると、それにはかなり難しい状況があるので慎重にせえということが示されておる。

逐条解説につきましても、議会の議員に対する期末手当の支給については、問題もあるので慎重であるべきであるとの見方がある。つまり、そもそも期末手当とは、現在の給与体系からすれば、国または地方公共団体から生活給的色彩を持つ給与を受けている職員、例えば給料を受けて自己または家族の生計を維持している常勤職員についてなじむものであることからである。従って本条の適用については、額の決定、その他については慎重に考慮を払うべきであるというのが、これが自治法で定められた期末・勤勉手当と、議員、特別職に対して自治法で定められておるんです。

その趣旨を、あなた方は、期末と勤勉を一緒くたにして、人事院勧告はあくまでも一般職に対してなんです。特別職に対しては指摘しておらへんのです。だけど、それをうまく利用したような形で乗っかっておるといふだけであって、本来の期末手当・勤勉手当とはおのずと性格が違うんですわ。

だから、今回、市長が先ほど言われたように一般職に準じてって、一般職は期末手当はもらってないですよ。勤勉手当と月額給与を、民間格差は給与で是正しておるんですよ。それと勤勉手当で是正したというのが人勧なんですよ。

国がやで、国会議員であろうかと、そういう法の趣旨を踏まえた中を、今、市長の言うた、全て一般職に準じてうまく都合のいいところを利用しているだけであって、本来の期末手当ではないと。それには、やはり市長がどのようにこの期末手当を解釈して、法解釈をして、そして今の状況を踏まえておるのかということをお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご所見で自治法を引き合いに出されまして、少しお話をいただきましたが、勤勉手当・期末手当の今の解釈につきましては、さまざまな議論が当然あろうかというふうに思っております。

しかしながら、議員もご案内のように、国における特別職、国家公務員の給与の体系、そしてそれに準じた地方自治体の職員並びに特別職の給与体系、これはある意味長年の、これは我が国の制度、歴史もあろうかと思いますが、そういう積み上げの中で今日を迎えてきておるところであります。

したがって、先ほどからそういう流れを前提に、どういう考え方、根拠をもって私どもが考えを持っておるかというのは、今申し上げてきたところでもありますけれども、いずれにいたしましても、議員のご所見としてはその部分は理解をさせていただくところではあります。今回の改正につきましては、先ほど来より申し上げてまいりました国の国家公務員の人勤に基づきこれを尊重しながら、そしてまた国の特別職と公務員との均衡の状況も鑑みながら改正の判断をさせていただいたものでございます。

なお、私自身の給与の減額等々の措置は、また別の問題として今日まで対応させていただいてまいりましたけれども、この基本的な考え方は、今後におきましても私の判断で実行していきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

理解してもらったのなら、法的根拠がないということです。人勤分は、一般職員については期末手当は出していないんです。だから、特別職がそれを引用するということは、期末・勤勉手当は一本のものだという考え方に立っておるからですよ。期末手当と勤勉手当はおのずと性格が違うということです。都合のいいところだけを今回出すということは、法的根拠がないということで、これは賛成しかねるということなんです。私としてはですよ。

だから、その辺の考え方がまるっきり違うわけであって、我々の報酬は報酬等審議会というところで相談すべきであるということも、この期末手当については、他市町村では報酬等審議会の意見も聞くという方法をとっておるところもあるわけですよ。我々の身分では、我々の報酬は生活給ではないんですよ。業務に対する対価なんですよ。政治活動に対する対価として報酬をもらっておるということで、期末手当についてはもらえるんですけど、これはあくまでも一般職が優先されておって、それについては慎重にやるべきだということについては政治判断で市長が決めたんだらうということなんです。ほかの町村であろうが、亀山であろうが、これはあくまでも市長が政治判断で決めたんだらうと思うんだけど、これについては余りにも、去年はやめて、ことしは出すということで、何の政治判断もないですよ。よその町村を眺めたらこうだということでは、政治判断にならないと思うんです。

そして、亀山市が低いわけではないですよ、割合が。ほかの町村と比べて低いから上げるというのやなしに、同じで、そんなに低くないですよ、この期末手当は。なのに、ほかの町村とあ

わせて人勧分に合わすということで、何ら亀山市の判断がなされていない。だから、これについては、非常に上げることについては不合理。

今までの答弁の中にも一般職に準じて、一般職に準じていないですよ。一般職は期末手当はなしです。勤勉手当のみで、今回の人勧分は給料の引き上げ0.2%、それから勤勉手当の支給、それから扶養手当の見直しという大きな3項目が人勧の趣旨なんですよ。だから、その辺について非常に不合理であって、今、今岡氏が言われたように、報酬5%とはかなりリンクしておると思うんです。だから、期末手当というのは生活給なんですよ。生活給のための期末手当を、都合のいい5%を下げて、それであれば期末手当とリンクするわけです、生活給ですやん。それであれば、やっぱり都合のいい5%は廃止すべきですよ。報酬月額を報酬等審議会にかけて、もとのあなたの言う報酬に戻すべきですよ。

今、リンクはしていないと言いましたが、リンクはしていますよ、これは。そんな矛盾した、報酬は5%下げますわという自分の勝手ですね、期末手当は、国家公務員に準じてもらいましたというのは、まるっきり矛盾しておる。これは是が非でも早急に報酬等審議会を開いて、我々の期末手当についても、それから特別職についても報酬等審議会に、報酬とは一体何ぞや、特別職の給料は何ぞやということの上に乗って、やっぱり政治判断をしてもらわなければ、都合のいいところだけを上げて条例を改正することについては、私はいささか賛成をしかねると思うんです。

また、今度の給料についても、議員は大体これで、期末手当で大体85万9,000円の補正になっているんですね、今回。しかし、特別職については185万円減額になっているんですよ。これはなぜなのか。給与費明細を見ますと、議員の期末手当を上げると85万9,000円が上がっているんですけど、特別職については185万円減額になっているんです。今、十何万上がると言いながら、補正予算では減額になっておるんですけど、その辺についてどのように、予算が適正に見積もられておったのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、特別職の期末手当の額を減額させていただきました理由でございますが、これにつきましては、4月冒頭から教育長が不在となっております部分がございましたもので、そういったところを調整するために、今回、減額の補正をさせていただいたというのと、あと、今、議員申された、市長、副市長の増額分と差し引いた形で減額をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それでは次に、議案第82号についてなんですけど、これも同じように改正の背景と内容については、先ほど来、同じことばかりを言われておると思うんですけど、改正の内容の中に、市から示された中に、採用職員の初任給を1,500円引き上げ、また若年層についても同様の額を引き上げて、そしてそれぞれ4,000円を引き上げる一つの基準として給料月額を推定で約0.2%の給与改定ということなんですけど、この辺の中身についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の一般職の改正の主な改正内容について、ご説明を申し上げます。

今、議員のご説明がありましたように、公務員給与と民間給与の格差を埋めるために、月例給の額を平均で0.2%引き下げをさせていただきまして、先ほど来出ております期末・勤勉手当につきましては、現行の年間4.2月分から0.1月分上げまして、年間で4.3月分とさせていただく改正でございます。

また、扶養手当の額の見直しにつきましても今回上げさせていただいておりまして、近年、民間企業における家族手当の見直しの動向等を踏まえまして、配偶者に係る扶養手当の額は現行で1万3,000円でございますが、これを一般の扶養手当の額と同額の6,500円に引き下げの一方で、子供に要する経費の実情等を配慮しまして、子供に係る扶養手当の額を現行の6,500円から1万円へ引き上げるものでございます。

なお、配偶者に係る扶養手当の額の見直しにつきましては、受給者への影響をできる限り少なくする観点から、平成29年4月1日より段階的に実施していくものとして、29年度につきましては、配偶者に係る扶養手当は1万3,000円から1万円に減額する一方で、子供に係る扶養手当は現行の6,500円から8,000円に引き上げを行い、平成30年4月1日から本格的に運用を開始するといった改正でございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

これがもう本来の人勸が目指す、民間との格差等を含めて、それから若年層、若年職員に手当てをするという、これが人勸の本来の趣旨であろうかというふうに思うんですけど、給与費明細を見ると、給与は、補正前は16億8,563万4,000円、約16億8,000万なんですけど、補正後は16億5,000万と、3,031万4,000円減額になっておる。要するに、0.2%給与改定されたのに、給与費明細を見ますと約3,000万の減額となっていることについて、当初で見積もり過ぎたのか、給与改定そのものには332万と書いてあるわけです。

その主な理由として、異動、産休等で3,363万4,000円の減額ということで減額が3,000万になっていると思うんですけど、これは給与費明細を見ると、給与改定の今言われたことを包括すると、当然増額補正にならなならんのに、給与費だけを見ても3,000万の減額になっておるということは、どういう給与予算を見積もってみえるのか、その辺について伺います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員が申されたご所見のとおりでございますが、今回、給与の全体の人勸分としては330万の増額でございますが、育児休業等の増加によりまして、当初予算で見積もりをしておりました人数よりも育児休業者が増加いたしまして、差し引き3,000万の減額というような形になったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そこらについての説明が不十分だったので、なかなか聞き取れなかったんですけども、その次に、改めて先ほど申し上げた勤勉手当の考え方について、これはあくまでも勤勉手当とは臨時給与というふうな性格を持っておるわけです。勤務評定に関して、その勤務状況に応じて勤勉手当というのは、臨時給与という考え方。これはボーナス、期末・勤勉手当として取り扱っておりますけど、勤勉手当そのものは臨時給与として、今回788万3,000円が計上されておりますんですけど、一体その勤勉手当についてどのようなご所見を持ってみえるのか、お聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど来、期末手当と勤勉手当の趣旨についてご答弁させていただいておりますが、確かに期末手当については一律という考え方でございまして、勤勉手当につきましては、本来、職員の勤勉度を示す期間と勤務成績に基づいて支給する手当でありますことから、基準日前の6カ月以内の期間において、亀山市職員給与条例の規定により、給与の全部または一部を支給しないとされている育児休業などの休職期間や一定の日数を超える病気休暇等の期間がある職員に対しましては、その全部、一部の期間を除算した期間率に基づいて支給しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

勤勉手当は、それは当たり前です。そりゃあ、日数が足りないとか産休とかというのはわかるんですけど、これの本来の勤勉の趣旨は、やっぱり勤務成績、勤務実績とかそういうものを、勤務の中身、状況等、勤務成績の割合によって、成績率を用いて一律に支払うんやなしに、後で評価システム等が今後出てくるだろうと思うんですけど、それらによって大きく左右されるものと思っておるんですけど、本来、勤勉手当とはそういうものなんですけど、法の趣旨にのっとりように支給割合を掛けておるのか、掛けていないのか。掛けていないのであれば、なぜ掛けていないのかを含めてお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、市におきましても、以前から人事評価制度は導入をしておるところでございまして、現在、勤勉手当の支給率はまだ一律という形になっております。この人事評価制度を活用しまして、職員の勤務成績に応じ、勤勉手当の率を決定していくということが今後の課題というふうに認識しております。

平成28年度におきましては、地方公務員法の改正も行われまして、勤勉手当の率を賞与等に反映させていくというようなことを積極的に行っていくというような改正のほうも行われておりまして、それに伴いまして、本年度、私どもも人事評価制度の改正を行いまして、公平性等をしっかりと担保できるような形で進めてまいりたいというふうに考えておりまして、そういったものが担保で

き次第、これにつきましては勤勉率に反映させていかなければならないものと認識をしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

勤勉手当はやっぱり法の趣旨にのっとって、今、部長は公平性が担保できないと。やる気がないから公平性を保つことができへんのであって、今度、評価システムを導入するというのは、公平性が保てたらということですけど、これは、教職員についても、それから公務員についても、今までは勤務評定というのが、勤務評定にかわる人事評価システムというのが導入されると思うんですけど、これは非常に難しいと思うんですね、対応するのは。

だから、公平性を保つということは非常に難しいことだろうと思うんですけど、これはやっぱり法の趣旨にのっとって、やっぱり500人からの職員がそれぞれ同じような卵じゃなしに、それぞれ大きいのもあれば小さいのもあれば、割れかけもあれば腐ったやつもあるやろうと思うので、そこらを含めて、やっぱりいろんなことを加味して、評価システムをしてやっていくことが本来の勤勉手当であろうと。それを評価する部長、上司は非常に難しいだろうと思うんですけど、やっぱりそれは導入すべきであるというふうに思っておりますので、その辺について、勤勉手当の法の趣旨にのっとって、一律に勤務成績等によって成績率を加味したものを今後やるべきだろうと思うので、その辺についても検討していただくことが第2次の総合計画の中に含まれておるので、早急に来年度以降、取りかかっていただきたいなあというふうに思っています。

その次、再任用職員なんですけど、今、再任用職員につきましては、市役所を定年された方が、定年後は年金をもらうまでの3年間をカバーするために再任用制度を今導入しておるということなんですけど、勸奨でやめられた以前の者についてと、勸奨を受けて定年いっぱいまでおった人との扱いが違おうと思うんですね。定年いっぱいまで勸奨を受けた方と、定年前に、五十七、八歳の方と同じように再任用するというのは法の趣旨と若干異なると思うんですけど、その辺の再任用職員の扱い。

それから、今後の再任用職員について、今回、期末手当が出ておるんですけど、この期末手当に勤勉手当が、ほかは全部0.1なんですね。だけど、この再任用職員だけは0.15になっておるんですね。これについては、何のちゅうちょもなしに国家公務員に準じたんだろうと思うんですけど、ほかの勤勉手当は、一般職も含めて0.1になっておるんですけど、再任用職員だけ0.15になっておるんですけど、これはなぜなのか。

そして、再任用職員に対して、今後、財源を伴う再任用職員の考え方についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、再任用職員制度につきましては、平成25年以降の退職共済年金の支給開始年齢が段階的に60歳から最高で65歳まで引き上げられるということで、無収入期間を担保するためにこういった制度が確立されたところでございます。

まず1点目の、勸奨でやめられた方と定年でやめられた方の再任用職員制度のあり方でございます。



すが、当然、定年まで行かれた60歳の方につきましては、年金の無収入期間が例えば2年間あれば、2年間は再任用ができるということになっております。一方で、勸奨でやめられた方、例えば57歳とか58歳でやめられた方につきましては、当然60歳までは働ける環境にありながらご自分の選択で早くやめられるということでございますもので、この2年ないし3年につきましては、再任用はできないということに規定をされております。

ただ、この勸奨でやめられた方が60歳に到達した段階で再任用を求めた場合につきましては、法的にはこの職員については再任用を受けていかなければならないと、そのようになっておるところでございます。

あともう1点、再任用職員の今回の人事院勧告に係る措置でございますが、再任用職員の現行の年間の期末・勤勉の支給月数は、一般職とは違って2.2月分しかございません。それを今回は、一般職は0.1月分上げますが、再任用職員につきましてはその半分の0.05月分だけ上げて、年間で2.25月分に改正すると、そのような改正内容となっております。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今の給与全体の中で、一般職は、また再任用職員はそれなりの給与が定められて、給与が0.2%、4,000円平均、それから新採については1,500円という人勧の手当があるんですけど、今、臨時職員と嘱託職員が500名に対して、500名おるわけですね。その方の格差がまた広がるんですね、人事院勧告によって。

それについて、職員間同士、同一の仕事をしておっても、片や職員は0.2%、4,000円の増額があり、臨時職員については16、17日と限られた時間で働く中で、また職員同士、同じ職場でありながら、同一仕事をしておきながら格差が広がるんですけど、これについて、給与だけ上げるんでは、人勧もよろしいわということで上げるんですけど、臨時職員とかパート職員については、ますますこの人勧分によって開くんですけど、これに対する一般職と格差が広がる臨時職員、また嘱託職員についてどのように考えてみえるのか、お聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

臨時・非常勤職員の賃金につきましては、毎年厚生労働省が発表します地域別最低賃金の答申に基づいて、三重県の最低賃金の改定に合わせて、随時賃金の見直しを図ってきたところでございます。

今回、去年771円の最低賃金が795円ということで、24円アップをしております。これにつきましては、国の政策の反映もあると思っておりますが、ここ数年、非常に高い率でこの率が上がっておりまして、国においては1,000円を目指すといったことも報じられておりまして、まず市といたしましては、この最低賃金を上回るような形、及びそれ以上の形での賃金改正というのが必要になってくるものと考えておりますし、まずはその対応をさせていただいております。

また一方で、これまでから特別休暇の拡大でありますとか、通勤手当の拡充、こういった非常勤

職員の待遇改善にも鋭意取り組んできたところをございまして、今後におきましても、国等の制度改正を十分に注視しつつ、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

十分に考えてと言うんですけど、500名からの人数がおるわけですね。それで、格差がだんだん広がると思うんですけど、今回も臨時職員の今度の採用の継続についても、何か聞くところによると、時給800円を810円に上げるということで対応しておるんだということですけど、10円上げたって1日80円ですよ。1カ月にしたら何千円なんですけど、それはやっぱり一般職の給与のことを思うと、かなり格差が出てくるし、だんだん広がっていくだろうと思うんです。

そして、長期総合計画の中には、今後、的確に判断して整理をする必要があるというふうに、この長期総合計画では一般職に比べて臨時職員を整理していくんだという考えがあろうかと思うんですけど、この辺について、やっぱり今、同じ職でありながら、おのずと職員間同士の士気も上がらないだろうと思うので、やはり臨時職員とこれほどの格差が出てくることについては非常に問題があろうかと思うので、適正に判断をしていただきたいというふうに思います。

それで、今後、臨時職員についての格差の是正をぜひお願いしたいということとあわせて、次に議案第84号の税改正についてなんですけれど、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）というのが、今回、税制改革で上がっておるわけですけど、聞き取りで十分理解はしておるんですけど、わからない方も市民に見えると思いますので、どういう対象で、特定再生可能エネルギーの発電施設だろうというふうに思うんですけど、これの適用を受ける市民・企業が今後出てこようかと思うんですけど、どのような特例で軽減措置をされるのか、中身についてご質問させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

わがまち特例とは、国が一律に定めていた特例措置の特例割合等を地方公共団体が自主的に判断し、条例で決定できる仕組みでございます。税制を通じて、地域の実情により対応した施策を展開できるよう、平成24年度税制改正において導入をされたものでございます。

今までに適用してきた再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置につきましては、地方税法の規定に基づき、固定価格買い取り制度の対象として認定された一定の再生可能エネルギー発電設備について、平成25年度中の取得分から課税標準を最初の3年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられてきたところでございます。

今回の特例措置の内容につきましては、風力、水力、地熱及びバイオマス発電設備については、従来どおり固定価格買い取り制度の対象として認定された発電設備が特例措置の対象となりますが、太陽光発電設備については、国の再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた事業者で、自家消費型設備に限られたところでございます。

なお、この特例措置については、わがまち特例を導入した上で、その適用期限を平成30年3月31日までの2年間延長するとともに、太陽光及び風力発電設備については、課税標準の特例割合

を2分の1以上6分の5以下の範囲で、また水力、地熱、バイオマス発電設備については3分の1以上3分の2以下の範囲で定めることとなったところでございます。

このことから、亀山市におきましては、税の公平性の観点、地方税法で定められている軽減率を参照して、太陽光及び風力発電設備については3分の2に、水力、地熱、バイオマス発電設備については2分の1にそれぞれ定めようとするものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

この適用については、なかなか亀山市においては、適用されるのは今後非常に少ないだろうと思うんですけど、今言われた太陽光発電と風力については3分の2、水力、地熱、バイオマスについては2分の1なんですけど、その括弧書きの軽減率の参酌の中に、2分の1以上6分の5以下、それから3分の1以上3分の2以下という、これは何を指しておるのか、それをお聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の軽減は固定資産税の償却資産税について軽減を行うもので、軽減率を3分の2と定めた亀山市の場合は、その償却資産は課税標準額に対して1.4%を掛けるんですけども、その課税の3分の1を免除して、3分の2を掛けると。2分の1の場合は半分免除するというような形でございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、税制改革は余り個人には、非常に今回の税制の改革には影響は少ないんだろうと思うんですけど、これを大きく採用する企業等に対してはかなり有利な軽減措置であると思うので、周知徹底をお願いしたいということを申し上げておきます。

る質問をさせていただきましたんですけど、やはり第80号と第81号については見解の相違があるかと思えます。解釈の違いもあろうかと思えますが、私は十分理解をしかねますので、もう少し勤勉手当と期末手当については総務委員会で十分審議していただくことをご要望申し上げて、質問を終わります。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時48分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 岡本公秀議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

1年ぶりの質疑でございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、議案第87号、亀山市産業振興条例の一部を改正する条例に関して質疑を行います。

当亀山市の産業振興や企業の誘致に当たって、役所内部で方針の転換とかそういったものがあり、その結果としてこの産業振興条例の改正につながっていると思うのでございますが、この政策の変更のもととなった考え方の変更ということに関してお伺ひをいたしたいと思ひます。

この条例は平成14年に制定され、平成20年にも一部改正されて今回の改正という、そういった流れというものを含んで、考え方の変遷といいますか考え方の変化をちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（中村嘉孝君）

11番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の改正につきましては、本条例が平成29年3月末に適用期間の終期を迎えることから、現行制度の検証結果や、亀山・関テクノヒルズの分譲区画の整備や、平成30年度の新名神高速道路の本線開通などの企業を取り巻く環境変化を踏まえ、今回、制度の見直しの必要があると判断したところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

世の中は絶えず変化するもので、亀山市を取り巻く状況もいろいろ変化をするし、またこれからもっと変化をするのではなかろうかと思うんですけれども、いろいろこれから細かいことを1件ずつ伺おうと思うんですけど、今回は公共事業による企業の移転も奨励金の対象というふうになっておりますが、前の条例では、公共事業による移転は奨励金の対象ではなかったということですね。それはどういうわけで今回方針の転換を行ったのか、お尋ねをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでは、現行制度につきましては、公共事業による移転は移転補償費が支払われますことや税制の優遇措置があること等を理由に、奨励対象外としておりました。

今回の改正につきましては、先ほど新議員の答弁でも申し上げましたように、移転事業者の市外流出による市内産業の空洞化を防止するといった観点から、新たに奨励対象とするものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

公共事業による引っ越してください、場所をかわってくださいというのは、当の企業が希望するしないにかかわらずそういうことが起きてくると、幾ら補償費をいただいてもえらい手間

なんですよ、引越しとか移転とかというのは。

その結果、亀山市に本来存在していた企業が、この公共事業による移転で市外へ出ていったということが現実にあったのか、別になかったけれども、そういうおそれがあるから、今回それに含めたのか、ちょっとその辺を教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

私が知る範囲では、公共事業による市外移転というのはなかったというふうに記憶をしております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

現実にはそういうことはなかったということは、好ましいことです。

次に、奨励措置の対象要件というのがいろいろ設定してありますが、そのうち、新規雇用者の人数を以前の規定よりも減らすというようにして要件の緩和を行っておりますが、私はまだちょっと、これは緩和をしていただいたけれども、まだもっと減らしてもいいんじゃないかなあと思っておるんですよ。今は、企業は設備投資を行うことによって能率を上げるとか、そういったことをやりますけれども、人をふやすということは余りやりたがらないというのが多いんですね。

今回の改正で、前に比べると新規雇用者の人数を減らしてはおるのですが、まだ私は要件がちよっと厳しくて、もうちょっと減らしてもいいんじゃないかと思うんですが、それに関しての感想を伺いたいと思うと同時に、この新規雇用者という言葉は、要は世間一般で言う正社員のことを意味しているのか、それも教えていただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、今回、雇用要件を引き下げた理由でございますが、最近の市内における立地を見ますと、操業開始後に段階的に設備投資や労働力を確保していくというケースが多く見られまして、雇用要件が制度利用のネックの一つになっておりました。また、近年では、生産工程において自動化が進む状況なども考慮いたしまして、今回、雇用要件を緩和したものでございます。

議員は、まだこれでも要件の緩和が足らんのではないかとということですが、今回の改正の以前にも平成20年に大幅な雇用要件の緩和を行っておりまして、さらに今回の改正で、より中小企業の利用促進につながるものだというふうに考えておるところでございます。

また、就労の場の確保につきましては、本条例の目的の一つでございますことから、一定の雇用要件は必要であるというふうに考えておりまして、今回、近隣市の状況なども踏まえまして、さらに引き上げたものでございます。

それから、最後に新規雇用者とはどういうものかということでございますが、新規雇用者等につきましては、現制度でも条例第2条第9号で雇用保険の被保険者であることを要件としております。したがって、事業者が直接雇用する者がその要件に該当すれば、正規、非正規を問わず対象と

いたすところございまして、逆に派遣社員や請負会社の従業員は対象外というふうなところございまして。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

説明はよくわかりました。

その次、今回の改正では、事業用地を取得することに関して、奨励措置が以前よりも充実されておるといってございまして。

そこで、工業団地の事業用地の取得というものを推奨されるなら、こういった奨励金でもよろしいし、固定資産税というのがかかるわけですから、固定資産税の優遇とかそういう手法も土地の取得には有効かと思うんですけども、そういった税制面での政策的な誘導はないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、今回の土地取得に対する助成の充実につきまして、少し内容をご説明させていただきます。

現行制度におきましては、土地の取得を伴う製造業等に対する奨励措置につきましては、土地・建物・設備に係る固定資産税相当額の50%を3年間交付することに加え、土地取得相当額の10%を3年間に分割して交付するものでございまして。

今回の改正では、土地取得を伴う製造業等の立地等につきましては、土地取得価格の相当額の25%を3年間で分割交付、または土地・建物・設備に係る固定資産税相当額の50%を3年間交付のいずれかとするものでございまして。

今回の改正で減免措置を考えなかったのかということございまして、土地の取得を伴う製造業に対する奨励措置につきましては、土地取得の相当額の現行の10%から25%に大幅な見直しをしておりますので、減免制度等の実施については考えなかったところございまして。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

そうすると、企業の業務内容によっては、例えば倉庫業のような広い土地が要るけれども、建物自体はそれほど経費がかからない企業もあれば、製造業の精密機械のような比較的コンパクトな面積でいいけれども、中に入れる機械がすごい値段が高いとかという、そういった業種によって内容がいろいろ分かれるわけですが、進出してくる企業は自分のところの状態とか状況によって有利なほうを、例えば固定資産税でやろうとか、土地取得とか、そういった有利なほうを選択できると、そして奨励金をいただけるというわけですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

固定資産の土地・建物・設備にかかる固定資産税相当額の50%を3年間で交付するか、土地取

得額の25%を3年間で交付するかでございますが、今後、恐らく相当数の案件があろうかと思いますが、予想といたしましては、土地取得の25%を選択する企業が多くなるのではないかとこのように予想をしております。

したがって、ランクが1つだけになったわけですが、年間1億、3年間で3億の上限の土地取得を選択される企業が多いのではないかとこのように想像しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほど、部長から土地取得の奨励金で年間3億とかという言葉が出まして、先ほどの……。

（発言する者あり）

○11番（岡本公秀君登壇）

年間1億で、わかりました、合計3億ということですね。

そういう金額が出ましたし、前の議員さんの質問でもそういう問題が出たので、以前の条例のような、例えば5年で10億とか、5年で45億とかという高額な奨励金は、もう今回は廃止ということで捉えますが、この理由に関して伺いたいと思います。

これは、高額な奨励金を出すような値打ちのある企業の進出がもうないんだと、そういうふうに諦めているのか、考えているのか、それかほかにも理由があるのか、教えていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

条例制定後からこれまでに本制度の対象になった立地件数につきましては、先ほども申し上げましたが、9件でございました。そのうち、第1ランクの奨励対象事業者となったのは1者のみでございます。

また、現在、市内には、亀山・関テクノヒルズの造成中の区画を含めましても、大規模立地に対応できる用地は限定されておるとこのように考えております。

さらに、企業を取り巻く経営環境が日々変化する中、高額な奨励金交付は市の財政への影響も大きく、全国的にも廃止の傾向でございます。

このようなことから、現行の第2、第3ランクを廃止して、投資規模にかかわらず、一律上限3億円といたしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

一律上限3億円に統一ということで、10億とか45億というのはなくなったという話でございますが、僕は、これは高い奨励金を積んで企業をつるとこのように、そういうふうな手法というのはなかなか通用しないのかもしれないけれども、もうちょっと高い奨励金が制度として残してあっても別に悪くはなかったんかと思えますよ。それを現実に適用するか適用しないかは別の話ですから、そういうのがなかったら適用できないし、あつたら適用すると。だから、このように思い切って、こういう高額な奨励金をやめてしまうというのは、僕は、この前のいろいろな問題が発

生しましたので、それに懲りてというか、あつものに懲りてなますを吹くような、無駄な行き過ぎた防衛策というか、そういうふうな気がせんこともないんですけども、これからの亀山市は、全国的にもそういう高額な奨励金というのがだんだんとなくなってくるんやったら、そういう傾向かなあと思います。

続きまして、雇用促進奨励金の話になりますが、この対象となる従業員の方がおられるわけですね。それに関しまして、その要件ということですけども、操業開始をしてから1年を経過する日からスタートして規則で定める日まで雇用している者、かつ市内に住所を有する者と規定をされておるんですけども、この規則で定める日というのは、具体的にいうといつの日を想定しているのか。もうそれまできちっと決まっているのか、まだこれからそういう規則で定める日を細則で決めるのか、ちょっと教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

雇用促進奨励金につきましては、企業立地奨励金の最終交付年度に一回限り交付するものでございます。

対象となる雇用者につきましては、今、議員もおっしゃいましたけれども、立地等に伴って新たに雇用された者のうち、操業後1年を経過する日から引き続き市内に住所を有しまして、かつ継続して雇用されている必要がございます。

規則で定める日につきましては、こうした雇用促進奨励金の交付要件を確認できる日を設定したいと考えておまして、具体的には、雇用促進奨励金の申請があるわけですが、その対象となる雇用者が、その間、市内に住所を有していたことを確認する書類として住民票の添付を求める必要がありますことから、その事業者側が住民票をとる期間という準備期間をとということで、交付申請日の30日前といたしたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

この規則で定める日というのは、基本的にはその奨励金の交付を申請する日の30日前と、それを条件としてやるというのが今の状況ですね、わかりました。

じゃあ、その奨励金の交付ということになるわけですが、これは流れからいいますと、企業から税金を納めていただき、それから交付申請というのを受け付け、その申請を受け付けてから奨励金の支払いというふうの流れでいくんですけども、該当する企業に対して、こういうふうな手順の漏れとかミスとかがないように、そういった案内はきちっとやってもらっておるのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

答弁の前に、今、少し議員が紹介されました流れについてもう一度確認したいと思うんですが、まず指定申請につきましては、操業後30日ないし60日だったと思います。ですので、税金の完納については、その前の場合もあれば後の場合もあるということでちょっとご理解をいただきたい



と思います。

済みません、30日でございます。操業後30日以内に指定申請を行うということになっております。

そのようなことでございますので、奨励金の交付につきましては、あくまで奨励対象事業者からの申請に基づくというものではございますが、実情といたしまして、申請に当たり必要となります奨励対象の土地・建物・設備に係る固定資産税や新規雇用者等の雇用継続が確認できる書類等を、先ほども申し上げましたが、準備いただく必要がございます。そのようなことから、必要に応じてあらかじめご案内をさせていただいておるところでございます。

また、当初の指定申請につきましても同様に、企業誘致や事業拡張についての協議段階においても、当該制度の活用についてご案内をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

こういうのは基本的には申請主義で、申請を出してからということですが、その申請の出し忘れとかそういったことがあったときに、それは相手が悪いんだとか、そういうのじゃなくて、きちっと案内を親切にやっていただきたいと思います。

最後に伺いますが、先ほどもちょっと話が出ておったのですが、事業の休止や廃止の場合の奨励金の返還ですね、これは操業開始から10年以内というのが、一応枠があるわけですが、この奨励金の返還に関して、例えば細かい規則というのが何かさっきの話で余り決まっていなかったけれども、例えば事業を始めて、当てが外れて3年ぐらいで中止をするような羽目になるような場合もあるし、8年、9年頑張ったけれどもあかんとか、いろんな場合があると思うんですよ。そういった場合に、具体的に何年やったから幾ら返していただくとか、そういうことはどうも先ほどのお話でははっきり決まっていなかったけれども、もう一度教えていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回定めました事業の廃止や休止があった場合の10年につきましては、10年以内に事業の廃止や休止があった場合でございますが、先ほども答弁を申し上げましたように、立地等によりもたらされた税収あるいは雇用の創出の効果、それと交付した奨励金との比較になろうかと思っておりますので、その辺を十分比較した上で返還を求めるのか求めないのか、求めるのであれば幾ら求めるのかというような判断になろうかというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

問題はそこですよ。非常に恣意的な部分が出てくると。余りにもアウトラインがというかガイドラインがなさ過ぎると、非常に恣意的で、相手の顔を見ている話をして、バナナのたたき売りやないけど、幾らにしましょうとか、そういうふうな要素が、まるでさじかげんという言葉が適用されるような、そういうふうなことになる、人によって余りにも扱いが違うようなことにな

ってくると、また別の問題が発生したりすると思いますので、そこら辺はこれ以上言いませんが、ある程度のきちとしたガイドラインは要るんじゃないかならうかと思います。

そういうことで、私のこれに関する質問は終わりますが、せっかく縁があって亀山市に立地することになった企業に対しては、やはり当局といたしましては親切に対処をしてあげて、またやっていただきたいということを望んでおきます。

続きまして、議案第96号財産の取得について質疑を行います。

まず、今回取得する高齢者の方を見守る無線センサーネットワークシステム機器というのを導入に至ったいきさつについて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

緊急通報システム事業につきましては、平成22年度から5年の債務負担でリース契約しておりますが、その後、1年ごとの契約を続けておったんですが、平成27年度から事業費が増加しましたことですから、別の機器への入れかえを検討しておりましたところ、平成27年度の国の補正予算におきまして、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進交付金、これは補助率10分の10の事業でございますが、その案内がございましたので、機器の購入について申請しましたところ、交付の内示をいただきまして、さきの9月議会で予算の補正を行って仮契約に至ったものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

現在使用されている機器が再リースに入っておると、そういう状況で、国のほうから10分の10の補助金でどうかかというお話があったもので、その国の補助金を利用して購入すると、そういうことですね。

それで、今回導入する機器は、現在、既に緊急通報機器が配置されておるわけですが、それに比べると、現在の機器が入ってから今までに何年もたっておるわけですから、どういうふうに進歩してどういうふうな利点があるのかを教えてくださいと同時に、また逆にいうと、余りいろんな機能を入れると取り扱いが非常に複雑になってきて、高齢者の手に負えないようなことでも困るし、そういったことに関して説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

現行の機器と異なる点でございますが、主なものといたしまして3点上げさせていただきます。

まず1点目に、使用する回線でございます。現在の機器につきましては、固定電話の回線を用いまして運用しているところでございますが、今度導入する機器につきましては、IT通信により見守りを行うもので固定回線が不要となります。最近の固定電話から携帯電話への利用を切りかえる方がふえております中で、その状況にも対応できることと考えております。

また、あわせて工事が不要になるということがございますので、設置が容易である利点もござい

ます。

2つ目といたしまして、導入機器には挨拶ボタンという新しいボタンがございます。このボタンを押されることで、事前に登録しておりますご家族のスマートフォン等にメールが届きまして、ご家族も利用者の見守りにかかわっていただくことができるというものでございます。

そして3点目でございますが、もう一つの新たなボタンとしてご用聞きボタンというのがございます。これは、買い物や庭掃除などの日常生活の中での困り事に対応するサービスにつなげるためのもので、また近い将来の活用に向けて検討をしているところでございます。

このように新しい機能を備えてはおりますが、扱い方自体は大きく変わるものではございませんので、移行しましても問題なくご使用いただけるものと認識しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほどの説明を伺って、それほど取り扱いが難しいものではなく、現行の機器の延長線上にあるというようなことで、それは安心をいたしました。

次にお伺いするのが、現在はリースが終了して再リースに入っておると先ほどおっしゃいましたけれども、この手の進歩が早い機器というのは、どうしても頻繁に交換するものでリース契約でというのが多いんですけれども、今回は、先ほど説明いただいたように、国からの補助金ということの絡みで購入に至ったんですけれども、300台という理由もまだ伺っておりませんので、購入は国の補助金で購入をすると、だけど台数の理由ということが、台数が300台ということに関しましては、ちょっとこれは多いんじゃないかと思うんですけれども、その説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

議員おっしゃいましたとおり、通信機器につきましてはリース契約をする例も多くございます。しかし、今回の機器の導入に当たりましては、先ほども申しましたが、厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用しておりまして、この交付金の要綱におきまして、機器の導入に当たっては購入が原則と示されておりますので、それになったこともございますし、実際、購入したほうが交付金額の上でも相当有利になるということが理由でございます。

また、購入台数が300台は多いんじゃないかということでございますが、300台予定しておりますのは、高齢化の進行に伴いまして、今後、対象者が増加することも考慮いたしまして、それとあと、絶えず上下するものでございますので、現状で入れかえが必要な数量よりも余裕を持った台数としたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

購入のいきさつはよくわかりましたが、今回は和歌山県の企業1者との随意契約ですね。これもやはり国からの補助金のいろんな絡みがあって、複数の者との競争入札という手法がとれなかったのかどうかちょっとわかりませんので、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

国の交付金を受けるに当たりまして、国と協議を行って、審査を受けて、内示のあった機器を導入することが条件でございまして、それに加えて、それを取り扱えるのは今回契約を予定しておりますM2Mテクノロジーズ株式会社しかございませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び亀山市随意契約ガイドライン6の2の契約の目的物が特定のものでなければ納入できない場合に該当するため、随意契約としたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

1者との随意契約になったいきさつはよくわかりました。

ところで、今回は買い取りということで、こういった場合に、担当部署としてはこの機器を大体何年ぐらい使い続けるつもりなのかということをお伺いしたいと思います。というのは、リース契約やったら基本的に5年でリースが終了と、それから後は再リース、再リースとかけていって、ころ合いを見計らってかえたりするんですけども、一旦買い取ってしまうと、その耐用年数というのが大体何年ぐらいあるのかという話から何年間この機器を、例えば最低10年は使い続けたいとか、そういった心づもりというのが担当部署にあるのか、それを教えていただきたいと思います。

また、現在、既に配備されておる機器があるわけですから、その機器と新しい機器の入れかえとか、そういったことに関しては物事がスムーズに進むように段取りが行っているのか、そこも加えてご説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

導入機器の耐用年数は一般的に5年と考えておりまして、その間、今回の契約予定事業者がメンテナンスやアフターサービスを責任を持って行うという予定でございます。

今現在設置されておる機器につきましては、現在の委託業者が年度内に機器を取り外し、そして回収する予定でございまして、機器の入れかえの際に当たりましては、ご利用いただいている皆様にご迷惑をおかけすることのないように、十分作業日程の調整を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

現在そういった機器を配置されて、その機器というものはもしものときに非常に重要な機器ですので、入れかえに当たっては、古い機器は持っていつてしまった、新しい機器がなかなか入らんと、そういうふうなそごのないようにやっていただきたいと思います。

これからも、ひとり暮らしの高齢者の方というのはどんどんふえるということも予想できますので、こういったことに関しては十分な対応策をとって、これからも行政を進めていただくことを期

待たしまして、私の質疑を終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（中村嘉孝君）

11番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い質疑を行います。

議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正についてであります。

この産業振興条例は、18年間の私の議員生活の中でも何度も取り上げてきた条例の一つであります。

この条例は、平成14年2月にシャープの亀山市誘致が発表されて、その中で県が90億円、市が45億円の補助金を出すということで決まったことを受けて制定されたものであります。つまり、県も亀山市も、こうしたお金を出す根拠となる条例がない中で約束だけを先に行き、誘致が決まってから条例提案をするという後出しじゃんけんのような、そんな議会や市民への説明責任が後回しというやり方になったことについては、議会やマスコミなどから批判も当時は出されたという記憶があります。4月になってから4者、亀山市、それから県、それからシャープ株式会社と、それから土地を持ってみえました住友商事の立地協定書が締結をされる。それを受けて、5月に臨時議会が開かれました。この45億円を交付する根拠となる条例、これがいわゆる産業振興条例ということであります。これはまさに、私は当時も言いましたけれども、シャープ誘致のためにつくられた条例だというふうに思っています。

この当時の議論にかかわったのが、この議場を見渡しますと、私一人しか今はもう残っておりません。当時、ケーブルテレビというものなかったというより、議会の中継、録画がなかったので、議場で傍聴された方はわかりますけれども、それ以外の方は、まずその議会でどんな議論がされたのか、どんな経緯で決まったのかということがほとんど知られないままであったというのが当時の状況であります。

もう一つ大きかったのは、当時、本当に市内全体が歓迎ムード一色というような、本当にすごい雰囲気でした。これは全員協議会の中で市長が報告したときだったと思うんですけども、45億って、そんなけちなことを言うておらんと、50億でも60億でも出してやりゃいいやないかというようなことを議員の側から意見として出ていた、それぐらい本当に歓迎ムード一色でしたね。

当時の亀山市の一般会計の予算が130億です。だから、いかに大きな金額であったかなあということが予想されると思いますけれども、当時、この議案に最終的に反対したのは、私たち共産党議員団だけでありました。そのときに反対をしたんですけども、先ほど言いましたように、歓迎ムード一色の中で反対をするというのは、非常に私は勇気が要ったことを覚えております。

反対した理由というのは、4つあるんです。

1つは、この補助金を受けられるのが大企業などに限られるという問題ですね。中小企業が対象にならないのではないかと、そういうことであれば市内の産業振興にはつながらないというのが1点であります。

2つ目は、対象となる事業者の事業を限定している。これは、シャープ及びその関連企業を対象にした条例ということもあって、そういう液晶の対象というようなことに絞られていたということ

もあります。

3つ目は、事業の継続という問題ですね。いつ撤退するかもわからないというような問題がありますので、これに関して、いわゆる協定書の中に書かれているのは、企業の努力義務というのだけがあつたわけておる。つまり、努力したけれども撤退せざるを得ませんでしたということであれば、もう歯どめがないという、こういう問題があります。

それから4つ目は、これが大きかったですけれども、やっぱりこんな多額なお金を、130億の予算規模しかないところが45億も一企業にお金を投資するというような、こういうやり方は、やっぱり税金の使い方、原資は市民の納めた税金ですから、民間企業のような、そんなお金の使い方をすべきやないということでは言いました。

県の担当者も、そんなことを私らが言ったときに聞いたことがあるんですけども、これはもうばくちやと、かけやというようなことを県の担当者が言っているように、それだけのお金を出して長くいてももらえれば成功、撤退されれば失敗、いわゆるもうかけに等しいというようなことを担当の職員が言ったのを私は覚えていますが、やっぱりそういうようなことでこの条例は決まりました。

前置きが長くなりましたけれども、やっぱりこれは14年たっていますので、制定から。この当時の議論は少なくとも知っていただいた上で、今後の改正の問題をぜひ皆さん方の中で議論をしていただきたいなあとということで、長くなりましたけれども、ちょっと触れさせていただきました。

本題に入りたいと思いますけれども、まず条例の中では奨励金という呼び方をしております。だけど、私は奨励金というのは税の減免措置ではないという意味で、あくまでもこれは、名前は奨励金ですが、補助金であると、性格としては。ということで、私の言葉でしゃべるときには補助金という言い方でさせていただきます。

まず1点目にお聞きしたいのは、まずこの改正が必要になった理由なんですけれども、たくさんの方がお聞きになりましたので、私は1点、9億円を5年間、最大で45億円、これを廃止した理由についてだけお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども岡本議員のご質疑の答弁でも申し上げましたが、まず1つは、今後の新たな工業団地の造成地も含めて、第3ランクに相当する企業誘致の物理的な土地がどうだろうかという問題がございます。

それともう1点は、全国的な大規模奨励金に対する廃止の方向性等で、今回は45億を含めて10億も、2つのランクを廃止させていただいたというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

端的に言うと、多額の補助金を積んで企業を誘致するというやり方が全国的にも失敗したということやと思うんです。というのは、本当にいろんなところが2年、3年で撤退したとか5年で撤退

したというようなことで、いわゆる訴訟にもなったようなところもあります。返還を求めるようなこともありましたし、返還をした企業もあります。そんな中で、やっぱりこういうやり方はもう妥当ではないんだろうということ、いわばこれはもう見直すべき施策であろうということ、私は変えられたんだろうというふうに思っております。

ただ、今回の改正で、その点はもうなくしていただいて結構なんですけれども、雇用要件を緩和されました。この点についても、中小企業は本当にこれの適用を受けられるのかということや、ざっと言ってまいりましたので、ハードルが下がったという点については評価をしたいというふうに思います。ただ、岡本議員も言われましたけど、本当にこれで中小企業が受けられるだけの人数になったのかどうかというあたりは、まだまだこれは今後のことにかかってくるのかなあというふうに思いますけれども、2つ目にお聞きしたいのは、これは14年たちますけれども、条例制定から今日までの検証結果、条例を制定したことによる効果という意味での検証結果がどうだったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

#### ○環境産業部長（西口昌利君登壇）

検証ということでございますが、少し長くなりますが、答弁を申し上げたいと思います。

本条例に基づきます奨励制度の検証につきましては、まずこの15年間に於いてどれだけの企業が誘致できたのか、その誘致によりどれだけ経済効果があったのか、またこうした誘致は雇用促進につながったのか、さらに適正な土地利用を誘導できたのか等、さまざまな観点から検証を行う必要があるかというふうに思います。

奨励金の交付実績は、先ほども申し上げましたが、7者9件で、奨励対象事業に対する設備投資は奨励金交付期間中を含めると約2,800億円でございました。また、雇用につきましては、追加雇用も含め、約2,300人が新たに雇用されました。さらに、対象となる地域を設定することによりまして、民間産業団地亀山・関テクノヒルズを初めとする工業専用地域への企業誘致を促進することができたと。こういった検証結果からは、本制度は市の産業振興に一定の成果をもたらしたというふうに認識いたしております。

その一方、議員もおっしゃいましたけれども、大きな課題が3つあったというふうに認識をしておるところでございます。

まず1点目は、先ほども申し上げた第2ランク以上の大規模立地による制度利用が1者のみであったと。制度全体の利用状況についても9件であったということから、さらに交付総額の大半が液晶関連企業であったということもあろうかと思っております。このように利用件数の少なさ、偏りが一つの大きな課題であろうというふうに認識をいたしております。

それから2点目の課題といたしましては、現行制度の雇用要件である新規雇用者に市民要件を付しておらず、地元雇用をさらに促進する必要があるという2点目の課題がございます。

3点目につきましては、本条例に事業継続を求める期間や奨励金の返還対象となる期間の明記がなく、その明確化が課題であったということでございます。

それらそれぞれの課題につきまして、その課題を解消すべく、条例改正を提案させていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

よかったところ、課題ということで、いろいろと述べられました。

私は、やっぱりこれは、シャープが誘致されて一番市民が期待したのは、自分の子や孫が亀山で大手の企業に雇用をされる道ができたという、そのことなんですよ。ところが結果的に、正規雇用だけを見ると、大きな数字を部長は言われましたけれども、亀山で、いわゆる地元の高校を出て正規雇用をされた人間は何人おるのかといたら、年に本当に数人しかなくて、10年たっても数十人というような規模でしかなかったという、このあたりがやはり一番大きな期待と結果との私はギャップではなかったかなあというふうに思っています。

る述べられたんですけども、たまたま今、市が策定しています亀山市立地適正化計画というのがありますね。その素案を読みますと、その中でこういう企業誘致に関する部分が書かれています。ちょっと読んでみます。

しかし、近年は企業立地による市内従業者数の増加が図られる一方、市内で働かれる人の多くは市外に居住地を確保されるケースが増加しているとともに、小売業の販売額も増加していないなど、企業立地の促進が本市の基礎をなす人口増加やにぎわいの確保につながらない状況が出ています。

こうしたことの裏づけとして、その計画の中では、10年ほどの市内の全事業者の従業者数が増加しているというグラフと、それから昼間の流入人口が増加をして、昼間の人口が夜間の人口以上に伸びているという問題、こういうような問題がグラフでちゃんと出ています。要するに、市内で働く労働者の多くが市外に居住している状況が見られるということを書いております。

もう一つ言っているのは、商業の問題ですね。また、商業の状況を見ると、小売業の年間商品販売額は横ばいの状況が続くとともに、県内の人口規模が同程度の自治体と比べても大規模店舗が少ない状況があり、企業立地による従業者数の増加や北東部地域を中心とした人口増加が市内商業の活性化に寄与していない状況となっているというふうに書いております。

この立地適正化計画の素案ですけど、やっぱりきちっと実態を分析して私は書いてあるなあというふうに思いました。これこそ検証結果ではないんじゃないでしょうかというふうに思います。

そこでもう一点、税収のことをよく言われるんですけども、これについては私反論があるんですね。例えば、1つは、確かに市税収入はふえました、当時。それじゃあ既存企業と誘致企業とを区別できるかという、なかなかそれは区別できない。なぜかという、例えばシャープという会社はその年にどれだけ税金を納めたかというのは、これは個人情報になりますので、明らかにできない。だから、誘致企業がどれだけ税金をそれぞれ納めて貢献したのかというのは、数字的には出せないんですよ。だから、そこらの部分が一つあるということが1つですね。

それから、もう1つは支出です。入ることばかりを成果として強調されますけれども、私は同時に、誘致したことによっていろんなインフラ整備とかで支出も伴いました。そういう問題はやっぱりカウントされない。税収がこれだけふえました、だから企業誘致は効果がありましたと言うだけで、それに伴う支出がこれだけありました、差し引きでこれだけの効果がありましたと言うんならわかるんですけども、その引く分は入れられない。ほとんどそうですね、今までの報告というのは、だから、やっぱりその部分も入れて、差し引きで本当にどうだったのかということをやらない



と、税金がふえたということだけで効果を語るの、私はこれは違うんじゃないかというふうに思います。

それから、各条のほうに移っていきたいんですけども、私、一番大きいのは第11条の奨励金の返還規定だと思います。今の条例にも、指定事業者もしくは指定施設の指定を取り消し、奨励金の交付を停止し、または既に交付した奨励金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるという、いわゆる返還を命ずる規定はあるんですよ。ただ、言われたように、いつの時点までをその対象にするのかという規定がないという。そのために、今回、操業開始から10年以内ということを新たに入れられたと、こういうことなんですね。

そこで、この返還を求める奨励金の性格、ここをはっきりさせないと、私はこの奨励金の返還という問題がいろんな問題を起こすんじゃないかというふうに思います。これは補助金等交付規則の適用を受ける補助金というふうに理解をしていいのかどうか、この点を確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

私どもといたしましては、この奨励金についてはあくまでも奨励金ということで、その名のとおり、その事業を奨励するために交付をするものでございまして、条例で申し上げますと、企業立地に伴う市税収入や雇用創出はもちろんのこと、その他さまざまな波及効果を生み出していくことを期待して、企業立地等を奨励するために交付するものというふうに考えております。

一方、県のほうでは、前々からご案内のように、補助金というふうな位置づけをされておりました、企業が立地するに当たり、建物、設備を取得する経費を対象として交付するものでございます。

市といたしましては奨励金ということで、県内の他市につきましても、本市と同様、奨励金として企業への優遇措置を行っておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結論から言うと、奨励金で位置づける限りは、私は実質的に返還は求められないという結論になるんじゃないかということです。補助金を出して企業を誘致した、それに対して、意に反して休業する、廃業する、それから撤退する、こういうことに関しては補助金を返しなさいよというのが、やっぱり私は本来の筋だと思いますよ。そうでない限り、奨励金で、税金を納めて、雇用があったら、それじゃあそれを評価して返すか返さんか決めるんやとなったら、返しませんよ、そんなもん。だから、返還規定と書いていますけれども、実質は返さない規定ですよ、これ。そういうことになるやないですか。

この点は、私、平成21年の8月、忘れもしませんけれども、シャープがいわゆる補助金も含めた生産設備の一部を中国の企業に売却をしたということが平成21年の8月に起こりました。このときに随分議論をしました。当然、そんな市の補助金が入った施設を勝手に売ったんだから、それは返却を求めなさいよと言いました。ところが、当時、平成22年3月議会ですけれども、当時の建設部長の答弁は、実質的には固定資産税を減免する性格を持つ補助金だと、こういうふうに言われて、そういう性格であるために返還は求めませんと、こういう答弁があったんですよ。これでい

くと、奨励金である以上は、もう返還を求めないというような流れになっていくのではないかなあ。やっぱりこのところをはっきり補助金、その補助金を県のように交付規定に基づいてきちっと対処していくということがないと、せっかくこういう規定を設けても返還を求められないというような、そういうふうになるのではないかというふうに思います。

三重県の例をちょっと紹介しますけれども、三重県は企業立地促進条例というのがあります。この条例に基づく規則があって、その規則の第14条で、条例及びこの規則に定めるもののほか、補助金の交付、返還等に関しては、三重県補助金等交付規則の規定によると。いわゆる補助金交付規則のほうに具体的なことは委ねていると。その補助金の交付規則を見ますと、第17条では、補助金等の返還の規定があります。それから第18条には、返還を命じられた場合の加算とか延滞金等の規定もあります。つまり、返還を求めているのになかなか納めないという場合に、例えば延滞金を求めるとか、そういうふうな規定がある。第19条では、他の補助金等の一時停止。つまり、その補助金を返還しないのであれば、ほかの補助金も停止しますよというような規定がある。そして、補助金等により取得した財産を目的に反して譲渡し、貸し付けなどをした場合は、財産の処分制限、つまりこれに基づいて県はシャープに6億円の返還を求めて、実際にシャープも6億円を払ったんですね。

こういう規定が亀山市にもあるんですよ、補助金の交付規則の中にね。だから、こういう条例で、産業振興条例の中で返還を求めることができるということを書くだけではやっぱりだめだと。三重県のような規則にうたい、それで規則から補助金の交付規則に委任をするような、そういう具体的な規定がないと、実際問題、絵に描いた餅になるのではないかというふうに思います。

参考までに、亀山市の補助金等交付規則にも、第16条には補助金等の返還という項目がありますし、第17条には財産の処分制限、これは要するに勝手に処分したらあかんよと、処分した場合は返還してもらうよという規定があるんです。だから、こういうことをきっちりとやっぱりやるべきだろうというふうに私は思います。

そこで、亀山市も名称を奨励金ではなしに補助金という名前に改めて、性格も補助金だということをはっきりとうたって、返還を求める場合は、三重県と同様、規則、それから補助金等交付規則に具体的な規定を置くべきだというふうに私は考えますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本条例に基づく奨励金はいくまでも奨励金でございまして、事業の廃止や休止があった場合には、立地等によりもたらされた税収や雇用創出の効果を踏まえて、その時点において条例第1条の目的に十分寄与したかどうかを判断して、返還を求めるかどうかを決定するという方針でございまして、補助金等交付規則の適用はないものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

部長の答弁だと、例えば2年間か3年間操業して撤退されたと。その間、例えば2年間か3年間は雇用もあり、それから税金も払われたということであれば、返還を求めないということになりま

すわね。そういうケースがあり得るということですよ、たとえ2年、3年で撤退されても。だから、そういうことでいいんですかということですよ。

部長、先ほどの議員への答弁に、何で45億を廃止したという話の中で、結局大きな企業が来て雇用を生み出しているうちはいいけれども、一旦撤退されたら物すごく大きなダメージを受けるという、財政的にも、それから雇用の面でも。これは亀山市が経験をしました。だから、そういう意味で、こういうことというのはやっぱりきちっと決めておかないと、今の状態だったら、今言ったように、2年か3年操業して、それで撤退しました、それでもちゃんと雇用はありました、それから税金も納めましたということであれば、返還は求めないということがあり得るというふうなことになると考えませんか、部長。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この条例の目的の第一義的なものはやはり税収かというふうに思いますので、まず第一は交付した奨励金と納付された税収の比較になろうかと思しますので、税収が上回っておれば返還を求めないこともあり得るということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは私は、返還ができるという規定は本当に絵に描いた餅ですよ。要は奨励金を出して誘致をしたその企業が、本当に2年や3年で撤退するというのをされると、やっぱり雇用にも物すごく影響を与えますし、財政面でも大きな影響を与えるわけですよ。そういうことがあるから、補助金の返還ということをきちっとやっぱりうたって、そういうことをやるべきなんですよ。

ところが、今の答弁だったら、本当に来て、奨励金をもらうに当たってはある程度の雇用を確保しなければなりませんし、そこで操業をすれば当然税金も発生しますわね。だから、あなたの答弁でいくと、これは返還できると書いてあるだけで、実態としてはもう返還するようなケースは出ないんじゃないですか。よほどやない限り、よっぽど悪質な、例えば来ると言っても来なかったりとかというような場合でない限りは、そこそちゃんと操業しておれば、2年で撤退しようが3年で撤退しようが、それはもう構わないんだと、休止しようが構わないんだと、こういうふうになると思うんですけど、それでいいんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今回の返還規定の10年という年数を規定する考え方から少し説明を申し上げますと、テクノヒルズにまだある残存の工業用地……。

（「時間がないから簡単に」の声あり）

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

そうですか。

10年という規定を定めました根拠ですが、いろんな立地ケース、あるいはいろんな投資額等の

シミュレーションを行いました。大きなものから小さいものまで幾つか。その中で、納付される税収と交付する奨励金が、税収が上回るのは最長8年という結果になりましたので、それらを勘案して10年というふうに定めたところでございますので、短期的な撤退の場合は奨励金の返還を求めるケースもあり得るというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう残り時間がないので、私はやっぱりこの点を、条例の修正をしてでもこういうことをきちっと、返還ということが条例にうたってあるんなら、具体的に返還がさせられるような規定を設けるべきだというふうに思います。産業建設委員会で12日にこの審議がありますので、ぜひその点を本当にしっかりと議論をいただきたいと思います。

総務委員会にさっき振られましたので。

最後に、第3条の雇用要件の緩和の問題についてちょっとお伺いをしたいと思います。

これは、確かに緩和をされました。岡本議員も言われましたけれども、果たしてこれで本当にいいのかというような思いを持っております。

見通しとして、本当にこれでいわゆる中小企業と言われるようなところが補助金を受けられるという、その可能性がどれほどふえると見込んでみえるのか。また、今、大体事業所の9割は中小企業やというふうに言われています。そういう意味でいくと、中小企業にどれほどの効果があるというふうに踏んでみえるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、企業立地奨励金に対する新規雇用者の数の要件の緩和をさせていただきました。現行の15人から10人、中小についてはさらに5人にまで引き下げを行います。このことは、実際、過去に中小企業でこの要件がクリアできずに奨励の対象にならなかったという例もございました。今後は、そのような中小企業も奨励対象になるというふうに考えておるところでございます。

それと、市内事業所の9割を占める中小企業、特に小規模事業者の対策でございますが、この条例のほかに亀山商工会議所と連携を図りながら、専門家の派遣事業や見本市等への出展助成、あるいは販路開拓による新製品開発などの取り組み支援、融資による保証料や利子補給等々、資金繰りも含めまして支援をさせていただいております。こういうことから、経営力向上に向けた取り組みというふうになるかというふうに思っております。すなわち、この条例だけではなくて、いろいろな支援制度で中小企業、特に小規模事業者については支援をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、産業振興条例1本で質疑をさせていただきました。

確かに課題と言われたところを改善された面は評価をしたいと思っておりますけれども、この14年間、

私ずうっとこの問題を追いかけてきたのは、やっぱりちゃんと返還は求めるべきだということを書いてきたわけですね。企業のいわゆる企業活動の中でいろんな判断をしていくのは、それは企業の判断でいいと思うんですよ。だけれども、そうした場合にはリスクを伴うということは、我々もそれだけのお金を投資しているんですから、当然それは回収するという立場に立つべきだと言うておるの。だから、そういう意味でいくと、この返還の規定はやっぱりきちっと、このままではだめだろう。だから、まず奨励金を補助金に直すということと、それから返還の規定を三重県の例に倣ってきちっと具体的に決めると、こういうことがないと絵に描いた餅になるんじゃないかということだけ申し上げて、質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時09分 休憩）

---

（午後 2時20分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぽぷらの西川憲行でございます。よろしくお願ひします。

それでは、通告に従ひまして質疑を進めていきます。

まずは議案第89号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、第3款民生費、第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費、その中の小規模保育事業施設整備事業についてということでお聞きしたいと思います。

まず、これは2,400万円の補正予算が組まれております。この内容についての確認をいたしたいので、お答えをお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

小規模保育事業は、平成27年4月から施行されました子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の一つであり、3歳未満児を対象に、定員6人以上19人以下の少人数の環境で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行うものです。

今般の小規模保育事業施設整備事業に係る補正予算につきましては、亀山愛児園さんが平成29年4月からの開設を予定されております小規模保育事業に係る施設整備を支援するものです。

小規模保育事業にはA型、B型、C型があり、亀山愛児園さんが開設を予定されております小規模保育事業施設については、保育従事者の資格要件及び配置基準や保育室等の面積基準が認可保育所と同様の条件を満たしておりますA型で、初年度は定員12名を予定されており、待機児童の解消や縮減が期待されるものです。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

亀山市で今問題になっています待機児童の中で、0・1・2歳児を受け入れてくれる小規模保育施設ができるということで、いいことだと思うんですけども、ただ、これが補正予算で上がった理由について、先ほどの答弁でありましたように29年4月、来年の4月に開設されるということなので、今から補正予算を組んでぎりぎりのタイミングなのかなど。なぜ28年度の当初予算に盛り込まれなかったか、補正予算に盛り込まれたかという点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

今般の補正予算に伴う小規模保育事業施設整備事業の経緯につきましては、平成27年秋ごろに亀山愛児園さんから、平成29年4月から小規模保育事業施設を開設したいとの相談があり、協議を進めてまいりましたところで、開設場所の確保や施設整備に係る事業費の確認ができましたこと及び国の保育所等改修費等支援事業実施要綱の適用が確認できましたことから、本議会に補正予算を提案させていただき、平成29年4月の開設に向けて支援をするものです。

また、小規模保育事業施設の整備につきましては、国の保育所等改修費等支援事業補助金を活用して行うものであり、補助対象費3,200万円のうち、4分の3の2,400万円を補助金として交付するもので、残り4分の1の800万円につきましては、亀山愛児園さんが負担するものです。

なお、補助金2,400万円の財源内訳につきましては、国が2,130万円、市が270万円となります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

これは今ご説明いただいたように、2,130万円が国からの補助があるということで行われると。それから、僕がこの中で気になったのは、今の答弁の中で、愛児園さんからの相談が27年の秋ごろからあったということで、当初予算に盛り込まれにくかったという理由なんだと思うんですけども、ただ、この待機児童の問題については市の問題であるということで、市が積極的に動くべきではなかったのかなど。国からのお金がついたから行うのか、つかなくても、市独自としてでもこの補助金を出す用意があったのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、諸事情から今に至ったわけなんですけれども、待機児童対策は非常に大切なことだと心しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ちょっと答弁が答えになっていないような気がしますけれども、確認ということで、後でもう一回確認させてもらいます。

2つ目に、第8款の土木費を私は上げてあるんですけど、道路新設改良費ということで、こちらのほうもどのようなものなのか。そして、こちらのほうの財源も、国からの財源措置を受けて補正予算にのってきているというふうな予算書になっています。この点については、こちらのほうも、国の補助金ありきでの道路改良費ということなのか確認したいと思います。お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

当事業は、神辺地区ふれあいまちづくり協議会や亀山商工会議所からも要望をいただき、旧東海道の一部である太岡寺畷の歩道整備や美装化、植樹等を行うことで、良好な街道環境の形成に向けた歩道整備を市と国で連携して、平成26年度より整備を行っている事業でございます。

今回の補正につきましては、平成28年度国土交通省第2次補正予算が交付され、防災・安全交付金の重点配分に伴い、事業促進を図る上で予算要求を国にさせていただき、交付決定されたことから補正予算を提出させていただいたものでございます。

ただ、今回の補正につきましては、今年度も交付を受けて事業を行っているところですが、なかなか国からの配分が少なく、事業の進捗を図るため今回も補正申請をしたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

こちらのほうも、国の補正予算が決定され、交付が決定されたことによって事業進捗というふうには先ほど答弁をいただきましたので、ちょっと財務部長のほうにお伺いするんですけど、補正予算の基本的な考え方、いつも言われていますけれども、そちらのほうを確認して、この2つの事業については、国からの補正予算ありきの中で事業を進めていく、あるいはどちらも亀山市にとっては、待機児童問題であったり、まち協、あるいは会議所からの要請によってつくられていく大事な事業であるという考えのもと、もし補正予算がなくても市単独で来年度の予算にのせるというような考え方があったのかどうか、その辺の確認をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、補正予算におきましては、財政状況を十分勘案した上で、災害関連経費、制度の改正など、原則として当初予算要求時点では見込めなかった緊急突発的なものなど必要最小限のものとしており、今回の補正予算におきましては、年度途中に国等の補助事業として採択を受けた事業や緊急の修繕料など、当初予算に見込むことができなかったものについて予算計上をさせていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、国からのということで、国の補正予算は突発的な部分であるという答弁でした。

私は、そこでもう1つ、さっきの質問の中では、もしなくても市単独事業としてでもやる意思があったのかどうか、その辺の確認をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市には、補助金の交付規則等がつくってございまして、それに基づいて市単独では出すべきものだというふうに思っています。そういうことから、今の当初の事業、福祉のちびっこ事業については、その補助事業というのが市単独ではつくってございませぬので、国の補助がなかった場合、全額市が見た補助事業は考えていないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市で単独でやる気はないということでございますので、ただ、市の優先順位として、ことしの当初予算のときには、若者向け、子供向けの予算にはかなり割いていますというような説明もありましたので、今後そういうのも考えていっていただきたいなという気がします。

それと、補正予算のつけ方ということでは、国ありきではなくて、やっぱり亀山市が主導をとってやっていっていただきたい。

それから、先ほどの子供の小規模保育事業については、亀山愛児園さんのほうから相談があったということですが、こういう補助金が国からつくというのが最初からわかっている、あるいは市のほうが先に情報をとれるのであれば、そういう事業の中で逆にこういう補助金をつけますのでやっていただけませんかということで先行しながら、子供たちの待機児童対策に亀山市は積極的に乗り出していただくべきではないかなというふうに考えますが、その点についてはセンター長、いかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

子供たちのことにつきまして、待機児童等、課題は十分認識をしておりますので、責任を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

いや、責任を持って取り組んでいただくのは当然なんですけれども、国の予算を亀山市が積極的に取り入れて、それを民間に推し進めて、政策の一助として利用していくと。お互いに、民間の方にもお願いをするし、国にもお願いに行つて、それを市が積極的に取り入れていくという手法ですよ、それをやっていっていただくのに、国の補正予算が決まりましたとか、民間から来ましたとかいう話ではなくて、市がどこまで積極的に関与するのかという点についてお答えをいただきたい。

○議長（中村嘉孝君）



伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

議員からご指摘いただきましたとおり、市のほうから積極的にいろんなところを調査もしまして取り組んでいきます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まさに櫻井市長がおっしゃられる進取の年、自分から進んでとりにいくというのを目標にされていますので、ぜひそういうふうに動いていただきたいなど、そんなふうに思います。

次の質問ですけれども、第10款教育費の第4項幼稚園費、第1目幼稚園費の施設管理費の中で、こちらのほうは修繕料が出ております。ほかにも修繕料が幾つか出ているんですけれども、こちらの修繕料の中身についてご説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

幼稚園費、施設管理費の修繕料100万円の内容でございますが、幼稚園に設置しております遊具の保守点検により修繕が必要となったものにつきまして、その対応を行うために増額補正をいたすものでございます。

具体的には、亀山幼稚園、またみずほ台幼稚園の2連ブランコ及び井田川幼稚園の滑り台の修繕のための費用でございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

これも修繕費として出ています。これも先ほどの補正予算の考え方をすれば、緊急性があって突発的なものだということであると思います。

保守点検をいつ行われているのかちょっと確認をさせていただいて、これも当初予算に盛り込めなかったのか、前もってわからなかったのか、本当に緊急に修繕が必要になったのかという点についてお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

本年度の保守点検は11月でございますが、この修繕の緊急性につきましては、幼児の安全面を考慮いたしまして早期に対応させていただきたいというものでございまして、補正予算にて計上させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

幼児の遊具のことでございますので、11月に点検されて、早々に必要になったということで、

これは理解ができると思います。

次の第10款の教育費、第5項社会教育費、第7目文化振興費、施設管理費のうち、こちらも修繕料で出ております。210万円出ておりますので、こちらのほうの中身についての説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

文化振興費、施設管理費の210万円の補正でございますけれども、文化会館大ホールに設置しておりますスタインウェイ製及びヤマハ製の2台のピアノの修繕料でございます。オーバーホールの上、弦の交換などを行う経費でございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

文化会館に置いてある2台のピアノのオーバーホールということでございますが、こちらのほうも先ほどの遊具のように、何か保守点検か何かをされて、緊急にこれが必要になったということなんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

この2台のピアノにつきましては、文化会館が開館後に購入をいたしましたものでございまして、どちらも30年以上経過しております。これまでも毎年、使用に当たっては6月ごろに定期点検を行って使用をしてきたものでございますけれども、本年の定期点検後に実施いたしました調律において、音程がなかなか改善されないといった具体的な異常が出てまいったことから、急遽修繕を行う必要が生じたものでございまして、今後、本年度中においてもピアノを使用する公演等が予定されておりますことから、補正での対応という形でお願いしたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

調律の段階でわかったという答弁です。ちょっと疑問に思ったのが、ピアノは2台あるんですけど、2台ともその時点でわかったということなんですかね。

30年以上経過しているのに、計画的なオーバーホールの予定というか、いずれは直さなきゃいけないなというようなことはなかったのかなど。本来、これから公共施設の中で、いろんな備品も含めてですけど、公共施設そのものについても計画的に改善していく、改築していく、修繕していくというのは毎年当初予算にのってくると思うんですけども、そんな中で、このピアノについては本当に緊急なのかなど。本当に当初予算の中で盛り込むことができなかつたのかなという疑問を感じるんですけども、調律の中でわかって2台ともということなのか、本当に30年間使っていて、やっぱり今の時期に直していかなくちゃいけないのかなという点について、もう一度お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

この2台のピアノでございますが、1台はスタインウェイ製ということで、もう1台がヤマハ製のピアノでございます。これらのピアノにつきましては、購入価格なども非常に大きく差のある異なったピアノでございます、それぞれ使用者の用途、目的に応じまして使い分けを行っているものでございます。

購入後30年間の間には、毎年6月に行っておりますのは、定期点検というところでございます。定期点検の中では、そろそろ老朽化をしてきている中で、弦などの取りかえが必要だというふうなことについては意見として、報告としていただいていたものでございますけれども、調律自体は使用する前に行うものでございまして、その調律の中で具体的なふぐあいが生じてきたというふうなことが現実として起こってきたために対応を行うというふうにしたものでございます。

定期的な交換なども必要なものではございますけれども、私どもとしては具体的な支障が生じるまではできるだけ長く使っていきたいということの中で、状況を見ておったというふうなところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ピアノについては、見つかってすぐ直さなければ、多分その間、6月に使われていて今11月なわけで、半年間近くそのままのふぐあいの状態が続いているということのかなというふうに感じます。

また、財務部長にちょっとお伺いしたいんですけれども、こういう場合の補正予算を出していくという中で、予算については当初予算の中でかなり削られている部分、あるいは圧縮されている部分があると思うんですけれども、こういう緊急性のあるものについてはずっと、先ほどの幼稚園の修繕費とピアノの修繕費については市単事業なので、市のほうからお金が出てくるわけですが、この辺の財政措置としては、それぐらいのお金を出す余裕は亀山市にはまだまだあるんだよというところなのか、いやいや、こういうのもやっぱり本来は当初予算に上げながら、しっかりと計画を出していかなきゃいけないよという、その点のお考えはいかがでしょう。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員がご指摘いただいております補正予算の件でございますけれども、本来、文化会館のピアノというのは利用者からお金を取って貸し出しておるというものでございますので、それが使えなくなるということは、緊急に対応すべきなんだろうというふうに思っています。

また、子供の遊具等についても、亀山市は子供に優しい市政を目指しておりますので、できるだけ早く修繕をして、子供たちに楽しんでもらえるようなことをやっていきたいというふうに思っていますので、そういう緊急的なものは補正で対応すべきだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

部長、補正で対応するのは当然必要だと思うんですよ。

ただ、さっきも言うたようにピアノを30年以上使っているわけですから、計画的にそろそろ修繕しておいたほうがいいんじゃないのという考え方ですよ。言われたように、貸し出してお金を取っているものですから、それが半年間使えないよということになるのはよくないんじゃないかと思うんですよ。そうしたら、予算の組み方の中で、前もって先々に修繕が必要なものは用意しておきましょうよという考え方なのか、本当にさっき嶋村局長が言われたみたいに、ぎりぎりまで使ってみて、それでもだめだったらお金を出すよ。そのお金の出し方なんですよ。先もって、何かが起こる前に予算として出しましょう、あるいは起こらなければ出しませんよ。補正予算は緊急ですよ。

だから、当初予算の部分でこれは盛り込むことができなかつたのかという点についていかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成28年度に当初予算に盛り込むことができなかつたのかというご質問だろうというふうに思いますけれども、当初予算の段階では、各担当部局から要望等もございませんでしたので、その時点では予算に盛り込むことはできませんでした。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

僕が言ったのは考え方の問題です。そうすると、要望があつたら、こういうのはやっぱり先をもつてせないかなという考え方なんですか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今までは、亀山市は悪くなってからすぐ直すというようなやり方をとってきたように思っています。今、公共施設の見直しの件をうちの部でやっています、途中で大規模改修とか、そういう普通の日常点検以外に、ある期間を置いたら大規模な修繕等も必要になってくるんだろうということで、現在、試算をやっておるところでございます。当然そうなりますと、いろんな標準財政規模がふえたり、投資的経費に回せるお金が減ってくるかもわかりませんが、今あるものを長く大切に使うという意味から、そういう長寿命化とか、途中での大規模改修のあり方、それをどんなふうに考えていくのかということも今後、今、少し検討もやっておりますけれども、そういう考えが今後は必要なんだろうというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぜひ、壊れてから直すとか、ぎりぎりまでというのではなくて、やっぱり市民の皆さんに迷惑がかからないように早目早目に。当然直している期間は使えないわけですから、その点も含めて、今回はピアノのことですけれども、ピアノだけではなくて、市全体の考え方として、やっぱり市民の皆さんに迷惑をかけないように計画的に修理をしていただいて、それから長く使っていただくという考え方をしていっていただきたいと。できれば補正予算ではなくて当初予算に上げていただいて、我々がことし何が必要なのかなというお金の使い方を見ていかなければいけないと。ここまで来て、壊れたから直さなきゃだめなんですよと言われれば、補正予算云々ではなしに、これでも6月からわかっているんだったら、早目に使えるような体制をとっていただいたらいかがかなというふうに感じました。

では次、議案第95号平成28年度亀山市病院事業会計補正予算のうち、債務負担行為、医事業務委託料について質問します。

これはまず、債務負担行為のあり方、それから今回、この債務負担行為の目的についてお伺いして、今までの債務負担のやり方が1年単位だったのが、今回は3年の債務負担行為になっているんですよね。ですから、その点の変更の理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医事業務につきましては、今までは単年度の随意契約としてまいりました。今回は、複数年度の債務負担行為を3年間の設定を考えております。この移行する理由といいますのは、複数年契約によりまして、業者側も、また医療センター側も安定的な委託となるということと、また委託料が削減できるということと、医療センターにおける契約事務も毎年毎年やるのではなくて、3年に1回で済みますので、負担軽減を図るということがメリットであると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

3年契約にすることによって安定的な委託ができる。それから、予算的にも削減できるというお話でした。

これは25年度からの資料をいただいたんですけど、25年度から28年度まで一つの会社がずっとやられておりまして、随意契約ということでやられています。今回、契約内容が変更されるということでしたので、契約内容の変更によってどのようなことが変わるのか。

それから、委託先の会社も変更される可能性が出てくるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

今回の契約につきましては、随意契約ではなくて公募型のプロポーザル方式を考えております。公募型ですので、1社だけではなく数社の業者が応募してくると考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

公募型のプロポーザルに変えるということなんですけれども、これは医事業務ということなので、プロポーザルでどのような提案をなされるとという中身について、医事業務は変な言い方ですけども、業務管理ですよ。計算したり、書類をとという話だと思うんですけど、それがプロポーザルによってどのようにシステム変更されるのかとか、そこで便利になるのかというのは、どのような基準があるのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医事業務とはどういうものかといいますと、主なものとしましては受付業務であるとか、会計業務、診療報酬の請求業務などがあります。そのうちの総合受付業務と請求書の発行、またレセプトの点検業務などについて、今回、円滑な処理、また患者さんに対するサービスの向上などの観点から委託するものであります。

そのプロポーザルで提案をいただくのは、例えば、いろいろな受付業務、外来の受付であるとか入院の受付業務、会計の業務、証明書の発行の業務とか、こういうさまざまなことについて、例えば人数を何人で担当するであるとか、例えば午前1回・午後1回のところを午前1回に済ますとか、そういうふうなさまざまな細かい点の提案をいただいて判断するというのを考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

そういった細かなところでもってプロポーザルで、入院・外来患者さんへのサービス向上ということがありましたので、できるだけサービス向上のほうへ行っていただきたいなと思います。

それから、お金の部分の削減幅ですけども、平成28年度が4,747万320円の契約金額。今回、上がっている金額が1億4,235万円ですか。3年契約なので、単純に割ると4,745万円ですよ。ということは、ざっとですけど、年間2万円の削減に当たるということに資料を見るとなると思うんですけども、この辺、先ほどの委託料の削減を3年間にすることによってできると言われましたけど、年間2万円の削減にしかないのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

補正予算書に上げさせていただきました債務負担行為の限度額は1億4,235万円になっております。これを3年で割りますと、議員の言われたとおり4,745万円で、28年度の実績と比べますと2万円の減ということなんですけれども、この債務負担行為の限度額につきましては、3年間で、平成31年10月1日から消費税は10%に改定されることに現在なっております。それを10%で計算しますと1億4,235万になりまして、8%、10%を度外視しまして税抜きで考えますと、1年間に16万6,000円、3年間で46万2,000円の減額になるという計算で

ございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

医療センターの経費削減ということで、3年間で46万円節約できるという中で、これは限度額なので、当然プロポーザルの提案によってはもう少し安くなる可能性も出てくるんだろうというふうに想像できます。

ただ、安ければいいというわけではなくて、先ほども業務内容の中で選定していただくということでしたので、しっかりとした業務ができて、また市民の皆さんに使いやすい医療センターであってほしいと思いますので、お金削減がどうのこうのではなくて、やっぱり3年間にさせていただいて、安定した医療センターの運営ができるということが大事だと思いますので、よろしく願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

議案質疑、大きく3点についてさせていただきます。

まず1点目ですが、議案第84号亀山市税条例等の一部改正についてのうち、セルフメディケーション税制についてお伺いしたいと思います。

そもそも、このセルフメディケーション税制について、この制度はどのような目的で創設されたのかをまず伺いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

セルフメディケーション税制の創設の目的についてお答えをさせていただきます。

セルフメディケーション税制とは、自発的な健康管理や疾病予防の取り組みを促進するとともに、医療費の適正化にもつながることを目的に創設されたものでございます。

なお、セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることというふうにWHOの世界保健機関で定義をされているところでもございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

自分の体は、常にお医者さんに行くばかりでなく、自分で管理をしなさいという意味も一方よくわかりますけれども、医療費の適正化というのは、多分適正化というのは医療費を抑えるという意味の適正化だと思うんですけれども、そういう意味が大きいんだろうなということがわかりました。

そして、次に出てきますスイッチOTC医薬品、このスイッチOTC医薬品というのが午前中も

新議員の質問でされていましたが、まずこの言葉の意味、OTCとすぐに片仮名や英語がついてくるので、やはり入りにくいので、できたら正しいスペルというか、大もとの言葉も含めて、この医薬品についてご説明願いたいと思います。OTCとは何の略かということですね。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません、ちょっと私が存じていませんでしたもので、スイッチOTCとはOpen The Counterの略だそうです。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

そのスイッチという意味はOpen The Counterということは、カウンター越しに、Openというのは公開ですか、1人で勝手に買うお薬ではなくて、ちゃんとお話を聞いてもらった上で、正しいお薬を買っていただくという意味なのかな。そこへスイッチ、移行していくという意味なのかなと推察をするところですけども、本当に新しい制度のたびに片仮名や英語がふえるのは何とかしてほしいなと思います。

それで、さまざまな風邪薬ですとか、肩凝りのお薬ですとか、口内炎のお薬ですとか、いろんな薬の種類がたくさんあるということのをけさの午前中の質疑の中で明らかにしていただきましたが、まず、私たち市民が、例えば薬局に行って領収書をいただきますけれども、いろんなお薬を買ったときに、スイッチOTC医薬品とそうでない医薬品があると思うんですけども、そこら辺の領収書の扱いですとか、この制度を受けようとする人がどうすればいいのか、お薬を買った後ですね。だから、それは薬局が気をつけることと、あと市民が気をつけることがあると思うんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません、先ほどの意味は、対面販売ということも意味をしておるということでございます。

今回のスイッチOTCの薬をどんなふうな形で見分けるのかということだろうというふうに思いますけれども、この厚生労働省のほうから各機関のほうへ文書通達が出ておりまして、1つは証明書、スイッチOTCの薬という証明をしてもらわなければわかりませんので、商品名とか金額、当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、販売店名、購入日が明記されることが必要ですということで、具体的には商品名の前にマークを、星印をつけるとか、または対象商品のみの合計額を分けて記載するとか、そういうふうな通知が各団体宛てに出ているところがございます。私もその薬局が準備しておるかどうかの確認は今はいしていませんけれども、そんな通知を出して、そこら辺の対応を全国的にやっというふうな取り組みが行われているところでもございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。



○8番（福沢美由紀君登壇）

セルフメディケーション医薬品がどれであるのかを明らかにしていただくことと、買った後の領収書の扱いがちゃんと制度を受ける人に扱いやすいものになっているのかどうかとか、やろうとしているところはわかるんですけども、これは1月1日からの医薬品、すぐの1月1日から始まるんですね。ですから、ちょっと周知のほうをしていただくことと、亀山も薬局もたくさんできてきましたけれども、小さな薬局から大きな薬局までありますので、どのようにされるのかはやっぱり早急に確認いただかないと、市民が困るのかなあと思います。

それから、この制度を使える人は健康の保持増進、疾病の予防などに努力している人でないと、この控除はしていただけないということなんですけれども、それほどのように図るのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

この税控除を受ける場合、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みをやっていないとだめだという規定がございます。それがどんなことをしておったらいいのかというようなご質問だというふうに思いますけれども、まずは今回の特例の適用を受ける場合には、特定健康診査とか、またはがん検診とか、定期健康診断、健康診査、人間ドックとか予防接種のいずれかをその年に受けていることが条件となるというふうに言われていまして、それを受けた予防接種の領収書とか健康診断等の結果通知書の写しとか、そういうものが必要になってくるということになっておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、領収書は、例えば家族中が使ったお薬の領収書を集めてもいいと思うんですけども、控除を受ける人だけが健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みをしていけば控除が受けられる。家族全員じゃなくてもいいということですね、確認です。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません、まずお断りを。先ほどの略ですけども、Over The Counterの略ということで、大変失礼をいたしました。おわびを申し上げます。私も英語に弱いもので、申しわけございません。

次に、本人が受けておればいいのかということについては、一定の取り組みの証明方法になってくようかというふうに思います。今、各種団体、厚労省より11月に保険者団体、事業者団体宛てに協力依頼の通知を出しておるまでは聞いておるんですけども、その詳細な中身までは私どもにおりてきていませんので詳細にはわからないんですけども、考え方としては、その控除を受ける人が予防接種とかがん検診とか定期健康診査を受けたものを見せていただかないといけないんだというふうな理解を今はしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

なかなかわからない中で、質疑も大変なんですけれども、今まで医療費控除というのがありましたが、それとの関係について、医療費控除と今回のセルフメディケーション税制についての関係についてお伺いしたいと思います。両方することができるのかどうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現行の医療費控除を受ける人は、今回の控除は受けられないと。ですから、どちらか選択制になるということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

あらまはわかったところなんですけれども、私はこの控除がふだんの医療費控除だと10万円を超えた部分でしかないのが、1万2,000円を超えた部分が控除できるという意味では、そんなにえらい病気じゃない人でも控除が受けられるという意味では、ある意味いい部分もあると思うんですけれども、これを受けようとするがために、本当に医療機関に行かなくちゃいけない人が行かずに、売薬で済ませるといようなことがあったんでは本末転倒になると思いますので、そういうことのないように、どういう形かわかりませんが、きちっとチェックをするということやはり必要なんだろうと思います。そのことを申し上げておきたいと思います。

また、この確定申告をする人だけが受ける控除なんですけれども、特に高齢者の方、2人暮らしとかでほんの少し税金を払っているというがために非課税ではないということで、例えば特養なんかの金額が非常に大きくなって、今、困っていらっしゃる方がたくさんいるので、例えば、年金による税金の控除がされたことによって、非課税のぎりぎりのラインにいる方なんかにとっては朗報なのかもしれないので、きちんと広報をしていただきたいと思います。

次の質疑に移ります。

議案第98号、99号、どちらも指定管理者制度のことなので、そもそもの指定管理者制度について、まずお伺いしていきたいと思うんです。

まず、指定管理者制度というのは、公の施設の管理運営を各種団体や企業に委ねていくものだと思うんですけれども、これは施行されて13年ほどが経過したところなんですけれども、この公の施設というのが何かというところを調べますと、住民のライフサイクル全体を通して、住民の福祉を増進するために自治体が設置し、住民の利用に供するための施設であると。地方自治体の仕事の根幹をなすものであると出てきました。

まずお伺いしますのは、公の施設をもともと直営でやっているものを、なぜほかに委ねていくのか、なぜ指定管理者制度をとっていくのかということです。その目的について伺いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

指定管理者制度全般にかかわる問題ですので、私のほうでお答えをさせていただきます。

指定管理者制度につきましては、それまで地方公共団体の出資法人や公共的団体に限定されていた公の施設の管理運営について、民間事業者やNPO法人なども行えるように、平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律の施行により創設されたものでございます。

本制度の目的につきましては、多様化する市民ニーズにより効果的に効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウ、能力とか経験とか知識などを活用し、市民サービスの向上や管理運営経費の削減などを図るものであり、本市としましては、亀山市指定管理者運用指針、亀山市民間活力活用指針を策定しながら制度導入を進めてきたところでございます。

**○議長（中村嘉孝君）**

福沢議員。

**○8番（福沢美由紀君登壇）**

そうしますと、市が直営でやるよりも、よりすばらしい市民サービスができるということを目的に指定管理者制度をされる、一口で言うとそういうことなのかなと伺いました。

例えば、公の施設はたくさんあるわけですけども、どういう施設だったら指定管理者制度にして、どういう施設はしないというような基準の定めがあるんでしょうか。

**○議長（中村嘉孝君）**

上田部長。

**○財務部長（上田寿男君登壇）**

まず、指定管理者制度の運用指針の中では、どの施設に指定管理者制度を導入して、どの施設はしないというような規定は具体的には設けていないところでございます。

基本的な考えでございますけれども、今まで市が直営でやっていた施設を指定管理者制度にするのも一つの方法ですし、民間委託をする方法もありますし、また民営化に持っていく方法もございます。ですから、いろんな手法を使って、そのサービスなり、経費の削減をやっていくかというのが一つの手法でございまして、指定管理者制度だけがうちのやっていく方法じゃないということをおまじご理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（中村嘉孝君）**

福沢議員。

**○8番（福沢美由紀君登壇）**

さまざまな方法があるよということですね。でも、どれを指定管理にするのか、どれは委託にするのかというような明らかな基準はないということでした。

今回の2つの指定管理者制度は、いずれも非公募でされているものだと思います。非公募にしますと、例えば競争によって得られるサービスなんかのいろんな広がりや充実というようなことのメリットはないのではないかなと思うんですけども、それでもやはり指定管理にする意味というか、そこをお伺いしたいと思います。

**○議長（中村嘉孝君）**

上田部長。

**○財務部長（上田寿男君登壇）**

まず、指定管理者の導入をいたした後の問題だろうというふうに思いますけれども、当然指定管

理者を導入した後、事業所の報告とか市民ニーズの把握、また実地調査といってモニタリングをす  
るとか、利用者からの苦情、提案の対応はどうかとか、いろんなことをその業者がやっていただい  
ておる中で、担当部署では整理をしていくと。それを結果公表もさせていただいているように思っ  
ています。

当然、指定管理者を導入する以上、サービスの向上か経費の削減か、その運用上プラスになる点  
を見出した上で、指定管理者制度の導入をいたすものでございます。原則は公募が一番望ましいん  
だというふうな考え方を持っていますけれども、当然そこにする場合、今回の場合ですと、地域の  
人をお願いしたほうがうまくいくんだろうということがある場合は、随意契約でもそういう方法を  
とってやるべきなんだろうという考えを持っておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

非公募であっても、一つの団体であっても、そのほうがうまくいくかどうかを見きわめて指定  
をしているということですね。

それでは、ちょっと根拠法になる地方自治法の一部改正についてお伺いしたいと思います。

法244条の2第3項で、この指定管理者制度を行わせることができるということがうたわれて  
いるわけですが、これは指定管理者制度ということで、改正後も、公の施設の目的を効果的  
に達成するために必要があると認められるときは行わせることができるという前文がそのまま残っ  
ているわけです。この前文の読み取りとして、これは法改正後も基本は直営ですと、直営が原則  
ですと。管理を団体に委ねられるのは、公の施設の設置の目的をより効果的に達成する場合のみ  
ですとということだと私は読み取れると思うんですけど、その点どのようにお考えか確認をしたい  
と思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

当然、公の施設でございますので、市が条例で設置した施設となってまいりますので、当然市が  
責任を持つということには変わらないものだろうというふうに思っています。

しかし、その施設の運営管理を行う上で、民にできることは民に任せていくということも大切な  
ことなんだろうと。民間の力をかりることによって、サービスの向上とか経費の削減とか、そうい  
うことを考えるのは当然必要なことだろうというふうに思っています。そういう意味で、今までは  
外郭団体とか、そういうところしか委託できなかったことが、民間とか、競争の上でサービス向上  
につなげていく手法をとるという形で国の法律ができたんだろうというふうに思っていますので、  
市が何でもかんでも直営で運営しなければならないとは考えておりません。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと整理したいんですけども、直営という言葉は今おっしゃったんですけども、直営か、  
あるいは指定管理者制度か、民間委託か。直営か、それとも民間委託か、指定管理者制度というこ

とで分けているんだと思っていたんですけど、調べると、民間委託も直営の一部なんですね。民間委託を含めた直営か、あるいはもう外に出してしまう指定管理者制度か、あとはもっと違う方法もあると思うんですけども、そういう整理の中で、基本はそうですねということを確認したかっただけなんですね。基本は公の施設の設置目的、団体に委ねられるのは、本当に効果的に達成する場合だけであると。必要な管理をもし委ねた場合でも、当該の公の施設が設置目的に沿って効果的に運営されているかどうか調査して、必要な措置を講じていく責務というのは自治体にありますよということ。それについての確認を、そうですねというんだったら、そうやって言っていただきたいんですけども。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられたように、委託も直営の一つでございます。

その中で、指定管理者制度を行った場合でも、公の施設の最終的な管理責任は市にございますので、その中できちっと見届けていくということは必要なんだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

総務省が指摘していることを申し上げたいと思います。

総務省が、指定管理者制度がコストカットのツールとして使われてきた嫌いがあると指摘しております。また、2011年1月5日の記者会見では、片山総務大臣が、本来、指定管理になじまないような施設にまで指定管理の波が押し寄せているとか、あと、自治体が内部で非正規化をどんどん進め、官制ワーキングプアを大量につくってしまったということをおっしゃいました。それを受けて、2度にわたって総務省から通知がされています。制度の適切な運用に努められるよう助言しますと、これが2回もされているということなんですけれども、この総務省の通知や指摘について、お考えがあったら伺いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在、亀山市では11種、127施設の指定管理者制度の導入を行っているところでございまして、先ほど議員がご指摘をいただいたようなことも考えた上で、適切な運営を図っているというふうな理解をしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

亀山市には、この不適切というようなところは該当しないという認識であるということがわかりました。

それでは、この総務省の調査について1点お伺いしますが、何年かに1度、必ず調査をしておら

れますけれども、やっぱり制度運営上の最大の問題は指定の取り消しであると。亀山市も関ロッジの指定の取り消しがありました。

この中でも、特に文教施設の部分を見てみると、地区集会場とか圧倒的に多いと。市民交流センターや公民館などが指定の取り消しをされている。半分ぐらいかな、そういうことがあります。ですから、何が適切で何が不適切なのかは、日々やっぱりきちっと調べていただいて、1回指定をしたらどんどん更新していくということではなくて、調べていただきたいなと思います。

それで、ちょっと個々聞いていきたいわけなんですけれども、コミュニティ施設について伺っていききたいと思います。

コミュニティは、まち協が今回は全部整った上での指定になってくるわけなんですけれども、今回の指定の目的や効果がどうであるのか。また、もしわかれば、他市はどうであるのか伺いたいと思います。

**○議長（中村嘉孝君）**

坂口市民文化部長。

**○市民文化部長（坂口一郎君登壇）**

地区コミュニティセンター等につきましては、平成18年度から指定管理者制度による管理運営を行ってまいりました。

地区コミュニティセンターとは、従来は地区コミュニティ組織の活動拠点施設であり、現在は各地区の地域まちづくり協議会の活動拠点となっている施設でございます。これらの施設においては、指定管理者制度を導入し、各地区の地域まちづくり協議会が指定管理者として管理運営を行うことにより、例えば、施設の使用許可等について指定管理者で行うことができ、また小規模な修繕については指定管理者の裁量で実施することができ、迅速かつ柔軟で効率的な管理運営を行うことが可能となっております。

また、管理運営に関し、地域がより主体的にかかわることから、地域として自分たちの活動拠点施設であるとの意識の醸成にもなり、また柔軟性のある管理運営が可能であることから、創意工夫による積極的な利活用が促進され、地域の活性化にもつながっているものと考えているところでございまして、指定管理者制度の継続をさせていただこうというものでございます。

各市の状況でございますけれども、例えば、お隣の鈴鹿市さんとか四日市市さんとかいったところにつきましては、もう少し大きな規模の地区市民センターというのがございまして、そこでは証明書の発行のような業務をやっていまして、職員もおるといことで、指定管理にはちょっとなじまなく、直営という形になっています。そんな中で、名張市さんは、そういったまちづくり協議会が随分歴史のある市でございますが、こちらのほうでは指定管理の制度を取り入れられているということでございます。

**○議長（中村嘉孝君）**

福沢議員。

**○8番（福沢美由紀君登壇）**

施設の利用を、今までは直営ですと市長にお伺いしなくちゃいけなかったのが指定管理者で決めていけるということでしたけれども、実際、市民感覚でいうと、余りスピード感には変わらないのかなという気がします。

また、軽微な修繕などが指定管理者でできますけれども、やっぱりだんだんと施設も年がいくつくと軽微な修理がたくさんになってきて、それがとても大変だということも一方ではあります。だから、私もこれが本当に指定管理だからよかったのかどうかということがまだちょっとわかりかねているところです。

済みませんが、次、川崎の学童保育施設について伺いたいと思います。

同じくこれについての目的、効果について伺いたいと思いますが、時間が少ないので、他市の状況も伺いたいし、あと先ほど確認させていただいた責務の大もとが自治体にあるというところで、今までいろんな学童保育の問題があった中で、私はそういう意味では自治体が責務を本当に果たしてきたのかなという疑問が少しあります。

例えば、少し大きい学童保育さん、井田川さんなんか100人も超えるようなところでずうっとそのままだったり、新しい制度になって、たくさん待機が出るからということで、ほかにも施設ができましたけれども、一つの施設はもう1年生は全然募集しないというままで、不自然な状況の中で運営していたりとかいう状況を指摘しましたが、やっぱり指定管理者制度だからということで、余り運営内容についてはご指導もなかったような気がします。そういう意味も含めて、この効果、目的、指定管理者制度をしてのという意味で伺いたいと思います。

**○議長（中村嘉孝君）**

伊藤子ども総合センター長。

**○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）**

現在、放課後児童クラブ4施設におきまして、本市は指定管理者制度により施設の管理運営を基本協定書や仕様書に基づき実施しております。利用の許可、それから利用料金の収納など、迅速で自主性を持った創意工夫による施設の管理運営を行っていただいているところで、利便性の向上は図られているものと思っております。

他市の状況ということでしたもので、ここでお伝えしますと、県内各市における公設の放課後児童クラブ施設の管理状況につきましては、指定管理者制度や委託により実施されておまして、指定管理者制度を採用しておりますのは亀山市と伊賀市の2市となっております。

一方、委託により施設の管理運営を行っている市におかれましては、地域の運営委員会などと単年度契約により実施しており、毎年度更新をしている状況になっていると把握しております。

**○議長（中村嘉孝君）**

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時30分 休憩）

---

（午後 3時39分 再開）

**○議長（中村嘉孝君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

**○18番（櫻井清蔵君登壇）**

それでは、通告させてもらいました議案に対して質疑させてもらいます。

議案第84号亀山市税条例等の一部改正について及び議案第85号亀山市都市計画税条例の一部改正についてですけれども、朝からぎょうさんの人が質問しはったで、もうほとんど聞かれて、何を聞いたらいいかちょっと困っていますのやけれども、基本的に市長にお伺いしたいんですけれども、今回、わがまち特例で地域決定型地方税制の特例措置が導入されたわけなんですけれども、今回上程されておる部分について、その参酌の部分について、ちょっと市長の考え方を聞きたいと思いません。

というのは、基本的にいろんな形で税制が改正されるんですけれども、今回提案されておるのは、現行の軽減率3分の2が、この条例改正も同じ3分の2だと。

ただ、国の特措法というのは、基本的にはかじりで勉強したわけなんですけれども、この特措法の特徴は、国が一律に定めた地方税の特別措置の内容を地方自治体が自主的に判断して条例で決定できるようにするという趣旨を踏まえて、特別措置が地域の実情に即し、適切な政策効果を発揮できるように、各地方団体においても十分に議論していくのが重要であるということがこのわがまち特例の特徴であると思っています。

それで、軽減率の参酌の中で、2分の1以上6分の5以下というような参酌をなさいますよ。限定的に3年間。それから、都市再生特別措置法については5年間と。都市計画税も同じようなことなんですけれども、5年間と。

よく言うんですけれども、特措法について、地方分権の中で、やっぱり自治体の自主を持っていかないかんやないかというのが国の方針だと思うんです。確かに財政的に、これから財政がどこまで伸びるか、下がっていくかというのはいろんな解釈があるかと思うんですけれども、やっぱり国がある程度税制については地方に委ねるよと、ここに書いてある部分についてはな。それはやっぱりせつかくのことですから、亀山市として特徴ある制度を導入してかないかと私は思うんです。

私は思うんですけれども、やっぱり軽減率の参酌の中で6分の5、これを亀山市は導入したらどうですか。それを現行どおり3分の2でとどめられたと。その意味がちょっとわからんです。

前回でも、空家対策特別措置法で、いろんな議会から一部条例修正したんですけれども、やはりこの自家消費型太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス。このような中で、発電事業を事業化しておるものじゃなしに、自家消費型太陽光施設に限ると書いてある。今は亀山市内にもようけ屋根の上にソーラーが載っていますわな。余剰電力を売電するというようなことで、やっぱり太陽光の施設を上げるためには、それなりの費用負担をしておるわけですね。それを通常どおりの新築の場合、28年4月1日以降に取得した者に対して対応するんですけれども、今の世の中、原子力がどうのこうの言われている中で、再生可能エネルギーのことを言うておる中で、そういうようなところを設置する亀山市の住民が見える中で、そういうものを特徴ある市政をやっていくのが本来のあれだと思う。それにはやっぱり6分の5の軽減率を図るのが普通だと思うんですわ。それこそが亀山市やと。通常どおり3分の2だけでええのやというものではないと思うんですけれども、この参酌をなぜ現行の3分の2にとどめられたのか、市長の考え方を聞かせたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）



櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご所見の再生可能エネルギー自体は、自給率の向上を果たしていくということは、国においても、私ども亀山におきましても、それは大変重要な施策の一つというふうに認識をいたしておるところであります。その上で、午前中にも小坂議員のご質問にお答えをさせていただきましたけれども、本市におきましては、太陽光発電設備につきまして、課税標準の特例割合を3分の2にいたしましたのは、今後わがまち特例として適用する対象設備につきましては、今回の対象設備は自己消費型の事業所が本市にはないと。今までもなかったということもありまして、対象設備自体が少ないと予想されること。それから、三重県下他市の状況におきましても、これは同様の見解で判断をされているということ、さらに税の公平性の視点からも、今までの軽減率と同様の3分の2の軽減率を適用しようとするものでございまして、その意味で、今、私どもとしての率の設定を最終的に判断させていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ないから、そのままということ。そうすると、その意欲のある人らをやっぱり抑制しておるわけやんかな。

再生可能エネルギーというのは、今、本当に太陽光、それから風力、地熱、というのは、今の時勢に、日本国中の原子力の発電所がかなり停止しておると、稼働しておるのは数基だけだと。それを亀山にないので、もうこのままにしておきますというんだったら、一遍亀山へ来て、このような施設を設けてという意欲が減退するんじゃないかと思うんですわな。ないからせんのやと、それはあなたの8年間貫かれた姿勢だと思うけれども、やっぱり将来を見越してというのを醸成していくのが地方自治体の独自性を求めた政治だと思うんです。

これは例がないのでしませんといったら、これから例のないものは一切せんということやね。そういうふうに理解してよろしいかな、市長。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

新産業の創出とか、あるいは企業立地を促進させると。とりわけこういう再生可能エネルギーの産業分野につきましても、当然そのような期待をいたしておるところでございます。

しかし、私どもとしては独自の判断として、今回この議会に提案させていただいております、まさに産業振興条例の一部改正は、その奨励措置を対象を緩和して見直しを図ることによって新たな新産業の創出や事業の展開を図るといふ、まさに亀山市独自の政策判断をさせていただいておりますのでございまして、その意味で、ただいま議員ご指摘のわがまち特例の今回の自己処理型の事業者にかかわります太陽光発電設備の特例割合の今回の措置につきましては、私どもとしては、先ほど申し上げました理由で、最終的にこの3分の2の割合と決定をさせていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長にお断りするけど、それなら今、産業奨励金の話が出たわな。それとあわせて質疑をさせてもらいたいと思うけれども、今度は産業奨励金の改正をやると。服部議員も言われたけれども、新聞も持っておるんですけれども、もっと早いところ改正すべきだったというようなあれもしておるんですけれども、中小企業を中心にやっただ。中小企業者は屋根にそれを載せるといったら、6分の5だったらちょうど合いますやないか、違いますか。たまたま私は後から言おうと思っておったんやけれども、今、市長がそういうふうに言われたもんで、産業奨励金の改正に踏み込んでおるんですけれども、これからそういうようなことをやっていくと言って、そういう人がそういうような意欲を出してきたら、6分の5だったら非常にありがたい税制じゃないですか、そういうふうには考えられませんか。今はなくても、今、この産業奨励金の改正をやって、奨励金の枠をちょっと中小企業で持っていこうというような議論をこの議会に出してもらえた。そうすると、それやったらそれはそれやと、これはこれやといったら、この2つの条例がかみ合いませんやんかな。かみ合わんような条例を議会に出しておるんですか、市長、そうでしょう。片一方では中小企業まで手を伸ばそうと、過去の経緯を踏まえて。だけど、片一方はそんな例がないもんで、今までどおりと。かみ合いませんやんか。かみ合っていますかな、市長。市長の見解を聞きたい。いかがですか、今言われた中で。かみ合いませんやんか。どうですか、ご所見を聞かせていただきたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

再生可能エネルギーの自給率促進とか、あるいはその関連分野の創出・拡大ということは、当然やっぱり日本、あるいは地方自治体におきましても、近年、特に東日本大震災以降、かなり推進がなされてきておるというふうにございますし、今後におきましても、当然その分野の果たす役割というのは促進がなされていくものというふうにございます。これを否定するものではございません。

しかし、一方で亀山市独自の産業振興とか地域経済や雇用や税収やということを考えますときに、独自の判断ということをおっしゃられましたので、今回、産業振興条例の改正によりまして、さらなる展開を考えておるものございます。当然、今の前段の部分と、この産業振興の条例が果たそうとするものがリンクしていないのではないかということでもありますけれども、当然それぞれ別々の関連する産業分野での仕組みの制定ではありますけれども、私どもとしては、今回このような判断をさせていただいたものございます。

3分2と2分の1と、それがどういう意味を持つのかも含めまして、私どもとしては最終的に2分の1ではなくて3分の2を判断させていただいたということは、先ほど申し上げた背景や考え方によるものであるということございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私は何も3分の2を2分の1と一つも言うてへんよ。3分の2を6分の5にして、亀山市の独自性を出していくべきではないかということです。限定3年間ということになっておるんだから。3年後はどうなるかわからん、これは特措法やからね。国がどのような方針に変えてくるかわからん

けれども、だけど、3年間は地方自治体に、その参酌、ここに書いてありますがな。わがまち特例についての中に。ここに、3年間限定した中には、やっぱり国も当然台所事情がえらいんやでね。しかれども、税制については地方に委ねるという中でやっておると。

私、一遍シャープが建ったときに見学させてもろうたんですけれども、シャープの屋上はソーラーまるけやった。一面に敷いてあるの。これは何ですかと言ったら、我が社はソーラーの専門家ですし、あいた屋上は全部ソーラーを建てて電力を自給してますのやというようなことをやっておるんですよ。だから、シャープは太陽光の発電設備の一つのいい例なんですよ。だから、あなたはリンクをしていないと言ったら、いや、それは違うんですというようなことを言うていますけれども、やはり行政の動きというのは、この部門はこの部門やと、この部門はこの部門だということではあかんというんですわ。あなたが言う亀山市は縦社会らしいですわな、縦の政治をやってみえるというようなことを9月に聞かせてもうたけれども、全てが、委員会でも、税制については総務です。私も総務委員会ですから総務でしっかりやりますけれども、だけど、この産業奨励金については産建の所管ですから、そこでもしっかりやるだろうと思いますけれども、委員会は別としても、議会の採決はこの議場で一本でやるわけですわ。そのようなことを踏まえて、やっぱり議案提出について、また答弁についてはちゃんとやっていただきたいと思います。

私はどうも両方もがうまく連携しておらんというような条例改正だと思っています。私も理解しがたいと思うんですけれども。

そこでもう1つ、都市計画税条例の一部改正についてですけれども、この背景及び趣旨の中で1点ちょっと気にかかることがあるんですけれども、これも同じ5分の4ですけれども、導入された施設で、13ページですけれども、ずうっと書いてありますけれども、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建物の整備のため、これがここに書いてある。亀山市にこういうような物件はあるんですかな。計画に記載された、今現在あるのかないのか。

#### ○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

#### ○財務部長（上田寿男君登壇）

先ほどの軽減率の問題ですけれども、6分の5にするということは、6分の1をまけるということになりますのでご理解を賜りたいと思いますし、今回のこの対応は、固定資産の償却資産にかかわるものが関係をしてまいります。そういうことから、固定資産の償却資産税がかかるのは、事業者で事業活動を伴ってやっておるという形になりますので、個人の家のソーラーを載せた場合は、この対象とはならないということをご理解いただきたいというふうに思います。

先ほど、立地適正化計画などでそういうのがあるかという話ですけれども、誘導施設というものは、駅前なんかで民間がビルを建てて、ビルとビルの間に民間が公園とかをつくった場合に、そういう緑地施設とか広場を軽減する今回の税制改正でございます。そのためには、立地適正化計画に記載をされた誘導施設を有する建築物の整備となっておりますので、亀山市の場合は該当するものはございません。

#### ○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いろいろ聞くとところによると、緑地帯、基本的に物を建てた場合には65%が建築で35%は緑地で残さんならんという建築基準法かな、何かそういうのがあるんやな。そうすると、建物は65だと、周りの緑地帯は35と。それは基本的にどんなもの言うんですかな。工場でも、有効面積1万平米やったと。工場は3,000平米やと、残り7割があれやと。そうすると、商業関係だったら、当然そういうような緑地帯もつくらなならんと、駐車場もつくらなならんと。そういうのも該当するんですかな。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、都市再生特別措置法に規定する誘導施設というものは、医療施設とか福祉施設、議員がおっしゃられたような商業施設などが該当するというふうに考えています。その中の特例対象資産、その軽減をする施設は、公園とか広場とか緑化施設などが考えられるというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、28年4月1日から30年3月31日まで、そういうような物件は今亀山にはないということですか。

じゃあ、この期間中に起こり得るかもわからん、そういう可能性もあると。起こり得るときに、この10分の9というのをとっておったら、亀山市へよう来ておくんなはったというようになりますわな。それを導入する、また誘致する一つの好条件になると思うけれども、そういうような理解はないですか。この今の10分の9にすることによって、やっぱり誘致が楽になるというような解釈はできませんかな。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、10分の9にすると、今回うちが上程させていただいたやつよりは悪くなります。うちよりよくしようとすると10分の7という形になって、3割軽減を行う形になるんですけど、今回うちは10分の8という形で上程をさせていただいたところでございます。

都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が出てくるかどうかは、この2年間の間ではわからないと思いますけれども、今回、税制改正する意図というのは、またこれから延長される場合もございまして、いろいろなことを考えて、駅前の再開発の場合もございまして、それも踏まえて今回上程をさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

僕はこの参酌の仕方、十分理解できませんもんで、時間ないですから、また総務委員会でしっかりやらせてもらいますわ。

この亀山市産業振興条例の一部改正ですけれども、ぎょうさんの人が聞かれました。ちょっと市長に聞きたいんですけど、服部議員も言われたけど、この平成14年にシャープが来るといって、前はわいわい言うておったと。前市長 田中亮太さんに、余りシャープシャープと言うたらあきませんぞと。他の自治体は財政難で困ってみえるんやで、そんなに言うたらあきまへんがなと言うた覚えがこの定例会のこの場であったんです。

だけど、シャープが5年たって第一工場の機械をみんな売却して、あたふたしたと。ちょうど今の市長が就任して間なしやと思うけどね。

それで、今回この改正をなされるんやけれども、こうやって質問すると、平成29年3月31日で切れるもんで改正しましたというような答弁が返ってくると思っておるんやけれども、あまたの質問を定例会で質問されて、何で今のこの時期なんですか。あなたの任期が、もう年明けは選挙だから、十分奨励金のあり方については、まだこれ条文持っていますけれども、現条例をね。これではあかんやないかと、もう少し皆さんが、亀山市内の企業が喜んでいただく、中小零細企業も喜んでもらう産業奨励金にすべきじゃないかということをやうとやうと言われていた、議会で。なぜ今の時期なんですか。今回の改正は、かなり中小零細企業、15人までの事業者にとっても、それからいろんな形のあれが変えてあります。なぜ今の時期なんですか。これは私からしたら、選挙に向けてやっておるのかなと思ってるんやけどさな。29年3月31日がこの産業振興条例の満了期というのは十分認識してみえたはずや。何でこの時期なんですか。私は遅かったと思うけれども、なぜ今か。あくまでも期限切れやし、ましてや3年ぐらいの暫定的なものやさ。

以前、木造住宅強化の補助金がありましたわな、2,000万の。これもやっぱりいろんな関係者から要望があって、2,000万のお金をやったと。最終的には2,180万ぐらい、余分に180万ぐらい出しておるはずですわ。こういうのは、やっぱり産業振興条例の目的というのは、こういうふうに書いてありますやんか。目的。

もって就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資することを目的とするというのがこの産業振興条例の目的なんですよ。なぜ今の時期なのか。時期がずれた理由を教えてください、市長さん。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本条例は平成14年5月に制定以来、シャープ株式会社亀山工場を初め液晶関連企業の誘致に寄与してまいりましたし、市の産業振興に大きな役割を果たしてきたところでございますけれども、平成29年3月末にこの条例の適用期間の終期を迎えることとなるということで、今日に至りますまでにいろんな、平成20年度の適用対象の拡大とか要件の緩和とか、そういう取り組みの中で、本市の企業立地促進、さらには新事業の創出ということの役割を果たしてきたものでございますけれども、ご案内のように、平成30年度に新名神の本線が開通をするという局面になってきてございます。あわせて、住友商事の亀山・関テクノヒルズの最終分譲地の造成決定の判断をいただいて、本年から最終分譲に向けた今造成工事が始まっておるところであります。これらは本市にとりましても、極めて企業誘致を図っていく上で絶好のタイミングであるというふうに認識をいたしておるところでございます。このタイミングに合わせまして条例改正を行って、現行制度を拡充、

充実をしながら、特にそういう背景がありますので、この5年間を集中期間として企業立地の促進を図っていこうということで、この12月議会の提案という形になりました。その考え方は、従来からもこの議会の場でもお示しをさせていただいてきたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

前に質問しはった人の答弁で、この産業奨励金の適用会社が7社9件ですわな。十何年かで7社で9件ということは、いかにこの産業奨励金が限定された企業にしか支給されていなかったわけでしょう。奨励金として、補助金じゃなしに。というのは、あなたは平成21年に就任されて、かれこれ8年たつんですよ。もしこれをもう少し前に手がけておったら、この奨励金が20社30件というような数字になっておったかしらん。今、造成しておるんで、これがいい時期だと、これは理屈だと思うけれども、そういうふうに思われんかな。今、まだめくっていますやんか。あそこにはどんだけの規模の会社が来るとか、造成面積はどんだけやと、区画はどんだけやと、そこらは頭に入っておると思うけどな、担当者は。

だから、14年に制定されて、シャープを基本にやって、7社9件という、この十何年間に7社9件ですよ、適用を受けた企業は。それよりも、もっと市内の中小零細企業の奨励金に充てるべきやという質問がたび重なる議会に、あなたの期間8年間に何遍あったかわからんけれども、私は数を数えていないけれども、なぜ今の時期やといたら、その理由は、今、住友がめくっていますやと。それは理屈にならん、理由にならん。やっぱり一つの行政、それから政治というのをあなたは長いことやってはるさかいに、三重県の90億のときにも携わってみえたと思うんです、そのときは県議会議員として。県議会議員として、県議会で議論をしておったと思う。

片方は、県は補助金、亀山は奨励金、それで税収の10分の9を出す。45億と。最終年度は2億5,000万ぐらいやったと思う、5年目は。やっと奨励金が45億になったで、ああ、これからもらうばっかりやと思っておったら、あにはからん、出ていったと。そういうような轍を踏んだときはあなたが市長やったわけや。それからでも、22年以降から28年の今日まで、やっぱりもう少し議会の意見、それから中小企業の市内企業の声を聞いておれば、今じゃなくてもっと5年も前にやっておれば、この7社9件という実績はもっと上がっておったはずだと思う。そういうふうに思われませんか、ちょっと一遍見解を聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、今、さまざまな議論を通じまして、当初の600億を対象とするシャープ1社だけではなくて、さらにこれを広げていくという緩和措置をこの間とってまいったところございまして、その意味で、そこは柔軟に対応して今日を迎えておるといことはご理解いただきたいと思います。

また、こういう制度だけではなくて、さまざまな要素を踏まえまして、私は平成21年のリーマンショックの直後の就任でございましたけれども、その後、新規の5社の企業立地、あるいはこれは5社の事業拡大等々も、厳しい中ではありましたが、動いてきたというふうに理解いたしております。そういう経過の中で、その時々で課題はありましたけれども、今回その課題をさらに、今の

状況を、あるいは将来を展望して、さらに制度をいい方向へ見直そうということで、この今回の条例の改正の提案をさせていただいておるところでございますので、その点は深いご理解をいただきたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

うまいことゼロまでしゃべってもらって困るんやわ。あと1秒ぐらい残しておいてくれたら、そういうのを武士の情けと言うのやのう。

今の市長の話でいくと、7社9件ということに何のあれもない、思いがね。行政執行者の大事なことは、やっぱりもっと身近に状況を判断して、そして条例提出もきちっとやってもらわんことには、市民はたまったもんじゃない。それを申し添えて、しっかり産業建設委員会で議論していただけたと思いますので、審議の結果を聞かせてもうて採決に加わりたいと思いますので、よろしくお願いします。以上、ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

前田耕一でございます。

私、今回、久しぶりの質疑で、それも産業振興条例ということで質疑させていただくんですけども、きょうは朝から4名の方が質疑されておりますので、大体の大枠のところにつきましては、はっきり申しまして質疑をさせていただくようなところがございませんので、ちょっと細かい部分について確認したいと思いますので、ご答弁のほどをよろしくお願いいたします。

まず、制定・改廃の背景と趣旨についてということで確認したいと思うんですけども、市の産業振興に一定の成果をもたらしたとなっているが、この成果の具体的な内容をお示ししたいと思います。ご答弁では、企業7社から9件の申請があったと、該当する事業所があったということでございますけれども、これが本当の意味の十数年間の成果というように判断をされているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

13番 前田耕一議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども服部議員のご質疑に答弁申し上げましたが、産業振興条例に基づく奨励制度の具体的な成果といたしましては、まず県クリスタルバレー構想の拠点地域として、大型液晶関連企業の最先端工場の誘致と、その関連企業の集積に寄与いたしました。

税収の面からは9件の奨励対象事業において、操業時に約1,500億円の投資、奨励金交付期間中に約1,300億円の追加投資が行われ、それに伴い市税収入の増加にもつながったところがございます。

また、雇用の面からは、9件の奨励対象事業者において、操業時に約800人、さらに奨励金交

付期間中に約1,500人の雇用が生まれております。加えまして、積極的な企業優遇制度の先駆的自治体として全国的な知名度向上にも寄与しており、本条例の活用によりまして波及効果も含め、市の産業振興に一定の成果があったものと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、ご答弁がありましたように、2,800億の投資、2,300人の雇用ということで、成果があったと。実際にそうとは判断できない部分が多いと思うんですね。服部議員の質問でもございましたけれども、実際にはシャープさんだけでも数十名の採用しかなかったと、地元採用はね。これが現実です。過去の振興条例の中で奨励金制度がございましたけれども、この奨励金制度があったから亀山へ進出したという企業は果たして何ぼあったのかなと。確かに、ここはアクセス等も含めて非常に便利な地域ですから、企業も進出するとなれば非常に興味を示されて、こちらへ来るというのは否めない事実だと思いますけれども、必ずしもこの制度があったから企業が7社進出してきたとは、私は100%の自信を持って言えるものではないんじゃないかなというように感じております。

それはそれとして置いておきまして、次に検証内容、それから結果、企業立地を取り巻く環境変化というのが資料に言葉がございましたけれども、具体的に検証内容の中身、それからその結果、よかったという結果が出たのか、いや、もうちょっと頑張る方法もあったんと違うかなということが出てきているのか。それから、企業立地を取り巻く環境変化、道路、アクセスについては当然のことですけれども、それ以外も含めて環境変化がどんなものがあったのか、これを確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現行制度の検証内容及び企業立地を取り巻く環境の変化でございますが、先ほど成果について答弁申し上げましたが、産業振興条例の活用によりまして一定の成果があったものの、一方で課題もあったところでございます。

まず、本制度の利用状況ですが、第1から第3ランクまでございましたが、600億円以上の投資を対象とした第3ランクにつきましてはシャープ1社のみ、200億円以上の投資を対象とする第2ランクは実績なしと、全体的に利用件数が少ないという課題がございました。

また、奨励金の大半が液晶関連企業への交付ということで偏りもございました。さらに、現行制度の雇用要件である新規雇用者に市民要件を付していないことから、地元雇用を一層促進する必要があるといった課題がございました。

また、外部環境の変化といたしましては、何度も申し上げておりますが、亀山・関テクノヒルズの造成が再開されまして、来年末には完成予定であり、平成30年度には新名神高速道路の本線開通が予定をされておまして、高速交通網のさらなる充実と東名阪道の渋滞解消が期待できます。

また、東日本大震災以降、企業のBCP、事業継続対策やリスク分散対応から内陸部への関心が高まっているところでございます。こうした現行制度の課題、外部環境の変化を踏まえ、今回、条



例改正を提出させていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

丁寧な説明ありがとうございました。

必ずしも亀山が特化された状況じゃなしに、全国的によく似た傾向の中で進んでいると思いますので、これによって今後新たな制度の見直しということで一部改正ということで今回上程されていると思うんですけども、ちょっと細かいところまで進んで確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

第2条の定義の中で、これも質疑がありましたので、今さらと言われるかわかりませんが、第6号移設、公共事業に伴う移転についても奨励措置の対象とするとなっております。

そこで確認したいんですけども、その中身につきまして具体的な説明はいただいております。大体理解できたんですけども、ちょっと細かいところで確認したいんですけども、その公共事業によって自社の用地等がひっかかって、移転を伴わなければやむを得ないという場合、当然代替地ができてくるとは思いますけど、そこへ移転するということになると思うんですけども、この移転に伴って、行政として移転補償を行っているようなケースであっても、この奨励措置は適用されるのかどうか。ダブルカウントになりますというふうに理解していいんじゃないかと思うんですけども、これについてご答弁願います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今まで公共事業を除いておった理由が、まさに今議員がおっしゃいました移転補償等が支払われておるということだったわけですが、当然公共事業に伴う移転につきましても、市内以外に市外も考えられますので、万が一市外に移転された場合、市内産業の空洞化につながるということから、今回、公共事業を除くという条項を除かせていただいたということでございまして、話がぐどくなりましたが、移転補償が支払われておっても、産業奨励金の交付対象になるということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

じゃあ、もう1点確認したいと思います。

その移転が、例えば3条のほうでまた出てくると思うんですけども、奨励対象区域外へ移転して、そこで事業を開始したいという場合には、指定対象外では奨励金対象にならないとなってますけれども、その場合は何か特例をつくるんですか、それとも目をつぶると言ったらちょっと語弊がありますけれども、その辺の対応について確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

移転先につきましては、その対象となる区域は条例で要件が定められております。

まず、工場立地法による工場適地、それから都市計画法による用途地域として、準工業地域、工業地域、工業専用地域などがございます。したがって、原則として、これらの地域に移転しない限り奨励対象とならない。公共事業による例外的な適用はないというふうを考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

じゃあ、第3条について確認したいと思います。

奨励措置対象事業者についてお伺いしたいと思います。

先ほども説明ありました立地等に係る対象地域、工場立地法の関係、あるいは都市計画法の関係で指定された地域がございますけれども、私が勉強不足というのもあるかわかりませんが、具体的に市内においてどの地域か。住所で言うのであれば一番わかりやすいんですけども、どの地域が対象地域になるか確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、対象地域のうち工場立地法による工場適地につきましては、現在、亀山・関テクノヒルズのみでございます。

次に、都市計画に規定する各用途地域について、全てを紹介することができませんので、その主なものを紹介させていただきます。

まず、工業専用地域については、今申し上げた工場適地でもある亀山・関テクノヒルズ、名阪亀山・関工業団地のほか、古河電工等が立地している能褒野地区周辺、それから日東電工等が立地している布気周辺地域などが主なものでございます。

次に、工業地域につきましては、協同油脂等が立地している能褒野周辺地域や旧国道1号線沿いの関町周辺地域。

最後でございますが、準工業地域につきましては、南鹿島から野村にかけての旧国道1号線沿いの南側の地域などが主なものでございます。詳しくは都市計画図の用途地域図でご確認をいただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

それで、先ほどの公共事業に係る移転に伴う件と絡んでくるんですけども、新旧対照表の中にウという欄で、市長が特に適当であると認める地域という言葉がございますけれども、これはどのように判断させてもらったらいんでしょうか。

例えば、この地域が先ほど言った公共事業に係る移転で、白地のところとかにとった場合に、これらはそこらへはめ込んでいくのかどうか、その可能性があるのかどうか確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

何遍も申し上げています過去の9件のうち1件につきましては、特に市長が認める地域ということで、先ほど申し上げました工場適地、あるいは用途地域外の立地に対して奨励金を交付した前例がございます。

その前例の内容を申し上げますと、まず1つは、その地域の周辺にもう既にいろんな事業所が集積をしております、用途地域に近い状況であったということ。それからもう1点は、その事業所が東日本大震災による亀山への移転の必要があったという2点をもちまして、市長が特に認めることということで、9件のうち1件、例外的に認めたことがございます。これにつきましては、当然同じようなケースであれば、公共事業も認められるものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

次に確認させていただきます。

産業奨励対象条件の中で、事業区分について確認したいと思います。その資料は、改正の要件という資料でちょっと確認させてもらいたいと思うんですけども、改正後の中で、製造業等という欄と、それから物流関係という欄がございます。ここで言うところの物流関係というのはどのような業種を指すのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

物流関係とは、物流機能を有する保管施設事業でございます、輸送・配送のほか保管・荷役・包装・流通加工等を事業として行う業種でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

そうすると、日本産業分類における表記に沿っていくということで判断させてもらうことになると思うんですけども、例えば、全然物流に関係ない企業においても、事業部制をとっておって、物流部門だけを別個に事業所を構えておるというケースも中にはあろうかと思うんですね。その場合はどんな対応をしたらというか、どのように対応していくのか。

例えば、愛知県に工場、あるいは会社があると。これはもう製造業だけじゃなしに、サービス業なんかも含めて工場を持っていると。あるいはスーパーとかショッピングセンターなんかもあると。それで、亀山へ物流専門の事業部をつくったという場合、これはどのように判断して対応していただければいいのか確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

物流関係につきましては、従前から製造業等と区別をさせていただいております。改正後におきましても、新設・増設・移設を問わず、物流関係につきましては投下資本の総額が5億円以上、それから新規雇用者が10名以上、なおかつ先ほど申し上げた地域への立地等々、全ての要件を満たせば奨励金交付の対象になるというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ですから、例えば、今回の制度につきましては、企業の名前を出して申しわけないと思いますが、例えばジャスコさん、あそこはサービス業でふだん事業展開しています。そこが物流倉庫を亀山へ持ってきたと。その倉庫で事業展開すると、物流部門ですわね。そこから各地域の店へ商品を配送する、配達ですわね、配送というよりも。それをする場合なんかは、その事業所はこの制度で言うところの物流部門とはちょっと解釈がずれるんじゃないかと思うんですけども、その辺についても該当するというように判断させてもらっていいわけですね。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

条例に規定いたします要件等を全て具備するならば、当然奨励金の対象になるものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

じゃあ、次、第6条について確認をしたいと思います。

まず、企業立地奨励金と雇用促進奨励金の2本立てに改正した一番大きな理由は、2本立てで制度をつくったということについてのご説明願います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

少しそれぞれの奨励金の内容の説明からさせていただきたいと思います。

まず、企業立地奨励金は雇用の場の確保を目的の一つにしておりますが、新規立地等の際には一定の業務経験者の配属や専門的な技術を有する者の配置が必要になってまいります。

また、大規模な立地の場合、操業段階におきまして多くの従業員を確保する必要がございます。また、市内外を問わず広く人材を求める必要がございます。このようなことから、企業立地奨励金には市民要件を付しておりません。また、奨励金の交付も3年間に分割して行うことというふうになっております。

一方、雇用促進奨励金は、市民雇用を促す目的から、一定の期間、市民であることが交付要件となっております。また、交付は企業立地奨励金の最終交付年度に1回のみ行うこととなっております。

このように、その目的や雇用要件、さらには奨励金の交付方法も異なりますことから、2つに分

けて規定をさせていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私が確認したかったのは、それは2本に分けた結果としてそういうことになっておると思うんですけれども、本来であれば、分けた理由は別個にあるんじゃないかと思ったんですけれども、時間の都合もありますので、それでとりあえず納得しておきたいと思います。

それで、同じ資料の中で、新規雇用者数というのがございまして、改正後、製造業等は中小企業以外は10人以上、中小企業は新設については5人以上、増設・移設については、増設・移設前の雇用者数以上、それから物流関係は10人以上となっていますけれども、この中小企業の中で、増設・移設と、それから新設との5人以上という表現と、増設・移設前の雇用者数以上というこの言葉の内容がちょっと理解できないんですよ。

というのは、5人以上新規雇用者がおつたらいいわけですね。そうすると、増設・移設の場合は、新規雇用者が例えば2人しか従業員がいない事業所で、1人採用したら該当するわけですね、増設・移設の場合は。

新設の場合は、3人いて1人採用ではいかんわけですね。5人以上新規雇用を行わないとというように解釈できるんですけれども、その辺の説明を願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この中小企業の場合の増設・移設前の雇用者数以上というご質問ですが、まずその前提として投下資本が1億円以上あることが前提でございます。なおかつ、増設・移設に伴って、前の雇用者数を下回らないことという意味でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ですから、当然、先ほど前段の投下資本のことについてはちょっと確認してないけれども、当然ここに表現してある1億円以上というのがあるんですけれども、それで1人いたところへ2人採用したら該当するという、下回らなければいいわけですから。1人おつたところへ2人来たら、これはもう大丈夫ですわね。

その上の新設については、2人いて2人入ったのではだめなわけですね。新規採用が5人以上ないですから、だめなわけですよ。該当しないというように解釈していいんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

済みません、いろんなケースを質問されましたが、まず新設の場合は、そもそも工場がないんですから、もともとはゼロだと思います。ゼロからどんだけふえるか、中小企業者の場合は5人以上、中小企業者以外の場合は10人以上ということでございます。

今、議員は人数要件ばかりおっしゃってみえますが、投下資本、人数、それから該当事業、それから立地等の地域、全て要件を満たさんことには奨励金の対象になりませんので、この人数だけ満たしたら対象になるという考え方ではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

その辺のところは十分理解した上で、人数について確認しなかったのが質疑させていただきました。

じゃあ、次に確認したいのは、ほかの議員の質問の中で、雇用者としての新規雇用者の確認は、雇用保険の被保険者届によって確認をするということでした。確かに就職してもらったら、あるいは新規も含めて全て雇用保険の資格取得届を出していただいて、従業員の確認ができるんですけども、私が一番危惧しているのは、例えば、多分ご存じの方が見えるかと思いますが、雇用保険制度の中には非該当事業所というのがあるんですね。どのようなことかといいますと、例えば、亀山に工場ができた。しかし、税務関係も含めて総務関連の仕事は亀山では全然やらないという場合には、ほかの別個のところの総務関係の事業所で一括して雇用保険の諸手続、あるいは税金等の申告も含めて対応される場合があるわけですね。その際には、亀山で在職しているという確認は、雇用保険の被保険者、資格取得届では確認できないんですね。1本で全部やっていると。

例えば、この辺でいえばイオンさんなんか、店をたくさん全国に持っていますね。全部千葉の本社でやっています。ですから、こちらにイオンの店があったと、しかし、ここで何人の社員がおるかということは、雇用保険の被保険者、資格取得届では確認できません。ですから、そういうケースが出た場合はどうやって確認するかということですね。それをお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

これまでの奨励金交付につきましても、新たに操業を開始した事業所での雇用者数を特定する必要がございます。今、議員おっしゃったように、本社で一括管理する例もございます。そのような場合、操業を開始した事業所において、ハローワークで新たに事業所登録をしていただき、これまでの市外事業所との従業員を区別させていただいたところでもございまして、9件の過去の例のうち1件にはそういう例もございました。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

非該当で、新規に適用してということができたと思います、それをもしやらない場合には、それでも適用するのかどうかということ。

そして、その場合、例えば新規に就職されたと、そしてきょうの午前中にほかの議員の質問の中では、奨励金の交付申請については操業開始以後1年を経過する日から規則で定める日までに申請を出してもらおうとなっているということは、1年から1年半、あるいは2年後に支給申請をするケ

ースが出てくるんじゃないかと思うんですけれども。

例えば、支給申請が出た場合に、実際には操業時にそこへ就職していても、例えば半年後にほかの工場へ転勤した、そして申請の前に戻ってきたというケースも当然起こり得ますね。その場合でも、非該当事業所であれば、一々A事業所からB事業所へ移動しましたよという届けは出す必要がないです。ということは、ずうっといたかどうか確認しようがないはずなんですよ。そういう場合はどうやって確認されますか、わかりますか。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

どっちの奨励金の話ですか。

○13番（前田耕一君登壇）

当然、個人のほうですよ、企業じゃないですよ。30万のほうですよ、6条絡みですから。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

失礼しました。

30万の雇用促進奨励金につきましては、要件として、今、資料を渡してございますが、操業開始後1年以内と1年経過する日から規則で定める日まで、継続雇用と継続市民であるという2つの大きな要件がございます。継続市民については住民票で確認できるものというふうに思っておりますが、今、議員がおっしゃったそういうケースについては、非該当事業所であれば非常に確認が難しいと思います。恐らく現地調査等も含めて、市外の事業所等も含めて書類等の調査をする必要があらうかと思いますが、現実、そういうケースになろうかというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

非常に複雑なケースも出てくるんじゃないかと思しますので、その辺のところは心して対応してほしいと思います。

この雇用促進奨励金30万が1人につき支給されるということでございますけれども、この場合の支給される雇用促進奨励金、1人採用すれば、あるいは就職すれば該当するわけですが、雇用の形態は本当に千差万別だと思うんですよね。正社員もおれば、準社員の方も見えます。あるいは臨時の社員の方も見えますし、それからパートの社員も見えますし、それから嘱託の方も見えますけれども、それによって雇用保険は全部適用せないかんのは当然ですが、雇用保険はフルタイムだけじゃなしに、雇用保険の場合、1週20時間勤務すれば雇用保険の被保険者になるんですね。ですから、フルタイムで就職されている方と、あるいはパートで週に2日から3日入る方と、雇用保険の扱いは被保険者としては同じなんです。中身は多少変わるところはありますけれども、その場合でも一律に30万支払われるのかどうかということを確認したいと思います。

それともう1点、高齢者とか障がい者の場合には、ハローワークのほうで雇用奨励金という制度がございまして、それを適用される方も結構見えるんじゃないかと思うんですけれども、これはハローワークの紹介がないとだめとかいう条件もありますけれども、その方については、これもダブ

ルカウントになって支給されないのか、それはもうそれとして別だということで適用していくのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず1点目の雇用保険の関係でございますが、企業立地奨励金も雇用促進奨励金もともに対象となります新規雇用者につきましては、工場の新設や増設に伴う新たに雇用したもので、雇用保険の被保険者を基本としております。したがって、今議員もおっしゃいましたように、正規社員だけでなく雇用保険の被保険者である非正規社員につきましても対象となるものでございます。

しかしながら、本条例の目的でもございます雇用の場の確保という側面からは、非正規雇用であっても、その促進にはつながるということから、雇用保険の被保険者であれば、正規・非正規を問わず奨励金に差をつけることはいたさないというところでございます。

2点目の高齢者・障がい者の関係でございますが、高齢者や障がい者の雇用促進につきましては、国において、確かに他の制度はございます。今回の雇用促進奨励金の制度の目的は、障がい者・高齢者雇用ではなくて市民雇用でございますので、その目的が市民の雇用に該当すれば、その上乗せはあるところでございますが、該当しなければ上乗せはないといったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

最後に簡単にもう1点だけ。

就職された方の中で、必ずしも2年なり、3年なり就職されるとは限りませんね。本人の都合で勝手に退職される、自己都合で退職される場合もあるわけですね。これは企業に全然責任はないんですね。中には、いろいろ問題があって解雇される方もいると思いますけれども、同じ退職ではなくて、そうだけれども、離職ということには変わらないわけですね。その場合の差をつけることはないんですね。自己都合で本人がやめていかれる場合と、それで人数が例えば10人以上にならなかったというケースもあるわけですね。解雇で10人以上にならなかったと、申請時点にというケースもあろうかと思えますけれども、その場合はどういように対応されるかというのを確認だけしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この雇用要件に対する自己都合以外の場合の話でしょうか。済みません、もう一度質問いただくようにお願いします。ちょっと質問の趣旨がいまいちわかりかねたんですが、申しわけありません。

（発言する者あり）

○議長（中村嘉孝君）

じゃあ、最後だけ簡単に質問してください。

前田議員。



○13番（前田耕一君登壇）

操業時に10人の条件、あるいは5人の条件をクリアしていたと、これはわかりますよね。

そして、申請時に交付申請の場合ですね、奨励金の。その場合に、例えば1人やめていなかったという場合は、文句なしにだめなのか、退職の理由によって差が出るかどうかということ。だから、自己都合でやめる場合と、あるいは本人の責任において解雇される場合とどうですかということを確認したいんですわ。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長、簡潔にお願いします。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

済みません、失礼をいたしました。

交付申請の際、10人、5人、あるいは減っていないという要件につきましては、その理由いかんを問わず、この人数が必要だということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

13番 前田耕一議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第80号から議案第96号まで、議案第98号及び議案第99号の19件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおりそれぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第80号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第82号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第83号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第84号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第85号 亀山市都市計画税条例の一部改正について

教育民生委員会

- 議案第86号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第88号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第96号 財産の取得について
- 議案第98号 指定管理者の指定について
- 議案第99号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

議案第 87 号 亀山市産業振興条例の一部改正について

予算決算委員会

議案第 89 号 平成 28 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第 90 号 平成 28 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 91 号 平成 28 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 92 号 平成 28 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 93 号 平成 28 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 94 号 平成 28 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 95 号 平成 28 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○議長（中村嘉孝君）

次に、日程第 3、請願第 6 号を議題とします。

請願第 6 号秩序ある大規模商業施設の立地等を誘導するまちづくりを求める請願書の審査については、お手元に配付してあります請願文書表のとおり産業建設委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成 28 年 11 月 17 日
件 名	秩序ある大規模商業施設の立地等を誘導するまちづくりを求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市東御幸町 39-8 亀山商工会議所内 中心市街地活性化推進・域外大規模商業施設開発抑制亀山市商業団体期成会 会長 渡邊一雄 他 6 名
要 旨	総合計画の基本構想に即して策定された都市マスタープランに準じ、無秩序な大規模商業施設の開発が抑制されるとともに、亀山駅前を含む中心市街地の再開発・活性化に向け、具体的事業が進められるよう、市に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、新 秀隆、前田 稔、岡本公秀、服部孝規、西川憲行

## ○議長（中村嘉孝君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

## ○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす7日は午前10時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時54分 散会）



平成28年12月7日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成28年12月7日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建 設 部 長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関 支 所 長	久野友彦君	子ども総合 センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会 計 管 理 者	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長	服部和也君
消 防 署 参 事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター 事務局長	落合 浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教 育 長	服部 裕君	教 育 次 長	大澤哲也君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会  
事務局 長

松 村 大 君

---

●事務局職員

事務局 長 松 井 元 郎 議事調査室長 渡 邊 靖 文  
書 記 高 野 利 人

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

おはようございます。新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは、農政についてお聞きしたいというふうに思います。

この質問をする前に、ちょっと調べてみようかなあとって、全国の農家数というのを過去10年間でどのぐらいの推移になっておるのかなということを調べましたら、農家数が平成17年の約200万9,000世帯から平成27年には約137万7,000世帯と、この10年間で63万2,000世帯ぐらい、約32%減というようなことでもございました。そして、本市においても少し調べてみたら、データの古いんですが、昭和35年には4,518世帯、それから平成22年になるんですが、今から6年前ですが、1,878世帯ということで、約40%減っておるといようなことでもございます。

これは、今までも世間一般で言われていますように農家の担い手不足とか、農産物、特に米の価格の低迷、米の価格というのは食文化が大幅に変化をしたということで、米の需給が非常に落ち込んでおるといようなことも一つの要因だと思うんですが、米の値段の低迷と。そして、農業従事者の高齢化と言われて久しいわけでもございますけれども、私はこのままの状況が続けば、本市の農業に限らず全国の農業、特に中山間地域の農業がより一層衰退が進むのではないかという大きな懸念を持つものであります。

このような状況の中で、第1次亀山市総合計画後期基本計画において3つの施策の方向性が示されておる。1つ目として、農業の担い手、農業組織の育成確保。それから2つ目としまして、農業経営の安定化。それから3つ目は、地域資源を生かした農業の展開というようなことが、この方向性というので示されておるんですが、そこで私、きょうは一番最初に市長に聞きたい。これら3つの施策の実現に向けて、さまざまな取り組みを展開していただいておりますということをよくわかって

おるわけでございますけれども、一向に農業に関して明るい兆しが見えてこないというところが、私は感じているところでもあります。

それで、市長に現時点での農業に対する思いも含めて、現状認識についてお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

中崎議員のご質問にお答えをいたします。

現時点での農業に対する現状認識はいかがかということでございました。

本市の農業の現状といたしまして、今も触れていただきましたけれども、農産物の低価格化、農地の利用集積の伸び悩み、獣害被害などによる農業経営力、農業生産力の低下、そして農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加は大きな懸案課題であると認識をいたしておるところであります。

その一方で、意欲ある農業者の頑張りによりまして、近年、亀山茶、和紅茶、ジネンジョなどの6次産業化でありますとか、農商連携、ブランド化等も推し進められておるところでございます。

また、地産地消を進めていくということで、かめやまっ子給食を平成21年から展開をしておるところであります、これも継続して拡大をしまいったところでもあります。

さらに、ここ近年では、例えば白川地区でせせらぎの里営農組織、これは企業化まで今展開をしておりますし、加太におきます小山新田の営農組織、先般も三重大学生も入った非常に新しい取り組みが始まっておるところであります。

そういう中で、中山間地域におきまして農業者の減少、耕作放棄地の増加は著しいというふうに認識をしております、先ほど申し上げた地域の活性化や農地保全を目的とした営農組織の立ち上げなど、地域の農業を自分たちで守ろうとする取り組みが動いておることを今心強く思っておりますし、これをしっかりさらに拡大をさせていくということが重要であろうというふうに思っております。

こういう課題があります中で、地域の農業を担う認定農業者や集落営農組織の育成確保を図る必要があるとともに、その担い手の農業経営自体の安定化が図られなくては、なかなか継続できないという状況がございますので、そここのところにどんな知恵が入るかということではなかろうかというふうに認識いたしております。

現在、国におきまして、TPPの行方も気になるところでありますが、守る農業から攻めの農業への転換でありますとか、生産者が安心して生産に取り組める支援など、農業の競争力の強化に取り組むこととしております、成長産業として位置づけて展開をしていこうということの方向が示されております。そういう中で、農協改革とか農業委員会改革もそういう流れの中にあるものというふうに思っております。

本市といたしましても、農業が自立し、選択し得る魅力とやりがいのある産業となりますよう、農業者が地域資源を生かした6次産業化や農商連携、ブランド化など、農畜産物の付加価値向上な



どのもうかる農業への取り組みを農業者と一緒に進めまして、農業の担い手が効率的かつ安定した経営を営めますよう、これは県やJAなど関係機関とも協力を深めながら支援をしていかななくてはならないというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、市長に答弁をいただいたわけですが、市長の答弁というのは、この後でも6次産業化ということで質問をさせていただくわけですが、今の質問の中で、こういう法律に基づいて、いろんな亀山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想というのが定められております。その中に書いてある目指す方向というのが、今市長が述べられた中に全て含まれておるといふことでございますけれども、今、市長の答弁をいただいたんですが、その答弁でいろんな施策とか営農組合とかというのが発足をして、活性化というか、そういう方面は進んでおるといふわけですが、例えば中山間地域、野登を例にとりましても、坂本棚田とか、そしてから中山間の農業とかいふのは本当に疲弊をしておるといふようなことが現実としてあるわけございまして、そういうふうなことをしっかり市民の皆さん、中山間地域の皆さんが目に見える形で、小さいことから具現化をしていただくというようにすることが大事なことでないかというふうに思うわけございまして、

そして2つ目に、農業振興と農業を持続可能な産業とするために今までに講じられてきた施策について、主なものをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

農業振興施策の主なものを紹介させていただきますが、その前に今、議員もおっしゃいましたけれども、第1次総合計画後期基本計画にあります農業の担い手、営農組織の育成確保、農業経営の安定化、地域資源を生かした農業の展開、農地の保全のための国の事業を活用したものや市単独の事業など、いろいろ行わせていただいたわけですが、その主なものを紹介させていただきますと、まず農業の担い手、営農組織の育成確保のため、農業機械の購入や施設整備に必要な経費を支援する農業者育成支援事業。それから、地域資源を生かした取り組みとして、地域特産品の発掘、6次産業化などに取り組む農業者を支援する地域特産品発掘等事業。次に、農地保全のため、中山間地域において5年間継続して農業生産活動を協力して行う集落を支援する中山間地域等直接支払交付金事業。さらには、農地のり面や農道、水路などの維持管理を5年間継続して行う組織を支援する多面的機能支払事業。さらには、農村景観の向上及び耕作放棄地発生防止のため、農地に景観形成作物を作付する農業者を支援する田園景観推進事業。営農組織が地域の耕作放棄地を復活する取り組みを支援する耕作放棄地解消事業。農作物への被害を防止する獣害対策などを行ってまいったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろな展開していただいております事業について今お聞きしたわけなんです、それぞれそういう事業を展開していただいて、その成果というのは目に見えてどういう成果があったのか、それについてお聞きしたいと思います。簡単をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど紹介させていただいた事業の成果についてでございますが、まず農業者育成支援事業につきましては、平成24年度から26年度の事業でございましたが、農作業の効率化、省力化、経費削減、規模拡大などが図られまして、農業経営の安定化に寄与いたしたところでございます。

次に地域特産品発掘等事業につきましては、和紅茶、ジネンジョなど6次産業化や農商連携、ブランド化への取り組みがあり、農業経営の安定化に寄与できたところでございます。

次に中山間地域等直接支払事業及び多面的機能支払事業につきましては、その取り組み地域の耕作放棄地発生がなく、農地の持つ多面的機能が確保されております。

田園景観推進事業につきましては、農村景観の向上、耕作放棄地の発生防止、交流の場づくりにつながっております。

耕作放棄地解消事業では、中山間地域で営農組合が設立され、事業を活用し、耕作放棄地が解消されております。

このようにいろいろな事業について、それぞれの成果があったものというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろな事業について、その成果というのを今お聞きしたわけですが、その成果が、結局こういう事業をやっておるからこういう成果があったんだということが、市内の農家の皆さんに余り理解が進んでいないというようなことで、非常に私もよく農家の人とは接触は会合とかいろんなことでお邪魔をしておるわけですが、その辺の成果とか、こういう事業をやって、こういうふうな営農組合ができて、こういうふうだよということをもっと幅広く市内の農家の方にPRをしていくと。そうすると、例えばそういう事業に対して営農組合とかいろんなものが、6次産業化とかということがわかれば、よし自分たちもというような意欲、そしてそういう人が農業経営として成り立っていけば、ますますそういう意欲が他の農家の方々にも伝わってくるんじゃないかというふうなことで、ぜひともそういう成果をこの議場だけで言うんじゃないしに、広く皆さんに伝えていただきたい。これは非常に大事なことだと思っておりますので、今後ともよろしくお聞きしたいというふうに思います。

次に、6次産業化についてお聞きします。

6次産業化について、今も市長も答弁の中でお話をさせていただいたんですが、農業経営基盤強化促進法というのがあります。それに基づいて亀山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想というのが策定されております。これは、平成25年に初めて策定されたということでございまして、いろんなことがこの基本構想の中にも書かれておるわけでございますが、今も市長も

ちょっと触れられましたけれども、この中にこういうことが書いてあるんですね。農地の集積及び新規就農の促進により、効率的かつ安定的な農業構造を確立するとともに、亀山茶を初めとした農業の6次産業化や地産地消の推進を図るといったようなことが書かれておまして、ここでも6次産業化とかというのが書かれておるわけですが、この法律が平成25年度を初年度として10年間を見通して定めるというようなことになっておるわけですが、この法律については、この促進法、国の法律の改正によっていろいろ変更をされておまして、最終的なものが今あるわけですが、そしてもう一つこの中に書いてあるのが、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つようにすると。

そして目標は、こういう目標があるよと言うようなことが書いてありますが、5年後に生計が成り立つようにするというのは6次産業化に限らず、いろんな農業に従事する人がそういうふうな生計が立てられる農業にするというようなことがこの基本構想に書いてあるわけですが、ここでは、きょうは6次産業化についてお聞きするわけですから、これに絞ってお聞きするんですが、この6次産業化というのは皆さんよくご存じのとおり、耕して育てるだけの生産者から、生産者自身が経営者としての自覚を持って加工や販売をして、自力でこなせるようになるというのが6次産業化ということだというふうに思うわけですが。

初めに、今も市長もちょっと触れられましたが最後の質問になりますけど、市内の6次産業化、この現状についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市内の6次産業化の現状ですが、農業者による取り組みについて、まず亀山茶につきましては、お茶石けんの製造販売や茶パック等の小売といった取り組みや高付加価値な新製品としての和紅茶の生産販売の取り組みが行われておるところでございます。

特に和紅茶につきましては、亀山k i s e k iの会が生産した「べにほまれ」が、本年10月23日に愛知県尾張旭市で開催されました国産紅茶グランプリ2016において、応募総数102点の中から金賞を受賞されました。

また、ジネンジョにつきましては、商工会議所が中心となってジネンジョを使ったスイーツ等の新製品の開発を行い、新たな商品が生まれておるところでございます。

そのほかにも、豚肉や牛肉の加工・販売、果物等のジャムへの加工・販売など多様な取り組みが行われているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、そういうふうな6次産業化の現状について答弁をいただいたわけですが、その6次産業化が進んでいくというのは本当にいいことだと思うんですけど、そうしたら、その6次産業化が進んでいったその暁に、今この基本構想の中でも述べましたが、農業に従事してから5年後に生計が立てられるまでにその6次産業化が今現在進みつつあるのかという、規模の拡大とかいろんなことを今からまた質問させていただきますが、そういうことにならないと、「べにほまれ」は6次産

業化していますということで、果たして6次産業化している農家の方は、それで生計が立てられるのかというようなことが一番大事なことだと思うんですよ。ただ6次産業化していますでは、行政としてはちょっと方向性としては、私は疑問を呈するというようなこととございます。

そうしたら、今この6次産業化の現状についてお聞きしましたが、現在いろいろな6次産業化に取り組んでいただいておりますが、農家において新たに6次産業化を目指している農産物というのは市内にあるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

答弁の前に、議員もおっしゃいましたように6次産業化で生計が立てられるということですが、残念ながら一部の農家を除いてそうっていないといった現状でございます。

新たな6次産業化を目指す農作物はあるのかということとございますが、いろいろ相談は受けておるところでございますが、現時点で6次産業化につながる取り組みにまで発展した事例は今のところございません。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

6次産業化に向けて新たな農産物の発掘というのも、行政として助言とかいろんなこともあるだろうと思うものですから、その辺の展開もぜひお願いをしたいというふうに思います。

次に、今後のこの6次産業化の取り組みということでちょっとお聞きしたいんですが、農業就農者の人が自立して農家の収入を安定させることにつなげていくというようなことを今も申しました。つなげていくためには、6次産業化を推進して、そしてブランド化して、地域の稼ぐ力をつけることが必要であるというふうに思うわけとございますけれども、これには販路の開拓、それから取扱店や栽培面積を着実にふやすというようなことをしなければならんというふうに思うわけですが、これには農家だけでは私は無理なところがあるというふうに思うわけとございますけれども、市として強力な支援が必要と思うんですが、この支援についての現状はどういうふうになっておるのか、そして今後はどうしていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、市としての支援の現状でございますが、6次産業化や農商連携などへの支援につきましては、新たな地域特産品となる農作物の発掘、育成等の事業を行う者に対して補助金を交付することにより、地域特産品の発掘、育成及び生産販売の拡大を支援して、もって地域の農業経営の活性化を図ることを目的とするという亀山市地域特産品発掘等事業を中心に支援を行っているところでございます。

この事業につきましては、地域特産品1品目につきまして連続して3年間まで補助を受けることができます。最高1年間で100万円でございますので、3年間で最高300万円までの支援を受けることができます。これによりまして、農業者の負担の軽減、継続的な支援の面で活用してい

ただいておるといったところで、今後も本事業を中心に6次産業化への支援について行いたいというふうに思っております。

それから、今、議員がおっしゃいました販路拡大等の支援についてはどう考えておるのかということですが、これにつきましては、県の機関である農業改良普及センター等と連携した営農支援の一環として、必要に応じて各農業者に生産物の流通販売に関する情報提供を行いまして、各農業者が最適な流通販売経路を構築する際の支援を行っているところでございます。今後も普及センターと連携して、継続してそのような支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁いただいたんですが、とにかく農家の6次産業化をしたいとか、いろんな農家が出てくると、やっつけているということは農家の意欲なんですね。この意欲に報いるということも行政は非常に大事なことだと思うんですよ。だから、報いるためにも、今私が言いました販路の拡大とか、取扱店とか、規模の拡大については行政としてもしっかりと取り組んで、農家と協調しながら取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に3番目に、新規就農者をフォローするためにはいろんな研修会等の開催など、市として今現在どのようなフォローをしているのかについてお聞きしたい。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

新規就農者に対するお尋ねでございますが、これは6次産業化だけに限らないということで答弁を申し上げたいというふうに思います。

経営が不安定な新規就農者の確実な就農定着を図るためには、新規就農者の営農上の問題や課題への的確な対応をいち早く実施することが不可欠であることから、新規就農者が直面する問題、課題に早期に対応するための相談体制を整備してございます。この相談体制につきましては、身近な相談窓口である市と県の機関である農業改良普及センターが中心となりまして、相談内容に応じてJAや金融機関、その他関係機関を交えての営農検討会の実施、各種情報提供や現地での営農指導を行っておるところでございます。

また、国の事業でもございますが、45歳未満で独立自営就農する認定新規就農者に対し、年間最大150万円を最長5年間給付する青年就農給付金の受給に関する支援も行っております。

なお、この青年就農給付金の受給者につきましては、定期的に営農に関する相談を中心とした検討会を実施するとともに、圃場の確認及び現地での営農指導を実施することで、受給者がいち早く効率的かつ安定的な農業経営ができる認定農業者に移行できるようフォローを行っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、認定農業者の新たな45歳以下の方、野登にも見えるわけでございますけれども、そういう

方は5年間150万というような補助があるということですが、これは補助があるときは、それは補助があるということで、もちろん農業の新規の就農者の方にも助けにはなるわけですが、5年たったら自分で自立していかないかんわけでございますから、その自立をしていくためにどうするかということ、そういう研修会とかというのを積極的に働きかけて、向こうから相談を受けるのを待つんじゃなくて、働きかけて、しっかりと支援をしていただきたいと。そういう方がずうっと農業を続けていただけるように支援をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

次に移ります。

農業ため池について、お聞きしたいと思います。

農林水産省が、ことしの8月末に全国約9万6,000カ所の農業ため池を対象にした一斉点検結果を公表しております。そのうち全国で3,391カ所というのは、防災重点ため池があるわけでございますけれども、この防災重点ため池というのは、災害時に決壊しやすいなどの理由で、ボーリング調査など詳細な調査が必要だというふうに農林水産省が判定をしております。

三重県内には、この防災重点ため池というのは196カ所あるんです。そして、このため池については東日本大震災、それから豪雨災害などで各地の農業ため池に被害が出ていることから、県監査委員が本年10月26日、2016年度の定期監査結果報告で、決壊時に下流で人的被害などが予想される防災重点ため池108カ所について、防災・減災対策の実施を求めています。これがことしの10月なんです。

そうしたら、この防災重点ため池、まず市内の農業用ため池は全体で何カ所あるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市内の農業用ため池につきましては、受益面積0.5ヘクタール以上のものが232カ所ございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

農業用ため池が全部で232カ所あるということでございます。そうしたら、このうち災害時に、今も言いましたが、決壊しやすく、下流で人的被害などが予想されることから、ボーリング調査を詳細にしなさいと監査委員が求めているということでございますけれども、市内に防災重点ため池は何カ所あるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

防災重点ため池につきましては、亀山市地域防災計画書にも記載をされておりますが、市内に14カ所ございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

市内に防災重点ため池が14カ所あるということですが、お聞きしたいんですが、防災重点ため池のハード面の整備が必要だと思うんですが、14カ所、たくさんあります。しかし、このハード面の整備には多額の費用と年数が必要だと私は思うんです。しかし、放置はしておけないと思うんですが、この防災重点ため池の防災・減災対策をどのように進めていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

防災重点ため池に関する、まずハード面の防災・減災事業でございますが、農業用ため池が地震等により破堤した場合に、家屋や公共施設などに大きな被害が発生するおそれがあると考えております。川合町の長妻池につきましては、本年度耐震調査を実施いたしました。今回の産建委員会の資料にもその結果を提出させていただいておりますが、その結果をもとに、今後耐震整備の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、その他の残る13ヶ所、長妻池も含めて14カ所ですが、全ての防災重点ため池につきましても、今度はソフト面で、例えばハザードマップ等の対策も含めて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁いただきました長妻池というんですか、そこは産建の資料で私も見ましたが、A41枚のぺらで、こんな調査をしましたと。そして、震災のときには、平常はこうでオーケーですけど、地震が起きたら危ないですよというようなことで、本当に産建に提示された資料では事細かには全然書いていない。

ただ、震災が起こると危ないよというだけのことで、どういう調査をして、ボーリング調査をしてどうのというようなことは、詳細な調査というにはほど遠いかなあというふうに思うわけでございますけれども、聞き取りのときにでもおっしゃっていましたが、この14カ所、たくさんあるので大変だということで、なかなか進まないようなことも言ってみえたんですけど、防災重点ため池14カ所、今の川合の池もちろん一つの池で、1カ所だけ始まったわけですが、しっかり防災・減災対策について、今後この14カ所についてどのように進めていくのかということは、これは市民の皆さんにきちっと計画を立ててこういうふうやっていくんだと、ここまでこういうふうな調査をして、ここからはハード面の整備にも入っていきますよというようなことを早く示していただかないと、本当に新聞等でも報道されているように、ため池の決壊とかいうのはたくさん起こっておるわけですから、市民の皆さんは大変不安に思っておると思うんです。これはぜひきちっとした計画、事業計画まで踏み込んで、早く対策を立てていただきたいというふうに思います。

次に、防災重点ため池以外に234カ所のうち14を除いた二百十何カ所のため池があるわけですが、このため池についても、調査が必要だと思うんですけど、この辺の防災重点ため池以外のため池でも、いろんな地震とか豪雨が起きたときにも、決壊とかそういうことが起こり得るため池も

あると思うんですけども、そういうふうな防災重点ため池以外の防災・減災対策、調査対策というのはどのように考えているのかを教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

最初に申しあげました面積が0.5ヘクタール以上の市内の農業用ため池232カ所、これは当然防災重点ため池14カ所を含むわけですが、これにつきましては平成25年度、26年度の2カ年で、その現状や決壊の危険度、周辺への影響などの一斉点検を行ったところでございます。その結果につきましては、27年3月の産建委員会資料ということで、裏表1枚の簡単な資料でございしますが、これで報告させていただいたところでございます。その結果をもとに、まずはやはり防災重点ため池から対策を進めることが必要であろうというふうに考えております。

しかしながら、防災重点ため池にとらわれることなく、必要に応じて修繕工事なども必要な場合は行い、ため池の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ぜひとも、この防災重点ため池については、ハード面も整備しなければ、本当に市民の皆さんの安心・安全というのにはつながらないわけですけども、早目にですね、近くの防災重点ため池になっておって、決壊とかそんなおそれがありますよということは、市民の方も知っていただくということも減災対策の一つだというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

そしてまた、今質問の中で部長もちょっと触れられました、私が4番目にため池の決壊時の浸水範囲などを示すハザードマップがまだ作成されていないわけですが、これは早期に作成していただいて市民に公表すべきではないかというふうに思っておりますので、答弁は要りません。ハザードマップだけは早く作成して市民に公表していただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

次に移ります。

農林水産事業の分担金についてということで、お聞きしたいというふうに思います。

さきの臨時会の総務分科会で、受益者分担金の考え方について質疑がありました。これについては、平成21年の4月から受益者分担率が50%から20%に引き下げ、県下でも非常に低い水準であると。現時点では一定の考え方を組み入れているとのこと。そういう答弁がございました。この一定の考え方、これは一体何を意味するのか。一定の考え方についてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

11月10日の総務分科会での一定の考え方と申しあげた意味はいかがかということでございますので、私のほうから申し上げたいと思います。



農地や農業施設等の農林業施設災害復旧は、市道や河川等の公共土木災害復旧とは異なり、個人の財産や特定の団体等が利用する財産に対するものであること。また、亀山市では、受益者分担金を徴収して行うものとは別に、小規模災害で地元施工によりまして原材料支給や重機借り上げに要する費用の補助により、非常に小回りがきくようなサポートの仕組みをもって復旧する制度ができ上がっておるといふこと。これらのことをあわせまして、一定の考えと申し上げたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

一定の考え方ということで、重機の借り上げとかそういうことで、私どもの地元も大変助かっておるといふようなことは重々わかっておるわけでございますけれども、ここで、県内でこの受益者分担金を徴収していない市町はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

受益者分担金につきまして、災害復旧の場合と、それを含む全体的な土地改良事業の場合、ちょっと分けてご答弁申し上げたいというふうに思います。

まず、土地改良事業に伴う受益者分担金につきまして県内他市の状況を調べましたところ、ある市では近年事業もなく、分担金を徴収した事業はないとのことでございました。また、別の市では、改良区等への補助金で事業を行っているというふうなことでございました。しかし、ほとんどの市が受益者分担金を徴収して事業を行っているというふうなことでございます。

一方、災害復旧事業に限定した場合でございますが、近年災害が発生していないことから、分担金を徴収しての復旧の実績のない市もございました。また、施設の復旧についての分担金はなく、農地については徴収しているといった市もございました。

しかし、ほとんどの市が災害復旧につきましても土地改良事業と同様に、受益者分担金の徴収をしておるといったところでございました。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

他の市町では、さまざまな手法でこういう受益者分担金についての対応をしておるといふようなことでございますけれども、ここの質問の中で、3番目の質問については分担金があるというふうなことで、これは割愛をさせていただきたいというふうに思うわけですが、農道とか用排水施設などの農業用施設の修繕復旧整備、今もありましたが、重機の借り上げとかいろいろなことでも手当てをしておるといふことに加えて、この分担金の支払いが生じることから、これがネックとなって農業から撤退する農家もあるというふうなことを聞いておるわけでございますけれども、これは私の個人的な考え方なんですが、農業振興とか農業の継続という観点からも、この受益者分担金という制度は亀山市として廃止すべきではないのかというふうには私は常々本当に思っておるわけでございますけれども、この辺についてはどういう考え方をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

圃場整備や農道、水路整備などの土地改良事業のことをおっしゃいましたが、その土地改良事業は先ほども市長が申しあげましたように不特定多数の人が利用する市道や河川の整備を行います公共土木事業とは異なりまして、個人財産や特定の人が利用する施設の整備、また業として活用するための土地や施設の整備であることから、地方自治法の第224条には事業の施工により特に利益を受ける者からその受益の限度による徴収をさせていただくという規定がございますから、その趣旨にのっとり、受益者分担金制度をつくらせていただいております。

そのようなところから、受益者分担金制度を廃止することは、受益者と、一方では受益者でない方もみえますので、その辺の公平の観点から難しいものというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

これは、亀山市の行政の大きな方針として農業振興、それから農業をいかに継続していくのかというようなことが大きなテーマになっておるわけですから、地方自治法の云々もあるということをお話を今部長の答弁もございましたが、きょうはちょっと参考のために資料を提示させていただいておりますが、この資料で災害復旧のときの分担金と、それから農林水産事業で一般の分担金と分けて、金額を5年ぐらいでどのぐらいの分担金が発生しておるかなあということで、ちょっと資料として参考のために提出したわけでございますけれども、これで合計のところは5年間、23年から27年ですが、災害復旧分担金というのは約508万円ぐらい。それから災害以外の農林水産事業の分担金が1,156万円ぐらい。合計で1,665万円ぐらいの分担金が発生しておるわけでございます。

これは農家にとって大きな負担でもあり、農業振興とかそういう面で大きな阻害要因になっておると。言い過ぎかも知れませんが、私はそう思っております。ですから、ぜひとも重機の借り上げとかいろいろなことがあるわけでございますけれども、そこは地方自治法の関係から農林水産事業分担金条例というのは残しつつも、もっと分担金が発生しない手法は考えられると思うんですよ。今現在亀山市でも、重機の借り上げとかいろいろな亀山市独自ですよというようなことで展開をさせていただいておりますから、そういう分担金が発生しないよう、分担金条例は残しつつも分担金が発生しないような整備、維持修繕は、どういうふうな手法があったらもっとできるのかというようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思います。ぜひお願いをしたいというふうに思います。

ここまでそういうことをお願いして、いろいろ質問させていただいたわけですが、最後に第1次亀山市総合計画の後期基本計画の中で、こういう農家の目指す姿というのが書いてあります。それは農業の担い手が農地を適正に管理し、安定した経営を行っておりますと言えるような農業にしていきたいというような実現に向けてということで、これが書いてあるわけでございますが、最後にこれを早い時期に実現をするというような意欲を持って、積極的に果敢な施策の展開を求めて、私の農政に関する質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

6番 中崎孝彦議員の質疑は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時48分 休憩）

---

（午前10時57分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問をいたします。

まず、JR亀山駅の再開発事業と総合計画（諮問案）、それから立地適正化計画（素案）との関連についてお伺いをいたします。

今回、亀山駅前の再開発事業を取り上げました。私は亀山に生まれて育って、小さいころから国鉄のまち亀山ということはずっと見て、それから遊ぶ場所も、家から駅まで近いということもあって、国鉄のいわゆる官舎の周りで遊んだり、それから線路沿い、それから駅にもよく遊びに行きました。蒸気機関車の絵を描いたりというのは非常に好きで、私にとっては国鉄のまち亀山というのは大切にしたいという思いを持っております。

今の亀山駅前を見ますと、非常に寂しく思います。やっぱり駅というのは、遠くから来られた方がおり立って、小さくても私はいいと思うんですけども、ほっとするような駅前にならないのかなあという思いがしております。

そんな折に、今、駅周辺の皆さん方が中心になって、駅前の再生を考えるということで動き始めております。市もそれを支援するような形でやっていただいております。今ようやく形らしきものが見えつつあるのではないかなというふうに思います。

ただ、駅前の再開発というのは簡単ではなくして、全国を見ますと、いわゆる成功例よりも失敗例のほうが多いんですね。成功例を幾つか探してみましたが、なかなか見当たりません。そういう意味でいくと、本当に難しい事業ではないかなという思いをしています。だから、この事業をやっぱり失敗させるわけにはいかない、これがもう大前提です。何とか成功させたいという思いを持っております。なぜなら、この事業にかかわる周辺のこの地域の人たちの生活がかかっているという問題があります。それとあわせて、多額のお金を投資しますので、市にとっても失敗でしたじゃ済まないという問題であろうかというふうに思います。

今回質問させていただくのは、この事業をどうすれば成功させられるのかという立場で、その障害になるようなものをきちっと押さえた上で事業に取り組んでいただきたいという意味で、今回は質問させていただきます。

まずわかりにくいのは、市街地再開発事業とはどんな事業かということが、多分わからない人が多いのではないかとということで、パネルを使ってちょっと説明をしたいと思います。

こちらにパネルがあります。これは私がつくったのではなくして、国土交通省のホームページに一般的な市街地再開発事業というのはこういうものですよという絵なんです。だから、これが亀山

市の考えている駅前の再開発事業ではありません。その点だけちょっと了解してください。

ホームページを見ますと、まずこの事業の目的として書かれてあるのが、都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備を行うことによって、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。いわゆる土地をうまく集約して、高度化しようという事業であります。

仕組みであるんですけども、例えばここにAさん、Bさん、Cさんという土地があります。2階か平家の土地があるんですけども、このうちの3分の1とか4分の1のスペースを使って、ここにいわゆる高度化をして建物を建てる。そして、残った3分の2か4分の3かわかりませんが、この部分をいわゆる売却をする。これは公共用地になっておりますけれども、必ずしも公共用地にする必要はありません。民間が買うこともあります。つまり、ここを売ったお金、それから後で説明しますが、この保留床という部分をいわゆる売却をする、売ったお金でもってこのビルの建設費用をはじき出そうという計画なんですね。

そのためには、この土地がきちっと売れて活用されなきゃならないし、それからこの保留床という部分がきちっと売れてお金にならなければ、ここの建物の費用が出てこないという計画になるわけです。

まず1つは権利床ということで、ここに住んでみえるA、B、Cの方、この人たちのいわゆる権利というのは、原則として同じ価値でもって、この新しく建ったビルの中に同じ価値の分だけ確保できるというような権利変換というんですけども、これがまずあるということですね。ここに自分の家を持つとかというようなことになっていくということですね。それから、高度に建てることのできるの、その権利を返還した以上にまだ上へ積み上げられる。上へ積んだ分は自由に、新たに入る方、いろんな事業をやってここを売るという形で活用できる、いわゆるこれが高度化する一つのメリットだということなんですけれども、こういう保留床というのが生まれると。これを活用して建設費に充てたい、こんなことなんです。

これは第1種市街地再開発事業ということで、ここの権利をこちらに移すという、等価で価値を変えずに移すという仕組みであります。仕組みだけをとりあえず説明させていただきました。

もう一つ、第2種市街地再開発事業というのがありますが、このパネルの説明では入りませんので、もうこれは省かせていただきます。

施行者は誰になるのかということですけども、この第1種の場合ですと個人もしくは組合ということになります。それから再開発会社、地方公共団体でもよろしいし、土地再生機構などなどということになっております。

最後に国の補助金なんですけれども、社会資本整備総合交付金等が活用できると。この事業をやらなければならない、そういう補助金、交付金が活用できますよというような仕組みであります。

大体私、ホームページに載っていることを説明したので間違いはないと思うんですけども、念のためにこの説明で間違っていないのかどうかということの確認だけしたいと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどの服部議員のご説明のとおり、市街地再開発事業につきましては、従前の土地を共同化、高度利用化することでさまざまな課題を解決し、新たな街区をつくっていくという手法でございますので、議員のご説明のとおりでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

答弁で言葉で言うよりも、私がパネルを使って説明したほうがわかりやすいと思いましたが、あえてこんな形をとらせてもらいました。

次に、現在までの進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在の進捗状況でございますが、亀山駅周辺の再生につきましては、具体的な事業化を目指して地域関係者による亀山駅周辺まちづくり協議会が平成24年度に設立され、現在、亀山駅周辺約4ヘクタールを4つのブロックに分けてさまざまな検討を進めているところでございます。今後、熟度が高まり、地域の合意と諸条件が整理できたブロックを基本に再開発事業等を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、あわせて駅前広場や道路網等に関する検討も進めておりまして、必要な細街路の路線測量や概略設計等も進めながら、周辺都市基盤の再構築をしていくことで、都市機能と居住面の向上も目指していきたいというふうに考えております。

引き続き地域の権利関係者のご協力のもと、駅周辺のにぎわい再生、中心市街地の活性化、居住人口の増加などさまざまな都市課題に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

かなり地域の方々の中でのいわゆる合意形成というものは進んでいるんだということでもあります。

ここからが私の本題になるんですけども、亀山駅前の再開発事業については、にぎわいを取り戻すという表現をされております。昔に比べれば確かににぎわいは失われているということだと思います。よく病気のときなんかは、まず診断をして、その病気の原因を見つけて、それに対して合った治療をするということがいわゆるやられておるわけですけども、まちづくりもやっぱり一緒だと思うんですね。にぎわいを取り戻そうと思うなら、にぎわいが失われた要因はどこにあるのかということまず明らかにして、その上でどういう手を打つのかということになると思うんですが、そういう意味でお聞きしたいんですけども、このにぎわいが失われた要因は複数あるかと思うんですが、市の見解はどんなふうに捉えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山駅周辺のにぎわいが失われた要因につきましては、さまざまあるものと存じます。例えば、機関車といった鉄道輸送から自動車輸送へ、またマイカー等車社会の進展があるかと思えます。それから通勤・通学の鉄道利用者の減少、それに伴う駅前の購買力の低下、店舗・事業所が減少し、その結果、駅前の居住人口も減り、駅周辺の活力と都市機能の低減、魅力の欠如等、負の連鎖が複合的に生じたことが要因と思われまます。

また、とりわけ亀山駅周辺におきましては、当時1,000人以上いた国鉄職員の多くが、その家族も含め転出転勤になるという国鉄分割民営化が昭和62年に行われました。これが大きな変化点であったものというふうに思います。

いま一度、駅周辺や中心市街地の活性化といった都市再生に継続して取り組むことで、ハード的な成果や効果につきましては、すぐにはあらわれず少し先になるかもしれませんが、亀山市の玄関口、市の顔となる亀山駅の再開発事業に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えてございます。

#### ○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

#### ○16番（服部孝規君登壇）

言われた要因、幾つかもっともなところがあります。車社会の進展、それからいわゆる駅前商店街と言われたところが衰退している、それとリンクして国鉄の職員が随分あのあたりでは、いわゆる買う側の立場で見えたという。

私は、ちょっと具体的には今言われませんでしたけれども、一番大きいのは駅の利用者、とりわけ乗降客の問題がやっぱり減少している問題ですね。このことが一番大きなにぎわいを失わせている原因ではないかというふうに思っています。

JR東海の調べで、各駅別の旅客乗車、乗った人の数が出ておりました。20年前の平成7年の時点で、年間でありますけれども、亀山駅は100万人乗車人員があったということです。ところが、これが年々減少しております。一番直近の数字でいきますと平成26年の数字が出ていましたけれども、75万人です。つまり、この20年間の間に25万人、亀山駅を利用して乗車する人が減っているという状況があります。

よく乗車人員と乗降客という言い方をしますので、ややこしいんですけども、私鉄なんかは乗降客という数字を出しています。この違いをJRのほうは、乗車人員というのは乗った人の数なので、乗降客で比較する場合は掛ける2をしてくださいということによっております。だから、私鉄と比較をする場合には、JRが出している乗車人員を2倍にして比較をするという形になります。私はわかりやすいので、乗降客という形で話をしたいと思うんですけども、今、乗車人員の年間の数字を出しました。これを乗降客ということで出してみますと、それも年間ではなしに1日当たりという数字で出してみますと、20年前の平成7年には5,600人、5,000人を超えていたんですね。ところが平成26年には、ここから1日当たり1,500人も減って4,100人になっているという。このまま推移すると、もう3,000人台になっていくんではないかなという危惧をしております。

こういうような問題が一番大きな問題としてあるのではないかなと思います。それ以外に部長が言われたような車社会であるとか、それからもう一つあるのは、大型店舗ができて、市内市外間わ

ず、駅前の商店というのはどんどん減少していくということがにぎわいを失わせていった要因だろうというふうに思います。

今回のプランの中に、このにぎわいを取り戻すという点でどんな策があるのかということをもっとお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほども少しお話をさせていただきましたが、まず駅周辺の細街路の整備を行うことによって、駅周辺にアパート、マンションといった民間住居の促進を促していったこと、あるいは駅前広場の整備等によりまして駅へのアクセス向上を推進するというところで、鉄道の利用者をふやしていくということなどが考えられるというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは難しい問題だとは思いますが、やっぱり先ほど言いましたように乗降客が減っている要因として、利便性の問題があると。例えば朝夕のラッシュ時間は別にして、それ以外の時間は大体1時間に1本というような本数でしかないし、それからいわゆる複線電化という問題も抱えております。そんな中で、本当に利便性が向上しないと、駅前に住んで通勤通学ということになかなか結びついていかないという問題が私はあるかと思えます。

それから、もう1つ今回指摘したい大きな問題というのは、総合計画との絡みなんですけれども、総合計画では推進する事業としてリニア亀山駅誘致という問題があります。私はこの亀山駅誘致が在来線を寂れさせて、結果として駅前の再生を妨げる危険性があるのではないかなという危惧を持っています。

具体的にいいますと、これはリニア問題取材しているフリージャーナリストの檜田茂樹さんという人の著書にあるんですけども、大体要点を言うところいうふうに書いてあります。実際にリニアの中間駅ができる長野県飯田市、飯田線の12の有人駅のうち9駅が2013年4月から無人駅化が通達をされた。この中の幾つかは1日の乗降客数が数十人というところもあるのでやむを得ないところもあるのだが、中央アルプスの登山口で快速列車がとまる駒ヶ根駅が1日平均1,000人以上の乗降客があるんですけども、市の担当職員の話によれば、JRからは飯田線維持のためには合理化しかないという説明であった。飯田線にリニアの中間駅ができる、加えてここは三遠南信という自動車道も整備をされてくるという2つの交通網があるので、これを生かしたまちづくりを第4次総合計画の中で策定している最中だったというんですね。まさか自分のところのまちが、リニアも推進しているのに、こういう無人駅化されるとは思っていなかったというようなことを取材の中で担当職員は述べられています。

無人駅になるとどういったことが起こるかということ、亀山市内にもありますけれども、乗客への案内はありませんし、乗車券、特急券、指定席券ももちろん買えませんし、高校生なんかは定期券を買わなきゃならないんですけども、結局無人化されると、有人駅へ行かないと定期券も買えないという問題が起こってきます。何も亀山駅が無人駅化になるというような極端なことを言うつもり

はありませんけれども、つまり飯田線で起きていることは、リニアの駅ができるけれども、やっぱりJRとしてはリニアに多額の費用がかかるんで、在来線は合理化をせないかん。つまり予算を減らさなきゃならんというところで行われている。これはリニアだけに限らず新幹線が通ったところもみんなそうですね。新幹線で在来線と並行に走っているところについては、こういうことが起きている。だから、こういう亀山市がリニアの亀山駅の誘致を一生懸命やればやるほど、駅前再生の足を引っ張ることになるのではないかという問題ですね。この点について、そういう懸念はないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア駅誘致と駅前再開発は矛盾するのではないかといったご指摘だと思います。

リニア中央新幹線の市内停車駅の設置場所につきましては、仮に在来線亀山駅とは離れた場所にリニア駅が設置された場合、リニア中央新幹線を利用する場合には、リニア駅までのアクセスを公共交通機関もしくは自家用車で行うこととなります。公共交通機関を利用してアクセスする場合には、市内外から在来線を利用して、在来線亀山駅を経由してリニア駅へアクセスすることが主流となるものと考えておりますので、在来線亀山駅の既存の利用者を奪うことは少ないというふうに考えております。

それと、議員からもございました利便性の向上という点がございしますが、まさにリニア駅を誘致することによって亀山市の利便性が向上し、例えば通勤圏の拡大が図られることや、また三重の玄関口としての機能が高められ、伊勢志摩地域等への県内観光など、リニア中央新幹線の新たな利用が見込まれるものと考えております。そうしたことから、リニア駅にとどまらず、在来線亀山駅の利用者の増加につながり、リニア駅と駅前開発の相乗効果が期待できるところでございまして、その効果を得るためにも、両駅のアクセス機能を確保することが最も重要な視点であると考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そんな認識では、再生は、私は失敗するのではないかなという思いがしています。

1つは、仮に亀山駅以外のところに駅ができたと言われても、ほぼ亀山駅以外のところに行けるといことははっきりしておると思うんですよ。リニアという乗り物の特性上、乗り入れることはないと思います。もしあるとすれば、地下までぐっと入って、亀山駅の地下にホームをつくるということならあり得ますけど、そこまでのお金はJRはかけないというふうに思いますので、駅はまず亀山駅から離れたところになると、どこになるかわかりません。

もう1つは、リニアの駅ができて、そこでおりた客がどこへ行くかという問題なんですね。名古屋へは行きませんよね。リニアで名古屋は行けるんですから。それから、大阪方面も行きませんよね。リニアにそのまま乗っていけば、奈良、大阪と行けるんですから。あるとすれば、亀山駅でおりて、言われたアクセスを使って、在来線に乗って行くとすれば伊勢志摩しかない。ところが、今、ご存じのように伊勢志摩の方面へ行く列車というのは1時間に1本で、しかも普通列車ですよ。わ



ざわざこれに乗りますかということですよ。

私がもし名古屋に住んでおる人間で、伊勢志摩へ行きたいなら、やっぱり名古屋駅から近鉄に乗ります。リニアに乗れません。近鉄で行きます。奈良、大阪の人でも、リニアで亀山駅まで来て、そこから在来線を使うよりは、近鉄特急で行かれるだろうと。そう考えると、亀山駅にリニアの駅ができて、そこから在来線を使う人がふえて相乗効果が出るというようなことは、これは普通常識的に考えて、私はほとんどないというふうに思います。

だから、もしできてももっと違う使い方をされるんだろうと思います。在来線については乗客増にはつながらないというふうに認識をしたほうが、私はいいんではないかというふうに思います。後ほど市長にもちょっと見解を伺います。

それからもう1点、車社会になったという問題ですね。これはやはり大きな問題だろうというふうに思います。それは一つの要因としては、やっぱり高速道路網の整備という問題があるだろうと。確かに企業を誘致するという意味では、高速道路の整備というのは意義があったんだろうと思いますけれども、事その駅前の再開発、それから再生ということに関しては、高速道路網の整備というのは車社会をますます便利なものにする、車が鉄道よりも便利だということにつなげてしまうんで、やっぱりこれも足を引っ張る要因になるのではないかな。だから、ここも両立しないんではないかなと私は思うんですけれども、まずは高速道路、道路を整備する事業と駅前再生との関係、マイナスに作用するのではないかと私は懸念を持っていますけれども、その点についての見解をお聞きしたい。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

都市構造や物流全体を見た場合に、広域的な流通や連携、企業経済活動、観光交流等、高速道路や幹線道路の利活用は、鉄道の点から点への人員輸送以外の多くの側面を持っておりますので、亀山のような地方都市の場合におきましては、道路をとるか鉄道をとるかということではなく、両方の長を生かし、いかに効果的な交通施策を進めていくかということが重要というふうに考えてございます。従来の鉄道のまち亀山は、例えば超高齢化社会において、車だけではなく鉄道を利用した生活も営めるまちとして、特徴を大事にしていきたいというふうに存じます。

また、先ほど議員もおっしゃられましたように、鉄道に関しましては利便性の向上という観点から複線化、あるいは紀勢線につきましては電化複線化といった利便性の向上というのが重要になってくると思いますので、そういった方面も今後関係鉄道会社にも要望を引き続き続けていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり全体的にそうなんですけど、今の答弁でもありましたけど、両方の長を生かして両方ももうまくやるというんですね。私は、それは無理だと思うんですよ。部長が言われたように、車社会になってきたことが鉄道離れを起こしているというんですよ。だから、車社会を推進するようなことをすればするほど鉄道離れは起こるわけですよ。それはあなたが言われたとおりですよ。だ

から、これは両立しないんですよ。

だから、そこをよほど車より利便性を高めるか何かしないと、例えば立地適正化計画に書いてあります、車で行ったら名古屋まで50分。鉄道で行ったら70分かかるといふ数字が出ています。そういう中で、車でなく名古屋まで鉄道で行こうかといふのはなかなか選択としてはづらいような状況がある。だから、そこは現実本当に実態をしっかりと見てやらないと、両方両立しますよとか、リニアが来たら在来線の乗客もふえますよみたいな計画を立てて、こういう事業をやって、そのとおりいきませんでした、失敗でしたというのが、私は一番懸念することなんですよ。

だから、総合計画にもきちっと現実を見たものを書きなさいよということを私は言いたい。そうでないと、大きな夢を膨らませて事業を組んで、実際そのとおりいきませんでしたと、何年かたつたうちに。それでは済まないんですよ。誰が損失をこうむるんですか。これは地域に住んでいる人、それから市も損失をこうむります。だから、しっかりと現実性のあるようなことを計画として立てなきゃならん。そのためにはそういう認識をしっかりと持ってもらうなきゃならんというふうに思うんですけども、そこで市長にお伺いしたいと思います。

今、幾つか触れましたけれども、もう一つ触れるとすれば、大型店舗の進出という問題が出ています。これは市内もありますし、市外もあります。こういうところがどんどん市内のいわゆる個店という小売店の営業を廃業に追い込んでいる状況もあります。こういうことも含めて、やはり総合計画の中でこういうリスクという問題を頭に置いてこの計画を組むかどうか。今みたいにバラ色みたいな話をして計画を組むのか、やっぱりリスクはリスクとして捉えて組むのか、このことによって随分計画が変わってきますので、その点の認識を櫻井市長にお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

少しお触れいただきましたが、亀山駅の再生、あるいは市街地の活性化につきまして、まさに鉄道のまちの歴史を有します亀山駅周辺のにぎわいの再生というのは、その必要性から、これは昭和の時代からでありますけれども、歴代市長がさまざまに取り組みを行ってまいったわけでございますし、議会の皆様や地域の皆様のさまざまな思いがその中にかかわって、しかしながら今日のこの現状を迎えておるといふふうに理解をいたしております。お触れいただきましたさまざまな要素も、当然社会の変遷とか、モータリゼーションの進展とかいふこともあったと思いますが、しかしそれも含めて、亀山市の現実をしっかりと見きわめなくてはならんというふうに思っております。

そういう中で、ようやく長年にわたります地域の皆様のご理解とかご協力によりまして、今その中心市街地の再生に取り組める、まさに最後のチャンスであろうといふところまで積み上げてきていただいた、あるいは積み上げてこれたといふふうに感じておるものでございます。これは触れられました、駅周辺の拠点機能を高めて本来のにぎわいを取り戻す、あるいは本市の玄関口としての機能を高めていくといふことは、本市現在の最大の都市政策課題の一つであるといふふうに認識をいたしておるものでございます。

お触れいただきました市街地再開発事業は、亀山市にとりましては合併以前も含めて今まで取り

組んだことのない事業形態でございますので、しかし、この再開発事業をどのように今の現実の中から、それこそさまざまな権利関係、非常に複雑なものを1つにコンセンサスをとっていか、大変課題も多い事業でありますけれども、しかし、これをしっかり展開していくことにつきましては、当然リスクも含めて私どもは強い意志を持ってこれを前へ進めていく覚悟を持っておるところでございます、次期総合計画の中でしっかりとそれは進めてまいらねばならないというふうを考えております。

また、その前段でリニアとの関係でお触れいただきました、例えば整備新幹線が開通したことによりまして、並行在来線が配線になったりということがもう既に起こってきておるところであります。私どもとしまして、せつかくこのリニア中央新幹線駅が誘致できたとしても、例えば関西本線が衰退するようなことになっては本末転倒であろうというふうに考えておりますので、そうしたご懸念も十分に視野、あるいは頭の中に入れて今後のリニアの停車駅誘致活動につきましても、当然それを考えつつ展開をしていきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言いましたリスクも含めて考えるということですので、ぜひ総合計画にも、こちらうまくいきます、こちらうまくいきますという書き方ではなくして、やっぱりこちらを推進すればこちらに影響が出ますよという書き方をしてもらわないと、今の書き方だと全部がうまくいく、全部が両立するというような書き方では、私は失敗するという懸念が払拭できないというふうに思いますので、その点をしっかりとやっていただきたいと思います。

もう1点、計画関係でいうと、立地適正化計画という素案の段階ですけれども、この中に亀山駅の再生ということで位置づけをされております。計画案でいきますと、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常サービスの機能や公共交通が持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域というのがあります。その一つに亀山駅前というのが上がっております。詳しくはちょっと時間がないので言いませんけれども、JR亀山駅を中心に半径500メートル程度の区域を亀山中央都市機能誘導区域というふうに定めて、商業施設を誘導したり、それから公共的な文化施設を持ってきたりすることで、この地域の人口を誘導することで現在の9,800人から1万2,000人程度にふえると、約2割ふえるというような試算が立地適正化計画でやられているんですけれども、私は本当にこれはできるのかなと、人口減少の中でこんなことが本当にできるのかなというふうに思うんですけれども、この実現性についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在策定中の立地適正化計画の中で長期的な人口推計を行ってございますが、いわゆる加減の推計をした場合に、今から30年後あるいは40年後に今まで以上に人口が減るという推計になってまいります。これはあくまで計算上の話ですので、こうならないように、各時点におきましてさまざまな人口施策や居住施策を進めていくことが、亀山市だけでなく今後の地方自治体の大きな課題

というふうに考えてございます。ですので、各時点、各段階でその状況に応じて総合的に対応していくものと存じます。

まずは現実をしっかりと把握し、将来的な推計や検討を行うためにも立地適正化計画の策定に取り組み、現実的な都市基盤や市街地のハード整備もあわせて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いろいろ言われましたけれども、余りはっきりわからない抽象的な話でした。

私はこの亀山駅前再生というのは、一地域の問題ではない、例えば駅前周辺の人が一生懸命いろいろな案を考えてくれているわけですが、そこに任せておけばいいという問題では絶対ないと思うんですね。亀山市全体にとって、やっぱりこの亀山駅前がどうなるのかというのは大きな問題だろうと。だから、そういう意味でいくと、市民全体で本当に議論するような問題だろうと。そうしないと成功しないんです。一地域の人たちが、確かに具体的には権利関係の問題もあるので、そこはその地域の人たちが話をするようになるんですけれども、やっぱり亀山市全体として駅前の再生という問題をどう捉えるのか、誰がどういうふうにかかわって、どの事業でどういうふうにやれるのか、いわゆる文化の面であるとか、いろんな面でも駅前再生にどうつなげられるのかというような視点でこの問題は捉えないと、なかなか成功しないだろうというふうに思います。

そういう意味で、最後に市長に、この駅前再生という問題を市全体の事業として捉えるということについての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員のご指摘のように、駅前の再生は本市の都市政策上の最大の課題であろうというふうに思っております。駅前という周辺地区のみならず、亀山市という都市としての大きな政策課題であるというふうに認識をいたしております。

また、先ほども申し上げましたように、昭和の時代から本当に今日に至るまで、さまざまなチャレンジがなされてまいりました。時代の背景とか、総論賛成各論反対、いろんな要素もあったかというふうに思っておりますが、しかしそれは今日このような歴史を歩んできたということでありませう。

しかし、その上で、今多くの皆様の英知、それから本市市議会の皆様、あるいは市民の皆様初め、関係者の皆さんもちろんであります。その皆さんの英知が結集をされて、亀山市の中心市街地の拠点性の機能がさらに高まるという視点から、この駅前再生を市民挙げて前へ進めていかななくてはならないというふうに認識をいたしておるところでありまして、次期総合計画はまさにそういうものが大きな柱の一つになってくるというふうに確信をいたしておりますし、今後とも議会並びに市民の皆様がぜひこれをご理解いただいて、本当にわかりやすくこの再開発事業をご説明いただきましたけれども、そういうものを情報共有しながら前へ進めていくことが大変大切であろうというふうに認識をいたしております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

とかく駅前再生については、駅前周辺の人たちに議論してもらって進めてもらったらいという  
ような感覚があるんですけども、やっぱりそういう問題では私はないだろうと。また、それでは  
失敗するんだらうというふうに思いますので、ぜひ市としての位置づけ、いろんな分野のものをど  
うしたら成功させられるのかという観点で進めていただきたいと思います。

今回、私が一番危惧したのは、何とか成功させたいという思い、そのためには失敗は許されない  
ということで、やっぱりリスク面をしっかりと認識をした上で計画を立てるといふ、あれもできます、  
これもできますというふうなことではなくして、そういうことをしっかりと認識した上で計画を立て  
る必要があるんだということですね。

それから、今回はそういうリスク面について中心に質問したんですけども、できれば次の機会  
には、どんな計画にすれはうまくいくのかという提案も私は質問でしていきたいなというふうに思  
います。きょうはこの程度でおさめておきたいと思います。

もう一点、きょうは一般質問があるんですけども、受益者負担の適正化に関する基準のうち、  
原則無料とした火葬施設使用料の問題であります。

平成26年2月に受益者負担の適正化に関する基準が決められました。その中で市民に負担を求  
めるのか、求めないのか。求めるとすればどれだけにするのかということですね。この4つの区分  
で決めております。市民生活の基盤となるサービスは基礎的なものというふうな位置づけをしたり、  
それから生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするサービスについては、選択的なものという  
位置づけをしたり、民間で類似のサービスの提供があるものとないものと区別する。この4つを組  
み合わせた形で基準がつくられています。このいわゆる火葬施設の使用料については、基礎的なも  
の、市民生活の基盤となるサービスであって、民間で類似サービスがない。当然ですね、市以外に  
火葬はできないんですから、民間ではできません。そういう意味で原則0%、つまり無料というの  
が、この受益者負担の適正化に関する基準に明記されたことであります。

今、亡くなられた場合に、市民の方であれば1体4,000円という使用料を払っておるん  
ですけども、私はこの適正化の基準の唯一妥当なものだろうというふうに思っております。なぜなら、  
先ほども受益者負担の問題がありましたけれども、受益者負担の議論でいつも出てくるのは、特定  
の市民だけが利用して特定の市民が利益を得るんだと、だから受益者負担なんだという議論がず  
つとされておりますけれども、この火葬に関しては市民が一生に1回だけなんです。例えば私が2回  
使うということではできないですよ。そういう意味でいくと非常に公平なものであるし、特定の  
人という言い方もありませんし、長年亀山に住んで亀山に貢献していただいた方に、最後ぐらいは、  
亡くなられたときぐらいは無料でいいですよという気持ちをもっとあらわしてほしいという意味で、  
お尋ねします。

まず1点、年間どれぐらい収入があるのかという点ですね。それから、市長にこれはお伺いした  
いんですけども、これを決めてから3年近くたっています。適正化の基準に従って、来年度以降  
にでも無料化にするという考えはないのか、この2点。まず、どのぐらいの使用料の収入があるの  
かが1点。それから2つ目は、市長に来年度以降無料にする考えはないのか、この2点をお伺いし

たいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

年間の火葬施設使用料の総額でございますが、300万円弱というふうに記憶しております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

火葬施設の使用料の受益者負担の適正化に関する基準に基づく議員のご所見というのは、おっしゃるとおりであろうというふうに思っておりますが、今、亀山市の使用料自体は県下の14市の中で最安値のランク、県下で下から3番目に安いという状況でございますので、現時点におきましては今後も現行どおり今の料金でお願いしたいというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言っているのは、あなた方が決めた基準で、無料にすべきだということをあなた方が決めたんですよ。それをやらないんですか。そこを言っているんです。よそよりも高いとか安いとかという問題じゃないんですよ。ここは原則無料だという、それをなぜやらないのかという問題ですよ。

ほかの問題は、この適正化の基準に従ってどんどん使用料を住民票の手数料、それから税務の手数料、みんな上げましたよね。こういう下げる問題になるとやらないんですよ。おかしいでしょう、これは。

市長、もう一遍答弁してください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この受益者負担の適正化につきましては、ご案内のように負担公平の原則という概念と、もう一つは負担均衡の原則の2つの原則をもとに、行財政改革の取り組みの20項目の中にも盛り込んでおるところでありまして、そういう視点から検討を重ねて対応してきたところであります。

議員のおっしゃる部分というのは、先ほど申し上げましたそこはおっしゃるとおりであろうというふうに思っておりますけれども、現時点におきましては今後におきましても現状の料金で対応させていただきたいというふうに思っております。

なお、行財政改革のこの議論というのは、終わりなき議論や検討が必要であろうというふうに思っておりますので、これはしっかり進めていくことで認識をさせていただいております。

○議長（中村嘉孝君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

全く納得できません。おっしゃるとおりだと言いながら、おっしゃるとおりにはやらないんですよ。だからその点は、おっしゃるとおりだと言うんだったら無料にするしかないというふうに思い

ます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時47分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

公明党、新でございます。

通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は安心・安全対策についてということで、大きく2点、水と道という観点でしょうか。

それでは、まず大きな1番からでございますが、災害対策について地下水利用、この件についてお尋ねしていきたいと思っております。

まず、水というのは本当に大切でございますので、この水の大切さを念頭に質問に入らせていただきます。

平成23年の3・11の東日本大震災の例に基づきますと、19都道府県での264もの水道事業者で約257万もの断水が起こり、その対処に追われたというふうに聞き及んでおります。発生直後におきましても、強い余震が継続的に発生したということで、復旧作業がかなりおくれた、進みが悪いと申しますか、水道が再び断水してしまうという事例もございました。

また、記憶にも新しいところで本年4月の熊本大震災におきましては、長期間の断水に加え、復旧いたしました水道から濁った水が出て、とても飲料水には使えない、またトイレ等に使用するためにおいた水からノロウイルスが発生したというような新たな問題も発生してきております。

人間、生きていく上で最も大切なものの一つとは、水の確保ではないかと思っております。身近な水源では、皆さんもおうちにもある方も見えると思うんですけど、井戸が1つ水源ではないかと思っております。

では初めに、避難所等とか、そして市内での地下水利用について、こちらにつきましてまず第1番目にお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局长。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

議員お尋ねの亀山市全体におきます井戸の設置状況と申しましうか、現在の状況をご答弁させていただきますと、亀山市全体ということで、休止等も含めまして本市としては把握はしてございません。

ただ、本市が管理しております公の施設における飲み水、飲用としての適正管理がなされている井戸の設置状況に関しましては、各施設管理者等に照会をかけ、確認をいたしましたところ、15カ所の指定避難所及び44カ所のその他避難所として、亀山市地域防災計画で指定されている施設も含め、いずれも利用している施設はございませんでした。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

現状、井戸の管理というのは、亀山市におきましては把握の数値的なものは出ておらないと。

全国を見てみますと、災害時の井戸とか、また地域の市民の方の井戸の状況といたしまして、愛媛の宇和島市におきましては、この井戸を自治会を經由して把握をとっていくというところで、自治会長に呼びかけて協力、いろいろ情報を募り、これまでに約400件の登録申請を確立させているというふうな市もございます。

自主防災の観点からいいましても、非常に水がどこにあるかというのは大切なことだと思っております。今後、亀山市におきましての井戸についての、場合によっては、また後でご紹介いたしますが、井戸を掘るということに対して奨励金とか補助的なものも出されている市もございまして、こちらにつきまして、まず緊急災害対策も含めて井戸、そしてその井戸自身にも飲める井戸というふうな形で考えますと、亀山市としてどのような考えをお持ちか伺いたします。

○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員申されますように、仮に井戸水の飲料水として考えましたところ、厚生労働省によりまして飲用井戸等衛生対策要領の実施についてというような通知がなされております。こちらに関しましては、飲用井戸の定期検査及び臨時の水質検査の実施に努められる必要があると書かれておられて、例えば先ほど申されましたように、災害発生時には臨時的な水質検査が困難な場合があることから、衛生面の安全性が必ずしも確保できるとは言えず、指定避難所等、先ほど申し上げました15ないし44カ所等々で、飲料水の確保ということになりますと、現在、備蓄の保存水であるとか給水車による対応を考えております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

現在、井戸的な、開発的なものに関しては、まだ構想的なものがないと。

以前、昨年3月にも、井分局長のほうからも、緊急避難時におきまして飲料水、1人1日3リットルを基準として4万5,000リットルとか、そういう飲料水を確保しているというふうなことは伺いたしましたんですけど、やはりそれだけでは厳しいと。

昨今から、本当にどなたも口にされております南海トラフ等、本当に率としてはかなり高い数値で迫ってきているのではないかと懸念しておるところでございまして、こういうところにつきまして今回はちょっと提案的なことを申させていただくんですけど、各市を見てみますと、兵庫県の淡路市でございまして、小学校のところなんですけど、やはり井戸をつくるには、設置費



用としては高額な金額ができるということで、こちらのところにつきましては53万4,000円のうちの県から25万円ほどの補助を受けたりとか、そしてこちらのほうの学校でまだ3校ほど、また井戸を設置していく予定とか、そのような発表といたしますか、公開がございました。

そういうところにつきましては、私、今回皆さんに聞いていただきたいなと思いますのは、地下水の水、井戸の水というのは、やはりちょっと衛生面に関して、先ほど局長からもございましたが、かなり心配な面もございます。そしてまた、井戸自身の昔から言われておりますピロリ菌等の体への影響を考えると、すんなり口にできるかということ、やはりちょっと心配なところもございます。

そういうところにつきまして、地下の浄水機器的なものの設置について、今回ちょっとご紹介させていただくんですけど、さまざまな企業もあるんですけど、今回ちょっと視察といたしますか見学させていただいたのが、やはり何を基準としていくかということ、まず水を浄化する機械を設置するというのが一番大事だと思うんです。その機械に、やっぱり条件というのはかなり問われてくると思います。それにつきまして、ざくっとですけど5つほどの条件で、保管場所をとらないで、いざというときには簡単に持ち運びができると。そして、安全かつ確実性の高い水源である井戸の水を利用できるということ。

そして、井戸水をくみ上げるための動力、これは先ほどの紹介させていただいた小学校では手動式というのがありましたけど、今回お話しさせていただくのは自分で電気を起こせるような、発電機のハイブリッド方式というような、自分で稼働ができる装置の電源を確保する、これはソーラーを指しておるわけなんですけど、そういう中で、余剰電力は照明とか調理、充電等の非常電源にも使えると。そして、災害時でも修理・メンテナンスしやすいように入手容易な部品の構成であるべきと。

根本的には、それぞれのフィルターを通してきれいに口にできる水を飲むというところで、実際ちょっと見せてもうてきたんですけど、こちら三重県の大きな大学とか、そして鈴鹿市にある私たちもよくお世話になる大きな病院、こういうところでも大規模的な機械を設置して、そして飲料水、また財政的にも助かるというふうな実績も持たれておるところでございましてですけど、何よりも安全な水ということで、もちろん三重県の環境安全事業団体の水質検査もきちっとできる。この会社というわけではないですけど、その機械自体にそのような付加価値をつけて、いろんな面で使える、そして災害時にも使えるような浄化槽について、こういうのを導入する、亀山市としての考え方、そういうことについてお伺いしたいと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

井分局長。

#### ○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど来、議員よりのご紹介をいただきました飲料水の確保のシステムのことだと思うんですけども、私どもの想定の中では、例えば大規模な災害、大規模な避難所の生活が長期化したときに、飲料水の確保が必要となってまいりますので、そういったケースにおいて、資機材として使用可能ではなかろうかと、かように考えております。

議員申されましたように、水は生命の源でございまして、防災を考えるときに非常に重要なことであると捉えておまして、今後、指定避難所等における防災備品等として研究をさせていただいたらなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういうような形で、金額的にも病院とか大学で使うときには何千万にもなってくるわけですが、今回は容易に動かせるというふうな、本当に人間の背丈ぐらいの大きさの規模であれば200万程度で、これをまた国の補助的な予算を活用することによって、2分の1補助を使っていくと、100万でそういうふうな水の確保ができると。

亀山市におきましては、津波というのは心配ないんですけど、昨日も申したように、やはり亀山市は海から離れていることによって海近辺の市町の方を受け入れるというような、後発支援的な考えも以前からお話は伺っております。

そういう中におきまして、常に水を確保しておくということも、なかなか経済的にも大変なことだと思います。このような形で口にできる水を生み出せるというのは、非常に大切なものだと私は思います。そういうようなことで、ちょっと研究、頑張ってくださいと思います。

以上で、まず大きな1番は終了いたします。

そして、次にインフラの関連の安全管理についてでございますが、順番で（1）から（4）にございますんですけど、今回1番の空洞化関係のところを一番最後にさせていただきたいと思います。

2番から始めさせていただきたいと思うんですけど、ごめんなさい、1番と2番は一緒にさせていただきますので、最後でゆっくりお話を聞かせていただきたいと思います。

3番の道路のインフラでありますと、地域の草木については地域で、先日もありました地域で行われる道路ふれあい月間とか、そういうもので地域の方が目の届くところでしっかりと亀山市の道路美化に貢献されて、そしてきれいにさせていただいております。

しかし、自治体と自治体をつなぐ間の幹線道路でございますが、こちらにつきましては非常にちょっと目が離れて、どこの管理でするもんだと。もちろん市のほうの依頼によって業者の方が手入れしていただいているとか、また市の担当の方が手入れしていただいているということもあると思うんですけど、そういうところにつきまして、今回お伺いしたいのは、この草木が、木が倒れたりとか、そして木の枝が道にはみ出してきたりとか、そういうようなことが多々皆さんも見受けられたことがあると思います。時によっては、見にくくなって事故を起こしてしまうという可能性もないとは言い切れない。

そういうことにつきまして、今回、現在の幹線道路についての除草や、倒木について年間どのような、金額も聞きたいんですけど、なかなか難しいかわかりませんが、どのような形で市としてかかわっておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市道の除草等でございますが、先ほど議員がおっしゃられました、集落と集落を結ぶ幹線道路や、交通量の多い市道の除草につきましては、6月から8月上旬にかけてまず1回目を、また9月下旬から11月上旬にかけて2回目を業者委託により実施しているところでございます。

また、倒木に関しましては、倒木があれば緊急時の対応や小規模工事などの業務を請け負ってお

ります単価契約業者に指示を行い、処理をすることになってございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

前々からお伺いしておるように、大体年2回というのが市としてのペースになっておると伺っております。それでできないところは、よく声もあるんですけど、気になる者が刈ればええやないかと言うんですけど、そういうところについて、やはり市としてなかなか目が行き届かない点につきましては、市民の方々のお力をかりることになってくると思うんですけど、今現在、行政的に市民の方に応援をできる補助的などところに関して、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現在、市民のご協力をいただいております除草等につきましては、1つ目は先ほど議員のお話もございましたが、道路ふれあい月間、7月から9月においてでございますが、その間で清掃活動を行っていただく自治会に対しまして、奨励金を出して事業を推進しているというものがございます。

2つ目には、市の草刈り活動支援事業でございます。この制度は、以前は市道の草刈り活動を行っていただく自治会が対象でございましたが、平成27年4月1日、昨年度からですが、亀山市市道草刈り支援事業実施要綱の一部を改定いたしまして、草刈り活動を行うことができる団体の要件を拡大することで、参加団体の増加を目指してございます。草刈りを実施していただきます活動団体に対しまして、草刈り面積に応じて報奨金を支給してございます。

両事業とも、道路の環境美化と愛護精神の高揚並びに活動の継続を図ることを目的といたしてございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

報奨金が出されていると。以前、私が把握しておったところでは、作業をする前の写真、そして作業を終わった後の写真、それらをもって実施したという証拠になって、現物支給ということで草刈り機の刃とか燃料を支給されていたとも聞いたんですけど、今回はいろいろな活動団体について、きちっとした定義のもとで報奨金も払っていくというような流れになっているということ把握させていただきました。

その中におきまして、私は住んでいるところが関町というところで、緑豊かなところでございまして、それもいいんですけど、やはり道路に対して大きな樹木から枝葉が出て、非常に車に被害が及びそうなどころもあるということで、何とかならんのかというふうなお話もよくいただくわけなんですけど、確かに簡単な手の届くところぐらいだったらいいんですけど、ちょっと手が届かないような高いところとか、そして中にはダンプカーのような大きな車で行くとあんどんが割れてしまったとか、そういうふうな話も聞き及ぶところではございますんですけど、そういうようななかなか市民同士で解決ができないところにつきましては、行政としてどのような対応をとられているのかお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

議員のお尋ねは、道路や歩道に樹木の枝や竹などが張り出していた場合ということだと思います。そういうことで、通行車両や歩行者の通行に支障を来している場合につきましては、市の対応のほうにつきましては、まず自治会等からの通報、あるいは道路パトロールによりそういった状況を発見した、道路の通行支障がある枝などにつきましては、まずその枝や草木等が市の所有地に生えているものなのか、あるいは個人の私有地に生えているものなのかということ調べた上で、市の所有地であれば市で枝打ちや伐採などを行うことで対応してございます。また、個人の私有地でございましたら、本年度も7月1日号の広報かめやまにも掲載させていただいておりますように、所有権がある土地の所有者の方に枝打ちや草刈り等を行っていただき、通行に支障がないように管理に努めてもらうことになってございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

いろいろ言いにくいことを伝えに行くということもあるとは思いますが、やはり民法上でも、民法の233条1項とか2項にも出ておりますように、それは地主といいますか所有者の責任であるということ、きちっと亀山市の行政からも認識していただくように伝えていただきたいと思います。

そうしたら、次の4番目の街路樹の管理についてでございますんですけど、確かにこの時期になりますと、街路樹も緑が生い茂っていたものがだんだん枯れて、道路に散乱して、非常に晴れた風の強い日というのは、枯れ葉がたくさん散らばってしまいます。

また、雨が降ったり雪が降ったりすると、その上に乗りますと、葉っぱの上が滑りやすくなって危険になったりということもございます。

また、街路樹自身が倒れるというか、根が腐ってくるとか、そういうようなことも考えられなくはないんですけど、亀山市といたしまして、街路樹の管理をどういうふうな形でやっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

街路樹の管理につきましては、街路樹管理業務として、みどり町、あるいはみずほ台などの住宅団地及び工業団地内を初めとする街路道路の高木、低木の剪定と、寄せ植えの刈り込みや除草作業を業者の委託により実施しているところでございます。

高木の剪定につきましては、樹木の種類や枝葉の繁茂状況などを判断いたしまして、路線によりましては毎年ということではなく、隔年で剪定を対応しているところもございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ある市の実施事項の中には、やはり葉っぱが余りたくさん落ちるといふようなことに支障が出てくるといふことで、その街路樹自身を針葉樹みたいな、余り葉っぱが出ないような、そういうのに植えかえているというところもあるようですが、確かに緑豊かな亀山市というふうな思いからいうと、ちょっと寂しいものもあるし、また住んでおられる市民の方からしてみれば、非常によく私もお話を聞くのは、うちの家、何ぼ掃いても家の中入ってくんねん、車庫の中も葉っぱでいっぱいなんやわとかいう苦情もいろいろ聞くんですけど、先ほど来、特殊車両とかそういうもので葉っぱの道路の掃除とかを心がけているとおっしゃっておいりましたので、その辺につきましても、今後サイクルがふえるもんなら頑張っていたきたいなと願うところでございます。

それでは、最後の道路の空洞化、そして陥没に対する橋梁も含めて老朽化の対策について入らせていただきます。

昨今、新聞やテレビ等の報道でご存じの方もたくさんお見えになると思いますが、先月11月8日に、福岡県のJR博多駅近くの道路におきまして大規模な道路陥没が発生したことは、まだ皆さんの記憶に新しいところだと思います。

また、この道路に関しましては、原因といたしましては、地下鉄の延伸工事を行っている最中に発生したもので、日ごろ我々がよく耳にするようなちょっとした陥没という、例えば水道水の地下の埋蔵物がちょっと漏れて、老朽化によって漏れたというふうな起因するような道路陥没とはちょっとわけが違うし、亀山市におきましても地下鉄のような大きなものとか、大きな地下を工事するというのは、まず地下鉄はありませんけど、大きな地下工事というのもほぼ余りないと思います。

そういう中におきましても、相次いで11月22日には名古屋市の中心部でもありました。そして、11月25日は愛知県の岡崎市の道路でも陥没が発生し、今週月曜日でございますが、12月5日、静岡県葵区の国道1号線の交差点の道路陥没とか、言い出したら切りがないほど陥没というのがいろいろ起こってきております。

こうしたこともあり、都市部といいますか、人がたくさん集うところの空洞化、見えないところの危険に対する市民の関心度はますます上がってくると、実際近隣の話でも聞き及ぶところでございます。

これは全国的に皆さん一緒だと思いますが、さて、ここにつきまして、今回の提言型というか、私ももうこれで3度目ぐらいではないかと思うんですけど、陥没に対する思いでお話しさせていただくんですけど、この福岡県の大きな事故、そして昨今の陥没事故について、亀山市として現在どのような思いをお持ちいただいているのか、お伺いいたします。

#### ○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

#### ○建設部長（松本昭一君登壇）

陥没に対する対応でございますが、まず議員も先ほどお話にございましたように、亀山市の市道の地中には、博多駅前などで起こっているような大規模な道路陥没の要因と見られる地下鉄、あるいは共同溝などの構造物はございませんので、大規模な道路陥没が起こることは少ないというふうな考えてございます。

亀山市につきましては、近年、路面下の埋設物の損傷による空洞が原因で道路が陥没したことによる事故は発生してございませんが、道路陥没の対策といたしましては、日常実施しております道

路パトロールなどで、舗装面が局部的に下がっている箇所を発見すれば、道路の陥没箇所を掘削するなどして原因の究明を行い、対応しているところでございます。

これからも道路パトロールなどで道路の変化をいち早く発見して、迅速な対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

以前からお伺いしていますように、道路の強度をはかるということで、点・線で亀山市の場合は実施して、その中で舗装部分の落ち込みが陥没につながるのではないかなめどをつけて、安全対策に心がけているとご答弁でございましたが、今や国や政府も、きのうの私の質疑の中でもお話しさせてもらうんですけど、やはり政府は3・11以降の東日本大震災を教訓として、さまざまな安全対策の予算をつけてきております。

その中におきましても、国土強靱化政策に力強い推進が今現在見受けられております。こういう国土強靱化政策のテーマの課題には非常に多岐にわたりますが、中でも重点政策としては、国土強靱化アクションプランの中で明確に取り上げておられます。

亀山市民の命と暮らしを守る上で、重要な意味を持つ緊急輸送道路や市内重要路線といったような交通、物流ネットワークの安全確保について、その中でも国土強靱化アクションプランの2015年、2016年にも盛り込まれておりますような交通ネットワークの強靱化の推進、とりわけ道路の下の空洞化調査の実施に向けて、特殊車両を有する専門業者の協力を得て、路面の空洞化調査については、以前よりも車両を使って調査を行っております。これはマイクロ波とかそういうようなもので、実際に科学的な形で調査、実際に破壊しなくても、非破壊検査と申しますか、空洞検査のサンプルの調査等もここで行ってきております。専門業者の提案に基づいて、三重県下でも桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、そして志摩市を初め県内の多くの自治体で実際に実施されてきております。

ここで、全国の中でも三重県をとってみましても、今現在、実際に三重県下でも、近隣の四日市で、ことしから緊急輸送道路を中心とした路面下の点検、これは空洞調査と橋梁、床版等の抜け落ちを予防する検査でございますんですけど、それを実際に四日市市はスタートをさせると聞き及んでおります。

また、鈴鹿市におきましても、調査の実施について検討を始めているように聞き及んでおります。

こうした調査の中に当たりましては、やはり当然予算の確保が重要な課題となってきております。こういうところにつきまして、亀山市といたしまして、こういうふうな事業を展開するというところにつきまして、予算の面につきましてどのような形でお考えがあるのか、安心・安全なまちづくりに対する予算的なものの考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

議員がお話をいただきました精密機械を使用した路面調査ということだと思いますが、亀山市が管理しております市道につきましては、約550キロの延長がございます。先ほどご答弁させてい

ただきましたように、亀山市の道路の陥没の現状を踏まえた上で、調査費用の課題もごございますことから、調査する路線につきましては、優先度を判断して選定する必要があるかと思いますし、先ほど議員お話ございましたように、特に災害時に備えた緊急輸送道路や防災拠点の連絡路を選定するなど、総合的に検討をしていく必要があるというふうに考えてございます。

引き続き市民の安全・安心の確保のため、路面空洞調査の調査方法につきましては、職員のスキルアップという面でも、そういったことを図りながら検証をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そうですね、550キロの路面全てというのはとてつもない時間と労力、そして金額がかかるのは当然のことでございます。やはり先ほど部長もおっしゃられたように、プライオリティーを明確にして、バス路線といったような重要路線、市役所の前とか警察署、消防署、病院を初めとする、災害には避難所となるであろう学校に通じる道路、これらに絞り込んで調査が必要だとも私も思います。

そういう中におきまして、昨日の西川議員の質疑の中でお答えになられた理事者側の答弁が、悪くなってきたら修理するパターンから、見つけたら修理するモグラたたきのようなのではなく、途中で大規模修繕を必要とする考え方があるというようなお話を感じまして、また近年債務負担行為の増加する中から、毎年契約していたものを3年の契約にすることによって、年度の単価を下げ、そして職員等の業務の簡素化を図り改善を実施させる等々のお話もあり、そういうふうな考え方も持ってきていただいているんだなあとお伺いしておったわけですが、実際のところ、亀山市としてこういう調査を実施すべきという点につきましては、やはり計画的なということで、一例といたしまして年間30キロ、実際には往復をしてみますと15キロなんですけど、年間でこれが600万ぐらいかかるというところではございますんですけど、防災安全交付金の制度を活用することによって、国費負担の55%を負担が上がっておりますので、年間でいうと大体270万円ぐらいの調査実施による。

こういう中で、市民の安心・安全を守っていけるというものでしたら、この270万を高いと見るか安いと見るかではございますんですけど、やはり亀山市民の命と暮らし、地域経済も含めて、交通・物流ネットワークの安全をも確保する取り組みを通じて安心できるまちづくり、まさに防災先進都市亀山市と言えるような、どこの市よりも先にアピールをしていただきたいと思いますが、こういう具体的な金額のところについてどう感じられたか、お話を最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど、議員のお話で年間二百数十万の予算をどうかということでございます。予算のこともございますけれども、国道だけではなくて、先ほど冒頭にありました除草、あるいは木の剪定等、いろんな面で予算が必要になってまいりますので、そういったものも含めまして、全体の維持修繕費

の中で、先ほど申しあげましたように、優先順位等も勘案しながらどういう方法が一番道路管理に適しているかというところを考えながら、今後検証してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、近隣でもそういうふうな実施されておる市もあるということで、さらなる研究を進めていただきたいということを申し添えて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村嘉孝君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時41分 休憩）

---

（午後 1時51分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問いたします。

創政クラブの豊田恵理です。

今回は、大きく3点質問させていただきます。

まず最初に、移住定住促進についてですが、移住定住促進については、それに関連しまして空き家の利活用、またシティプロモーションについてなど、これまでさまざまな質問、提案を重ねてまいりました。そういった中で、選ばれるまちになるには、どういう人に住んでほしいのか、ターゲットを絞ったり、行った事業に対してきちんと検証をすること、そして何より亀山市にお住まいの一人一人が参加することが大事というような話もさせていただきました。

現在策定中の新総合計画の中でも、戦略プロジェクトの中で上がっている子育て支援プロジェクトの中で、子育て世帯の移住定住促進についてがうたわれておりますが、この子育て世帯の移住定住促進について、この考え方についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市の子育て世帯の定住促進についてということで、考え方を述べさせていただきます。

本年2月に策定をいたしました亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び亀山市人口ビジョンにもお示しをしたとおり、本市は行政基盤の根本である人口を可能な限り維持していく、こういう方針を掲げているところでございます。この考え方のもとに、子育て世代の定住促進に取り組んでまいりますが、定住には多くの人々にとって本市が住みたい、住み続けたいまちであり続けること



が重要な視点だと考えております。

そのために、市の魅力を広く知ってもらえるようシティプロモーション活動を進めるもので、本定例会総務委員会資料として提出させていただきましたとおり、現在シティプロモーション戦略を策定しているところでございまして、このような視点が子育て定住促進の視点という形になっております。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

資料としてお配りさせていただいております。

どのような視点で子育て世帯の移住定住促進をしていくかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、子育て世代のどのような視点かということですが、私どもが掲げておるシティプロモーション戦略の中で、今議員からもございましたようにターゲットを絞って戦略を進めていくということを掲げておまして、その中で20代から40代の子育て世代、ここを一つのターゲットと絞って、またあと対象地域として近隣の自治体にアクセスしていくということが一つのシティプロモーションの戦略として考えておまして、こういった20代から40代の若者世代の子育て世代を亀山へ定着させるということが、本市の一つの方針だというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

メインターゲットを20代から40代の若者、子育て世代であり、またエリアに関しては近隣市であるというふうにお答えをいただきました。

それでは、なぜ20代から40代の子育て世代にしたのか、また近隣市なのかということについての視点についてお答えください。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、これまでの私どものシティプロモーションの戦略というのは、どちらかというと交流促進ということをして1つ目的としておまして、そこから少し一歩踏み出しまして、定住をしていただくことが大事だという視点に変わってまいりました。

その定住をしていただくためには、全ての世代に求めていくのではなくて、やはり20代から40代、子育て世代が定住していくことによって、まずまちに活気が出てくるのではないかとこの視点でございまして。

それと、近隣市町にターゲットを絞った要因でございまして、これにつきましては、職場へのア

クセスのよさ、これが居住地決定要因の上位にあるということでございまして、本市での在勤者の多い近隣市町をターゲットに絞ったというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

よくわかりました。

それでは、そういったターゲットの子育て世帯、そして近隣市町村の方々に対してどのような施策を行うのか、また行ったのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、総務委員会にお示しをしておりますシティプロモーション戦略、まだこれ骨子でございますが、今後、今申し上げました定住世代と近隣市町にメインターゲットを絞って設定していくということでございますもので、今後どのような取り組みをしていくかという点で、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、20代から40代ということになれば、やはり1つはシティプロモーションとして、まず専用のホームページを設定していきたいと思っておりますし、また市のキャッチコピー、例えば流山市ですと「母になるなら流山」という形で、亀山市においてもそういったキャッチコピーを考えまして、またロゴマークの設定もしていきたいというふうに考えております。

それと、居住候補地として選ばれるためには、やはり亀山市のよさを発信するということが重要でございまして、これにつきましては、例えば実際に転入してきた方の声を発信するとか、あと移住体験をする交流イベント、こういったものも開催していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

わかりました。これから行っていくということで、方針についてはお聞きをさせていただきました。

では、次に移りたいと思います。

2番、亀山市の流入・流出人口についてという点でお聞きをしたいと思います。

移住定住促進について、ターゲットを子育て世帯に絞り、そして亀山市の魅力を市外に発信をしていくことが大切というのは、私も今までも申し上げてまいりましたし、私もわかっております。しかし一方で、もともと亀山市にいる、亀山市に育っている、亀山市に住んでいる人が自分のまちに愛着と誇りを持ち、そして住み続けたいということが根本として大事であると思います。

そこで、亀山市の流入・流出人口についてお聞きをしたいと思います。

特に私がお聞きしたいのは、10代、20代、高校を卒業し就職、進学する、こういった世代です。もともと亀山市にお住まいのこういった世代の人たちが、実際は亀山市に住み続けているのかどうか、それについて今の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

国勢調査では、5歳刻みの把握となりますもので、住民基本台帳の数字でお答えをさせていただきたいと思います。

平成27年度の亀山市の移動状況といたしまして、日本人の動向として18歳から22歳、ここに絞って申し上げますと、まず昨年度の転入者は104人、一方転出者は146人ということで、42人の社会減が起きている状況でございます。

また、中でも主に大学への進学に相当する年齢となる18歳の転入者は10人で、転出者は25人ということで、15人の社会減が起こっておる状況でございます。

また、住民票の移動状況はこのような数値を示しておりますものの、大学進学時には住民票を移動しないというケースも考えられますことから、そうした年代の転出については、実際にはもう少し多くなっているものと推察できるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

確かに私も大学に行ったときに、自分の住民票は亀山市に置いたままという場合が多かったし、実際にやはり皆さん成人式のときとかのために住民票は置いたまま、そのまま引っ越しをする方というのは確かにすごく多いと思います。

でも、本当の意味でターゲットといたしますか、そういった人がどういう動きをしているかということは、結構知ること大事だとは思いますが、そういう精度を上げる方法というのはどうでしょうか。あるかないか、お聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今申しました年代の転入者をふやす考え方としては、やはり若い世代のU I Jターンを促進することが大変重要な視点だというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど、私の例で申し上げましたけれども、成人式のときに、例えば帰ってくるために住民票を置いておくとか、そういう方も結構多かったというふうに自分は記憶しておりますが、例えば選挙管理委員会なんかは投票率向上のために、成人式のときに選挙の投票をしましょうというようなP Rとかをされておりますけれども、例えば企画総務部のほうでも、若者にそういった亀山市に愛着を持ってもらうような訴えというのはやっつけいらっしゃるのかどうかお聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本年度から、選挙をする年齢が18歳以上になったということで、まさにそういった対象者が拡大されましたもので、私どもといたしましては、そういった成人式のときとか、選挙のときに、やはり若者定住の、例えばパンフレットを今作成しておりますもので、そういったものを一緒に袋の中へ入れさせていただくというようなことを現在考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

考えていただいているということでしたので、移住定住だけでなく、いつも私がよく使う言葉で、潜在住民という、亀山市には今住んでいないけれども、亀山市に愛着を持っているとか、子供のころ一時期住んでいたとか、配偶者が亀山市の人だったとか、亀山市に対して愛着を持っている人、これを数えていきますと、やはり5万人が6万になったり7万になったりする可能性も出てきますので、そういったことも踏まえて、特に亀山市で育った人なんかは特に亀山市で住みたいと思いつけるような、また進学、就職を他市でしたとしても、いつか戻ってこようと思えるような亀山市になるよう、そういう工夫をしていただきたいと思います。

続きまして、大きな2番目に移りたいと思います。

都市拠点強化についてです。

これも、総合計画にも大きく係ってくるんですけれども、JRの亀山駅周辺のにぎわい再生について、まずお聞きしたいと思います。

このテーマにつきましては、今までも立地適正化計画などで度々質問はさせていただいております。今回の立地適正化計画で、駅前周辺を居住誘導区域とする方向での素案が既に上がってきております。

今回、特にJRの亀山駅前についてこの計画がどのようなものか、どのような方向をもって現在どこまで動いているのか、こういったことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山市の玄関口でございます駅周辺のにぎわい再生につきましては、現在さまざまな取り組みが必要というふうに考えてございます。

ハード面といたしましては、駅正面の老朽化しております街区全体の更新のため、再開発事業が主なものになるというふうに考えてございます。これは、新たな建物に公共施設や店舗、事務所、マンション等が入ることで、駅周辺の人の流れや拠点性を生み出すものでございます。

また、あわせて朝晩の送り迎えの混雑解消のため、接続する道路や駅前広場の再整備が必要と考えてございます。

それから、駅周辺は空洞化や人口減少傾向にありますことから、細街路の拡幅等や都市基盤整備を進め、集合住宅やアパート、マンション等の民間投資を促進し、居住人口の増加を図ってまいりたいというふうに存じます。

さらにソフト面では、地域のご協力のもと、にぎわいの一部となります、例えば継続した鉄道イベントの開催や、鉄道遺産を生かした情報発信、また市のイメージづくり等、都市の再整備後の利活用も重要な視点と考えております。

そういった意味で、官民それぞれが適切な役割分担のもと、機能的に便利で人の流れがあり、活気ある駅前を、段階的になるかと存じますが、継続して再生に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今、さまざまな駅の再開発についてお話を伺ったんですけども、午前中にも服部議員が質問をなされて、その話についてはお聞きをしております。こういったさまざまなことなんですけれども、スケジュールとしてどのぐらいかかるのかといいますか、スパン的にどのように考えているのか、こういったことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

全体的には、まだしばらく月数がかかると思いますが、今年度行っております調査の中で、今の駅の正面の街区が一番熟度が高まってきてございます。そういったものをさらに熟度を高め、今後、次年度以降、事業化に向けた具体的な動きがとれるように進めてまいりたいというふうに考えてございます。年数的には、ちょっと現時点で具体的に何年でということは申し上げられる段階でございませんので、済みません、よろしく願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

具体的に大体でもいいので、もしわかればそのスパンは聞きたかったんですけども、例えばこの今のような状況かということが一番最初の質問でさせていただいたんですけど、今いろいろ駅前のほうでまちづくりをしている市民の方々と対話を進めているということですが、その後どういうふうな予定で動いていくのか、こういったことがもし具体的に、例えば次にはこういう段階に入って、次にはこういう段階に入るといのがきつとあるはずですので、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現時点では、駅前の第2工区と言われます駅前工区について、先ほど申し上げました一番熟度が上がってきてございます。ただ、そのこの街区を再開発事業を進めようといいたしますと、まずそこに住んでみえる方がどこかに仮住まいをしていただかないと、街区の整備ができません。そういった意味で、まず最初になりますのは、そういった方々が移転できるような箇所の選定、あるいはそれを進める上で必要な手続というような形になってこようかというふうに考えてございます。

ただ、具体的にはまだ明確にどこどこにといったところまで申し上げられるような段階ではございませんが、今現実としてはそんな状況で進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

そうしますと、大きなこれからの総合計画ということで今進んでいるはずなんですけれども、立地適正化計画もう既に素案ができております。そういった中で、例えばこの亀山駅前整備計画の中での大体の財源というのはどのぐらい考えてお考えなんでしょうか。財源というか費用ですね。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

費用に関する部分につきましても、現在、今先行しています2工区も含めていろんな検討を進めている段階ですが、まだ現時点でお示しできるレベルまでの精査ができておりませんので、現時点でちょっとお答えすることはできません。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それではちょっと、この立地適正化計画が計画として策定されていくことになっていくんですけども、この立地適正化計画自体が人口誘導、居住誘導をするためにさまざまな誘導施策がありますよね。それが、かなり強力な牽引力というのが必要だといわれておりますけれども、具体的に何によって人を誘導させようとしているのか、そういった考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

まず、立地適正化計画におきます居住用地域といたしまして、市が講ずる施策といたしまして、居住者の利便性の向上に関する施設の整備、アクセスをよくするなど道路整備、いわゆる細街路等の整備を含めた道路の整備、あるいは交通のアクセスの向上、それから市が独自に講ずるステップとして、まだこれはこれから具体的に検討しなきゃいけないことだと思いますが、区域内に住宅を立地する場合の支援的な措置、あるいは公共道路のサービスレベルの確保のための施策等が考えられるというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

なかなかちょっと質問がしにくいんですけども、ことしの産業建設委員会、3月定例会の中で図書館を駅前に移設するようなお話が出てきました。今回、私、教育民生委員会に11月から所属しています。こちらのほうでも12月の説明のほうで、この図書館の移設についてというのが出てきているんですけども、こちらは同じような考えで資料は提出されていると考えていいのかどう

か、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員のおっしゃられた資料の提出というところ。

今回の立地適正化計画の中では、誘導する都市施設の中に図書館も含めて、博物館、美術館等、文化施設は誘導の中に入れてございますが、まだ現時点で駅前に図書館をという具体的なものが決定した段階ではございません。あくまでそういったものが考えられるということで、立地適正化計画の素案の中には入れてある段階でございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

確かに、更新するということの欄に書いてございますよね。それでお聞きをさせていただいたんですけども、もう一点、さきに質問しました若者の移住定住促進、こちらについて、これは総合計画の中にもありますけれども、これと駅前の周辺にぎわい再生について、これはリンクするというふうに、ちゃんと対応するというふうに考えていいということによろしいですね。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

立地適正化計画につきましては、それぞれの計画と整合を図って進めていくというふうで考えてございますので、そういったふうなことも含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、次に移りたいと思います。

次の2番目の、都市機能と居住のつながりを生む交通ネットワークの強化についてお聞きをしたいと思います。

立地適正化計画では、コンパクトシティー・アンド・ネットワーク、つまりコンパクトシティー、さまざまところに拠点が今もございますけれども、そういったものと中心部を結ぶための公共交通網というのが重要になりますけれども、こちらについては進んでいるのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

公共交通計画につきましては、現計画と、それから現在策定中の次期新計画がございますので、現計画の進捗及び新計画の策定状況の進捗について答弁させていただきます。

まず現地域公共交通計画に基づく市コミュニティバス路線の再編の進捗でございますが、昨年10月に川崎方面の東部ルートの再編を、本年10月に昼生方面の南部ルートの再編をいたしたとこ

ろでございます。

現在は、市内西部地域を運行しております西部Aルートの新編に着手いたしております。

全体的には、バス路線の新編のおくれに伴い、計画全体の進捗がおくれておる状況でございますが、現地域公共交通計画は本年度末で終期を迎えますことから、今年度実施しましたバス利用者アンケート、まちづくり協議会を通じた意見聴取、バス事業者等とのヒアリングの調査結果を踏まえながら、現地域公共交通計画の検証を行い、新たな計画の策定を進めているところでございます。

新たな地域公共交通計画の策定につきましては、地域公共交通の本来の目的、役割を明確にいたしまして、行政、民間を問わず鉄道、バス、タクシーなど多様な輸送サービスの連携によりまして、利用者にとって合理的で利用しやすい移動手段の確保が図れるよう、市内全域での総合的な公共交通ネットワークの構築に重点を置きまして取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

これからということで、答弁いただきました。

続きまして、大きな3つ目に移りたいと思います。

亀山市庁舎の現状と今後についてということで、お聞きをしたいと思います。

東日本大震災や広島の土砂災害、熊本災害とさまざまな自然災害が近年頻繁に起こっておりますが、そういった非常時の市庁舎の重要性というのは、既に皆さんも感じていらっしゃると思いますし、質問の中でもたくさん出てきてございます。

そこで今回、亀山市庁舎についてお聞きをしていきたいと思います。

亀山市庁舎については、現在も足場で囲まれておまして補修が行われておりますけれども、老朽化が随分進んでいます。また、この庁舎は増築もされており、複雑な構造をしておりますが、この亀山市庁舎というのはいつ建てられ、現在はどうのような状態なのか、庁舎の現状をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市の本庁舎は、南棟を昭和33年に新築後、昭和46年に東側に増築をし、さらに北棟を昭和54年に、西庁舎を昭和42年にそれぞれ建築しており、延べ床面積は合計で約5,400平米の鉄筋コンクリートづくり3階建てでございます。古いものでは、建築から既に59年が経過をいたしておるところでございます。

なお、敷地面積は約7,500平米あり、来客用駐車場といたしまして本庁前に45台、ほかに旧亀山幼稚園跡に44台を確保いたしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

南庁舎が一番古いんですかね、昭和33年に建設をされたということです。以前、上田部長から



亀山市役所は上田部長と同一年だと聞いておりますけれども、恐らくとても愛着がある建物だと思います。私自身とても愛着があるんですけども、しかしこの庁舎もいずれは建てかえが必要になってくると思います。

そこで、庁舎をもし建てるならという視点でお聞きをしていきたいと思います。

亀山市庁舎をもし建てていくとするならば、予算的にどのぐらいが必要なのか、場所や時期で随分金額は変わるとは思いますけれども、大体このぐらいというのは、予想で結構ですので教えていただきたいと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

#### ○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、庁舎の検討は平成19年度に一度されておりますので、その資料をもとに少しご説明をさせていただきますというふうに思います。

新庁舎に係る事業費でございますが、現時点では新庁舎の建設規模や建設時期、建設場所が未定であることから、具体的な事業費について申し上げることはできませんが、平成19年度に策定した亀山市新庁舎建設基本構想において、本体工事費については庁舎の想定面積1万平米を前提とした上で、他市の建築単価の平均から本体工事費を平米当たり35万円と見込み、想定面積1万平米に乗じて35億円と想定し、その他設計監理費なども含めて総額40億円程度の費用を要すると見込んだところでございます。

しかしながら、近年人件費や建築資材が高騰していることから、建築単価も高騰しており、現在1平米当たりの建築単価を約45万円と見込んでおります。庁舎の想定面積を同じ1万平米といたしますと、本体工事費が約45億円必要と想定され、その他設計監理費や測量、地質調査などを考慮すると、総額約50億円程度が必要になると推測いたします。

なお、市内に分散している行政機能の統合や用地買収を含めると、さらに費用はふえると推測をいたしておるところでございます。

また、近年に庁舎を建設予定の市町の状況を見ますと、建築費用として伊賀市は約65億円、甲賀市は約70億円、いなべ市は約90億円の費用を見込んでおるところでございます。

#### ○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

#### ○7番（豊田恵理君登壇）

随分高額になっています。確かに、今、本当に人件費が上がっておりますし、物価というか材料もすごく上がっておりますし、また多分これから少子・高齢化もありますので、恐らく本当にどんどん上がっていくのかなあという気がしますが、市庁舎を建てかえるために、今庁舎建設基金が亀山市は大体10億円ぐらいあるはずですが、しかし、今のお金を聞いていても、以前は40億円、だけど今だと50億円、それに用地買収やいろいろ統廃合とかを考えていくと、かなりの費用がかかるということがわかりました。

この到底足りない場合なんですけれども、その場合、ほかに使えそうな何か補助金なり交付金なり、そういったものがあるのかないのか、利用できるものというのはあるのかないのかについて、

お聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

庁舎建設工事に係る国及び県の補助金はないところでございます。

なお、本庁舎建設については、後年度の財政負担を減らすため、議員おっしゃったように平成19年度から庁舎建設基金を毎年積み立てており、基金残高については平成27年度末で10億円となっておりますところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

そうしますと、もし建てかえりとなった場合に、今そういう補助金というものが全くないというふうなお話でしたが、もし建てるとなった場合、金銭面ではどのように工面が可能なのか、工面するとしたらどういう方法があるのかについてお答えください。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

基金以外にということですので、一般単独債、起債を借りることになるだろうというふうに思っています。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

起債しかないということで、そうしますと、市役所をもし建てるとなると最低でも50億ですけど、10億円の基金があって、それ以外のものは起債というふうな形と考えていくような形ですね、わかりました。

それでは、最後に市長に2点だけお聞きをしたいと思います。

まず、亀山市庁舎自体ですけど、この役割についてどうお考えかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

市役所は、まさに本市の行政の中核の機能でございます。これは議会も含めてさまざまな中枢機能を持っており、議決機関もそこに存在をしておることとありますが、大きく考えますと4つの機能があるんだろうと思っております。

まず1つ目は、市役所には戸籍に関する届け出や証明書の発行、自治会活動の支援などの窓口相談機能としての役割があります。市民サービスの提供としての機能。

2つ目に、各室の業務を効率的かつ円滑に行うための執務空間でもございますので、行政執務機

能としての役割があろうかと思えます。

3つ目に、市役所は、台風とか地震の発生時には災害対策本部が設置される場所でございますので、救助や復旧に向けた指示、情報収集、伝達等の中心的な防災拠点機能、危機管理機能の中核がここにあるというふうに思っております。

4つ目には、市の政策決定及び事務の執行に関しまして、監視及び評価等、まさに議会活動の議決機関としての機能をあわせ持つておるというふうに、大きく分けるとこの4点が大事な機能ではないかというふうに認識をいたしております。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今、4つわかりやすくお答えいただきました。

本当に、市庁舎の中でまちづくりとか、まちのことが全て決まっていく、決められていく、まちづくりの拠点だと思います。

そして、もう一点、先ほども防災という意味で命と市民の財産、こういったものを守っていく、これが市庁舎の役目である。そのぐらい大事なところであると思うんですが、その市役所の建てかえ、今凍結をされたままで8年間ずっとこの方針を変えることがなかったんですけども、私だけでなく多くの議員さんが、今までもこれで本当に大丈夫かという声、何度も上がっています。その中で、市長はこのままで大丈夫とお考えなのかどうかをお答えください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この今年の6月の定例議会におきまして、森議員さんのご質問にもお答えをさせていただきました。その中で、ちょうどさっきの熊本地震の発生につきましては、これは私どもだけではなくて全国の自治体関係者、並びにいわゆる国や研究機関、従来の知見を超える震度7が2つの連続を、ああいう甚大な被害を及ぼすということについては、大きな衝撃を受けたところであります。

その中で、私どもとしては、従来の庁舎の建設の凍結を堅持するという方針を持ってまいったところでありまして、いま一度防災拠点としての庁舎のあり方につきまして、再度調査・検証する必要があるという考え方をお示しさせていただいて、内部でその考え方に基きまして整理を進めてまいったところでございます。

今日までその整理をしながら、そしてもう一方で総合計画の審議会、総合計画を今策定をいたしておりますので、その審議、協議も含めまして、現在整理を行っておるという段階でございます。

いずれにいたしましても、9月議会にもこのご質問を、尾崎議員でありましたか、数名の議員さんからも頂戴をされましたけれども、現時点での認識としては、防災機能、センター機能をいかに加えていく必要がどの時点であるのかということも含めまして、場所の問題とか、財源の問題とかさまたまあろうかと思えますが、そういうことにつきまして、今庁内で整理をしてきておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

いろいろ質問をさせていただきました。

私が今までもやってきた質問の中で、特に気になるところばかりをさせていただいたわけですが、やはりこういったすごく厳しい状況の中で、財源が限られている中で財源をいかに確保していくか、それから実際に現実をきちんと見て、そして今までの検証をして、市民の皆さんの理解ももちろん得られながら、周知にも力を入れていただきながら、市が一丸となって魅力ある市、選ばれる亀山市というのをきちんと持って、進んでいっていただきたいなと思っております。

私からの質問は以上になります。今までお世話になりました。ありがとうございます。

○議長（中村嘉孝君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時34分 休憩）

---

（午後 2時44分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1つ目です。

市長マニフェストの検証を市役所で行うことの是非についてであります。

10月21日に、我々議会と市長を初めとする執行部の全員協議会が開催されました。その中で、市長のマニフェストレポート、こういうものが提出されたんですけども、このレポートの提出について、多くの議員から質問であったり意見が飛び出しました。議論のポイントになったのは、マニフェストというのは選挙に出る一候補者が作成したものであるにもかかわらず、その検証、達成率というのを市役所の職員さんを使って公費を使って検証することが、果たしていいのか悪いのかというところであったと思っております。

私は全員協議会のその場で、資料、これを市役所で作る根拠であったり、そもそもかかった経費、そういったものについて資料を要求しまして、提出をしてもらいました。このマニフェストレポートは、そもそも市の後期基本計画のもとになる、沿う内容であることとか、市政の推進と一体的であるという理由でレポートが市役所の中でつくられたということが書かれていましたが、やはりちょっと疑問に思ったことが多かったので、この質問を通して明らかにしていきたいと、質問を展開していきたいと思っております。

まず1つ目なんですけど、このマニフェストレポート、今後どのように使用、配付していくのか。

まず使用について、このマニフェストレポート、何を目的につくられたものなんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

企画総務部長名で全協に資料を出させていただきましたもので、私のほうからお答えをさせていただきます。

マニフェストレポートにつきましては、市長が2期目の就任に先立ち取りまとめられたマニフェストの実施状況をあらわすものでございますが、このマニフェストの内容は、現在市が進めております第1次総合計画後期基本計画策定の後に掲げられたものでありますことから、その大部分は一致しているものでございます。

そのため、市民にも身近なマニフェストに沿った形で後期基本計画の進捗状況をお示しすることは、市民にもわかりやすい示し方になるものと考えているところでございます。

そうしたことから、市政の推進状況を市民にわかりやすく示す手法の一つとして作成をいたしましたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

全員協議会のときに要求した資料とほぼ一致した内容のご答弁をいただきました。

それでは、このレポートを使って後期基本計画の進捗なんかを市民にわかりやすく説明したというような手法だったというような答弁なんですけれども、果たしてこのマニフェストレポートがないと市長の成果というのは検証できなかったんでしょうか。私たちは、予算の決算議会のときに、各事業の成果報告であったりとか、市民向けには、これ櫻井議員から借りたんですけれども、わかりやすい決算書ですね、通信簿なんかも提出されていて、市民に市の政策の進捗を示すであるとか、進みぐあいを議会に示すというものはほかにも手法があると。だったら、なぜこのマニフェストレポートというのはないといけなかったんでしょうか、お答えください。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに議員おっしゃるように、現在取り組んでおります第1次総合計画後期基本計画につきましては、市として毎年度その進捗状況については検証いたしておるところでございます。

一方で、マニフェストに照らした形でその成果を示すということは、市の計画とは違ったスタイルで、よりわかりやすくお示しをするといった意義もあるものと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

よりわかりやすい成果の示し方であるという答弁が変わらず返ってくるというところですね。

それでは、質問で上げています今後どのように使用、配付していくのかというところの配付のほうなんですけど、これについてはどのように配付、市民に向けて露出させていくんでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

公表方法でございますが、現在市がホームページでも公開をしておりますため、今後広く配付などを行うことは考えていないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そうですね、ホームページについても見させていただきました。これについても、また後で細かく詰めていきたいんですが、もうホームページには掲載されています。それ以上の、私たちに配られたみたいな紙媒体による配付はないと。恐らくこれ以上経費をかけることはありませんよという伏線なのかなとも思うんですけども、逆に紙で配付するよりもホームページのほうがすごく露出が高い。しかも、場合によっては市外の方も見えるようなものになると思うんですけども、それだけ配付、頒布させることというのを目的としてホームページに掲載をされているんでしょうか、お答えください。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回のマニフェストレポートの公表については、基本的にはホームページで、議員おっしゃられたように印刷代をかけずにお示しすることが基本というふうに考えております。

今回、全員協議会でお示しをさせていただきましたのは、議員にお示しをする場が全員協議会でございますもので、印刷をさせてお配りをさせていただいたということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市役所で作るべきものであるのに、載せるのはウェブだけと。経費をかけないようにすると、何だか少し矛盾をしたような答弁にも聞こえるんですが、私のほうも先ほどとちょっと逆のことを申し上げると、一方で、これウェブで見られるというふうに申し上げたんですけど、このマニフェストレポートを見るためには、亀山市役所のホームページに行きます。そして、市長室へようこそという市長の写真が載っているオレンジ色のバナーをクリックします。それから下にスクロールをして、まずマニフェストの検証よりもマニフェスト自身のほうが上に載っているんです。そうやもんで、ずうっと下にクリックをして、並んだ文章の一番上を選択して、やっとこのマニフェストレポートを見られるんですけど、これで広く市民に周知をするという準備になるんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、今議員がご説明していただいた内容でないところまでたどり着きませんが、今おっしゃられたように、まず市のホームページから市長室を見ていただくと、そこでマニフェストという項目がございますもので、そこをリンクしていけばたどり着くということでございますもので、これについてはこういった方法で周知ができるものというふうに認識をしております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私ができないんじゃないかというような方法が、周知ができるんじゃないかとおっしゃられる答弁なので、これは見解の相違になるのかなと思うんですけども、それでは2つ目の項目です。

市役所で作成した理由及び根拠についてお伺いをしたいと思います。

それでは、そもそもこの検証元となるマニフェストというのは、作成したのほなたが作成したものになるのでしょうか。それから、もし作成した方が違うのであれば、検証と作成がずれているということに関してどのような認識でやられているのかについて、お伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、マニフェストを作成いたしましたのは、櫻井市長が2期目の就任に先立ち、市長が取りまとめられたものでございます。

それと、検証に当たりますには、全員協議会の資料でもお配りをさせていただきましたように、各部局の中で検証をいたしまして、最終それを市長が確認をするという作業で最終お示しをさせていただいておりますもので、作成者と検証者というのは基本的に一致しておるというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それではもう一つ、マニフェストレポートを市で作成した根拠、全員協議会での提出要請の中からはなんですけども、市長の4年間の取り組み結果をマニフェストに照らした形でわかりやすく示すことができますと。また、市民にとっても関心が高いことから、マニフェストレポートという形の説明資料としてと書かれているんですが、先ほどの答弁でも市民の関心が高いということもありましたし、この全員協議会の資料にも市民の関心が高いということが書かれているんですけども、私たちも選挙を経てここの場所に立っているんですけども、余り多くは語れないんですけども、政策を見て議員、あるいは首長、市長を選ぶというのは、なかなかまだまだ難しい時代になっているのかなという所感があるんですけども、ここでこれだけ自信を持って市民にとっても関心が高いというふうに書かれる根拠、これはどういったところから算出されているのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

近年、マニフェストにつきましては一般的に掲げられるようになってきておりますことから、市長の4年前に掲げた内容に対する成果ということについて検証するというものでございますので、そういった意味で関心が高いのではないかとというふうにご答弁を申し上げます。

それと、マニフェスト、政策を掲げて選挙をする、なかなかその政策にまで興味が行かないのではないかとという指摘ではございますが、市長選挙につきましては大きな政策論争もたくさんござ

いますし、そういった意味合いからしますと、市民の方にとりましては市長の政策というのは非常に関心の高いものであると、そのように認識をしております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

すると、先ほどの答弁によると、何か客観的な事実とかアンケート、そういったデータ収集ではなくて、市役所の部署のほうで関心が高いのではないかとご判断いただいたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに、私が今ご答弁申し上げましたのは、アンケートに基づいたことでありますとか、確認をしたことではございませんが、私がそのような形で感じたところを申し上げたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、本題といいますか、大きな2つの項目のうちの3つ目、これは櫻井市長にお伺いしたいんですけども、全員協議会の中でも何人かの議員から、これは後援会で作成すべきものではないかというような意見がありましたが、これについて改めて市長はどういった考えなのか、お答えいただければと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずその前に、やはりマニフェストに関する基本的な考え方を申し上げなくてはならんのかなというふうに今感じましたので、少しお時間いただきたいと思いますが、ちょうど21世紀に入りました2003年の統一地方選挙のあたりであったかというふうに思います。私も県議会議員の3期目あたりの地方選の時期であったと思いますけれども、やはり国の政党ももちろんであります、地方分権が進んでいきます中で、それぞれの候補者が、首長も議会議員も、やはり政策を軸にそれを具現化していくことが大変重要であろうということで、マニフェストという政策大集というようなものが始めてまいりました。

それは、この十数年の間に一定の市民権を得てきたものというふうに考えておりますし、それは今、くしくも議員が申されましたが、なかなか首長、議員が市民の皆様から政策で判断をしていただくことが難しい時代であると、そういう現状だということを示されましたけれども、本来それであってはならんというふうに思っておるところであります。民意が、いわゆる選挙というプロセスを通じて、行政の政策や事業へしっかり落とし込んでいくプロセスをきっちり高めていくという、そういう背景のもとに、このマニフェスト型の選挙がこの十数年定着をしてきたというふうに認識をいたしておるところであります。



これは政策を行政計画へ落とし込んでいくプロセスでもありますことから、当然民主主義が成熟していくための大きなツールの一つであろうというふうな認識を、基本的に持たせていただいております。

そういうことの中で、その経過、プロセスをオープンにしていこうということも含めて、最初の1期目の4年間、そして今回も2期目の4年間のお約束をさせていただいた公約が、どのように行政の事業として進捗してきたかをお示しさせていただいておりますというふうにご理解いただきたいと思います。

その上で、後援会で作成すべきとの意見があったけど、市長はどう考えておるかということですが、今申し上げたような背景のもとに、市政の施策の推進状況を市民の皆様にはわかりやすく示す方法として、あるいはその公約がどのように具現化してきたかをお示するという意味で、取りまとめてきたものでございます。

そうしたことから、今回作成しましたマニフェストレポートにつきましても、1期目の4年前の前回同様、市として制作をしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もう一点、新たに市長にもお伺いしたいんですけれども、後援会で作成すべきという意見については、そうではないというふうに考えているんだということをはっきりおっしゃっていただきたいのと、あともう一点、このマニフェストレポートというのは、例えば櫻井市長ではなくても、ほかの市長がマニフェストを出して当選しました。それで、市政運営を進めていきますよという場合に、ほかの市長であってもこれはつくるべきものなんだと考えられているのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず1点目は、先ほど申し上げましたように、後援会でつくるということではなくて、市として作成をするということでもあります。

それから2点目の、櫻井市長でなくても、今後マニフェストレポートというものをつくるべきと考えるかというご趣旨でございましたが、先ほど申し上げた地方分権が進んでいく中で、特に首長、議会の議員の皆さんのマニフェストもあろうかと思いますが、それがいかに選挙のときの公約が具現化していくかということが大変重要であります。そのときだけやなくて、それが検証できるということが、やはり民主主義の成熟のために必要でございますので、これは私自身は誰であっても、このいわゆるマニフェストという言葉がいいのかどうかわかりませんが、政策、公約全体を具現化していくそのプロセスを明らかにするという意味では、私はそういうことが望ましいという立場でございます。

当然、全国の首長、議会議員の皆様の中にはさまざまな考え方があろうかと思いますが、またそれぞれの立場によっては、それぞれの判断もあろうかというふうに思っておりますが、私といたしましては、地方分権を進めていく上で、やっぱり政策というのは基本で、それは市民の皆さま

んと有権者との約束を形にしていくためにも、行政計画へしっかり落とし込んでいくということが大変重要であるというふうに思っておりますので、そのような立場をとらせていただきますし、そういうことが広がっていくことは地方分権の進展につながるものというふうに確信をいたしております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それだけマニフェストが行政計画に落とし込まれているのであれば、なおさらマニフェストレポートをつくる必要ってどうなのかなと思うところでもあるんですが、次の4つ目の項目ですね、作成の際、庁内で議論にならなかったのか。

これは、市長ではなくて、むしろ部署のほうに伺いたいんですけども、これだけ全員協議会に出して議会の反応があったような、どっちなんだと。これは、問題の議論のポイントというのは、候補者が出してくる公約、選挙上のものであるのか、計画のもとになる市政運営上の政治的なものであるのかという見解の違いが、多分こういう議論を呼んでいる形になるのかなと思うんですけども、ただ、議論を巻き起こすだけの材料ではあると、今認識はしておるんですけども、これ作成されるときに庁内では議論にはならなかったんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、マニフェストレポートを作成することにつきましては、櫻井市長1期目の任期中に、平成23年2月に中間報告、平成24年10月に最終報告を行い、今回3回目の報告ということになっております。それと、その内容につきましては、今議員おっしゃられたように、公約なのか計画のものなのかというところがございますが、今回第1次総合計画の後期基本計画の進捗状況をもとにしていることや、市政推進の状況を市民にわかりやすく示す手法の一つであるという考え方から、マニフェストレポートの作成に関しては、特に庁内で議論をしているところはございませんでした。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

1期目のときも、中間報告と最終報告で出しておったもので、3回目は出せるんじゃないかと。多分、今後ろに座っていらっしゃる議会の皆さん、ほとんど見てもらっているもんやと思いますけど、1回見たやんかというような話をされているんじゃないかなと思うんですけども、議会というのはやっぱり1回通したものであっても、いつでもおかしいなとか、疑問であるというものに対しては問題提起をしていくべきやと思いますし、そういった答弁を私に、私そのとき議会にはいなかったんで、初めて見させていただいたんですけども、私に対しては、4年前に作成して問題がなかったというようなことをご答弁いただいても全く意味がないと思うんですけども。

ちなみに、そういった4年前に作成して問題がなかったというものは、そのまま議論をせずにほかのものに対しても進んでいってしまうものなんではないでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、私後段で申し上げましたように、議員が公約と計画のもとということの区分けをおっしゃられましたが、当然計画のもとという考え方の中で、後期基本計画の進捗状況をもとにしていることや、その市政推進の状況を市民にわかりやすく示す手法の一つ、こういう考え方のもとに進めさせていただきましたもので、特に議論はなかったというご答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

わかりました。

それでは、このマニフェストレポートというものがどういうものであるのかについては、私と執行部の考え方というのは、ずうっと平行線になるのかなと思いつつ、2つ目の大きな内容に移っていきたいと思います。

この検証内容のほうについてなんですけれども、まず、そもそもほかの自治体でも実はマニフェストの検証をされているという、形はいろいろなんですけれども、検証されているということがあるんですけれども、ちょっとどことは余り言いにくいんですが、そもそもマニフェストで上げられていた項目と、検証された項目が違う、ある意味それはちょっと詐称なんじゃないかというような議論になった例があったんですけれども、このレポートとよとのマニフェストの項目というのは一致はしているんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これにつきましては、検証する段階で項目を確認しております。全てマニフェストと一致しているものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

当たり前の話なんですけど、私も確認をさせていただいて、項目は一致をしておりました。

それでは、このマニフェストのもとなんですけれども、文がいろいろ書かれていまして、例えば公の形、行政情報の見える化とか、行財政改革推進本部の新設、わかりやすい予算書「亀山家（市）の家計簿」などを作成しますとか、一文がそれぞれ書いてあるんですけれども、検証の中身には、取り組み結果、取り組み内容、関連事業費、担当部、担当室という4つの項目が上げられていて、そもそもマニフェストというのは、ざっと私がつかんでいるところでは、必要な予算であるとか、期限を決めながらというところなんですけれども、櫻井市長が2期目に向けて出されたマニフェストは、その予算であるとか期日のところはありませんでした。

それがマニフェストとして体をなしているのかということは置いておいて、検証のほうに関連事業費という項目を上げてきているんですけれども、この関連事業費の数字だけが並んでいるという

内容なんです、数字を示すことによって市民に対して何がわかりやすいのかなあというふうを考えられたんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

関連事業費の中でその金額をお示しさせていただきましたことは、マニフェストの実現のために必要であった経費を、一見して金額の程度でわかるようにお示しをしたもので、評価としては取り組み結果で示しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ということは、事業費というよりも、この取り組み結果の数字のほうが大事だったということですよ。

逆に、関連事業費がないものが中にあったりするんですけども、例えば家族の時間づくりに関する施策ですとか、文化大使に関する施策ですとか、経費がゼロというか、斜線でぴっと引っ張ってあるだけのところもあるんですけども、この事業費がかかっていないということは、本当に経費はかかっていないんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

関連事業費につきましては、記載のない項目がございます。先ほど議員がおっしゃられた項目もそれに当たりますが、これにつきましては職員の人件費でありますとか、事業費だけで対応しているものなど、直接的な事業費がかかっていないものについては空欄とさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この大きなテーマ、最後の質問をさせていただきたいと思います。

これは市長に質問させていただきたいんですけども、議会のほうからも声があったように、この質問を展開する上で、ほとんど山本部長にご答弁をいただきました。これ、どなたの選挙公約であったのかなと思うんですね。つまり、ご自分でつくられたものに対する質問であるのに、ほとんど答弁に立たれない。そのことについて思いというのはないんでしょうか。そのことが一番気になるので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど8年前、まさに当時青年会議所の皆さんが、いわゆるマニフェスト型の選挙をやっぱり定着させるべきだということで、当時、私自身もそうですし、2人の候補者が文化会館の大ホール

で討論会を運営していただいたことを記憶しております。また、その後の検証のさまざまな作業というのは当然あるかと思いますが、幸いにして私は当選をさせていただいて、議会の皆さんと18年議会議員を経験してきましたので、あるいは議会改革や二元代表の立場からも、本当によくお叱りを頂戴したのは、いわゆるマニフェストが全てではない。議会を通じて、あるいは行政の中へプロセスの中で落とし込んでいくことを重視すべしというご意見を当時の議会の皆さんから頂戴をいたしてまいりました。

そういう思いを受けて、一緒に、いわゆる民主主義のプロセスとして、マニフェストはマニフェストとしてお約束をしたものが、いかに議会との議論、あるいは行政計画の中へ落ちていくのかという、そここのところを自分なりに模索をし、今日まで進めてきたところでありまして、先ほど議員が、本当に当時の状況は確かにご理解いただけない立場であろうかと思いますが、マニフェストがどういう意味を持つのか、市長みずからがどういう思いでやってきたのかということにつきまして、みずからの思いを率直に申し上げてまいりましたし、当時からの積み上げの過程で、議会の皆様、期数の若い皆さんにはなかなか当時のあの状況というのはご理解いただけないかわかりませんが、そういう中で積み上げてきた経過があるということをご理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても、地方分権を進めていく、そのときの民主政治の質を高めていく、このことは大変重要であるという認識のもとに考えておるところでございますので、そこは私自身の率直な思いでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

もう一度ご質問したいんですけれども、ご自分でつくられたものに対してなぜご自分でご答弁に立たれないんですかというような質問なんですけれども、そのことについてはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然さまざまな実務的な通告の制度がございますので、通告をいただいたり、さまざまな聞き取りや、さまざまな積み上げの中にこの本会議のご質問が存在しておるといふふうに考えておるところであります。

そういう上で、それをご存じの上で申しておられるのかわかりませんが、当然私自身の考え方を問われれば、その実務レベルとは違う立場から申し上げるということで、そこは議会と執行部との、これもまた一定のプロセス、信頼関係であろうというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ちょっと聞き取りと内容が違うやないかというようなこともご指摘いただいたかもしれないんですけれども、一般質問というのは市政一般に関するどんなことも質問ができるのかなという認識の上で、今、時期も時期でありますし、伺いたいことを率直に質問させていただきました。

では、次の大きなテーマのほうに移らせていただきたいと思います。

LGBTと男女共同参画についてであります。

数カ月ほど前に、一般社団法人ELLYという団体の代表の方のお話を伺うきっかけがありました。三重県を中心にLGBTについての後援会であるとか、環境整備のコンサルティングをやっていますよという団体なんですけれども、済みません、スライドをお願いします。

そもそもLGBTというのは何ですかというような話なんです、この一般社団法人ELLYの定義でいくと、L、レズビアン、G、ゲイ、B、バイセクシュアル、T、トランスジェンダーの頭文字を取ってつくられた総称語であります。セクシャルマイノリティー、性的少数者とも言われるんですけれども、このLGBTという言葉でくくれないほど多様な性のあり方が存在するという定義です。

LGBTが、ここがポイントなんちゃうかなと思うんですけれども、性自認が女性として女性が恋愛対象であるのがレズビアン、性自認が男性として男性が恋愛対象なのがゲイ、同性も異性も恋愛対象であるのがバイセクシュアル、心の性と体の性に不一致を感じる人がトランスジェンダーであるというような定義づけになっています。これは、私が話を聞いたこの団体のホームページから抜粋してきました。

こういった方々、割合がすごい私もびっくりしまして、電通総研が2015年に成人男女7万人を対象に調べたところ、13人に1人がこういったLGBTに該当するんだと。この数字は、左ききの人であるとか、血液型がAB型の人であるというような人たちと割合がほぼ一緒であるということで、各地方自治体としてはこういった方々の需要というのを考えた政治、そういった地方運営というのを考え出しているような状況になります。

まず、このLGBTに対する市の考え方についてお伺いしたいんですけれども、まず市長にお伺いしたいんですが、こういったLGBTと言われる方々、こういった方々の受容、もしかしたら重要じゃないよという考え方かもしれないんですけれども、こういった考え方で接する、あるいは亀山市として対応するんだというような考え方をお伺いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

LGBTなど性的マイノリティー、少数者に関しては、近年関心が高まっている人権課題の一つであるというふうに理解をいたしております。

ちょうど平成25年の6月に本市としまして制定いたしました、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例におきましては、まさに一人一人の個性とか立場を互いが認め合う、その多様性を認め合って、みずからの責任を果たすとともに、思いやりを持ってともに支え合いながら協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいこうと、これがまさに条例の本市としての基本理念のところでございます。

このLGBTなど性的マイノリティーにつきましても、さまざまな人権課題の一つとして、市民一人一人が個性や多様性を認め合って、人権が尊重される亀山市でありますよう、他の人権課題とともに本市としては取り組みを進めてまいりたいというふうに現時点では考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

とりあえず、市長に取り組みを進めていきたいというようなご答弁をいただけたので安心をいたしました。

それでは、市長は非常に深いご理解をいただいているんですけども、市長だけではなくて市役所の職員さんに対して、こういったLGBTへの理解を深める研修であるとか、そういったことは何か行われているのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

LGBTに対しましては、近年社会的な関心が高まっておるといところでございますけれども、まずはやはり市民一人一人が認識をするということが重要である中で、まだまだそこまでは至っていないところだというふうに認識をしております。そういう中で、まずは人権課題の一つとして啓発を進めることが非常に重要だというふうに考えております。

平成28年、本年2月でございますけれども、市民を対象といたしましたLGBT講演会を青少年研修センターで開催いたしましたところ、約80名ほどの参加がございました。この講演会には、市職員や学校職員も含めて研修として参加をしております、誰もが性別や性的嗜好にかかわらず尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、認識を深めたところでございます。

また、平成28年6月に発行いたしました亀山市男女共同参画情報誌ケロロにおいても、LGBTに関する記事を掲載いたしまして、その啓発を図ったところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今、局長のほうから、徐々に理解を深めるような活動を、市のほうでも取り組みをやっているんだというようなご答弁をいただきました。

それでは、2つ目なんですけれども、これは同性パートナーシップ証明書など今後の市の対応についてというところなんです、これは全国でもまだ5市、5例なんです。東京渋谷区、世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、沖縄県那覇市で、特に一番きっちりしているのが渋谷区の条例になるんですけども、証明書を持つ同性カップルを結婚に相当するパートナーの関係として、区内の事業者にも最大限配慮するように定めたと。住居の賃貸契約、病院での面会のときに、戸籍上の家族ではないことを理由に断るとした場合は、区が是正勧告をした上で、場合によっては事業者名なども公表できると。婚姻ほどの法的拘束力というのはないものの、効力が期待されるというような条例で、それに準じたパートナーシップ証明書というものを、各先ほど上げたような自治体が発行している。

私は、人口をコントロールする一つの手法としても考えられるんじゃないかなと。やっぱり皆さん住みにくいところよりは住みやすいところに行くと思うので、そういった可能性もあるんじゃないかなと思うんですけども、今後の亀山市における見通しというのを伺います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

同性パートナーシップ証明でございますけれども、日本では同性結婚が認められていない中で、同性カップルを結婚に相当する関係であると認め、自治体が証明書などを発行するものでございます。全国で、私どもでも5例ほど、先ほどおっしゃられたような自治体で実施をされているというふうなことを認識しております。

これらの制度の目的といたしますところは、当事者に対する社会の理解促進でありますとか、自治体の性の多様性を受容する姿勢を積極的に示すというふうなことで行われているものというふうな認識をしております。

当市においては、先ほども申し上げましたとおり、市民への認識及び理解を促進するための啓発活動を始めたところでございますし、当事者に対して差別や不利益が生じないような配慮というものは必要だというふうには感じてはおりますけれども、パートナーシップ証明の発行などについては、現段階では考えておりません。そういう状況でございます。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今回の議会でこういった問題提起、話題提起をさせていただいて、今後の展開に期待をしたいなというニュアンスでありました。

3つ目なんですけれども、先ほど局長のほうからもご答弁中でありました男女共同参画という考え方なんですけれども、この男女共同参画というのは、男女、性別の二元論になっていないかなと。先ほどの定義でいくと、2つの性では定義づけできないというような人たちが存在するというような話なんですけれども、男女共同参画というのとLGBTの受容というのは考えとして矛盾しないのか。

それからもう一点、先ほどの前の質問でも展開しましたマニフェストレポートの中に、市の設置する審議会等の会議の女性登用を進めましたというふうな書いてあるんですけども、この男女率の調べ方というのはどのようにされているんでしょうか。この調べ方についてなんですけれども、例えばご本人に伺って、男か女かどっちか書くまで追いかけるという事態だと、さっきのLGBTの受容というふうなことは矛盾してくると思うんですが、そのあたりの実施について伺いをいたします。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

男女共同参画といいますのは、男女が性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる機会が確保されることによって、みずからの意思によって社会のさまざまな分野における活動にご参画いただき、ともに責任を担う社会の実現に向けて、日常の生活においても性別による固定的な役割分担意識の解消を目指すものでございます。

このことから、政策、方針決定の場においても、性別にかかわらない参画が推進されますよう、



男女共同参画基本計画の基本施策の数値目標として、市が設置する審議会等における女性の登用率を設定しているところでございます。

このように男女共同参画自体は、性別にかかわらず個人個人が生き生きと輝くというところ、誰もが活躍できる社会環境を整えていくことにあるというふうを考えておりました、決してLGBTなど性の多様性を受容するという部分と矛盾が生ずるものではないというふうを考えております。

また、この指標に対しましても、数値の調査でございますけれども、各委員会の委員の選任をいただくのは、各担当部局で行っておりますけれども、そのそれぞれの部局において、それぞれの委員の数に応じて男女の比率をなるべく同数にするというふうな取り組みの中で行っているものでございます。

これらを集計いたしまして、私どものほうで市全体の数値を出すという形でございます、それぞれ各担当部局の中で男女という区分の中で出していただいておりますが、この委員就任の承諾書等には特に性別の記載等は行っていないというところでございますので、基本的には戸籍上のものが記入されているものというふうに理解をしております。

○議長（中村嘉孝君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ある意味、無理やりどちらか、どちらの性であるというふうに参加される方に何わずに、戸籍上の性別で機械的にやっていると。もちろんこれが完全だと思わないですけれども、そういった実態を伺うことができました。

この議会での話題提供は、今回は問題提起になるかなあとと思いますので、今後こういった誰もが生き生きと胸を張って生きられるような亀山市にしていけるように、質問をいろいろと展開をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時34分 休憩）

---

（午後 3時43分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

通告に基づき、質問させていただきます。

本日は、高齢者ドライバーについてと、大きく2点目の獣害対策についてをお伺いさせていただきます。

最初に申し上げておくんですが、これは高齢者ドライバーが悪い、よいとか、返納せよ、しないという問題じゃありませんと、その辺のところについて、今後この亀山市の行政はどうなっていく

のかなあということをお伺いさせていただきます。

29年3月12日に改正道路交通法が施行されることになりました。

高齢者ドライバーの事故が多発しておるといことで、ニュース等々などでもよく取り上げられておりますが、今度はまた厳格になってくるようですので、これについて亀山市としての対応をお伺いさせていただきます。

高齢者ドライバーというのは、たくさんこの亀山市にもお見えになります。基本は、僕、最初に答えを言うておくんですけども、亀山市で免許証がない、移動手段がなくなるということは、生活に直結する話でございます。都会のように、歩いていったら地下鉄があるとか、歩いていったらコンビニがあるんだと、歩いていったらスーパーがあるんだという状況じゃないということ踏まえまして、お答え願いたいと思います。

第1に、市内の高齢化率についてでございます。

この辺について、山間部とかまちの中、いろいろと亀山市は分布しておりますが、一遍、高齢化率というのは亀山市でどれぐらいになってきておるのかなあということをお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

亀山市における高齢化率でございますが、本年11月1日現在におきまして、住民基本台帳によります亀山市の総人口は4万9,730人ございまして、このうち65歳以上の人口は1万2,763人ございまして、高齢化率は25.7%でございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

25.7%、約4分の1がそうだということでございます。

その中で、もう一つお伺いしたいのが、私もちょっと調べてきたんですけども、高齢化率といいましても、まず免許証にかかわることで75歳以上を高齢者という定義で今現在をしますと、75歳以上が一番多い地域が坂下地区の34%、2番目が加太地区23%、3番目が白木地区22%で、これは間違いないんですかね。これで僕が一応調べてきたんですけども、この高齢者の分布について、坂下、加太、白木・白川と、そういうことでよろしかったでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

市内の地区別の高齢化率でございますが、議員が言われるような75歳以上の人口で調査をしましたところ、亀山市全体としましては75歳以上で12.5%ございまして、高齢化率の高い地区としましては、坂下地区が75歳以上で33.6%、加太地区が次いで23.4%、そして白川地区が次いで21.7%でございます。

ちなみに、高齢化率の低いところを順に申しますと、75歳以上としまして、井田川地区が7.2%、次いで川崎地区が8.9%、神辺地区が12.3%となっております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど言われました分布というか、高齢化率が高いところは、山のほうになると思うんですけども、それについて、亀山市には交通安全計画というのが発表されています。

ここに行く前に、1つご質問があるんですけども、インターネットで調べると27年度と出てきておるんですけども、28年度がまだ出てきていなくて、27年度の、早い話、期限切れのやつがずうっと記載されておるんですけども、これはまだできていないのか何なのかというのをまずお聞きしたい。

それを聞きたいのと、交通安全計画というのは、いろいろ聞いていますと、県がしたりとかいろいろして、おりてきたやつをつくるんだとは聞いたんですけども、この亀山市交通安全計画って23年度から平成27年度までしか、今期限切れの状態ですうっと記載されておるんですけども、これってどうなっておるのか、お聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

亀山市交通安全計画につきましては、交通安全対策基本法に基づきまして、市の区域における陸上交通の安全に関しての総合的かつ長期的な施策の大綱及び施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めるもので、この策定に当たりましては、三重県交通安全対策会議が策定する三重県交通安全計画に基づいて、亀山市において、国・県、亀山警察等の関係機関で組織する亀山市交通安全対策会議において策定を行っているものでございます。

そして、これまで平成23年度から27年度を計画期間といたします第2次亀山市交通安全計画がございましたが、この期間がちょうど終了したところでございまして、本年度、平成28年度から32年度までの5カ年を計画期間とする第3次亀山市交通計画の策定を行っているところでございます。

この計画策定に当たりましては、先に三重県のほうで、まずは国のほうで交通安全計画がつくられまして、それに基づいて県が策定をいたしまして、またその県のほうでつくられたのに基づいて市がつくるということで、若干作業がおくれています。本年度策定をしております。ほぼ今でき上がった状態になっていまして、間もなく完成するという状態になっているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

間もなくできるというんですけども、間もなく29年度になるわけで、3月から29年度になる。間もなくという話じゃなくて、これは今現在、そうしたら有効されておるものなのか、有効しないものなのか。インターネットには出ておるんですけども、最初僕のパソコンが古いでかなあとは思ったんですけども、どう考えても27年度と書いてあるんですけども、これは一体どういうことなのか、そこを聞きたいんですけど、これが有効なのか有効でないのかということ。

それと、何でこういう状態になっているのかというのを聞きたいんですけども。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現在策定しております平成28年度から32年度の第3次計画というのは、今最終段階でございます、最終まで行っていませんので、現段階としてはまだそれは有効なものではないということでございます、平成27年度までの計画がございますので、今のところその計画を準用して事業のほうはいろんな交通安全の対策は行っているということでございます。

そして、どうしてこんなにおくれておるのかというのは、ちょっと先ほども申ささせていただいたんですけれども、まず県のほうでも本年度つくってございまして、それが出てきたのが夏前ぐらいであったかと思いますが、そこで亀山のほうで亀山市交通安全対策会議、こちらは国とか県とか亀山警察、あるいは市等の関係者で組織する会議でございますが、そこでいろいろ会議をして、意見の調整をしながら進めておる中で、今、少しおくれましたが、現在なっておるということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

まあまあ大至急やるというのが、それで、基本的には県が遅いから、ここなのかなあというあれに聞こえてくるんですけど、基本的にこれが27年度、これを書いてあることが古いとか、そういう意味合いではないんですよ、僕は。ちゃんとしたことが書いてあるなあと思うんですけども、1点この中でお伺いをしたいことがありまして、これから運転しようと、19ページの3番なんですけれども、高齢者に対する教育等についてさらなる充実を図ると書いてあるんです、19ページの3項に。

こういうのを確かに全て書いてあることは、ああ、そうやなあ、ごもつとも言いながら読んでおるんですけれども、確実に高齢者に対しての講習会なり啓発なりを市としてはやっていたのかというのをお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

亀山市における交通安全対策につきましては、亀山市、また亀山地区交通安全協会、並びに亀山警察署で構成します亀山市交通安全対策協議会を中心に交通安全の対策を行っているところでございまして、また老人クラブ連合会でありますとか地域まちづくり協議会連絡会議、その他関係団体等も連携いたしまして、四季の交通安全運動期間における交通安全運動とかを行っているところでございます。

そういった講習につきましても、特に市として行っているわけではございませんが、そういった関係機関、亀山警察署などとの活動に協力をさせていただいておるというところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

亀山市としてはいろんな啓発活動を、市としてはどうか、いろんなことに乗かってやっておるといことはわかりました。

1つお伺いしたいたいんですけれども、今亀山市で、僕も聞いてきたんですけれども、免許証を返納される方、老いたから免許証を返すとか返さないじゃなくて、免許証を返されるというのは、これは当然の質問なんですけれども、僕は50人ぐらいから70人と聞いておるんですけれども、それについての数字というのは掌握されておるわけでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

亀山市におきます運転免許証の自主返納の数でございますが、平成23年度から申しますと、平成23年が23名、平成24年が25名、平成25年が42名、平成26年が52名、そして平成27年が55名でございます。平成28年につきましては10月末で51名ということでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

大体最初の、今、返しましょうよというあれ波にか何かで52人、55人、きょう現在で51人という数が出ております。

高齢者の安全対策についてという項に移りますけれども、お手元に資料が配付をされておるんですけれども、75歳以上の方が現在免許証の更新とか、それと一定の違反行為があれば、臨時適性検査または診断書提出ということになっていまして、認知症にかかっていませんかとか、判断能力はどうですかと、医者で診断書をもろうてきなさいと。で、個別指導で3時間とあります。この適性でだめだと、お医者さんがちょっとおたく大丈夫ですかねという話になれば、免許証を返納しなさいということは命令できますよというのが、この改正道路交通法が今度新しくできるということなのです。

亀山市において、交通事故、今幸いにどうか、僕が知らないだけなのか何かわからないんですけれども、高齢者の方は元気に安全に運転をしています。だから、安易にこれを返せとかへチマとかという話ではないとは思いますが、この安全対策について、もっと市としては、免許証を返納するということは移動手段がなくなるということで、ひきこもりじゃないんですけれども、移動手段がないということで、かといって後の5番の公共交通のほうにも入っていくんですけれども、バスも1日1本か2本で、さわやか号にぐるぐる乗って、市に聞けばうまいこと言うて、言うたら来ますのでとかうまいこと言いますやんか、いつも。

だけど、確実な手段というものを市は対策していかないといけないと思うんですけれども、まずその前に、高齢者の方が元気でいつまでも車に乗れるという状況の安全対策、安全教室とかいろんな面を市としては支援ができると思うんですけれども、それについて、支援のあり方とか、こういう教室を開いていくんですよとか、そういうのは持っていないのかというのをお聞かせ願えませんか。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

高齢者の交通安全運転対策として、今議員ご説明がございましたけど、これまでですと75歳以上のドライバーは3年ごとの免許更新時に認知機能検査を受けることになっておりましたが、来年の3月12日からは改正道路交通法の施行によりまして、これに加えて、75歳以上のドライバーが信号無視や一旦停止の違反などの交通違反をした場合には、臨時に認知機能検査を受けることが義務づけられ、またその検査の結果によっては臨時高齢者講習の受講や、また認知症のおそれがある場合には医師の診断を受けることが必要となり、認知症と認められた場合には運転免許の取り消し等の対象となるというところでございます。

全国的に高齢運転者による痛ましい事故が発生しておりまして、亀山市においても高齢運転者の交通安全対策が非常に重要であると認識しているところでございます。このため、先ほど申しましたが、亀山市及び亀山市地区交通安全協会並びに亀山警察署で構成します亀山市交通安全対策協議会を中心としまして、老人クラブ連合会や地域まちづくり協議会連絡会議、その他関係団体等と連携して、高齢者の交通安全対策を行っていきたいと思います。

具体的には、例えば四季の交通安全運動期間において高齢者の交通安全対策というのを重点事項として掲げて、具体的には、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響及び事故の悲惨さというのを本人及び家族の方に認識していただくための広報・啓発活動の実施、また高齢者の運転しやすい道路交通環境整備、また高齢者の身体的な機能を踏まえ、適切な指導を行う講習の実施、運転免許証を返納しやすい環境の整備、こういったことを関係機関と協力して進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど言われました返納しやすい環境をつくるというのが市としては一番、交通安全も大切ですけど、あれやと思います。

うちのところの父親、昭和4年生まれで、先月、もう車は乗らないということで車をおりました。87歳までびゅんびゅん走っていましたがけれども、もう人に迷惑かけるとあかんでと言うて、もうやめましたけれども、うちのおばあさんは昭和13年、とら年で、まだごみ放りには軽トラに乗っています。その辺へ行く程度なんですけれども、基本的には高齢者の方が安全で長いこと長生きできて、移動手段が確保できてというのが理想やと思います。返納する環境をつくるということになると、市はもっと大変なことになってくると思います。

それで、5番目の質問に行きたいんですけども、公共交通のあり方について。

基本的にもうだめだ、車はもう乗れないということになりましたら、免許証を返すわけでございます。うちのところは辺法寺でございますが、さわやか号もちょっとたまにちょろっと走っておるんですけども、三重交通のバスは日に2本、どこにも行けないような状態になっております。この状態は確実にやってくるんです。将来絶対やってきて、都会や名古屋や東京や大阪という大都会の真ん中で、返納したから、あとは移動手段は地下鉄やバスや電車に乗ってと、そんな調子いいのは絶対この亀山市にはいかないわけでございまして、今後どうするのかということになっておりま

す。

公共交通のあり方についてをお聞かせ願いたいんですけども、いろいろオンデマンドや、これがええとか、チャーターがあるんやとか、だから老人の方にはタクシーチケットを配っておるんやと、いろいろな言い方はあるんですけども、もっともっと大変になってくるんですよ。病院一つ行くのにも車乗れやんとか、そういう時代に向けて、何を保険としてやっていくかということをお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本市は、ご存じのとおり、広い市域の中で山坂が多い地形的な制約等もございまして、自動車依存の生活スタイルが定着しております。駅やバス停まで距離が遠い交通不便地域にお住まいの方や、今おっしゃいました高齢者、障がい者等の自立した移動手段を持たない方等につきましては、通院や買い物など、市民生活に必要な最小限度の身近な交通手段を確保していく必要があるというふうに認識をいたしております。

それと、今議員もご紹介がありました来年の3月に改正道路交通法が施行されるに当たりまして、当市におきましても、議員ご指摘のとおり、免許証の返納者が今後ますます増加することが見込まれます。高齢者等の移動手段を確保することの重要性がさらに高まるものというふうに考えております。

しかしながら、現地域公共交通計画における市内コミュニティ系バス路線等の再編だけでは限界もございまして、今後は移動を望まれる方の状態や地域の需要等に応じまして、より実情に即した多様な交通手段の整備が必要になるものというふうに考えております。

このような中、先ほど豊田議員の答弁でも申し上げましたが、新たな地域公共交通計画の策定に当たりましては、地域公共交通の本来の目的、役割を明確にいたしまして、行政、民間を問わず、鉄道、バス、タクシーなど多様な移送サービスの連携によりまして、利用者にとって合理的で利用しやすい移動手段の確保が図れるよう、市内全域での総合的な公共交通ネットワークの構築に重点を置きまして、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

本当に限界がある。市のすることでも限界が絶対出てくるんですよ。この地形的とかいろいろ考えて、限界が出てくるんです。だから、ちょっとでも、少しでもと、そんなオンデマンドやヘチマやということは、僕はないんですよ。

先に何ができるかということをして、最初に、だから私が聞きました高齢者の分布ということで、坂下、加太、白川、その辺を重点的にやっていかないと、今度からもうあふれてきますよという話について、市長はどう思われるのかなあということ。これを市長に聞いてもだめか。だめかというか、市長は選挙がありますので。

だけど、今後これは絶対必要なんです、亀山市にとっては。そのまま切れていって返納して、移動手段はありますよというまちの中の話と違う。僕も今ずうっと車に乗って、このままずうっとお

れば、死ぬまで車に乗らなあかんのかなあとは思いますが、ただ、それがおりても移動手段が確保できるというのであって、全体にすぐにしようと思うのは亀山市にとって一番負担で無理やと思いますので、一番分布が多いところから、最初からでもちょっとずつしていけば移動はできるなあと思います。

それで、次に行きます、もう行きます。

基本的に移動手段は絶対確保するべしと。それで、分布が多いところからでも、それで手当てしてやっていかないと間に合いませんよという話なんですけれども、獣害対策へ行きます、もう。

まず、ちょっと順番があれするんですけども、獣害対策の今後についてというところから聞きたいんですけども、獣害対策ももう何年かやられて、電柵もまだまだ効果があるんですけども、今、何年かたって更新時期になってきて、隣の人は畑をやめるとか田んぼをやめるとかとなってきて、いろんな問題もこの更新時期には出てこようかと思えますけれども、今後亀山市は獣害対策についてどういう方向性で行くのかというのをお聞かせ願えればと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

#### ○環境産業部長（西口昌利君登壇）

獣害対策につきましては、防護柵設置の補助、追い払い用花火の配付、出前講座の開催、猿位置情報の発信、有害獣の捕獲などを行っており、効果のある新たな対策について、いろいろ議員も以前ご提言をいただきましたが、調査研究を行っておりますが、なかなか特効薬といいますか、有効な方策がないのが現状でございます。

今後につきましては、今年度、産業建設委員会所管事務調査による提言を踏まえまして、現在の対策を継続する中で、さらに調査研究を進めるとともに、正しい獣害対策の普及に努めるなど、被害の軽減を図ってまいりたいというふうに考えております。

#### ○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

#### ○3番（高島 真君登壇）

今、獣害対策について、見聞とかいろいろ出ているんですけども、あるところを見ていまして、獣害との共存がとか書いてあるんですけども、僕は共存はないやろうと。これだけやられて共存はないやろうという、非常に高い敵意を持って僕は獣害に対しておりますので、その辺のところをご理解していただきたいのと、いろんな更新の面で、もうやめたとかいろいろありますので、そういう辺を臨機応変に考えていっていただきたいなあと思います。

それと、2番目の猟友会との協力関係について。

今現在、獣害対策について電柵、それと追い払い用の花火を住民の人と一緒にやっております。それも一定の効果は得られるのかなあと私は思っております。

それと、第1に獣害に致命傷を負わすのは猟友会だと私は思っています。その中で、猟友会の方は協力要請があれば、山に犬を放ってくれて、それで銃砲、鉄砲などで駆除をしていただいております。その行政と協力関係は良好にいつているのかなあと。両方で情報提供をし合って、次はここがあかんでここをやろうとか、こういう方面で作戦を立てましようとかあるのかというので、良好にいつているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。



○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

有害鳥獣捕獲につきましては、今議員がおっしゃったように、三重県猟友会亀山支部にその業務を委託いたしております。これは、捕獲活動が銃器やわなを使用する危険な業務であるため、銃器等の取り扱いに熟練した技能を持つ狩猟免許所持者の市内唯一の団体でございます猟友会亀山支部に委託しておるものでございます。

今後も猟友会と被害情報を共有するなど連携を密にいたしまして、獣害対策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど、唯一のわなとか銃器を使ってしてくれております。

基本的に皆さん要請も多いかと思えますけれども、出動件数も、結構いろいろな経費がかかってきておると思えますので、その辺のところもある程度考慮をしていただいて、今後とも亀山市の獣害被害をゼロにというか、ゼロに近くしていってもらいたいというのであります。

ことしの捕獲量についてというようなのも、今猟期ですのであれなんですけれども、一番言いたいののは、今後についてと、それと一番猟友会というのは役に立つんだよということをもう一度、それはわかってみえるのかというのを聞きたいんですけれども、お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

獣害対策につきましては、私以前から申し上げているように、これもスポーツと同じようにオフェンスとディフェンスがあって、攻撃的なオフェンスについては有害獣の捕獲というようなことで、それを行えるのは、先ほども申し上げたように、市内では猟友会亀山支部が唯一無二の団体であるというふうに考えておりますので、今後も連携を密にして捕獲活動に当たっていきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

本日は高齢者ドライバーのこと、それと獣害のこと、猟友会のことをお聞かせ願いました。

これは本当に、ドライバーのことは、移動手段というのは喫緊の課題になってきますので、よろしくをお願いします。

本日はありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時16分 休憩）

---

(午後 4時25分 再開)

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問、きょうは図書館のあり方について、そして市営住宅について、大きく2点お伺いします。

まず、1点目の図書館のあり方についてです。

図書館といいますと、私も本が大好きで、よく図書館にも行きますし、子育て時代は本当に図書館でほとんど過ごさせていただいて、図書館と白鳥の湯で子育てをしたような、本当にお世話になったところなんですけれども、今回、本当に温かいいい図書館で、気に入ってはいるんですけれども、やっぱりあり方について、亀山市としてはどうだということで勉強していくと、いろいろと考えるとところがありますので、ここで質問して深めていきたいなと思うんですけれども、まず、日本図書館協会が出されている公立図書館の任務と目標という資料があります。これをちょっと、公立図書館の役割と要件という部分を読ませていただいて、皆さんと図書館の役割と共有した上で質問をさせていただきたいと思います。

公立図書館の役割と要件。

1. 人間は、情報・知識を得ることによって成長し、生活を維持していくことができる。また、人間は文化的な潤いのある生活を営む権利を有する。

公立図書館は、住民が抱えているこれらの必要と欲求に応えるために自治体が設置し、運営する図書館である。公立図書館は、乳幼児から高齢者まで、住民全ての自己教育に資するとともに、住民が情報を入手し、芸術や文学を鑑賞し、地域文化の創造にかかわる場である。公立図書館は公費によって維持される公の施設であり、住民は誰でも無料でこれを利用することができる。

これが役割と要件の前半なんですけれども、これもあるし、あと私は、ここ二、三年前でしたか、鎌倉市の図書館の司書さんが出されたという、9月1日がどうしても子供たちの自殺が多くなるということで、それを前に、学校へ行くのが死ぬほどつらい子は学校を休んで図書館にいらっしやいというツイートを出されたというのが大きなニュースになりました。本当に死にたかった子が、これでもしかしたら死ななかったかもしれないし、図書館に行かなかったとしても、こういう温かい大人の思いを知って踏みとどまった子もいるんじゃないかなあとあって、いろんな議論がありますけど、私は感動しました。

この大切な市民の図書館についてです。

今回、教育民生委員会の資料としても今後の図書館の方向性について出ていますので、一つ一つお伺いしていきたいと思います。

まずは亀山市の図書館の現状についてお伺いしたいと思います。

小さな図書館、亀山市の図書館と、あと関町にも図書室というのがありますが、亀山市の

図書館の、例えばここがうちの図書館の売りですよとか、あとはこういうところが問題で困っているというようなことがわかるようにお答えいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

現在の市立図書館のよい面と課題ということでございますけれども、現在の市立図書館は、従来から大切にしていまいりました図書館の持っている静かで温かな雰囲気がございます。また、市民がより豊かに生きていくための読書活動の中核を担う場を目指してまいりました。日々来館される市民の方々が気持ちよく来館され、お帰りいただけるような快適な環境をつくり出すように、丁寧な対応を心がけ、多くの市民に親しんでいただいているところでございます。

一方で、課題といたしまして、近年図書館に求められる役割が変化している状況の中で、開館後36年が経過しまして、図書収蔵スペースが不足している点、閉架書架の保存環境が好ましくない点、閲覧席の設置数が少ない点、子供の読み聞かせなどイベントを開催する際の音量の制約などの課題があるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の図書館が静かで温かで対応が丁寧だというのは、確かに私もそうだと思いますし、私、児童書専門のお店の方を亀山の図書館にお招きして、一遍見てもらったことがあるんですけども、正直いろんな本の配置の仕方とか、後で申し上げますけど、いろんな問題点があるにしても、何か温かいほっとした雰囲気、特に児童書のほうも何かすてきな雰囲気がありますねということで、お褒めをいただいた覚えがあります。それと、私は、司書さんのいろんな工夫で本を皆さんが手にとっていただきやすくしているというのが、ここ最近すごくされているというのはいいところだなあと思っています。

本当は、年報が毎年出されていますので、一人一人がどれだけお借りいただいて、あとは来館いただいて、それが全国の中ではどういうレベルにあるのかとか、そういうところ辺のお話をいただきましたかったんですけども、そこはどうでしょうか。ありますか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

現在の利用状況でございますけれども、昨年度の年間の入館者数は約10万人、貸出冊数は約24万6,000冊となっております。これは、平成17年度の合併時と比較いたしますと、入館者数は年間約3万人、貸出冊数は約8万5,000冊の増加となっております。

次に、蔵書冊数でございますけれども、昨年度末で約16万冊ということでございまして、平成17年度と比較いたしますと約4万冊の増加となっております。

次に、図書館年報でのお話がございましたけれども、他市町との図書館の比較でございますが、年報で公開されている情報が一律ではございませんので、単純には比較がしがたいことではござい

ますけれども、例えば県内で人口が同規模でございます志摩市の数字では、入館者数、年間約7万7,000人、蔵書数は約14万冊ということで公表されておまして、いずれも本市の図書館のほうが数字は上回っておるといような状況でございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

志摩の図書館も、とてもすてきな図書館ですけれども、この小さい亀山の図書館で随分と頑張っているんだなあということがよくわかりました。

でも、いろんな課題があるというわけで、先ほど少し言っていただきましたけど、そこについては、今後の方向性について、また丁寧にしていきたいんですけれども、望ましい図書館の役割についてというところで、公立の図書館はどうあるべきかというところで、考えておられるところをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

これからの図書館は、本の貸出サービスだけにとどまらず、市民の身近なところで読書ができる環境をつくり出し、読書活動を通じて市民一人一人の豊かな感性を育み、共有する課題について考えを交わらせる交流の場につなげていくことが必要かと存じております。特に子供や若年層に向けた蔵書や読書活動を厚く充実させ、さまざまな事情により図書館までお越しいただくことが困難な方を含めまして、あらゆる市民の方々に身近な読書環境を提供できることが望ましいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

5万人の市民全ての皆さんに図書館サービスが行き渡る、身近なところで本が手にとれる図書館というのが、これからの限らず、図書館法でもうたわれていますし、今までもそれは大事にしてこなければならなかった課題であると思います。

次に移ります。

職員体制について伺いたいと思います。

現在の職員体制がどうであるのか、またこれがどうあるべきか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

図書館の現在の職員体制でございますけれども、正規職員、非常勤職員を合わせまして10名を配置しております。その内訳は、館長を含め正規事務職が3名、正規技能員が1名、非常勤職員6名、そのうち図書館司書の資格を有する者が3名でございます。現在、この10名で図書館の企画運営につきましては大きな支障なく行っておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

現状の職員体制について伺いましたけれども、どうあるべきかというところも伺ったんですけれども、そこについてはどうですか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、運営・企画につきましては現体制で大きな支障はないと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

全国で非正規職員がどの職種かということで、図書館司書が本当にベストスリーに入ってくるぐらい大きな問題になっているんですね。それを何ら問題がないとお答えになるのは、私は問題だと思えます。

それで、今、図書館の館長は市職員で行っていますけども、必ずしも司書でなくてはならない決まりではありませんけれども、司書が3名というのは本当に最低限、どんな小さい図書館でも、例えば5万冊は蔵書を用意しなさいとか、一応したほうがいいですよとか、800平米あったほうがいいですよとか、それは分館でも。その中で、最低でも3人は司書、職員がいなさいよというようなことがあるんですけれども、やはり司書3人で十分間に合っていますわということなのかなあと考えると、やっぱりこれから図書館のあり方について課題が多いのではないかなあと思えます。

また、ちょっとここについてはどうでしょう、教育長はどうお考えですか。公立図書館の職員体制としてはどのようにお考えですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

このたびの教育民生委員会資料に提出をさせていただいております亀山市立図書館の今後の方向性の中で、望ましい姿といたしましては、文部科学省及び日本図書館協会が示す図書館の望ましい基準に近づくような運営体制が望ましいとは捉えております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

確認ですが、もう一度、その望ましい基準には至っていないということですね。

どれぐらいを目指しているとか、そういうのはありますか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

日本図書館協会事務局の人口5万人の都市としての目標基準例でございますけれども、専任職員数としましては4.5人、うち司書が3.2人、非常勤職員、臨時職員数は13.8人、うち司書が11.5人というようなことになっておりますけれども、これはあくまで蔵書冊数、また床面積も亀山市とは一緒になりませんので、あくまで目標基準というような数字でご答弁させていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

目標を置くのと、今で満足するのでは、これからの図書館のあり方は随分変わってくると思いますので、ぜひとも目標をも一つ置いていただきたいなあと思います。非常に司書の非正規の問題は深刻ですので、ここについても、ぜひともまたご検討いただきたいと思っています。

今後の方向性については今回資料が出ていますので、それについてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今後の図書館の方向性につきましては、教育委員会といたしまして大きく5点を考えているところでございます。

まず1点目は、親子、若年層に向けた読書活動の充実でございます。主に子供たちの読書習慣の確立に向け、働きかけを進めるものでございます。

2点目は、利用困難者に向けた図書館サービスの充実でございます。郵送貸出サービスを一部開始したところですが、その拡充など、市民の身近な場所に本を提供できる環境を整えてまいります。

3点目は、学びの拠点としてのサービスの強化でございます。このためには、運営に市民の方々が参画する仕組みづくりが大切と考えるところであり、また学びの拠点として図書館が収集し、保存する必要がある蔵書の計画策定も重要かと考えるところでございます。

4点目は、図書館機能や設備の拡充でございます。文部科学省及び日本図書館協会が示す図書館の望ましい基準に近づくよう充実させてまいりたいと考えております。

5点目は、図書館を核とした学びと交流の仕組みづくりでございます。読書において学んだ知識や個々の経験を本や読書活動を通してつないでいく中核拠点に図書館を位置づけたいと考えるものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

5点に分けてご説明いただきました。

特に1点目の親子、若年層に向けた読書活動というところでは、今までも小さなお子さんがお母さんと呼ぶ声がうるさいというような苦情があったことがあって、それをきっかけに、親子連れでも小さな子供でも使いやすい図書館にしてほしいとお母さん方が声を上げられて、図書館と皆さん

と懇談をして、たしか子供たちが遊べるおもちゃを置いていただいたり、また新しいトイレに子供の、私はトイレということを要望しましたが、子供が使いやすいようにと便座を置いていただいたというようなことを覚えております。特に子供のところは、一つ大きな問題がありまして、児童書専門の司書さんというのはいらっしゃらないようです。そのことを、やっぱり児童書に特化した司書さんを置いていただきたいということと、児童書の書架が、図書館で日本全国日本十進分類法という同じ分類の仕方、日本中どの図書館に行っても、これさえ覚えていれば本が探せるという分類なんですけれども、亀山市の図書館は、児童書の部分はそうじゃないわけですね。だから、非常に図書館になじんだ人は本が探しにくいということがあるんですけれども、その分類は、せっきやく子供たちは学校でそれを学びますので、それがそこで体験できるようにしていただきたいなあと思う。

それと、子供のトイレの問題は、皆さんよくご存知のとおり、一番奥にトイレがありますので、子供が尿意を感じたときにまた走って、大分遠いんです、子供の足です。ですから、やっぱり近いところへのトイレというの、後でいろんな整備のこともありますけれども、思うんですけれども、そこについてのお考えはいかがでしょう。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

図書館の今後の方向性を今後具現化していく中で、その件についても検討は必要かと考えるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

これから1点ごとに聞いていこうと思ったけど、まとめて言っていました。全部検討ですかね。

利用困難者に向けた図書館サービスを充実させることということで、最近、山鳩のCDの図書を郵便で送っていただくようなサービスを始めていただいたところなんですけれども、私はこの中で、対面朗読というのを中心にしていくべきだということがあるんですけれども、亀山市で対面朗読は、そういう部屋ありませんし、されていないと思うんですね。そういうものに取り組んでいただきたいということと、そのCDの貸し出しサービスとかでも、やっぱりどうしても手帳の1級、2級とか、そういうところで切ってしまうんですね。特に視覚障がいなんかは、必ずしも1級が見えにくい、2級が見えにくいということではないんです。丁寧に調べてもらったらわかるんですけれども、3級、4級でもすごく見えにくい人もあるので、そういうものではなくて、見えにくさがあるので、手帳の数のいかにかわらずやっただくようなことをきちんと調べて検討していただきたいと思います。

また、次の3番のところ、市民ニーズだけではなく学びの拠点にふさわしいサービスということで、市民参加による運営方法の確立とあります。市民参加の運営方法の確立といっても、市民のニーズをしっかりと司書さんたち職員がつかんでやっただくという意味もあると思うんですけれども、図書館協議会というのは全国でも70%ぐらいの図書館がつくっているということなんです。

亀山にもあるということなんですけれども、そこの協議会の構成メンバーであるとか、どれぐらいの回数、どういう内容でしておられるのか。公募とかの住民参加があるのか、そこら辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

亀山市立図書館運営委員会でございますけれども、その構成員、5名で構成してございます。委員は図書館の利用者の方が1名、図書館ボランティア関係者の方が1名、そして教育委員会が必要と認める者として3名、三重県立図書館職員、元学校長、元保育園長、この3名の合計5名で構成してございます。

本年度は7月に委員会を開催いたしまして、子供の読書活動推進計画の昨年度の実績報告や雑誌スポンサー制度の進捗状況、また視覚障がい者向けの郵便貸し出しの件、さらに図書館サービス運営に関するご意見などをいただいたところでございます。

なお、今回お示しさせていただいた図書館の今後のあり方に関しましても、内容を報告しまして、ご意見のほうをいただいております。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今後の方向性の中で、市民参加による運営方法の確立ということがうたわれているということは、例えばこういう委員会にもっと、今、利用者が1名とありましたけど、どうやって選ばれるのか知りませんが、そういうところを広くもっと募集していくとか、そういうお考えという意味ですか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

今後の方向性でございますけれども、市民参加による運営というのは、現在の想定でありますけれども、例えば運営に関したワークショップを開催いたしまして提案をいただくと。それと同時に、提案いただいたその実現に向けて、ボランティアで参画していただくと、そのようなことを想定しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

その図書館協議会というか委員会とは別建てでワークショップをして、もっと市民から広く声をいただくということですね。

実現に向けてボランティアとまず一言目に言われましたけれども、ボランティアありきではなくて、できればきちんと公立図書館としてのあり方として、職員としてのところもしっかりと軸足に置いていただいて、やっていただきたいなあと思います。

せっかく図書館協議会というのがあって、利用者という枠があるのであれば、そういうところで



例えば意見が言えるのかなあとか、そういうのがあるのも知らない方もあると思うので、もう少し市民の声が拾えるような仕組みづくりというのを、またしていただきたいなあと思います。

次の図書館の機能、設備を拡充することということで、先ほども少し触れられましたけれども、1つ、図書館システムという言葉がありますね。複数の図書館施設が図書館のサービスをこの市内区域の隅々まで均一に行き渡らせるために必要な組織、図書館システム。これは何かというと、地域のそれぞれの小さな図書館と人々をつなぐ移動図書館、そして核となる中央図書館、この3つを図書館システムというそうなんですけれども、亀山市は数年前、大分前に移動図書館は廃止しましたね。そんな中で、本当に区域の隅々にまで図書館サービスというのは行き渡っていないというのが現実だと思います。

この移動図書館について、例えばそれを補完する意味なのか、各まち協、コミュニティに連携して読書拠点を確立すると下の5番にもありますけれども、そこについてちょっとどう思われているのかな、移動図書館がないままで図書館のサービスが隅々まで本当に行き渡るんだろうかということが一つ疑問です。

そのことについてお伺いしたいのと、あと、ここにも書いていただいています文科省や日本図書館協会が示す図書館の望ましい基準に基づく設備や運営体制の確立ということが書いてあります。標準蔵書冊数が24万冊とあるんですけど、今のところ16万冊ぐらいだと。あとこれだけふやそうと思うと、もう入れ物が全然足りない、キャパが足りないよということだと思います。書架だけでも。延べ床面積ですけども、例えば日本図書館協会が示す望ましい基準ですと、5万人都市に必要な延べ床面積は3,161平米なんです。亀山市はどうかというと、亀山図書館が958.54平米で、関図書館が、これもまぜたとしたら126平米で、合わせたとしたら1,084.54、3,161に対して1,084.54ということで、随分と小さな図書館で、よそからかわってこられた方が、亀山図書館は分館だと思ったというような言葉もあったんですけども、これをどこら辺まで拡充していこうとされているのかというところ。

そして、その中身としては、やはり先ほど言われました読み語りとか、読み聞かせという言葉は私は余り好きじゃないんですけど、ストーリーテリングという素語りもあります。例えば小さな子やったら人形劇とか、ブックトーク、本の著者を呼んできてしゃべったりとか、あと視聴覚のものをしたりする部屋がなくなって、自習室になってしまった経緯もあります。

本来の図書館の機能としては、こういうイベントをする部屋のほうが重要なんだと思います。そういうところも含めて、機能設備の拡充は具体的にはどのように考えられているのか、伺いたいと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

#### ○教育次長（大澤哲也君登壇）

まずは移動図書館の件でございますけれども、現在運行してございませんけれども、今後につきましても導入は想定していないところでございます。

今後、方向性具現化の中では、それにかわる措置を検討していくということも考えてございまして、例えば地域まちづくり協議会のご理解とご協力を仰いだ上での話でございますけれども、議員も少し触れられましたけれども、地区コミュニティセンターに読んでいただきたい本や、またリク

エスタの多い本、これらをユニット化してお届けして、一定期間そこで読書ができる環境を提供するような仕組みといますか、手法もあるかと存じているところでございます。

次に、目標とします蔵書冊数、床面積の件でございますけれども、これも議員おっしゃられましたとおり、24万冊を目標とするには、もう館の収蔵スペースがございません。どこを目標にしていくかということでございますけれども、現時点で建設の計画等とは、そこまでは全く検討のほうはしていないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

どれぐらいの規模かとか、幾つぐらい図書館が要るのかとか、5万人の都市でどれぐらい必要なのかということ、具体的な検討はしてないにしても、どれぐらい必要かということは考えられていると思うんですけど、教育長、どうですか。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

繰り返しになるかも知れませんが、今後の方向性に明記してございますとおり、文部科学省及び日本図書館協会が示す望ましい基準に近づくよう、教育委員会としては努めてまいりたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

具体的におっしゃいませんけれども、隅々に図書館サービスが行き渡ろうと思ったら、子供たちが自転車で何とか行ける距離に図書館がないとだめだと思います、そうすると、やはり亀山の土地のいろんな地域のあり方を考えて、やはり亀山なりの図書館の配置というのをやはりきちっと考えて、目標を持っていただきたい。4キロ周囲に1つとか、中学校区域に1つとか、分館とか、そういうものがあるようにということだと思っておりますけれども、ぜひとも目標を持っていただきたい。最初の、鎌倉の図書館の司書さんの声もあったし、一冊の本からということもありますけれども、本当に時によっては人の命まで左右するような大事な施設だと思いますので、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。

市民からは、あと土・日の時間をもう少し、5時で終わりますので、ふやしていただきたいという要望もありましたので、ぜひともこれについても検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

図書館の開館時間でございますけれども、平日は午前9時から午後7時まででありますけれども、土・日や祝日は午前9時から午後5時までとなっております。これにつきましては、亀山市図書館条例施行規則のほうで定めておるものでございまして、この延長ということにつきましては、今

後の方向性を具現化していく中で、図書館サービスに見合った時間となるように検討することも考えられるかと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

本当に、職員の方は小さな狭い中で頑張っていたいただいているんだと思います。ぜひとも、皆さん図書館を愛しておられますので、隅々の方に図書館サービスが行き渡るようにというところを特にこれから頑張っていたきたいなあと思います。

次の質問に移りたいと思います。市営住宅についてです。

市営住宅については、まずは住生活基本計画の進捗状況についてお伺いします。特に供給について、計画があったと思いますが、まだ途中だと思いますので、その点についてご説明を願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市営住宅につきましては、住生活基本計画の中で、既存の市営住宅の空き家募集に加え、民間活用市営住宅70戸を借り上げて供給していく予定でありまして、平成27年度末までに45戸を借り上げたところでございますが、残り25戸については、まだ決定に至ってございません。

今年度、関地区で民間活用市営住宅5戸ですが、建設をしたいという意向の事業者が見つかりましたことから、今年度中に審査し、借り上げ決定を行った上で、来年度には入居できる見通しでございます。

なお、それ以外にまだ20戸不足しますが、それについては引き続き借り上げができるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今、関のほうに5戸、予定ができたということですね。今年度と言っていた3月までに出てくるわけではなくて、申し込んだりするのは来年度になるということですね。

その5戸も含めて、市営住宅の内容の内訳なんですけれども、ひとり住まいとかファミリーとか、いろんながあると思うんですけれども、それをお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

住宅の内容につきましては、ちょっと確認をした上で、恐らく世帯向けだというふうに思うんですが、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。済みません。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

以前問題になったバリアフリーの問題もありますので、そこも含めて確認いただきたいと思います。

次の質問にちょっと移っておきます。

古い市営住宅から移り住んでいただく住みかえのことを進めると言っておられたんですけども、その進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

老朽化しました市営住宅の入居者につきましては、耐震性を具備した市営住宅の空き家が発生次第、その住宅への住みかえを進めているところでございますが、住みなれた土地を離れたくない、または急激な家賃の高騰を懸念する等の理由から、他の市営住宅への住みかえが進んでいない状況でございます。

今後につきましては、このような入居者の住みかえの促進を目的とした民間活用市営住宅の供給量を、新たな住生活基本計画の中で見直しも含めまして、住みかえ費用の検討も含め、老朽化した市営住宅からの住みかえを促進していきたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

家賃についても検討いただくということですね。今の古いところに住んでおられるんで、とても安い家賃で住んでおられて、新しくなったら高くなるから、それが払えないということで住みかえが難しいということもあるかと思えます。多分高齢者になっておられると引っ越しの大変さもあると思えます。

本当に親身にその市民の立場に立って、今までと同じでは絶対に住みかえしていただけないと思いますので、いろいろ工夫をして進めていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

最初に、先ほどちょっと確認させていただきたいと言いました内容でございますが、今年度新たに借り上げる予定で調整しています関町の5戸につきましては、ファミリー向けのものが3戸と、単身向けのものが2戸、それから今後予定しておるものにつきましては、ファミリー向け15戸、あるいは単身10戸を見込んでいきたいということで、引き続き調整をしているところでございます。

それから、バリアフリーの件につきましては、昨年度借り上げた民間活用市営住宅の利便性の反省を踏まえまして、バリアフリーの関係など、レベルを引き上げた借り上げを希望する業者がなかなか見つからなかったということもあるんですけども、引き続きバリアフリーを考えた形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

バリアフリーにも配慮したものを建てていただいで進めていただくということでした。单身も、シングルの部分とファミリーの部分も両方考えていただくということでしたね。

最後の質問になります。

市営住宅の入居申請に際して、連帯保証人が2人要ることがあります。これについては、我々共産党市議団としても、何度か質問は今までしてきたところではありますが、やはりまだ相談があるんですね、どうしても難しいということで。どうしても市営住宅に入らなくてはいけない人は、そういうつながりのない人であったり、ご家族がない人であったり、高齢者であったり、病気であったり、いろんな形で保証人が難しい方が多いと思います。

条例を見せていただくと、市長は特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号に規定する賃貸借契約書に連帯保証人の連署を必要としないことができるという旨がうたっています。それでも、その条例の内容が市民に伝わっていないという事実があるということなんですね。これをやっぱり、本当にお困り方にこの条例をきちんと伝えることが大事だと思うんですけども、お考えはどうでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

入居に当たっての保証人につきましては、家賃等の債務担保能力が1名では足りない場合を想定して、先ほどおっしゃいました亀山市営住宅条例で2名必要と規定をしております。なお、この規定につきましては、三重県内14市中13市が同様に保証人を2人と定めているところでございます。保証人を2人とすることで、市営住宅の適正な管理、入居中のさまざまな問題への対応、あるいは家賃の滞納の抑制につながることも事実でございますので、現在の規定といたしております。

なお、保証人をつけることが困難な方の事例でございますが、亀山市営住宅施行規則の規定、または厚生労働省からの通知を適用しまして、保証人を立てることが困難と思われる身寄りがない单身者または生活保護の受給世帯につきましては、保証人2人に満たなくても入居を認めているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、そういった対応を考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

そもそも2人必要だということは、県下でも13市がやっておって、変えるつもりはないということですね。

本当に特別な事情があると認める者に対しては、2人必要としないことができるということがうたってあるにもかかわらず、それが市民に伝わっていないんです。それは事実なんです。そうやって私たちが相談を受けているわけですね。やっぱり何遍言うても2人が原則ですと、条例で決まっていますということしか言われていないし、市民は一々こんな条例を引っ張り出して見ませんわ。そうやから、知らないんですね、こういうことがうたってあることを。

ちょっと京都市の事例を見てみましたら、京都市の市営住宅保証人事務取扱要綱というのがあつ

て、保証人の免除申請書というのがあると。それを、難しい人は書くことができるわけですね。海外からの引揚者とか、生活保護であるとか、高齢者であるとか、身体や精神・知的障がいであるとか、DV被害であるとか、海外からの留学生とか、いろんな例が書いてあるんですけども、私は、保証人をそんな2人も出すことは難しいんですという人は、それを書けば、その人が難しいということが市にはきちんと伝わるし、それを受け取った市はその人が本当に難しいかどうか調べて、確かに難しいでしょうから免除しますという返事か、いや、あなたには2人必要ですという返事か、どっちかはしなくちゃいけないということがうたわれているわけです。

こういう仕組みでもつくらないと、誰が担当するか、誰が言ったかによって、そういう市民にとって大事な条例が伝わらないということでは困ると思うんですけども、こういう仕組みをつくったらどうかということに対してはどうですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今議員のおっしゃられたことも一つの方法だというふうに考えます。

ただ、ちょっといろんな考え方もございますので、そういった意見を踏まえまして、いま一度どうした対応がとれるか、考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

新たに、新しく言っているわけじゃないんですよ。市がちゃんと条例で免除するというのも書いてあるのに、それが守られていませんよということを申し上げているんですね。それは、もうこの条例でうたってあっても守られないんだったら、こういう様式をつくったらどうですかという話です。

本当に困っておられる市民がいるので、市長、これについてどうお考えでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今ご紹介いただいた運用の仕組み、そういうのもしっかり研究もさせていただいて、それが改善できるような方策が何なのか、しっかり見きわめて研究していきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

少なくとも、その用紙をつくるかどうか、仕組みをつくるかどうかも含めてですけども、市長が条例でうたっていることは、やはり市は守らんとあかんのと違いますか。

特別事情があると認める者が窓口にいらしたら、それはきちっとつないでいただきたい。それは考えると検討するとかという問題ではなく、必ずやっていただきたい。もう一度ご答弁願います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう対象の皆さんに、市当局、行政職員がしっかり向き合って丁寧に対応していくと、これはもう基本でありますので、それはそのように今後も考えていきたいというふうに思っております。

なお、いろいろきょうご紹介いただいたものにつきましては、今後さらに研究をさせていただくということを申し上げたところであります。

○議長（中村嘉孝君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

住まいさえあつたら、生活保護がなくても頑張れるというシングルマザーのお母さんたちとかたくさんいますので、ぜひとも頑張っていたきたい、私も見させていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了してありませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす8日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時16分 散会）

平成28年12月8日

亀山市議会定例会会議録（第4号）



●議事日程（第4号）

平成28年12月8日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

---

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会  
事務局 長

松 村 大 君

---

●事務局職員

事務局 長	松 井 元 郎	議事調査室 長	渡 邊 靖 文
書 記	村 主 健太郎	書 記	大 田 より子
書 記	新 山 さおり		

---

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

おはようございます。

創政クラブの前田 稔でございます。

通告に従い質問をさせていただきます。

合併してから10年を過ぎて、第1次総合計画がスタートして今年度が最終の年度ということで、そしてまた29年度から第2次総合計画がスタートするというので、幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

大きく1つは、第1次亀山市総合計画後期基本計画第2次実施計画についての進捗状況ということと、平成29年度第2次総合計画の今回行政経営方針、人事行政方針とか、それから予算編成の方針について出されましたので、そういうことについてと、3つ目が、リニアについて、大きく3点を質問していきたいというふうに思っております。

それではまず、この第1次亀山市総合計画後期基本計画第2次実施計画についてですけれども、幾つかの事業シートがありますけれども、大綱別に主要事業の現在の実施状況を確認したいと思いますので、答弁を願います。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

それでは、第2次実施計画の主な事業の実施状況につきまして、大綱別ということでございますので、少しお時間をいただきながら、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の快適な都市空間の創造では、市民の安心・安全の確保や防災機能の向上を図るため、橋梁長寿命化修繕事業による神辺大橋などの補修工事や橋梁耐震化補強事業による光於堂橋などの耐震工事を計画的に実施、これは終了いたしましたところでございます。また、市民生活の基幹となる道路ネットワークの構築を図るため、野村布気線、和賀白川線の都市計画道路整備事業についても着実に事業を進めているところではございますが、これは28年度中には完成はいたしておりません。

次に、2つ目の市民参画協働と地域づくりの推進につきましては、地区コミュニティセンター充実事業により、関南部地区コミュニティセンター新築工事を完了いたし、地域の活動拠点を整備することができたと考えております。一方、地域コミュニティのしくみづくり支援事業につきましては、地域まちづくり協議会を市内全地区で設立していただきましたので、地域特性を生かした活動が展開できるよう、今後は地域予算制度の円滑な実施に向け、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の健康で自然の恵み豊かな環境の創造につきましては、がん検診推進事業や予防接種費用助成事業を継続して実施してきており、早期発見や重症化予防の視点から、市民の健康づくりに努めてきたところでございます。また、亀山市衛生公苑のし尿処理施設長寿命化事業につきましては、本年度内に基幹内整備の改良工事が完了する予定でございまして、関衛生センターし尿処理施設との統合により、運営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

そして、4つ目の生きがいを持てる福祉の展開につきましては、福祉医療費助成事業によって、県制度の医療費助成に加え、市単独事業として障がいの程度や所得制限の緩和、中学生の医療費助成を行い、医療に係る負担の軽減を継続してまいりました。また、西野公園運動施設改修事業につきましては、平成28年度に空調設備整備工事の設計業務を行ってございまして、今後開催される国民体育大会の準備も視野に入れて、計画的な施設整備を今後行ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、5つ目の次世代を担う人づくりと歴史・文化の振興につきましては、子供たちの教育環境づくりの推進として、中部中学校クラブハウス建築事業により、新たなクラブハウスを整備することで生徒の学校における生活環境の向上を図ったところでございます。また、川崎小学校改築事業につきましては第1期工事を進めているところではございまして、引き続き計画的な工事を実施してまいりたいと考えております。

一方、歴史的風致を生かしたまちづくりでは、亀山城周辺保存整備において、京口門周辺歴史的風致形成建造物である旧佐野家住宅の改修を完了いたし、魅力的な地域づくりを行ったところでございます。そのほか、関の山会館整備事業につきましては、本年度用地購入を行ったところではございまして、平成30年度の開館に向けて計画的な整備を進めております。

最後に、6つ目の行政経営につきましては、社会保障・税番号システム導入事業及び個人番号カード交付事業により、社会保障・税番号システムの改修とセキュリティーの強化を図るとともに、スムーズに個人番号カードの交付ができる環境を整えたところではございます。以上でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

第2次実施計画の主要事業を説明いただきまして、おおむねまあ言葉ではできたというような感じかなあというふうに思うんですけども、幾つか積み残している事業もあると思います。例えば亀山駅の周辺整備、駅前整備とか、あと関宿の山車会館であるとか、それからまちづくり協議会の地域予算制度でしたか、そういったこともあると思うんですけども、これは今度の第2次総合計画につなげていくんだらうと思いますけれども、どのような形をつないでいくのか、その考え方を示してください。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

来年度からスタートする第2次亀山市総合計画前期基本計画第1次実施計画の考え方でございますが、現在の実施計画期間内に完了していない事業の中で既に事業着手をしているものとして、今、議員からもございましたが、例えば亀山駅周辺整備事業や地域コミュニティのしくみづくり支援事業、これは主に地域予算制度となると思いますが、あと地域包括支援事業、川崎小学校改築事業、これもご指摘のありました関の山会館整備事業、こういう事業などのほかに、定住促進につながる事業など、引き続き着実に進めていく必要があるものについて実施計画に位置づけてまいりたい、そのように考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

幾つか説明を受けたんですけども、特にこの中で亀山駅周辺整備事業ですね。きのう、豊田議員からの質問やら、服部議員からも質問がありましたけれども、これに関しての。当初、事業シートで、きのうも予算規模についての質問があったかと思うんですけども、第2次実施計画の中で当初出された事業シートには、たしか80億か70億ぐらいの予算規模が示されておったと思うんですね。ところが、今現在、市のホームページからこれを出してもですね、29年度以降の総額の事業が抜けているんですね。なぜこれが抜けたのか、ちょっとわかりませんが、当初たしか70億か80億ぐらいの総額予算が出ておったと思うんですけど、きのう、その答弁ができていませんよね。できないとか言われましたよね。これおかしいかなあと思うんですけど、どうしてこれ予算規模、一回出しておるのに答弁できないのか、その辺をちょっと。答弁できるんやったら答弁してもらいたいですね。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

議員ご指摘のように、確かにシートには以前に金額を記載させていただいているのは事実でございます。シートに記載いたしましたことといたしましては、主要事業として登録していく上で全体事業費の記載が必要だということで、その時点で想定した概算の金額として記載したものでございます。昨日も、現時点でお答えできるものはございませんということでご返事をさせていただいた

んですが、詳細が詰まっていない段階ということで、かなりの概算額ということもございまして、金額の全体額ということとはちょっと控えさせていただいたところがございます。

特に今検討しております中で、駅前再開発施設の中に公共公益施設の導入について、当然現在検討しているところがございますが、どういった施設を導入するかということにつきましては、現時点でまだ決まっておきませんので、導入する施設によりまして、規模が異なってくれば事業費にも大きく影響してくるということがございまして、現段階で申し上げる段階ではないということでご答弁をさせていただきましたので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

でも、当初そういう形で事業規模80億か70億という形で数字を出されているので、何か根拠があるんだというふうに思います。

これは、私の場合は一つの根拠としてちょっと聞きたいんですけども、これはかなり、きのうも市長は第2次総合計画の目玉になるということをおっしゃられました。それはもう間違いないです、きのう答弁されましたので、そういうふうに言っておられます。だから、これは第2次総合計画の目玉になってくるんだらうというふうに私も認識をしています。これだけの事業をやるに当たって、財源は一般財源だけでは絶対できないというふうに思う。ある程度これは補助金の目策があつてのことだと思ふんですけども、この補助金をこれに充てるのに当たって、どのぐらいの補助があるのかということをご想定しておられるのか、お聞きします。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

駅前再開発に係る事業でございますが、大きくは3つに分けられると思いますが、いずれも社会資本整備総合交付金を受けていきたいというふうに考えてございます。再開発事業並びに優良建築物の整備に係る費用につきましては、市が負担する分のおよそ2分の1、それから街路整備事業に当たりましては、これまでの道路事業と同様に国55%、市45%の負担ということで交付金の補助を受けていきたいというふうに考えてございます。ただ、全てのものが交付金の対象になるかというところは、これからまだ詰めていく段階ですので、その時点でまた決まってくるかと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

交付金を受けられるということですけども、概算でいうと、最終的に何分の1ぐらいになるわけですか、総額で。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

全体ということでございますが、現在、詳細を詰めている段階でございまして、交付金の対象にならない事業も含まれてくるかと思ふしますので、現段階でどれぐらいになるかということとは申し上げ

げられませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今までの交付金というか、補助金を当てにして、確実に入ってくるという保証はあるんですかね。今までそういうことで失敗したことはなかったですか。これだけちょっと確認したい。今まで補助金を当てにして、もらえなかったことがあったかないか、それだけ確認をさせてください。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

補助金につきましては、例えば今年度につきましても、実際に申請した額のおよそ半分程度しか補助金がついてこなかったということで、そういう分については、補助金に見合う事業に事業規模を縮小させていただいているという状況でございます。過去、これまでにさかのぼってというところにつきましては、資料が手元にございませぬので、ちょっとお答えはできませんが、基本的には補助金の対象になるものにつきましては、交付された補助金に見合う事業に事業費を見直しながらということ考えていきたいというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

思っていたより半分ぐらいしかもらえなかったこともあるということで確認をさせていただきました。だから、補助金を当てにしても、100%入ってくるかどうかというのはわからないということなんです。

それからもう一つ、地域コミュニティのしくみづくり支援事業の地域予算制度ということをおっしゃったんですが、これ、地域予算制度だけがちょっと言葉が先に走って、いろんなコミュニティで、市長も挨拶でこういう言葉が使われているんですけども、地域予算制度というのはどういうものか、ちょっとわからないので、今の時点で答えられるのかどうかわかりませんが、答えられる範囲で地域予算制度の中身について教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

おはようございます。

地域予算制度ということで、所管しております私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

地域予算制度は、地域へ交付されている補助金等を一括化するなどして、地域にとって自由度が高く使い勝手のよい交付金制度を創設し、それぞれの地域まちづくり協議会の自立した活動が促進されるように、平成29年度の開始を目指して現在制度設計を進めているところでございます。

制度のイメージということでございますが、平成29年度は制度開始の初年度でございますので、まずは現在、地域まちづくり協議会に交付されている補助金として、地区コミュニティ活動費補助金、地域活性化支援事業補助金、健康づくり事業補助金がございますが、これらを一括し、均等割、

人口割などの算定方法に基づきまして、地域に配分する仕組みを検討しているところでございます。この交付金の特徴としましては、地域まちづくり協議会の判断と責任のもとに交付金の使途を決定できる場所にあると考えているところでございまして、さらに今後、地域まちづくり協議会との協議も行いながら、他の補助金の一括化等についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ということは、今までいろんなコミュニティへ出ておった補助金を一括で渡して、その補助金をまちづくり協議会の中で好きなようにというか、考えながら、目的は違って構わないので、使ってもいいよというふうな柔軟な補助金になるということですか。確認です。

○議長（中村嘉孝君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

議員おっしゃいますように、地域の課題に向けて、それぞれ地域課題は地域ごとに特性が違いますので、それぞれ地域の中で決めていただいて課題解決に向けて取り組んでいただく、支援するための補助金でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

もう一点だけ聞いておきますけれども、今よりもふえるのかふえないのか、その点だけ1点聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

今、交付されている補助金よりふえるかふえないのかということでございますが、交付金の額の詳細につきましては現在調整中でございますが、地域まちづくり協議会におきましては、幅広く地域課題の解決に向けた活動に取り組んでいただくこととなりますことから、より充実した支援となるよう検討を進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

充実した支援ということは、答弁から聞くと、若干はふえるかなあという認識をさせていただきますけれども、はっきり申されなかったもので、余り期待はできないかなあと思います。

これをやっていますと次に行けませんので、それでは、2番目の平成29年度の行財政運営方針と予算編成についてということで、今回、行財政の経営方針とか人事行政方針、それから予算編成方針を出されました。その中で聞いていきたいんですけれども、今までの例年とは違った内容について特にお答えをいただきたいなあと思うんですけれども、まず行政経営方針の中で、今回、平成

29年度人事行政方針というのが示されましたので、まずこの内容についてお聞きしたいと思いません。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

行政経営の重点方針や予算編成方針と同時に発出をしております人事行政方針は、その年度に、どのような点に重点を置いて人事行政を進めていくかについて明らかにするものでございます。特に昨年と異なる点でございますが、平成19年度におきましては、第2次総合計画が始動することから、本計画に掲げる各施策の着実な推進に向け、組織・機構の見直しを掲げているところでございます。

現在の組織は、迅速な意思決定を狙いとして、合併後の平成18年にこれまでの課・係制から、現在の部・室制を導入いたしましたところでございます。それ以来10年が経過し、新たに始動する第2次総合計画や、まち・ひと・しごと総合戦略に位置づけられた施策を推進するため、最適な組織に編成することが必要であり、現在の部・室制の課題を十分に検証した上で、平成30年4月の組織・機構の再編に向け、進めてまいりたいというふうに考えております。

また、人づくりの面からは、職員全体で取り組むオール亀山市を念頭に、業務遂行をチームとして捉え、地方創生に真正面から取り組む職員を育成することが大切であると考え、特にチーム力の向上を図るため、中間管理職の人材育成を重点的に取り組むことといたしましたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

平成18年4月に部・室制に変更したということなんですね。今度、30年に機構改革で変えていくと。人づくりとか、組織づくりを念頭に置いていくということで、もうちょっと具体的に中間管理職というのはどういうことなのか。今までの部・室制からどのように変わっていくのか、もう少し具体的に教えてください。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これまでの課・係制のときには係長の職というのがございまして、係長の職は、通常ですと37歳とか、38歳ぐらいで係長職を拝命したおったところでございますが、今回平成18年に部・室制を導入することによりまして、フラットな組織になった関係で、室長以下につきまして全て室員というような組織が変わったところでございまして、課・係制の場合ですと、そうした30代後半から一つの係を掌握するという意味では、やはりマネジメント力がそこで培われてきたというふうに考えておりますが、現在の室長ということになりますと、早くて四十六、七歳ということで、10年ほどの開きがございますもので、こういったところのマネジメントがやはり少しおくらしているというような課題があるというふうに認識をしております、そういったことの改善を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）



前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

若手の育成というふうに考えたらよろしいですかね。それで、そのスキルを高めていくと。研修とか、そんなのも今までよりもふやして、庁内での勉強会もしていくというような、横の連携もつないでいくというような、絵に描いたような、それはすばらしいかわかりませんが、部・室制にかえたときもそういう話があって部・室制になったので、本当に着実に思ったようにできていくのかどうか、それは皆さんの行政の市長初め職員の今後の努力だと思うので、30年に機構改革があるということだけ確認をしておきたいと思います。

それでは、次に平成29年度の予算編成方針について、28年度と大きく変わったところは何か、答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

それでは、平成28年度と29年度の予算編成方針が大きく変わったところをご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、行政経営方針と同様に平成29年度が第2次総合計画のスタートの年であるという点でございます。そのことから、予算編成方針では、新たな計画に基づく新規事業に対し、施策・事業の重点化や各部門の連携を強化して取り組むことといたしております。また、そのほかにも市税や地方交付税減少が見込まれる中、加えて、県においては財源不足から政策的経費の要求額を一般財源ベースで前年度比55%以内としており、歳入における県支出金において、特段の注視が必要であると考えておるところでもございます。また、このような厳しい財政状況の中ではございますが、引き続き第2次行財政改革大綱に掲げる20の取り組み項目を強力かつ着実に実践し、持続可能な健全な財政運営を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

国の施策に合わせてというか、予算編成を見据えた中での亀山市の予算編成になっていくということなんですけれども、次も絡んできますので、29年度の予算編成についての考え方、これをまずお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

昨今の経済状況でございますが、内閣府の11月の月例経済報告では、景気はこのところ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとまとめられております。本市におきましては、平成29年度は普通交付税の合併算定がえによる増額分について、その5割が減額になる見込みでございます。このような中での平成29年度の予算編成の考え方でございますが、行政経営の重点方針を踏まえ、第2次総合計画の初年度として施策事業の重点化、各部門の連携を強化して取り組むこ

ととし、あわせて第2次行財政改革大綱に掲げる20の取り組み項目を強力かつ着実に実践することといたしております。また、持続可能な行財政運営の確立を図るため、事業の選択と集中により、行政経営資源を再配分するとともに、歳入に見合った歳出という財政運営の基本に立ち、歳入の確保と歳出の削減を徹底して行うことといたしております。

つきましては、今後予想されます一層厳しい財政局面に備え、職員一人一人の行動と各部局の英知を結集し、予算編成作業を進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これは提示された内容をそのまま読んでおるんじゃないかと思うんですけども、ちょっとここで聞きたいんですけど、29年度の予算編成ですけども、交付税と、それから歳入の部分、税収がどのぐらい、歳入がどれぐらいになるのか。税収と、それから交付税でどれぐらいかということをお聞かせ願います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

29年度がどうなるかという話でございますが、今、国のほうで税制改正等も議論をされておりますので、その分を入れずに、現時点で財政当局が予想しておる範囲でお答えさせていただきますと、市税については、約8,780万円ほどの減少になるだろうと。普通交付税については、7,100万円ほどの減少になるだろうと。合わせて1億5,880万円ほどの、来年度は今年度より減少になるだろうというふうに予測をいたしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

市税で8,780万円の減、それから交付税で7,100万円減ということで1億5,000万ですね。これが減するという事は、歳出も厳しくなってくるので、その穴埋めもせんならんだろうし、かなり厳しいかなあと思うんですけども、その予算編成の手法及び削減の考え方についてお聞きしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

歳入の確保と歳出の削減につきましては、先ほども申しましたとおり、第2次行財政改革大綱の前期実施計画に掲げる取り組みを引き続き実施してまいります。具体的には、歳入の確保において、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、また新たな財源の確保として、新規の広告収入や不用となった財産の売却などに取り組みます。

また、支出の削減においては、補助金の適正化による削減や事業の再編と事務事業の見直しなどによる削減に取り組みます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それをして補えるのかどうか、どれぐらい補えるのか、軽減できるのか、それはわかりますか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、各企業の法人市民税等の調査を現在かけております。歳入についても、再度確認をしていくような調査をかけておりますし、今、標準予算は財務部のほうで、政策予算は企画政策部のほうで現在調整を行っておるところでございます。そんなところで、どれぐらいの予算になるかは現在申し上げられませんが、なるべくこの削減幅と、来年度は新たなスタートの年でもございますので、そこら辺を鑑みて来年度予算の策定を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、中期財政見通しとの整合性ということで、まず平成29年度の予算の編成状況は大体聞きましたので、その中期財政見通しとずれる部分についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成27年2月に策定をいたしました中期財政見通しでは、市税における法人市民税の税率改正や土地の下落傾向等から、平成29年度当初予算で11億5,000万円の財源不足を見込み、その額について財政調整基金から繰り入れを見込んでおるところでございます。なお、平成29年度一般会計の予算総額及び財源について現時点では把握し切れていない状況であり、財政調整基金の繰入額については調整できていない状況ではございます。

次に、財政調整基金の残高見込みについては、中期財政見通しにおける28年度末残高は34億9,400万円といたしております。一方、12月補正後における28年度末の財政調整基金残高の見込みは37億9,900万円であり、中期財政見通しとは約3億円の増と予想をいたしているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この27年度につくられた中期財政見通しでは、31年度までの5年間で55億円の財源不足になるというふうなことが書かれておりました。でも、それは第1次総合計画のときに、市長ともいろいろ議論したときも、80億財源が必要やという議論があつて、そこで議論して、結局その80億というのは、何か言う割にはそんなこともなく、何とか乗り切られたと。だから今回も3億、毎年の残高ですね、不用額。これが結構な額が、大体四、五%ぐらいはあるのかなと思いますけれども、そういうのが残ってくるので、そこら辺を加味して中期財政見通しがつくられておるのかどうか、確認をしたいと思いますけれども。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

中期財政見通しでは、毎年不用額が出るという見込みで策定しておりますので、今後も不用額は計上をして中期財政見通しを立てていきたいというふうに思っています。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今のところ、中期財政見通しでは、財政調整基金は上振れになっておるということで確認をさせていただきました。

そしてもう一つ、今度第2次総合計画が始まります。これ27年から31年までの中期財政見通しでありましたけれども、中期財政見通しを新たに29年度から作り直すという考えはあるのかなのか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本市の中期財政見通しにつきましては、平成27年2月時点の地方税財政制度等に基づき、行政水準を維持した場合の将来にわたる財政収支を試算したものでございます。策定から約2年が経過し、社会経済情勢や税財政制度等の変化等により乖離が生じているところでございますので、第2次総合計画の実施計画の策定に合わせ、平成28年度中の見直しを予定いたしておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

第2次総合計画に向けての見直しとするということを確認させていただきました。

それでは、行財政改革についてお聞きをしたいと思います。

平成27年度の主な実績について、まずこれを聞かせてください。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

行財政改革につきましては、平成27年8月に第2次行財政改革大綱を、同年10月に行財政改革大綱前期実施計画を策定し、開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立に向け、平成29年度までの3年間に116項目の具体的な取り組み内容を定め、取り組み責任者の管轄のもと、着実な推進を図ってきておるところでございます。

平成27年度の主な実績としまして、まず本実施計画に掲げる市税や国民健康保険税などの9つの税や使用料等の現年分の収納率の向上について、前年度よりも収納率を向上させた結果、約2,700万円の収入増となったと考えております。

また、受益者負担の適正化の観点から、市民や議会の各位にもご理解いただいて、住民票や印鑑

登録証明書、納税証明書など15種類の手数料の見直しを行い、この増で約640万円の増収を見込んだところでございます。さらに人件費の削減においては、勤務時間弾力化制度の活用による朝型勤務の実践や22時以降の時間外勤務の原則禁止、また20時以降の時間外勤務は理由書を提出するなど、時間外勤務の管理を徹底したことにより、平成27年度は約8,200時間の時間外勤務の削減につながったところでございます。また、歳入確保や事業の見直しを図る検討を行い、今年度は脳ドックにおいては対象人数を拡大するようなこともやってきたところでございます。

平成27年度から29年度までの3カ年で取り組みを行います前期実施計画の平成27年度の進捗状況は、延べ116の取り組み項目のうち、完了済み、完了に向け順調に進んでいる取り組み項目が61事業で、約半分程度進捗が進んでいるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

いろいろな取り組みをしていただいて人件費の削減もしていると、残業時間とか、そんなのも減らして効果は出ておるということで、最初に2,700万と640万ですか、これで3,000万からそれ以上の実績をつくったということですが、平成28年度の取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今年度の主な取り組みにつきましては、前期実施計画の初年度であります平成27年度の進捗状況を踏まえ、今後取り組みに対する支援を行うこととしており、本年5月に財政行革室が全取り組みに対し、取り組み責任者との直接的ヒアリングを行い、進捗状況と問題点の確認を行ったところでございます。

また、本年10月には、行政改革推進委員会の委員の方が2班に分かれまして、ヒアリングを希望する6つの取り組みについて、委員と取り組み責任者による直接的ヒアリングを行い、進捗を促すためのアドバイス等も行ったところでございます。

そのほか、全庁的な取り組みといたしましては、本部長であります市長を初め、部長級までの市の幹部で構成します行財政改革推進本部会議で、福祉医療費助成事業の制度見直しや窓口業務の民間委託化などの検討などの重要事項について随時検討を行っており、本年度はこれまで2回会議を開催いたしましたところでございます。

今後も行財政改革推進本部会議を中心に各部署が一丸となり、諮問機関である行政改革推進委員会の意見も反映させていきながら着実な推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ちょっと時間がなくなってきましたので、合併特例債についてお聞きしたいと思いますけれども、合併特例債の現在の残高はどれぐらいか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

合併特例債の現在の残高でございますが、新たな事業への活用可能額といたしましては、約7億8,000万となる見込みでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この7億8,000万を第2次総合計画でどのように使っていくのか、考えはあるのか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今後、どういった事業へ活用を行うかにつきましては、合併特例債の趣旨や市の財政負担等を考慮し、新市まちづくり計画に位置づけた事業の中で、活用期限となります平成31年度までに完了できる事業の財源として有効に活用してまいりたいと考えております。具体的な活用事業につきましては、平成29年度当初予算編成にあわせて策定をいたします第1次実施計画においてお示ししてまいりたいと考えておりますが、現時点の想定といたしましては、第1次実施計画における最大の事業となつてまいります亀山駅周辺再開発事業において有効活用ができればという考えを持っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

亀山駅周辺再開発事業に使うという考え方ですけれども、私はまず合併特例債の性質というか、補助金のつかない事業に充てていくのが望ましいというふうに考えていますけど、その考え方は間違いないですか。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これまでから合併特例債を活用した事業の中には、例えばし尿処理施設長寿命化事業など、補助金がつきにくい事業に対して充ててきた経緯がございまして、議員ご指摘のとおりの方で進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、亀山駅周辺再開発事業はもう補助金がつくということなので、それはどうかなというふうに思いますけどね。

市長とは長い間この財政問題、それから合併特例債のことをいろいろと議論してきました。私は、やっぱりこの合併特例債というのは、庁舎建設に使うことが一番最適やったんやないかなあと。なぜかという、これは後の祭りですけれども、今となって、きのうも庁舎の建設の問題がありまし

たけど、やっぱり財源がないわけですね、補助金もない。合併特例債を使えないという、私はそこから辺を政治的な判断ミスじゃないかなあというふうに思うんですけども、市長は、いつも私と議論をしているときに、後に負担のかかるようなことはしたくないと言われましたけど、今となつては、10年おくらせて庁舎建設に踏み切ったとしても、かなりの額がふえてくる。きのうも、50億ぐらいでできたものが80億、90億という試算が示されましたけれども、やっぱりこれはちょっと私は政策判断のミスかなあというふうに思うんですけども、市長、どのように思いますか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

前田議員のご質問でございますけれども、随分公の議会の場でも議論を重ねてまいりました。確かに、あの時点で私の就任がリーマンショックのまさに直後でございましたけれども、本市にとりまして、平成14年から始まります産業立地によります右肩上がりのこの流れが、大きく潮目が変わる状況でございました。そういう中で、当時としては、この合併特例債を活用して、当時の合併特例債の期限が平成26年度でございましたので、平成25年、26年で庁舎を亀山市内のどこかへ新たに建設するという計画で動いておったところであります。

一方で、既に21年、22年の中で、本市にとりましては、多分県下でも、全国的にも珍しいと思いますが、関中学校、亀山中学校の中学校2校の同時改築並びに亀山市立東幼稚園、この2校1園の同時改築が計画の中に盛り込まれておったところであります。税収の展望とか、あるいは償還していく、これを考えますときに、優先すべき政策の転換が必要であろうということの中で、当時庁舎を凍結させていただきました。その前段には、和賀白川線の橋梁につきましても合併特例債事業でありましたけれども、立派なつり橋が計画をいただいておりますが、二十数億のつり橋でございましたけれども、これを約十数億にまで縮減をしたりとか、南部地区の自然の森公園、これも15億の事業でございましたけれども、これを白紙に戻すとか、そういう行財政の大きな改革を、そういう判断をしながら、そしてリーマンショック以降の本市の厳しい中を転換してきたものでございます。

そういう意味で、当時の、今5年合併特例債が延長されましたけれども、この特例債をいかに有効するかという意味では、市政のあの時点で、決してこれは適切な合理性のある判断であったというふうに考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

当時いろいろ議論しましたね。市長が、それは民意で凍結したということが、民意で市長になられたんですけども、私はそのときに提案をさせていただきました。いずれ庁舎は建設しなければならないので、積み立てをしたらどうですかということで、今、それが積み立てられております。10億あります。

1つまたここで提案なんですけれども、今度、市庁舎建設に向けて進んでいくと思うんですけども、かなり先ですけども、その合併特例債を使って、今、基金がありますね。まちづくり基金、

まだ約10億残っております。これ、全然今まで活用されていないんですね。だったら、これ、ちょっと執行部も勘違いしておったか知らんけれども、償還分はそういう建設目的にも使えると。ソフト事業じゃなくて、そういうものには使えるということはもうわかっていると思うので、何年か先にはこの10億というのは使うことができますよね。そうすると、積み立てた10億、建設基金がありますね、市の庁舎の。それと、あとこの特例債でもらったまちづくり基金を使って20億ありますよね。それから、まだこの先になっていくから、もうちょっと積み立てをすれば何とかかなあというふうな、私はそういう試算を持っています。

財務部長にちょっと聞きたいんですけども、このまちづくり基金、今何か使う予定というのは考えておるんですか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まずこのまちづくり基金の設置目的である市民参画協働及び地域づくりに寄与する活動の支援に要する資金として、現在は活用を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これを市庁舎建設に充てるということは可能ですか、可能でないか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市民まちづくり基金につきましては、基金償還分、返した分については庁舎建設に使う用途に使うというのは、目的をそれでいいということになれば、使えるだろうというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私はそういうこと原資があるのではないかと、リニア基金もそうですけれども、きょうはできませんでしたが、いろんな方策を考えて、私の提案も示させていただきましたので、これで質問を終わりたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時53分 休憩）

---

（午前11時01分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。



次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぼぶらの西川でございます。

本日は一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして、まずは亀山市の教育行政について質問をさせていただきます。

その一つは、学校図書館の現状と整備についてを質問させていただきたいと思っておりますので、現在、学校図書館には豊富な図書冊数・種類というものがしっかりと準備されているのか、その点について確認をさせてください。

○議長（中村嘉孝君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

各小・中学校学校図書館の蔵書でございますけれども、文部科学省学校図書館図書標準におきまして、各学校の学級数に応じて整備すべき蔵書の標準冊数が定められております。それに基づきまして整備のほうを進めております。平成27年度末でございますけれども、市内小・中学校14校のうち、13校がこの標準冊数を満たしておりまして、残る1校につきましても、標準冊数は約98%とおおむね備えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

学校図書館については、しっかりとした本があるということでございます。

それで、教育長の教育行政の報告の中では、適切な廃棄・更新というようなことがありましたけれども、更新・廃棄、これはどのような基準で行われているかについてご質問します。

○議長（中村嘉孝君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

古くなった蔵書の廃棄につきましては、亀山市学校図書館図書廃棄基準に沿いまして、記述されております内容が古くなったり、資料的な利用価値を失った本、また多数の利用があり、傷んでしまい、修復不可能な本などの廃棄を行っておるところでございます。

また、購入でございますが、毎年各学校へ配当する予算におきまして新しい図書のほうを購入いたしますが、その本の選定につきましては、各学校の図書館担当教諭や学校司書等を中心に検討し、校内で協議をして決定しておるものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

学校図書館については、そういう基準に基づいて適正にされていると。

それで、同じく教育長からの現況報告の説明の中で、学校力、教師力の向上というものがあ

した。ちょっとわかりづらい言葉なので、教師力とはどのようなもので、どのように向上していくということを教育委員会としては求めているのか、その点についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

議員お尋ねの、まず教師力につきましては、深い教材研究によるよくわかる授業ができる授業づくりの力、また子供たちが安心して学校生活を過ごすことができる学級づくり、集団づくりの力、子供のよさを引き出し、伸ばしていく子供理解、子供指導の力、また学校組織の一員としての自覚を持ち、協力的に役割を果たすことができる支え合い、共同する力など、教師として必要な力を指すものでございます。これは、亀山市学力向上推進計画におきましても、児童・生徒を成長させるために必要な教師一人一人の資質、能力、意欲等であると明記してございます。

この教師力をどう高めていくかにつきましては、教職員の指導力向上について取り組みを強化しているところでございますが、市や県で開催される教師の資質や専門的な知識の向上を図る研修会への参加奨励、学校現場でのOJT、職場内研修による指導技術の向上や子供理解のための校内研修の充実など、あらゆる機会、場面を活用して取り組みを進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

教師力については理解させていただきました。

その前にある学校力ということですけど、こちらについてお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校力につきましては、子供たちをよりよく育てるために、学校が校長を初めとする管理職のリーダーシップのもと、的確に組織として機能する力であり、保護者、家庭、地域の協力やご支援によって生み出される学校の総合的な力でございます。これも亀山市学力向上推進計画におきまして、学校が一体となり組織的な改善を続ける中で生み出される教育力であり、児童・生徒を成長させる組織的な働きであると定義しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

実践されてきた、教育長は、学校長も経験されて、現場を実践された中で言われることですので、非常に説得力があって、教師力を上げる、学校力を上げていくということについては、それなりの知見と実力があるんだろうと私も思っています。それで、その学校力を上げていくということで、生徒、それから教師が一体となって、よい教育ができるようになっていくんだろうということを確認しました。

私が1点気になったのは、学校力の中では管理という部分もあると思うんですけども、私は今

の全国的な子供のいじめであったり、不登校といったものについて社会問題化となっている中で、教師一人一人が持ってきた子供たちを指導する、あるいは安全に学校に来させるという中で、その情報の共有といったものが、学校力の中では僕は非常に大切なのではないかなあと。子供一人一人に対する先生方が共有した認識を持って生徒指導に当たっていくというのが大事なのかなあとと思いますが、その点の所見について教育長はいかがお考えか、お聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

学校力の向上につきましては、わかりやすく言いかえると信頼される学校づくりとも言えようかと存じます。信頼が高まった中では、保護者は安心して子供を学校へ通わせ、子供たちは学校へ早く行きたい、学びたい、友達と過ごしたいと考えると捉えております。そんな学校で、教師は情熱と誇りを持って自己研さんに努め、教育活動に打ち込む環境が整うと考えているところでございます。

したがいまして、校長のリーダーシップと申しましても、管理型の校長、管理職を求めているのではなく、子供も教師も校長先生、教頭先生に伝えておかなければとか、対話を重視したマネジメント力、リーダーシップ像、そういったところを奨励しているものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

学校について、しっかりとやっていっていただきたいと思います。

そんな中で、この間、全国学力・学習状況調査についての報告がなされました。全国平均を亀山市は下回ってはいるものの、学力は徐々に年々成果が出てきて向上しているという報告でありました。この報告の中で、私は特に気になったのが読書週間ということなんです。それで、先ほど学校図書館について、そしてそれを指導される先生方、学校の中身についての確認の質問をさせていただきました。

読書の習慣づけということについては、施策の中でいろいろやられているんですよね。教育委員会が主導でやられているのかどうか知りませんが、聞いたところでは、ファミリー読書リレーとか、それから朝の読書の時間というような取り組みがされてきて、その取り組みの成果が実際に出ているのかどうかという点ですね。今回の調査の中では、報告書にありましたのは、読書の習慣が身につけていない児童が多いということが書かれておりました。この結果を受けて、実際に今までの方針が成果をおさめてきたのかどうか。少人数学級を取り入れて、今の言われた教師力で生徒を指導しながら、楽しい学校づくりをして、図書館の本も十分ある中で、また図書館司書もふやしてやってもらっています。これで課題・問題点があったのかなかったのか。なぜ読書の習慣が身につけていない生徒・児童が多くなっているというような報告になったのか、その点について、どの辺に課題・問題点があるのかという点についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

子供の読書力の向上に向けた取り組みにつきましては、現在、市内小・中学校の学校図書館におきまして、学校司書、学校図書館支援員等の配置によりまして、教育活動の支援及び環境整備を進めているところでございます。また、少しご紹介いただきましたけれども、かめやましファミリー読書リレー、また朝の読書タイムですね。そのほか、みえの学力向上県民運動に係りますチェックシートというのがございまして、それを活用した取り組みなど、家庭とともに進める読書活動の推進に取り組んでおるところでございます。これらの実践によりまして、市内の小・中学校全体の図書貸出冊数は、平成26年度には約20万冊でございましたけれども、学校司書の配置を増員いたしました平成27年度には、約27万冊に増加をいたしたところでございます。このように、子供が学校図書館で出会う図書の冊数は着実に増加をしておるところでございます。

次に、読書をしない子供が多いのはなぜかということだと思いますけれども、学校図書館や市立図書館に行く回数につきましては、学力調査の結果では、週1回から3回行くと答えた児童・生徒の割合が県・全国平均を上回っております。しかしながら、授業時間以外に全く読書をしないと答えた児童の割合は、県や全国と比較して多くなっておるところでございます。この理由ということを考えますと、これはやはり教師等からの働きかけによりまして、図書館の本を借りたり読んだりする子供が多いものの、授業時間以外の日常生活の中で自分が読みたい本を選んで手にとり、最後まで読み進めようとする主体的な読書習慣が身についていない子供が多いものと考えるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

報告書だけを読むと、子供が本を読まないのかなあというふうな感想を受けましたけれども、今の説明ですと、読んでいる子は読んでいるんだと。ただ日常的な中で本が活用されていないという現状があるということだと思います。私は、やっぱり教育の中では国語力があってこそほかの科目も上がっていくのではないかなあと思うので、この読書について特に聞かせていただきました。

それから、もう一点気になるのは、学校評価アンケートについては27年度の実績を見せていただきました。学校教育ビジョンと比較されて、27年度の実績ですと、学校の授業理解度についてという質問があります。その中では、小学校では88%、中学校では83%の子供たちが理解をしているという報告があります。先ほど、教師力という話を伺いましたけど、その中では、授業を進めるやり方等についての研修も行われ、教師力も実際に上がっていると。学校全体としても、子供たちの環境整備に力を注いでいると。その中で、子供たちはこれだけの理解度があるんだという中で、ただその理解力が学力テストの結果に反映されていないと感じます。そこまで理解が進んでいるのであれば、やっぱり平均点が上がるというのが常識的かなあとは考えるんですけど、ここにおいては、教える内容そのものに問題があるのか、テストの内容とは違う教育をしているのか、その点について私は矛盾を感じるんですけど、どのように考えてみえるかの見解を教育長から聞きたいなあってお思います。お願いします。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘のとおり、平成27年度末に市内小・中学校で実施しました学校評価アンケートにおいて、授業理解度は小学校で88%、中学校で83%となっており、この数値は学校の授業がよくわかると肯定的に答えた児童・生徒の割合でございます。8割を超えているということなのに、全国学力学習状況調査の結果が思わしくないというのはなぜかというご指摘かと思いますが、授業理解度は、子供たちが日々の授業、1時間ごとの理解ができたかどうかの意識を問うものであります。それに対して、全国学力・学習状況調査は、前の学年までに学習した全ての範囲から問題が出題されております。過去の学習内容が十分に習得をし切れていないという状況はうかがえるかと存じます。

また、問題が長文を読んで内容を理解したり、自分の考えや理由を文章で記述したりする問題も多く、日常の授業がわかるかどうか以外の活用力も測定されるという違いもございます。テストに合わせた授業を行っているのかどうかと問われますと、テストの点数を上げるための授業を必ずしも行っていないということは言えようかとは思いますが、でもそれでいいとは捉えておりません。

今後につきまして、日々の授業をわかりやすくする努力は続けながらも、学力調査の結果から明確になった課題について、その改善方策を検討し、実践していく必要があると考えております。現在も、学力向上推進計画の見直し作業を進めているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

子供たちの学力については、日々の授業の理解はしているけれども、前年度までの部分についてのテストについては若干弱いということがはっきりしているんだと。それが学力テストにつながるかどうかではなく、やっぱり子供たちにしっかり習ったことを教えていただく復習というものが大事なんだろうなあとというふうに感じましたので、また課題・問題点を整理していただいて、今後につなげていただきたいというふうに感じます。

では、次の質問ですけれども、亀山市の将来像についてということでお聞きしたいと思います。

まず、この中で私が非常に気になるのは、コンパクトシティの考え方についてであります。コンパクトシティという考え方で、まずその中心部には何を考えてみえるのか。それから、その中心部に必要なものはどのような施設なのかという点についてお伺いします。立地適正化計画によれば、駅を中心に公共交通を考え、その駅を中心ににぎわいゾーンをつくられていますので、多分中心には駅を考えてみえるのかもしれませんが、確認として中心には何を持ってくるのか。それから、そこに必要な施設は何なのか、ご答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

コンパクトシティの考え方ですが、今後のさらなる人口減少、高齢化社会に対応した持続可能な都市となるよう、都市の再構築を長期的に進めていくものでございます。

概念的に、コンパクトシティの中心部というものを一言で言いあらわすことは大変難しいのですが、都市構造上、居住や都市機能を誘導し、中心的役割を担うことを目指すということであれば、現在策定中の立地適正化計画の素案に示しております居住誘導区域や都市機能誘導区域が想定され

るかというふう存じます。

どのような施設なのかということですが、都市機能の維持・充実という観点からは、例えば交通の結節点であったり、関連する交通施設、また都市のにぎわいや魅力、都市居住といった観点からは、商業施設や文化施設、医療・福祉施設、集合住宅等、幅広い施設が一般的に該当するものと思われま。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今の答弁で明らかになりました。コンパクトシティーの中心部分にどのような施設かと。交通施設であったり、商業施設や文化施設、さまざまなものが必要なんだと。それは、複合されたところを小さくまとめていくという考え方なんだというふうには感じましたけれども、多分そういうことなんだろうと。

となると、私、市長に聞きたいんです。亀山市の将来に向けて、どのようにコンパクト化していくのかという問題と、それから今の立地適正化計画では、にぎわいゾーンにおいては3つに区分されています。井田川駅、亀山駅、それから関駅と3つの中心部ができ上がっています。それを、前に質問したときには、それぞれの駅を中心としたコンパクトシティーの複合体が亀山市の考えるコンパクトシティーだというふうに聞かせていただきました。そうすると、井田川駅前あるいは関駅のほうに文化施設、商業施設、それらを持ってくることによってコンパクトにまとめていく考えなのか、あるいは現在中心部にあるところへ全体的な、先ほど部長が言われました居住空間、都市機能を持ってくるのか、その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

都市づくりの今後の基本的な考え方というご趣旨でございますが、本市は190平方キロという面積を持っております。そこに5万人という人口でございますが、まずはやはり既存の中心市街地、そして周辺に連なりますそれぞれの集落、あるいはコミュニティ、こういうものをうまくつなげていくという考え方が全体的には必要であろうというふうに思います。そういう意味で、今ご指摘の都市の中心機能の拠点性を高めていくということが、やはりこういう時代、極めて重要であろうというふうに思っております。こういう時代と申し上げますのは、人口減少社会であったり、少子・高齢社会という大きな構造変化の中にある、こういう時代にあつて、やはり都市全体をより集約化していったり、より周辺のコミュニティとうまくつなげていったり、こういう都市政策が必要になってくるんだろうというふうに基本的に考えておまして、その意味で、現在の中心市街地の拠点性を一層高めるとする視点は、大変重要な政策課題の一つであるというふうに考えておるものであります。

同時に、今、副次的な中心市街地が関宿周辺、関駅周辺、それから井田川の新興住宅の周辺、この辺を副次的中心市街地といたしておるところでありますけれども、先ほど申し上げた中心市街地としての全体としての拠点性を高めるということと、さらにその外枠にありますコミュニティとうまくつなげていくという考え方が基本的に大変重要であろうというふうに考えておるものでありま

す。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

その拠点拠点をつなげる周辺のコミュニティをつなげていくという考え方だというのは当然理解しているんです。ただ、その中でそれをどうやっていくかという具体的な部分について、市長の考え方をお聞きしたいと思っていたんですけども、お答えはいただけなかったと理解します。

その次の公共交通の考え方について、先ほど言われましたように、都市機能を充実させていくために、周辺部あるいはその中心的市街地と副次的市街地と言われましたけれども、そこらをつないでいくためには、やはり公共交通というものが必要になってくるんだろうと。公共交通としては何を考えてみえるのか、中心となる公共交通は何なのかという点についてご質問します。

○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、本市の公共交通につきましては、JR関西線及び紀勢線の鉄道がございます。それから、三重交通の営業路線バス、それから廃止代替路線バス、それから市が委託しておりますコミュニティ系の合わせて10路線のバスがございます。その他、事前予約制送迎サービスとか、民間の営業タクシーもあるわけでございますが、中心となる公共交通機関といたしましては、このうち点在する市内集落を結ぶとともに他市とをつなぐ鉄道、それから三重交通の営業路線バス、廃止代替路線バス、町なか循環のさわやか号の5路線というふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今の答弁で鉄道がまずは中心、それからバスの5路線であるというふうに言われております。ちょっと私はバスの路線図を見ましたところ、駅を中心にピストン運行されているんですね、放射線状にといいますか、環状的にぐるっと回るバス路線というのは数が少ないのではないかなあというふうに感じています。先ほどの考え方という、まずコンパクトシティーをつくっていくという考え方では、中心市街地のほうに向けて、周辺部からのアクセスをつないでいく、そして、それとは別に副次的な部分と主的な部分を今度は横軸でつないでいくということが大切なかなあというふうに考えています。

当然そうなると、鉄道の駅、それからバスとの乗り合わせをあわせてコンパクトシティーのまちづくりということになってくのではないかなあというふうに思うんですけども、そうなると、これは市のほうからいただきました立地適正化計画の素案でございます。その55ページは、公共交通ネットワークの将来イメージというものが書かれております。そうすると、ここには鉄道駅周辺に居住誘導区域を指定し、鉄道を基幹的公共交通軸と位置づけ、公共交通移動の主軸とするとはっきりと明記されております。この上で考えますと、やっぱり鉄道を主体に亀山市は将来像を考えているのかなあというふうに私は読み取ったわけですが、先ほどの市長のご答弁には、そういうような考え方は示されておりました。

もう一度、市長にお聞きしたいのですが、前段のコンパクトシティのまちづくりの考え方に合わせて、鉄道を中心とした公共交通をどのように考えてみえるのか。今のバスのあり方でいいのか、あるいは、私が先ほど言いましたように、放射線状に市外に向けて出ているバスだけではなくて、やっぱり環状線というか、ぐるっと回ってくるようなバスとかも考えてみえるのか、その点、また今のバス運行のあり方が最適なのかどうか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確かに本市の構造上、中心市街地、とりわけ今の亀山駅と各集落を結ぶバスのネットワークという意味では、現在の公共交通のネットワークがその役割を果たしておるところでございますが、かつてはそうじゃなかったわけでありますよね。基幹的な民間バス事業者が運行していた時代があったわけでありますが、それがかなわず、今はこういう状態を構築してきたところであります。あわせて、今の本市には5つのJRの駅を保有しておるところでございますけれども、この駅と、あるいは各中心部と周辺との集落をいかに結ぶのかとか、こういう視点を持って公共交通の再編計画が動いてきておるところであります。

このままでいいのかということでありますが、ご案内のように、本年度、現在の計画が終了いたします。さらに、次の本市の公共交通の再編計画を策定してまいるところでございます。その折には、当然今ご指摘のような、例えば駅といかにつなげていくのか、あるいはより効果的な方策をどう組み込めることができるのか、こういう視点の議論は当然必要であろうというふうに思いますし、当然財源との絡みとか限界がございますので、従来のそういう手法以外のバス運行の手法につきましても当然検討しながら、そして今後の計画の中へ組み込んでいくという考え方がどうしても必要になってくるのではないかとこのように考えておるところであります。

いずれにいたしましても、本年度をもちまして、現在の公共交通の再編計画が終了いたしまして、これらの課題や将来展望を含めて、次の計画の策定をしっかりとっていく必要があるというふうに現時点で考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

計画を策定していくのが大切だという考え方ではなくですね、市長はどのように考えているかという点をお伺いしたいので、もう少しちょっと質問の内容を変えて、市長の考え方を聞きたいと思っております。

コンパクトシティにおいては、先ほど言いましたように、中心部に居住区域を誘導していくというふうに書かれております。ということは、これから市の周辺部においては、そういう居住区域を、今はミニ開発とかが盛んに行われていますけれども、抑制していく考えがあつて、逆に中心部にはどんどん住宅を建てましょうとか、空き家を利用しましょうとかいう政策を行っていく考えなのか。それから、それによって公共交通は当然拡散すれば公共交通機関も広がりを見せるわけですから、そういう抑制によって公共交通の再編というのを考えてみえるのか、その点についてはいかがでしょうか。



○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この中心部の空洞化ということ自体が、この20年、30年の間に進んでまいりました。そういう意味では、やっぱり都市の機能を高めていくという意味では、中心的な市街地への町なか居住をしっかりと進めていくという考え方が、これは従来からの本市の方針でございますけれども、そういう考え方を持って都市政策を動かしてきておるところでありますけれども、さらにそこは立地適正化の計画等も含めまして、強化していく必要があるというふうに思っております。

そういうことを含めて、その居住誘導の区域外と、周辺にありますその集落、コミュニティといかに効果的にネットワークしていくのかということにつきましては、既存のそういうバス運行の手法があり、あるいは鉄路があり、さらにそれだけでは限界がありますところは、さまざまな議論を地域レベルでも検討いただいておりますが、そういう新たな運行主体、地域を主体としますような、そういう何か方策が必要ではないのかなということも含めて、この都市の力、都市力を上げていく必要があるというふうに考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

必要があるんだろうなあということは皆さんがわかってみえて、そのための計画もつくっていくんだということは確認できましたけれども、市長はどういうまちづくりをしていくかという思いについて、もう少し僕ははっきりと言っていたきたいなあと思っています。立地適正化計画の素案には、はっきりと計画性のない無秩序な市街地拡散の抑制が必要であると書かれています。ということは、やっぱりそういうふうな方向性でこれからやっていくんだということは、もう市の中では決定済みなんじゃないのかなあと思います。ただこの答弁においては、市長はそこをはっきりと言われたいという点が非常に残念であります。

次の市庁舎の建設と図書館のあり方を含む公共施設のあり方についてという点なんですけれども、今後は建てかえを検討していくということは、市長は全協の場で言われましたので、ここの質問も、ちょっと時間の関係上、大きく割愛させていただいて、いろいろ図書館についても、昨日、福沢議員のほうに細かに聞いていただきましたので、私は、今後の公共施設の建てかえのあり方ということで、公共施設に関する総合管理計画中間案というものが前回示されておりますので、そこから、例えば図書館は、きのうの質問の中でも36年が経過していると。ただ、3年前にリニューアルしたところなんですよね。なのに、今、移設を含む検討というふうに言われています。問題点が、施設の中が古くなっているとか、本の蔵書の関係やとか、書架の関係やというふういきのう言われましたけれども、何を優先していくのかということですよ。そういうことで言えば、保育園とか、古くなっていて、本当に必要だと言われているものはいっぱい今までもあるわけですよ。いろんな議員さんも質問されました。その中で、なぜ図書館なのかなあというのが一つあるんですけども、これだけを聞くと、またいろいろな言いわけを言われるだけなのかもしれないので、受益者負担の適正化をされたときには、それに関する基準というのが4つの方向性がありましたよね。公共施設も、そのようなどれを優先していくんだというような基準を明確にするための基準といいます

か、第一優先に老朽化あるいは耐震がなっていないとか、そういうようなのを優先していくのかとか、そういうような基準があるのかなのか、その点についてだけご質問します。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

現在のところ、そのような基準というのは持ち合わせていないところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

先ほど言いましたように、亀山市公共施設等総合管理計画の中間案におきましては、行政サービスとして必要な水準や機能、市民の利便性の向上、最適な配置など、さまざまな視点から総合的に進めていく必要がありますと書かれています。市長が目指してみえるのは、行政の見える化、そのことをよく言われます。この文章を読んだだけでは、どの公共施設を早く直すんだ、どの公共施設が大切なんだということが一切わかりません。さまざまな視点からと言われてます。この「さまざまな視点から」を整理していただいて、やっぱり市民全体が見ていただいて、均等に見て、公正にどの公共施設を早く直さなければいけない、この公共施設は統廃合をしていかなきゃいけないというようなことがわかるような基準となるものを一つつくっていただければいいかかなあという提案なんですけれども、まずはそこから始めていただいて、そして公正・平等に公共施設を見直していただいて、その中で限りある財源の中から有効に使っていただけてやっていただきたいと思うんですけれども、財務部長、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃるように、公共施設の今後のあり方ということが必要であろうというふうな認識を持っているところでございまして、現在、私の部で担当してやっています仕事の中で、公共施設等の総合管理計画の策定をやっています。今の財政状況で考えますと、今ある公共施設、特に道路とか、橋梁とか、建物も含めると、今後60年間で更新を考えると、到底今のものを再度立て直すことは不可能でございます。そのことで、まずどれぐらいの削減が要るんだということで、現在25%程度の削減をしないとやっていけないだろうという方向性を出しました。その中で、そうしたら削減をどのようにやっていくんだということが必要になってくることですので、現在、この基本方針とか、施設類型別の基本方針の策定を、現在取りまとめを行っておりまして、また皆さん方に明らかにしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

その今やってみえることは十分わかりました。ただ私は、せっかく受益者負担の見直しにはああいう基準をつくられて、誰もがわかる公平性だとか、そういうのがわかるようなのがあるので、公共施設についてもああいうのをつくられて、見える公共施設のあり方というものを検討していただ

きたいなあという意見でございますので、またできれば検討していただきたいと思っております。

そういう中で、今も言われましたように、財政の問題というのは非常に大きくなってきます。行財政改革というのが次に私はあるんですけども、その中で市長のマニフェストレポートを見せていただくと、ここは本部設置と大綱策定ということで、マニフェストの成績は5段階評価の5を持ってきておりますけれども、先ほどからもいろんな言葉が飛び交う中で、役所言葉というのが結構出ています。行財政改革の大綱の中の116の施策の中には役所言葉の見直しというものもありますので、そういうことも一つ一つ点検しながらやっていただきたいなあと思うんですけども、ここで聞きたいのは、本来はまずこの成果ですね、行財政改革の。これ、先ほども言いましたように、マニフェストでは5段階評価の5です。ただ、本部設置と大綱の策定をしたというだけですけども、実際に行財政改革による成果というものがどんなのがあったのかというのを聞きたい。

その中で、この中で一番大きな話題となったのは、一室一事務改善と呼ばれる改革ではないのかなあと思っていますけれども、この改革でどのような効果があったのか、数字で示していただきたいなあと思うんですけど、一番効果があった改善案、それから効果がなかった改善計画というのはどんなのがあるのか教えてください。財務部長、簡潔にお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず一番効果のあったのは経常経費の削減でございます。ほかには公債費の削減とか、補助金の適正化等をやってきたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

財務部長が今答弁を言われたように、経常経費の削減ということですね。こちらは、これも市長のマニフェストレポートからの抜粋ですけども、経常経費の削減ということで、効果額7億2,300万円と出ております。非常に大きな効果なんだろうなあというふうに思います。その2つ前のところですね、事務事業点検制度「ザ・点検～亀山モデル～」の実施ということで、効果額1,200万円と書かれていますけれども、こちらのほうは事務事業の点検制度で事務事業を見直しましたと書かれているんですよ。でも、僕、経常経費の削減と事務事業の削減ということで、これ一緒じゃないのかなあというふうに考えたんですけど、やったということを書かれるのはいいんですけど、やっぱりこの辺も明快に何をやったからこういうふうになったのかなあというのを出していただければありがたいのかなあというふうに感じております。

行財政改革については、今後もいろいろ聞いていきたいことはいっぱいあるんですけども、ちょっと時間の都合もありまして、行財政改革、どんどん進めていただくのは結構なんですけれども、ただ一室一事務改善をやることによって現場に支障を来している部分もあるんじゃないのかなあというふうに私は感じております。一室一事務改善、せっかくやられたので、その効果があった事務改善については、1室がやるだけではなくて、その1室がやった効果を全庁的に波及させるというような取り組みが私は見受けられないと思うんですけども、せっかくやられたとどここの何々室というのがこういう削減案を出して、こういうことをやったことによって人件費の削減につながっ

た、今言われたように経常経費の削減につながったよというのであれば、じゃあ、他の室がなぜそれをしないのかというところに疑問があるんですけど、その点についてどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず一室一事務改善の取り組みについては、市の掲示板等に掲載をして、職員の皆さんに読んでいただけるようにしておるんですけども、そんなお声をいただくということは我々がまだ足りない部分があるんだろうというふうに思いますので、一室一事務改善を広く庁内へ広げてくような再度違う方法も考えたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

違いますよ、一室一事務改善、一室一室がやっていくのは当然いいですよ。いろんなことをやってみるのは僕らも確認していますよ。ただ、その中で非常に効果が高いから、これは例えば今言われた財政行革室だけがやるべきものではなくて、財政行革室が考えたアイデアが教育委員会のどこの室でも使えるとか、建築のほうでも使えるんじゃないのということで財政行革室が推奨して、この事務改善についてはこの室もこの室もやりなさいよという指示を出したのか出さないのか、なぜ出さないのかということです。その点についてお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

指示は出しておるところでございます。特に実績でも上げさせていただいた変形労働時間勤務の活用とか、または小規模修繕工事を一つにまとめる取り組みとか、またはささいなことですけど、コピーの使用料の削減とか、保存ファイルの再利用なども各部門に行っていたりするような指示はきちんと行っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

金額的な部分だけではなくて、もっと行財政なので、財政だけではなくて、業務量の改善とか、そういうこともしっかりとPRしていただければ、より効果があったということが、市民の皆さんを含め我々にもわかるのではないかなあとと思いますので、またやっていく上でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、医療センターの院外処方についてという質問なんですけれども、これ、医療センターの敷地というものが市の財産だと思うんですけども、この財産において、院外処方の場所を、薬局を開設して貸し出すということなんですよね。ということについて、法律的な部分についてちょっと私もわからないんですけども、市の財産を貸し与えて、その収益については医療センターのほうに入ってくるというふうになっていると思うんですけども、この法律的な部分で市の財産を貸し

出すという点についていかがなのか、説明をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センターの敷地は、地方公営企業の用に供する行政財産であります。その行政財産ですけれども、地方公営企業法施行令第26条の5の規定によりまして、地方自治法第238条の4第2項の規定に基づいて貸し付けることができることになっております。でありますから、今回の貸し付けは地方自治法の規定によります行政財産の貸し付けという位置づけでございます。

収入につきましては、医療センターの財産でございますので、医療センターのほうに帰属するものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

法律的には問題がないということが確認できました。これは、教育民生委員会の資料から見せていただいたものなんですけれども、ここで気になるのは、前回質疑のときにも私言いましたけど、医療センターの問題は市民の皆さんの利便性や安心であると私も思います。現在の院内処方から院外処方へ変わることに伴うメリットとデメリットですね。こちらのほうは、当然医療センター側のメリットもあるだろうし、市民のメリットもあると思うんですけれども、このメリットとデメリットについてはどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センター側からのメリット・デメリットについて申し上げます。

医療センターといたしましては、一つ、薬剤師が病棟での薬剤業務に専念できるようになることから、きめ細やかな服薬指導により、入院患者サービスの向上につながることで、もう一つは、処方頻度の低い薬剤の在庫がなくなるということ、もう一つ、薬の袋などの消耗品が減少することなどのメリットがありまして、逆にデメリットといたしましては、薬価差益、これは薬価基準による公定価格と医療センターが実際に購入する価格との差額でありますけれども、院外処方に移行することによって、その差益が小さくなること、また調剤に係る診療報酬が少なくなることがあります。

このようにメリット・デメリットありますけれども、トータルとして考えますと、病院経営面からの収益の減収は否めませんが、入院患者さんへの質の高い医療の提供ができることから、地域医療の推進に寄与するものと考えております。

○議長（中村嘉孝君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

今回、教育民生委員会の資料といたしまして、保険調剤薬局整備事業についてを提出させていただきました。健康福祉部の名前で提出をさせていただきましたが、実際の事務は地域医療部でとっておりますので、私のほうから少し答弁をさせていただきます。

市民の立場からのメリット・デメリットということと、市全体から見たメリットということでご答弁させていただきます。

まず、市民の立場としてのメリットといたしましては、多彩な後発医薬品 ―― ジェネリック医薬品でございますが ―― を自分の希望で選択でき、これにより医療費の負担の軽減につながります。また、どこの薬局でも調剤が可能となりまして、かかりつけ薬局を利用することによりまして、重複した投薬の防止につながります。また、そのかかりつけ薬局を利用することによりまして、患者さん個人の状態に応じた薬の十分な説明、服薬指導が受けられるようになるというふうに考えております。

逆にデメリットといたしましては、後発医薬品を選択しない方にとっては費用負担が増加をいたします。また、院内で薬を受け取ることができなくなりまして、別の場所に薬をとりに行くという手間も必要となります。

市全体から見たメリット・デメリットでございます。医療センターに受診される方の多くが国民健康保険や後期高齢者保険の加入者でございます。医療センターが院外処方に移行した場合、他の病院の例を参考にいたしますと、後発医薬品使用率が45%程度になることが予想されます。これによりまして、市全体の医療費の抑制につながるものというふうに考えております。また、今回の公募条件であります24時間365日対応の薬局が開設されることによりまして、在宅への薬剤の配達あるいは在宅での服薬指導というものが可能になりまして、ますます在宅医療が推進され、地域包括ケアシステムの実現に向けた一翼を担うことになるというふうに考えております。

市全体で見たデメリットにつきましては、特にないものというふうに考えております。

#### ○議長（中村嘉孝君）

2番 西川議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時54分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

#### ○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

#### ○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

このたび一般質問の機会を得ましたので、質問をさせていただきます。

国においても、一億総活躍社会とか、地方創生については、非常に強く取り組んできているものと思います。その中で、今回この12月議会で、亀山市議会定例会の現況報告と教育行政現況報告について質問させていただきます。中身については通告してございますが、一部関連して波及していく部分もあるかと思いますが、お願いします。

それでは、1番目の第2次亀山市総合計画の策定の経過と今後の推進についてということでご答えてございます。第1次亀山市総合計画がもう終わろうとしている中で、次の第2次という計画を現在されております。その計画をされる中での経過を聞くわけですが、まず最初に、市長のそれに対

しての指示、思いを伝えてあるのか、確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在策定を進めております第2次亀山市総合計画の策定の過程での市長の指示はいかがかということですが、これは本当に本市の今後の29年度以降、長期的な市の施策の方向性を示すものでございまして、極めて根幹となる計画であります。

したがって、この計画の策定に当たりましては、関係部局の英知を結集して、この作業を今日まで進めてまいったところでありまして、議会並びに多くの市民の皆様、あるいは声なき声も含めて、これをしっかり拾い上げて、そしてその計画の中へしっかり盛り込むよう指示をしながら、今日まで中期戦略会議を通じまして、この策定に全庁を挙げて取り組んでまいったところでありまして、

なお、総合計画審議会、各関係の委員の皆様のお英知も結集いただいて審議をいただいてきておるところですが、いずれにいたしましても、オール亀山市としての今後の大きな展望をしっかり持ってこの計画をつくる必要があるということで、その英知の結集を求めてまいったところでもあります。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思いを聞かせていただきました。

今般のこの第2次総合計画は、今までの場合は、自治法上の義務づけがあったと思いますが、今回は外れておるという中での、今、市長の思いを聞かせていただきました。

この計画が今どのように進んでおるのか、詳しくお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

策定に係る経過についてご説明を申し上げます。

現在策定を進めております第2次総合計画につきましては、今、議員ご指摘がございました、地方自治法の一部改正によりまして策定根拠を失って以降、平成27年6月に定めました亀山市総合計画条例に基づき、市の意思により策定する初めての総合計画となるところでございます。

総合計画の策定に当たりましては、市長を初め、部局長級で構成する中期戦略会議を中心として、基本構想検討プロジェクトチームによる基本構想の検討や、分野別政策検討部会による基本計画の検討など、全庁的な体制による検討を進めてきたところでございます。

また、その検討過程におきましては、市民の意向を計画に反映させるため、市民アンケート調査やフォーラムを実施し、幅広い意見をお聞きしたところでもございます。

一方で、総合計画策定に係る調査審議を行うための機関として、昨年10月に有識者、公共団体

の代表者、公募委員から構成する亀山市総合計画審議会を設置いたしまして、計9回の調査をいただいたところでございます。

こうした中、本年10月31日に審議会へ基本構想及び前期基本計画案の諮問を行い、集中審議を経て、昨日でございますが、諮問案に対する答申をいただいたところでございます。これが現在の経過でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

経過は事細かく説明を聞かせていただきました。

やはり市民の声、また有識者の声、いろいろな方の声も聞き、計画を立てられたと思っております。議会にもその都度示された部分もございます。

そういう中で、結局、最終的にはいつごろにできるのか。いわゆる答申を受けて、今から市民にお尋ねしなければならんし、我々も検討をしなければならん部分もございます。最終的には来月になるか、再来月になるか、予定でいきますと来月というふうに書いてございますけれども、それでいいのかどうかということで確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今後の予定でございますが、まず今議会が終了した後の20日から22日にかけて、各予算決算委員会の分科会にまずこの基本構想と基本計画案を報告させていただきました後に、今、議員からもございましたパブリックコメントを通じまして、市民からのご意見を踏まえ、最終的には平成29年3月定例会におきまして、基本構想案と前期基本計画案を市議会へご提案いたしたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

計画は事細かに聞かせていただきました。

その中でちょっと一部、午前中の前田 稔議員の中での地域予算の件で、これも2次にもつなげていくのかどうか、それだけ確認したいです。

○議長（中村嘉孝君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

地域予算につきましては、第2次計画の中で位置づけていくところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

大体私の質問も終わりました。

それでは、次の項に移りたいと思います。



まちづくり観光の推進についてということで、街道観光の推進についてお尋ねしたいと思いますが、先般、商工会議所との連携というのか、そういう中での街道観光、いわゆる東海道、大和街道、それから巡見街道でしたか、その街道観光というので取り組んでおられるということも報告を受けましたが、その中でこれはどのようなものか、お尋ねしたいなと思います。

○議長（中村嘉孝君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

亀山市は、我が国の東西を結ぶ地域にあり、伊勢への分岐点であることから、交通の要衝として発展してまいり、いつの時代にあっても道が一つのキーポイントであると考えております。観光につきましても、街道に沿って町並み保存を進め、宿場町の姿を今に残す歴史遺産として年々評価が高まり、訪問客も増加傾向にあることから、旧東海道の関宿を中心に観光の施策を展開しております。

このたび、亀山商工会議所が商工業の振興策の一つとして、歴史的資産や地域資源などを観光産業に結びつける戦略として、旧東海道や大和街道、伊勢別街道、巡見街道など一連の街道を総称して、「伊勢ノ国 亀山まほろば街道」と銘打って、観光を通じて商工業の振興を図る事業に着手されました。

このことから、亀山商工会議所とも連携いたしまして、東海道を初めとする歴史文化遺産を活用した観光促進を図り、観光に関連する商工業者の育成を図り、地域が潤う観光の施策を展開してまいりたいことから、街道の持つ魅力を積極的に発信する観光PRを展開してまいりたいと存じております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

商工会議所として地域が潤うということで、まほろば街道ということになっておるんですが、今の中での、交通の要衝として、東海道は東西ですね、巡見街道は南北やと私と思いますが、そういう絡みはいかがですか。

○議長（中村嘉孝君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

街道とは、地域と地域、あるいはまちとまちを結ぶ道路をあらわす言葉でありますことから、巡見街道も観光につながると思っております。

観光につながる資源は少ないというお話もあるかと思いますが、巡見街道には、ヤマトタケル伝説に由来する御陵や、峯城を初めとした城跡、寺社など歴史文化遺産が多いことから、観光資源はあるものと考えてはおります。

しかしながら、例えば巡見街道を一つ例にとりますと、今、議員おっしゃいましたように、旧東海道の関宿を中心としたような従来の観光の形態は難しいのかな、今ではまだと思っております。ですので、地域活動団体や関係機関と連携を深めながら、体験型、あるいは交流型の要素を取り入れたまちめぐりやウオーキングツアーのような形態の観光策を検討してまいりたいなと思っております。

ます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

巡見街道は聞かせていただきましたが、大和街道はどういうことですか。

○議長（中村嘉孝君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

大和街道につきましても、東海道から分岐して、いわゆる加太を越えて伊賀へ越える道でございますが、ここにつきましても、観光資源はあるものと思っております。特に、鉄道のまちとして栄えました亀山市において、加太につきましても鉄道遺産がたくさんあることから、それらを中心に、いわゆるまちめぐりやウォーキングツアーなどで観光を振興していければなと思っておる次第でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それぞれ3つの街道についてのご説明をいただきました。

私が思いますに、まだほかにもこのような道があるんじゃないかというふうに思っております。特に金王道、これも平安時代の道だと思うんですが、それから安楽越えの道はどのように取り扱っていくかと。歴史遺産もございます。そういう中で、まず金王道についての歴史的遺産のご説明をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

金王道に関係をいたします歴史遺産というふうなご質問でございます。

金王道そのものは、鈴鹿市の岸岡から当市関町古厩にかけての丘陵上をずうっと通っております道でございます。その中でも、特に昼生地域については、その街道の中核部分として非常に古い趣が残っている道だというふうに認識をしております。そういう性格で申しますと、特に亀山市の南部に当たる地域の歴史資産をつなぎとめる役割を持つものだというふうに考えております。

例えば、南部のほうでございます歴史文化資産を上げますと、例えば下庄の弘法寺でございます木造薬師如来立像でありますとか、あるいは三寺では獅子舞が行われておりますし、指定の文化財ではございませんが、中庄でもかんこ踊りなどがされている。

また、自然のものでいきますと、於々奈気神社の大クスでありますとか、こういったものをつなぐ。また、観音山のようなものも非常に価値の高いものではないかというふうに思っているものがございます。こうしたものをつなぎとめるという意味での金王道というのは、非常に意味があるものだと思います。

また、金王道につきましては、地域の昼生地区まちづくり協議会の皆さんを中心に、金王道ウォーキングなどの開催をしていただくことを契機として、道周辺の看板の設置でありますとか、草刈

り活動など文化財の愛護活動にも積極的に取り組んでいただいているということで、私どもといたしましては、こうした地域資産を使う活動の一つのモデルになるような地区ではないかというふうにも考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

金王道については、よくわかりました。きょうの中日新聞の朝刊にも出ておりましたが、昼生のまちづくり協議会を中心に、いろいろボランティア的に活動をしていただいていると。ありがたいと思っております。

それから、安楽越えについては、先般、4回目となるこの報告の中では、鈴鹿山麓無限会議というのが先月25日に開催されたということを知っておりますが、そこで共通の資源である鈴鹿山麓を通じてという政策連携についての議論を交わしていくというところではありますが、私思いますと、先ほど申しましたように、安楽越えを街道の扱いとして、そういう観光に使えないかというふうに、発展させられないかというのを一つお尋ねしたいなと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

久野関支所長。

○関支所長（久野友彦君登壇）

鈴鹿山麓無限会議につきましては、滋賀県、三重県内の8つの市町で構成させていただいておって、地域活性化に向けた情報交換をしていただいているところでございまして、2013年に発足していただいて、今、議員おっしゃったように、4回目がこの10月25日に行われたところでございます。

これにつきましては、山麓を中心にいろいろなまちのつながりをもって活性化をしようとするものでございますので、長い目を見た鈴鹿山麓を軸にした周遊観光プランを検討してはどうかというような議論も中には出ているというのをお聞きしております。

ただ、いわゆる今の安楽越えは、今の時点では林道、昔は安楽道というた中で、今は林道安楽越えとなっておりますが、その整備にはもう少し時間はかかるのかなと思っておる次第でございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いずれにしても、私ご提言申し上げておきますので、今後研究していただいて、このまほろば街道観光の一翼を担っていかないかなというふうに思って、ちょっとお話しさせていただいたわけでございます。今後よろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは次に、移住交流促進事業についてというのがございます。

これは、東海道関宿をフィールドに移住交流促進事業がなされたとのことですが、どのようなものだったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現況報告で述べさせていただきました取り組みにつきましては、先月11月5日、6日に東海道関宿をフィールドとしました移住体験ツアーを開催いたしましたところでございます。これは本市に1泊のツアーで企画しまして、3名の方がご参加をいただいたところでございます。

ここでは、地域の関係団体やボランティア、先輩移住者のご協力を得て、関宿における暮らしを紹介いただいたほか、加太地区などの周辺地区や、保育施設や学校施設、商業施設など、生活や子育てに関連する施設を中心にご案内をさせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

3名の方が来られたということで、今まで移住されてきておる方のお話を聞いたりということでございますが、今回この移住交流促進事業と、一つの事業と銘打って、この関宿のみの事業を起したのかということをおはちょっと疑問に思うんですが、移住については、もっと大々的に取り組まれて、大きく考えたらいかかなというふうに思っております。特に、テレビなんかを見ておりますと、中山間地でも、例えば耕作放棄地とか空き家とか、そういうところを借りられる方もいますが、買われる方もいまして、移住があちこちで出ているということもテレビ等で私も拝見させていただいております。ええことやなというふうにも思っておりますし、また今、空き家対策について空き家条例もつくりまして、中山間地だけじゃなしに、どの地域においてもそういうのを移住者に対して提供できるような促進ができないかというふうに思っております。

今回、現況報告の中では関宿の中での移住交流ということでございますが、もっと広く考えて取り組んでいけないかというふうに思っております。そこら辺の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

失礼いたしました。私、11月5日や6日の取り組みのことだけ申し上げましたが、実際には、これまで具体的な取り組みといたしましては、総合的な相談窓口の設置でありますとか、定住支援員の配置、移住関係資料の作成でありますとか、移住相談にワンストップで対応できる環境を整えるとともに、大阪、東京で開催されました全国フェアや、県主催によります東京で開催されました「ええとこやんか三重移住相談会」に参加するなど、都市部での情報発信も行ってきたところでございます。

また、今、議員からご提案がございました件でございますが、今回の移住体験ツアーにつきましては、例えば本市の大きな特徴であります関宿における宿場町の暮らしをテーマとして開催をさせていただいたところではございますが、議員ご提案のとおり、住民のニーズに対応できるよう、例えば就農体験などの要素も含めながら、より本市の魅力に触れていただけるような移住体験ツアーについても企画をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員のほうから空き家等の活用という点もお話ございましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

現在策定中の空家等対策計画におきましても、具体的な施策として、空き家の利活用というものにつきまして計画をしております。空き家情報バンク制度や移住定住促進についても、そういった内容を含んだ計画の策定をしているところでございます。

現時点で、空き家情報バンク制度は既に先行して実施しているところでございますが、その活用状況につきましては、まだ数は多くはございませんが、17件の登録に対して8件の成約が実現しておりますが、そのうち4件につきましては市外からの移住者でございます。内訳につきましては、市外3件と県外からの移住1件というような状況でございます。

引き続き、移住交流促進事業と連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

総合的なことは企画総務部長に聞かせていただきましたが、中山間地の例があったらお聞かせ願いたいなど。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

中山間地域でのお尋ねですので、私のほうから答弁させていただきます。

中山間地域における移住促進につきましては、農業施策の中で中山間地域における交流活動や活性化のための活動に対して支援を行っております。これは中山間地域が活性化して、魅力ある地域になることによりまして、移住が図られることも考えられるということからでございます。

具体的には、昨日の中崎議員の一般質問だったと思いますが、市長が加太地域で、先日、三重大学生との交流が図られたという事例を紹介されましたけれども、まさにそれが具体的な例に当たるのかなというふうに思います。

それとまた、中山間地域の空き家の活用ということですが、移住を促進するために空き家を取得する場合、その空き家に附属する農地も容易に取得できるよう、農地取得の下限面積を原則30アールから1アールに緩和しているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ聞かせていただきました。これから亀山の人口減にならないような施策の一つにもなるうかと思っておりますので、今後もっとどんどん進めていただきたいなど、かように思っておる次第でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に4番目ですが、上水道の整備についてでございます。

安楽川能褒野橋河底推進工事負担金の債務負担行為限度額の変更についてでございます。

これについては、9月議会に提案された債務負担行為2億5,000万であったのが、今回の債

務負担行為の変更については9,752万4,000円というふうに変更がなされておったのですが、なぜですか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

安楽川能褒野橋河底推進工事負担金の債務負担行為限度額の減額補正についてでございますが、9月議会時点では、ガス事業者から概略設計において概算費用を算出し、全体工事費5億円、市工事負担金2億5,000万円ということで補正いたしております。その後、ガス事業者が工事実施設計を行い、入札を行った結果、全体工事費が3億5,000万円となり、さらに請負業者とのコスト削減提案、工法等仕様変更により、結果として、11月1日に締結しております協定書に基づく工事価格1億7,200万円となり、市の工事負担金が事務費を含め9,752万4,000円となったものでございます。

主な工法変更の内容につきまして確認したところ、まず発進・到達立坑について、鉄骨構造、躯体費用の削減や、到達立坑において鋼矢板による立坑からケーシング、いわゆる鋼管に変更したことにより9,600万円の削減。また、仕様変更に伴う作業能率及び管理費等の見直しにより5,900万円削減されたことによるものとお聞きしております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

結構な話でございます。いわゆる1億5,000万強ここで浮かせていただいたということで、非常に私は評価いたしたいと思います。特に、当然、当初の設計は概算設計だったと思いますが、実施設計になるとこれほど違うのかなと驚いている部分もございます。

しかし、安くなったでいいわというんじゃないしに、工事の内容が自分らが思っておるものになっておるのか、再度確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

今回、協定書に基づく工事価格によりましても、当初のいろいろ工法の変更等に伴うことございまして、結果といたしましては、当初の施工どおり、来年6月までが完了期間となっておりますが、その予定で進めていくというふうなことでございますので、市といたしましても、今後の工事の進捗状況を十分把握してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、今度は教育行政現況報告の中からお尋ねしたいと思います。

きょう午前中にも、西川議員が学力テストの問題、また昨日、図書館の問題については福沢議員が質問されておりました。そういう中で、私は私なりに質問をさせていただきます。

全国学力テスト、学習状況調査について報告がございます。その結果が、去年と比較すると、全国平均と差が少なくなったということがございますが、三重県においても、やはり平均値以下であると。そういうような中で、特に学力テストで優秀なところなんかは、秋田とか島根とか石川とか、そういうような地域だったと思うんですが、三重県の取り組みも今後上げていきたいという意向でございます。亀山市についてはどのようにしていくのか、まず状況の結果をお聞かせ願いたいなど思っております。教育長、よろしくお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

状況の結果ということですので、一定の部分で年度を積み上げて改善が見られるものの、特にB問題、活用問題において課題が大きく残っておりましてございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

調査の結果はお聞かせ願えました。

教育長として新しく選任されましたので、過去からの経過は、現職の校長さんだったと思います。今現在、教育長になられて、今後これに対応する考えはどう考えていくか、教育長の抱負及びこれからの取り組みをお聞かせ願いたいなど。

○議長（中村嘉孝君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

私、9月の就任時に重要課題であると伝えまして、スピーディーに亀山市学力向上推進計画について、内容、取り組み期間を含めて軌道修正を行う旨の説明をさせていただいたところであります。

したがって、スタートは11月からになっておりますが、既に3回の学力向上推進に係る検討会議を実施しておりますところでございます。

どのようにということですが、校長会におきましては、多くのことが現状維持は後退であると受けとめてほしいという旨を発信しております。また、就任以降、いろいろ担当室と詰めて、分析もしてまいりましたが、亀山市は教職員の年齢構成に大きな特徴がありまして、極端に20代が多く、50代が少ないということも判明してまいりました。

したがって、そういった亀山市の特性も踏まえまして、若者の個性は尊重しつつ、指導の統一性を図るという旨も大切にしていきたいと。最低これだけは押さえた授業、これだけは押さえた指導というところをどうポイント化していくか、そういったところを今検討しているところでございます。また、補充学習、土曜授業、教職員の過重労働と連動して検討を進めておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

教育長の報告なり、取り組みを聞かせていただきました。

私は、これからまた皆さん一致団結していただいて、亀山については教育にもやはり熱心だと私は思っておったんですが、事これについてはちょっと低いなという感じはしておったんですが、教育長の今のお話を聞かせていただいて、多少安心したわけでございます。

三重県で何位か、そんなのはわかりませんが、亀山ここにありの教育をやっていただいて、それはやはり市長もそれなりのあれは惜しまないだろうというふうに思っておりますので、教育長は思い残すことなく頑張ってください。よろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは、最後になりました。亀山市立図書館の今後の方向性についてでございます。

私、図書館といいますと、小学校の時分に、ここの西小学校のところに洋館建てで、前には二宮尊徳さんがまきを背負って本を読んでみえる、そういう銅像は今もございますかね。そういうようなのがイメージにありまして、私らの子供のころには、図書室もあったという記憶はあるんですけど、図書館も行って、借りたり読んだりもしておったわけでございます。これはきのうの話ですと昭和13年に建てられたということで、今現在地へ移転しておるということで、蔵書とか、利用者とか、いろんな中身はきのう福沢議員の中で聞かせていただいた。利用者が今現在、年間通じて10万人というふうに聞いておりますが、蔵書についても16万冊あるということでございます。

特に、図書館の今後の方向性についてですが、現況報告によりまして、移転のことが出ておりました。そこらを最終的にお尋ねしたいと思うんですが、図書館は若山町にある図書館ですが、私も議員にならせていただいて、学校図書について非常に興味を持ちまして、いろいろお尋ねしたり、提案もしたりしておったんですが、当時なかなか予算的にも難しかったというふうに記憶しております。

そういう中で、今の現況はどうなのか。学校図書との連携はやっておるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校図書館と市立図書館との連携でございますけれども、先月から、市内中学校間での相互貸借を始めております。来年度からそこに図書館を含めまして、中学校の生徒から学校図書館に要望があった市立図書館の本を配送する取り組みができるような準備を現在しておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは、この現況報告であらわされております図書館の移転についてのことでお尋ねしたいと思います。

これはどのような場でこのようなことが決定してきたのか、発案されたのかということをお尋ねしたいと思います。

私も議員になって、会派の視察なり、委員会の視察なりで、先進地の図書行政は多々何カ所も見せていただいてきて、いろいろな場で提案はしてきておったわけでございますが、今回のこの移転については、どのような考えで移転の文言が出ておるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）



服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

まず、図書館の今後の方向性を教育民生委員会において提出しておりますが、今後の方向性につきましては、10月に開催されました総合教育会議において、市長にも提出いたしましたところでございます。

教育委員会としましては、現状の図書館では、これからの社会に求められる図書館の具現化は困難と考えている。そこで、今後の方向性を検討したということです。そのときに、その方向性を求める、目指す図書館像を実現させるためには、現在地で困難な場合、現在地の整備にこだわるものではないと。移転も考え得るといった広い視野で申し上げておる次第でございます。

なお、教育委員会としまして、移転についての具体的な検討は一切行ってございません。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

経過は聞かせていただきました。

これは、市の行政のほうの現況報告の中でもうたわれております。総合教育会議の中での議論やっただと思うんですが、執行機関として責任を果たしながら連携し、図書館の移転を含めた検討を行ってまいりますということでございます。ここへ報告することは、大体の思惑があると思います。聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この亀山市立図書館に関しては、先ほど教育長からもご紹介ありましたが、去る10月14日の本年度の第2回目の総合教育会議におきまして、教育委員会においていろいろ取りまとめてまいりました亀山市立図書館の今後の方向性につきまして、教育長のほうから説明をいただいたところであります。

その一方で、市といたしましても、本年度の施政方針でも明らかにさせていただいたところでありますが、中心市街地再生の核となりますJR亀山駅周辺整備事業におきまして、にぎわいの創出に向けた図書館を中心とした公共的機能の移転の検討を行っているところでございますけれども、現時点におきましては、それは決定をいたしていないものでございます。

いずれにいたしましても、図書館もその公共的機能導入の一つの機能というふうに思っておるところでありますけれども、今後におきましても、しっかり検討しながら、またこれは教育委員会当局との協議や相互の理解も大変重要だと思いますので、そういう検討を積み上げていく必要があろうというふうに考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

図書館については、先ほども私が過去にいろいろ提案してきたということ、まさに私もそのとおりだと思う。例えば、一、二の例をしますと、私、青森、また川崎市も行きまして、駅前の整備

の中にそれが取り組まれて、やはり人が集まるところが一番利用者がいいんやないかというふうにその担当者は言われてみえました。当然、人口が違うので利用数は違いますけれども、やはり学生さんを初め主婦の方、また子供さん、やはり交通機関のあるところ、また買い物ついでに寄るところというようなふうで話を聞きました。その後、去年でしたか、東京都千代田区の日比谷図書館へも邪魔した。静かな閑静なところでございます。しかし、あそこは当然、人口が多うございます。利用者の数はすごいものでございます。中身については、やはり当然、図書の書架とかいろいろな部分でございますし、勉強室もでございますし、また最近の中でネットができる場所がございます。都会であっても、最近では空調とかいろいろな関係で中は静かでございます。また、いろいろな方が見えるのに喫茶店があったりというふうに、親しみやすい図書館を私見せていただいて、以前も提案をしておりますが、今後十分検討していただいて、市民がよりよい、使いやすい図書館にしていきたいと思いますというふうに提言して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

---

（午後 2時00分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきます。

きょうは新庁舎建設について、林業センターについて、学童保育所について。時間がありましたら、亀山市立図書館の今後の方向についてを一般質問したいと思います。

まず最初に、ちょっと順番が変わりますけれども、学童保育所についてですけれども、市長が昼生地区のキラリまちづくりトークで、終了後、昼生小学校区の学童保育所での発言についてちょっと確認したいもので、福沢君のフェイスブックというんですか、そこで市長がこういうような発言をされたのか確認したいんですけれども、その前に、私も総務委員会に所属させていただいておるんですけれども、前は教育民生委員会で所管事務調査を行わせていただきました。その一員として参加させてもらって、1年間服部委員長のもと、再度、学童保育について研究しました。

その提言書の3項目めの中に、提言書の中に4項目あったんですけれども、3項目めの中に、市内各学童保育所間の施設整備の格差解消に努めること。特に、昼生小学校区の施設は早急に公設による移転、改築を図ることということで、私も昼生小学校を特出しするのは余り好ましくないんじゃないかという意見を出させてもうたけれども、委員会で、昼生小学校はやはり環境的に問題があるということで、特出しすべきやということで、昼生小学校を提言書の中に明記をされました。

そこで、先ほど市長がキラリまちづくりトークで言った、確認ですよ。キラリまちづくりトークへ行ったら。その参加者から、たとえ30秒でもいいから、昼生学童の現状を一遍見てもらえんやろうかということを書いて、市長さんが率先していただいたと思うんですけれども、そこでこう

というようなことを言われたと、こういうことを市長が述べたと。市長は、うちより快適そうじゃないですか、ここで住みたいわと。こういうような趣旨の言葉を言われたと。これは事実ですか、事実じゃないですか、一遍確認したいです、市長。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

ちょうど私が遊友クラブの訪問の際の様子をご紹介がありましたけれども、あるブログが紹介をした件のことというふうに存じますけれども、その趣旨は、施設内が非常に整然と整頓されまして、管理が行き届いた感がございました。それは本当に日ごろの、指導員を初め皆さんのご尽力のたまものという感じを受けましたので、敬意を込めて、仕事場より非常に居心地がよさそうだと、こういう趣旨の発言をいたしましたものであります。

なお、このブログの掲載の二、三日後であったかと思えますけれども、当時の教育民生委員会の正・副委員長さんのほうにその趣旨をお話しさせていただいたところでありまして。それ以上でもそれ以下でもないところでありまして。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私の書斎よりもきれいやと。基本的に、学童をこういうふうにお世話していただいております方は、少しでも子供たちに放課後快適に過ごしてほしいという意味で、きちっと整理整頓をしておるんですけれども、私が拝見すると、外壁はぼろぼろ、漏電のおそれもある、教育民生委員会でも、特にこの昼生の学童は劣悪であるということをやった中で、冗談でもこのようなことは言うべきものではないと私は思う。敬意を表してというけど、それを聞かれた方の気持ちはいかに、私もこれを見せてもろうたときに、何と世の中の流れ、人の心を酌み取れやん市長やなと思いました。昼生小学校の学童は、亀山市の学童保育の中で第1番目やと思うておるんですよ。地元の議員さんら、また地元の自治会の父兄の皆さん方がいろんな思いを持って、やっぱり放課後の子供たちを安心なところで何とかしたいという思いで、亀山市の発祥の地だと思っております。そのためには、市長の認識として、私ら教育民生委員会の特出した提言書をしっかり捉まえておれば、こういうような発言はなかったと思うんですけれども。もう一度聞かせていただきたい。そうすると、あなたの書斎は、この学童よりも悪いんですか。わしにも一遍見せておくんははれ。そういうような感覚で市政全般を見られるんですかな、市長。やっぱりこれは、できたらこの場で、まことに不謹慎な言葉であったと、一言ぐらいあってもしかるべきかと思えますけれども、そういうような気持ちはありませんかな。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず先ほどの答弁、ブログではなくて、フェイスブックでございましたので、訂正させていただ

きたいと思います。

確かに私自身、ご指摘のように、昼生の学童につきましては、当日その場所におられたのは運営委員会の服部委員長並びに地元の議員さん、そして地元の地域の役員さんお2人でございます。それも限られた、ブログからはそこはなかなか伝わらないかと思えますけれども、その前後、それから全ての積み上げております信頼関係とか、まさに昼生学童をどうしていくのかという協議をずっとさせていただいたり、そういう積み上げの中での発言でございまして、大変誤解を与えるところでフェイスブックを通じて伝わったとすれば、これは大変遺憾でございますけれども、そういう意味で、今前段でおっしゃられた昼生学童をどうするかということにつきましては、当然、地元の運営委員の皆さんと現在もずっと積み上げてきておる途上にあるということは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思いますし、そういう中での当日の発言でもあったということでもあります。

地元のご意向も含めて、久方ぶりでありましたが、遊友クラブを拝見させていただいて、トイレの状況とか、後ろの線路との距離の非常に危険な状態でありますとか、そういうものも当日しっかり把握をさせていただいて、次の協議へつなげようという、お互いにここは共通の認識で当日別れたところでありますけれども、大変ご迷惑を、お騒がせをしております部分については、大変遺憾でございますし、申しわけないと思っておりますけれども、そういう趣旨であったということは、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

#### ○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、市長の言われるのは、私の真意を理解してもらえないのは、まことに遺憾であったと。失礼だとは思っておらんというように解釈させてもろうてよろしいかな。

平成24年に教育民生の所管委員会で、この学童のことをやっておるんですよ、何とかしてくれと。公設公営を基本に考えてくれとか、平成24年にやって、なおかつ平成27年度も教育民生で再度協議したことですよ。そうすると、あなたは24年から27年の間、何もしていなかったわけです。それで、再度委員会はやったんですよ。それをそういうような言葉を言うて、私の真意が伝わらなくて遺憾に思うと。謝ることはできやんというのは、24年から何をやっておったんですか。隣に大きな旧昼生小学校の跡地がありますやんか。よそでは、川崎小学校では放課後児童クラブ80人をつくった。井田川には第2もつくった。川崎にもつくった。西小学校には第2もつくった。いろいろやっていますやんか。なのに昼生は、隣に大きな空き地があるのに、それにも手をつけんと。そうすると、平成24年から何もあなたのチャンネルは変わっておらんと。で、こういうようなことを簡単に軽々に言うてくると。市長はもっと目を見開いてですな、市政を運営してみえておったんやなど、この8年間何やったんと私は不信に思います。これ以上言うてもせんないことですから、次に移ります。

次に、林業総合センターについてちょっとお聞かせ願いたい。

基本的に、これは今、火災発生業者と訴訟問題になっておるということです。平成26年2月にこの火災が発生して、いろんな交渉があったんですけども、なぜこの19カ月、平成27年4月20日の産業建設委員会以降、議会に報告がなかったのか。ちよろちよろ現況報告では書いてあります、ここに。

この中で一番私が懸念しておるのは、この林業総合センターの火災に伴って、早期復旧を促すために議会もいろいろやっていただきました。平成26年6月の補正で補正が出ました。補正は、林業総合センターの火災復旧に係る工事請負費などを計上いたし、その財源として、歳入、諸収入において弁償金を計上しておりますというのがこれですよ。このときの計上額は7,130万、設計監理等委託料187万2,000円、工事請負費6,942万8,000円、これが計上されています。

内訳は7,130万円、これはあくまでも、その次に農林水産業費雑入で弁償金7,130万というふうに出ています。だから、基本的に市費は投入しないと。復旧はするけれども、市費は投入しないで、全て弁償金でこの復旧を行うということですけども、今はいろんな経過を聞いておる時間がないもので、かいつまんで言うと、26年2月18日に先方の副社長と交渉をやり、この交渉によって、最終的に6月13日には、復旧工事に係る設計委託料324万が振り込まれております。それから入札になって、工事を発注して、その改修がなされておるんですけども、ところがその費用に対して、先方からその請求額に対して、ちょっと待ってくれということをやって、簡易裁判所のほうで支払い督促等のことをやったと。向こうから異議申し立てがあって、今裁判を継続中ですけども、それまでの経緯で、これも確認ですけども、平成27年4月20日の全員協議会会議録、私持っていますんですけども、ここでいろいろ質問させてもらいました。ほかの方もいろいろ質問をされておるんですけども、これも事実確認させてもらいたいですけれども、私は聞きました、どうするんやと。7,055万4,443円ですな。そのときに市長は、私に対してこういうふうに答えています。当初、火災が発生した翌日でしたが、先方社長にも私自身直接お会いして、誠意を持って対応するようにと。また、それに対しては、会社として保険で補えない部分は自腹を切っても対応させていただくという話でスタートしたところでございますと。さまざまな事情があって訴訟問題になったと。さまざまな事情というのは、相手側が弁護士に相談して、損害賠償保険の弁護士は、あるいはいろいろ考えてもろうて、その中に加わって、きょうこういうような経緯になっていますというのは、この4月20日の全協でのくだりです。これは事実ですな、市長。この発言は。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議事録のとおりでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

その中で、私もいろんな話を聞かせてもらいました。それが全て回収できなかったときの責任は、市長、あなたがとる、そういう気持ちがないのか、それを聞きたいという質問をさせてもろうた。

そこで市長は、当然、私自身は、議員はどういう思いでおっしゃられたかわかりませんが、市民のために損失をこうむったならということで、私どもはここに至る経過の中で、弁護士ともしっかり相談させていただきながら進めてきたところであります。その上で、今後、当然私は責任をとらせていただきますが、おっしゃっておられる意味合いの中で、ぜひともこういう考え方の違いの中

で、やはり私どもとして問題が、その手続の過程に存在しておる認識はしておりません。解釈の違いがあると思いますが、しかし、今、議員がおっしゃっているように、市民の損失になってはいけない、亀山市として損失になってはいけないという思いで積み上げてきてます。というのは、もし回収できなかつた場合には、今後私が責任をとらせていただきますという発言があるんですけども、これは間違いございませんな。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議事録のとおりでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、任期を間近に控えて、この12月定例会がきょう一般質問が終わって、各常任委員会が終わって、12月19日に閉会します。そうやけど、今この訴訟問題で、亀山市が発注するに当たっては、その林業総合センターは国の補助を受けたものだから、公的な公共施設であると。公共施設であるために、その火災原因者が修復することはならんと。やはり市が発注して修復をやるというのが決まりであるということをやったと。それならそういうふうなそごがあるんですけども、ざっと計算して、二千何百万の相手方とのそごがあるんですけども、任期間近になって、あなたはこういうふうな、27年4月20日に、当然そういうようなことができなかつた場合には責任をとりますと、私が。どういふような責任をとるよふに考えてこういうよふな発言をされたのか、おっしゃってください。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当時、全て回収ができなかつたときは、市長、あなたが責任をとれと、議員おっしゃられました。それにつきましては、公の施設管理をする立場として、私どもはその責任においてしっかり対応させていただくということをお願いしてまいつたところであります。

また、これもご案内のよふに、平成27年の4月に今回の損害賠償金の請求の津地裁への提訴以来今日まで、7回の書面による弁論を行つてきておるところでございますが、これは双方の言い分にギャップがあるという状況でございます、そういう中で、これが今日、裁判自体が長引いておるということ、時間がかかつておるということはお理解いただいております。

いずれにいたしましても、本市としては、私どもの主張、立場、この正当性に基つきまして、それをしっかりとそれらの裁判を通じて申し上げていくというのが、まさに公の責務であるというよふに感じております。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

公の責務というのは、これは大事なことですよ。今、議員のおっしゃっていただいたよふに、市

民の損失になってはいけない、亀山市として損失となっていくけないという思いを積み上げた中で、当然私が責任をとらせていただきますという発言を聞かせてもうた。市長自身で責任をとるということですよ。

交渉段階でいろんな事案がありましたでしょう。この時系列は皆に配ったらいんですけれども、これを配ると漏れるとあかんという話で、配りませんけど。今聞いてみえる皆さん方に配らせてもらってもいいんですけれども。市民に、亀山市に損失を与えんように、私が責任をとるというのは、誰ですのや。市長以外におりまへんがな、あなた以外。違いますの。いかがですか、僕の解釈違いますかな。

というのは、先ほども言うたように、4月20日のあれで、先方の社長は、会社として保険で補えん分は自腹を切っても対応させていくという話でスタートしたと、このようにあるんですよ。保険で足らん分は自分らの金でやるということで話が進んでおると。だから、この6月の補正が出てきたわけでしょう。違いますか。だけど、亀山市が、この裁判の言い分では、入札結果がですな、ここに誓約書もあります。26年5月12日の株式会社日本空調三重、代表、八木さんというのかな、この方の誓約書が。これもとった中で、保険で賄えん分は自社の自費でもって行うということで、この補正が出てきたことは間違いないですな。もう一遍、間違いないですな、市長。間違いないか、あるかどうか。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

そういう一連の流れの中で、現在私どもは損害賠償請求を行っておるということでございまして、今おっしゃられた、ここに至ります、あるいは当時のこの事案の発生から、これらのいろいろ場面があったかというふうに思っておりますけれども、私どもとしては、先方がおっしゃられるような、私どもの手続の過程においてどうこうということではなくて、私どもとしてはこれはしっかり積み上げてきた中での立場でございまして、その正当性につきまして、また議会の手続も踏まえまして、今日を迎えておるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、少し長引いておるということにつきましては事実でございしますが、その点のご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会の手続とかいうか、あなたは180条で専決問題で、産業建設委員会の議事録を見せてもろうたら、専決やっていますやんか。議会の承認も得やんと、7,000万の。その委員会で、140万円以下やったら専決でいいけれども、7,000万としては高いやないかという議論も、産業建設委員会の議事録見せてもろうたらやっていますよ。なぜこの1年9カ月放っておいたんですか、これ。あなたの任期は2月5日までですよ。

マニフェストレポートであれもした、これもしたて、もうバラ色の市政だったというようなことを言うていきますけれども、こういうような肝心なことを棚上げしておいて任期満了を迎えるのに、やっぱり市民の皆さん方に申しわけないという気持ちは市長は持ってみえませんか。こういうよ

うな問題は早期解決、お互いに。こうやって市民には迷惑やと。だけど、加太地区で林業センター利用者は、早期改修してもろうたで、早うしてもろうたでよかったと喜んでみえますのや。その中で、やっぱり金銭的なものの後片づけはきちっとするのがあなたの責務と違うんですか。それをちよろちよろ議会で報告するだけではもってのほかやと思うけれども、そのような責任感は感じてみえるんかな。私は今の答弁を聞いておると、この問題は、仮に再任されたとしても、落としどころはどこにするつもりですか。私の責任をもって、亀山市にも市民にも迷惑をかけんようにするというのは、それなら落としどころはどこですか、市長。どのようなところを落としどころとしてみえるんかな、これ。何らかの形でこの7,000万が回収されんでも、7,000万に相当するお金を回収する責任は市長にあると違うんですか。担当部長ではないですよ。市長の責任をもってこれを回収するという責任をあなたは自覚してみえるのか、ないのか、もう一遍尋ねたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然のことですけれども、この火災被害による損害賠償金の全額回収を求めていくと。これは市長において、その責任において、今そういう取り組みを進めておるところであります。それは、先ほど申しあげましたように、平成27年4月以降、7回の書面による弁論を行ってきておるところでありますけれども、相手方の弁論内容につきましては、非常に請求額の根拠とか、復旧工事の設計書の中身とか、こういうことにつきましても、非常に細部にわたる、技術的なことも含めて出ておるところでありまして、当然損害額を抑えたいというご意向もあろうかと思いますが、そういう意味で、弁論の争点につきましてもその主張がかなりかみ合っておりませんので、時間がかかっておるということではありますが、私どもとしては、全額回収に向けて努力をしておるということで、顧問弁護士とも相談をしながら今日まで積み上げてきておるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この責任をとるために、首長が職員のいろんな不祥事の中で、この裁判が済むまでの間、例えば自分らは減額してでも、7,000万、これは確かに林業センターは直ったと。向こうから1年前に7,000万のお金が来ておったら、いろんな施策ができたんですよ、7,000万のお金で。そうでしょう。家でも2軒から3軒建つんですよ、7,000万あれば。それを棚上げにしておいて、相手がどうのこうの問題では私はないと思う。あなたの政治姿勢やと思う。ややこしいことは棚上げして、次に送っていくと。物事を後回し後回しにして、ええことばかり言うて過ごしていくというのは、あなたの一番悪いところや。まだ私もあと2年ばかりおらせてもらいます、生きておればね。これはきちり詰めていきたいと思えます。

今のあなたの答弁には、私は不満や。あなた自身の市長としての責任感がない。復旧するに当たっての争議の手当は、せなおかしいやろ。ただ、そのときになぜきちと話を詰めておかんかったと。関ロジのときもそうですよ。5年間の指定管理をやって、相手が逃げていったと。それもあなたの責任やんかな。それも棚上げしておる。たまたま今回、1人そういうような方が見えたもん



で、何とか再開できるけれども、できるめどがつかないやけれども、それも定かやないと。やっぱりそこら辺をきちっと踏まえていただきたい。こればかりやっておったら、もう時間がないもんで、次に行きますけれども、私は市民の代表者として、執行者としての能力が薄い、非常に。

最後に、庁舎問題に行きますわ。

先般、9月に尾崎議員がいろいろ庁舎問題についてやりました。きのうも豊田議員ほかいろんな方が言われました。この庁舎問題で、合併特例債を活用をして、何で凍結するのやて、あなたが就任当時、選挙戦で庁舎凍結ということをやったと。よう忘れんけど、文化会館で手を挙げた。凍結の人手を挙げてくださいと。こうやって挙げた。建設の人手を挙げてくださいと。手を挙げた、こうやって。ちょっと凍結が多いですなと。こんなもんあれは選挙の争点やなかったんですよ。市民の方は、あなたが言うマニフェストか知らんけどさな、それをもって市民の人らはこの方に市の首長となっていただくという選択をされたと思う。それで、いみじくもあなたがなられたと。庁舎建設があのと時の市長選挙の争点ではなかったんですよ。それを誤解してもらうたら困る。だけど、あなたが市長になられたと。そのときに、なぜ凍結をするんやと言うたときに、これも確認ですわ、あなたが言わはった、合併特例債はあくまでも借金であると。借金であるために、次世代の方に借金を残してはあかんから、私は凍結したと。いみじくも、亀山市の現庁舎は耐震工事を8,000万かけてやったと、だからええのやと。しばらくはええのやというようなことを言われましたが、それは事実ですか。確認。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

合併特例債は起債、借金であるという認識をお示しさせていただきました。同時に、当時のあの局面で、いわゆる平成26年度までに庁舎建設をするべきか、あるいはそれをするによって、他の優先すべき施策が後ろへ行ってしまうということではだめだという認識のもとに、リーマンショックの直後でございましたので、経済的な潮目が変わる中で、政策の優先度を変えるべきであるという判断で申し上げたものであります。また、そういう政策判断をさせていただいたものでございます。これは従来からも申し上げてきたことであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

優先施策て一体何やったんですか。あなたが今まで8年間やったのは、第1次総合計画、前田中市長が新市まちづくり計画の中で組んできた事業をただ踏襲しただけですやんかな。斎場建設、関中学校、和賀白川線、野村布気線、こういうものを踏襲しただけ。そこに北東分署。前は山車会館に使いますとか、きょうはまた出てきた、残は何するんやといたら、山本部長が亀山駅前周辺に使いますんやて。あなたの優先順位は、そうすると庁舎ですか。庁舎じゃないと。庁舎は、ここに検討委員会の冊子をいただいたんですわ。亀山市新庁舎建設基本構想（素案）。これ、市長も見られたと思うけど、見てないんかな。この素案の中にこういうふうに記述してあるんです。

この基本構想素案は、新市まちづくり計画の第1次総合計画が掲げる市民に親しめる新庁舎の整備に向けて、庁内検討委員会が協議云々と書いてある。それで、平成19年4月に設置し、庁舎建

設について、基本理念、機能、規模、建設候補地の条件などを検討課題として研究会を設置して、月1回すると書いてあるんですよ。この結果、市民の安心・安全のよりどころとなり、親しみやすい庁舎の建設に係る基本構想を素案としてやっておる。必要性は、その庁舎が古いと。立地等については、立地条件としては、市庁舎はJRから北0.82キロメートル、高低差が24メートルありと、現庁舎はね。そして、1万平米。そして、建築費用が平米35万何ぼでしたかな、こういうようなことをずうっと書いてあるんですよ、この中に。1万平米、総事業費、駐車台数は、現在は6カ所で250台の駐車場を確保しておるけれども、やはりこれではあかんと。1万平米で物事をその後進めていこやないかというのがこの庁舎建設の基本で、平成22年上旬から23年の後半までに用地取得をやって、26年には庁舎を建てますというのが書いてある。その庁舎の位置の決定とか、そんなことはここに明記していないですけども、きのうの答弁で、このときに大体試算したら、平米35万、次建てるとしたら45万はかかるやろうという上田部長の答弁でしたけれども、起債もないということですよ。あくまでも基金プラス借金と。その借金すらもですな、これこそ後世に負担が残る借金とは市長思わんのかな。合併特例債の、これは東北の方には本当に申しわけないですけども、東北で大震災があったもんで、5年間延伸された、特例債の活用期間が。だから、まだ間に合うんですよ。

だけど、一つ言いたいのは、2020年にオリンピックがありますよ。オリンピックを前にしたら、恐らく建築構造材はかなり上がります。それにやっぱり合併特例債で31年の活用を踏まえて、7億6,000万らしいですけども、そうすると、2020年東京オリンピックがある、これにあわせてこの事業を進めていったら、今その平米45万が60万になる可能性がある。60万となると60億ですよ。それに土地代を入れて、土地代が何ぼかかるかわからん、私は。5億で済めばええなと思っておるけれども、65億かかると。今からぼちぼち5,000万積み立てておっても、基金として十四、五億ですよ。50億近い起債を抱えんならん。それを後世への借金と思いませんかな、市長。あなたの判断。私はあなたが間違えておったと思う、あなたの考え方は。

そういう中で、また3期目に出るらしいけれども、庁舎建設をどういうふうに考えてみえますのかな。ちょっと壁塗ったで、12月28日にこの壁塗りが終わるらしいですな、外壁塗りが。昔、戦国時代に豊臣秀吉という人がおってね、一夜城というのがある。戦の前に城を建てて、いかにもとりでを建てたと。ごまかしたらあかん、選挙のときに、色塗って。これで庁舎はしばらくもちますのやと。塗装するんやったら、あなたが就任したすぐにしたらよかったんや。庁舎を凍結するんやったら。選挙の前に塗装してやな、きれいになりましたやろうと。内線電話を総額4,500万かけて直しましたと。無駄な金をあなたはようけ使うておる。この耐震工事に8,000万、この間、クーラーが壊れた、暖房が壊れた、今度は電話機が悪い、外壁塗装する、2億以上の金を使うておると思うけれども。

やっぱりそういうようなことで、政治をやっていつてええのかどうかという判断ね。どう思われますか。一遍聞かせてください。あなた、3期目出るらしいけれども、次、仮に市長になったとしたら、踏襲してやっていくんですかな、ちょぼちょぼ積み立てて。3期12年で終わりやで。あとは野となれ山となれと。3期12年が公約やで、あと1期で終わりと思うておるんや、私は、せめてね。あとは何とかするやろうと。そのうちに大きな地震が来たときに、想定外の地震でしたと言うのかい。だから、防災拠点としての整備ということを言われましたな、前の質問者に対して。そ

こら辺もう一遍聞かせていただきたいけれども、このお金の段取りは、あなたはどのようなふうを考えてみえるのか、一遍お聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

けさも前田議員、またきのうも同様のご質問を頂戴いたしておりますけれども、この庁舎につきましては、当然、当時の凍結という判断は堅持を今日までできておるところであります。同時に、庁舎にかかわりますさまざまな課題、これも顕著になってきておるところでありますし、当然、防災の基点、都市政策の基点から、市庁舎の中・長期的なあり方については、当然これを考慮に入れて具現化していく必要があるというふうを考えておるものであります。

さらに、議会の皆さんからも、現在総合計画を策定しておるところであります、その総合計画で中・長期的な計画の中で、庁舎建設についての考え方をさらに明確に踏み出すべきだというご意見も頂戴をして今日に至っておるところであります。総計審での議論も積み上げてきていただいております、いずれにいたしましても、中・長期の視点で市庁舎の整備に向けて、このあり方、具体的な検討をする必要があるというふうと考えておるものであります。

また、その財源についてのお尋ねでございましたけれども、当然、借入れを少なくするという視点で今日まで基金を積み上げてきておるところであります。さらに、午前中もお話ありました他の基金の運用、まちづくり基金等々の活用も当然あるかと思えます。

いずれにいたしましても、総合的な施策と財源の確保につきましても、今後の検討の課題であるというふうと考えておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あちこちの基金を引っ張ってきて建てましょうという考えやと。

ちょっと聞きたいんですけれども、合併特例債でもう既にその償還が始まっておるお金があるわな。101億あったのが、今6億何ぼやで、既に使うた金が80億近くあるんやけれども、斎場につけ、中学校についても、もう償還が始まっておると。それは7割が地方債に組み入れてくると思うけどな。参考までに、どのぐらい今その地方債に算入されておるのか、ちょっと上田部長、わかっておったら聞かせて。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、今までに合併特例債、通常事業分で65億3,630万、基金分で12億9,060万を借りております。償還額が35億720万7,000円を返還しておるところでございます。

算入額でございますけど、24億3,907万9,000円が算入額になっておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうでしょう。だから、8年前、庁舎建設を凍結しておらんと建てておれば、これに今だけでも、27億の国から借金をせんでも、償還分として入ってきておるんですよ、今からあちこちの財源を引っ張り出さんでも。それはあなたの政治の間違えとるところですやんかな。それを何とか認めて、あなたの政治家としての判断。議会のこの8年間の間に、庁舎建設と言うて、私はたび重ねて質問させてもろうた。ほかの議員さんもやっていた。何とか防災拠点として、新庁舎。というのは、庁舎の公共施設の統廃合を言うていますわな。今、この間も関支所には上下水道局、あいあいには健康福祉部、これを総合庁舎として、横の連携を深めて、市民サービスに努めるのが、本来行政としての役割やないかというようなことを皆さんが言うてきた。あくまでも基金、基金、5,000万ぐらい積んで、しょぼしょぼとやってきたと。それは政治的に判断を間違えておったという考え方はないんかな、市長。今、27億が地方債に算入されているという額が出てきておるわけや。これ26年に建っておったら、庁舎分の25億で合併特例債を使うやつやな。25億のこの償還は、27年から始まっておるわけさ。そうすると、何らかの算入額が入っておったわけ。今の実績で、27億が交付税に入っておるでしょう、地方交付税に。だから、あなたは政治的な判断を間違えたということを一遍ここで言うてくれんかいな。そんなことよう言わんかな、選挙前やで。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中にも申し上げたところでありますが、当時としての亀山市の財政的な潮目が変わっていく局面にありまして、一定の優先すべき政策を優先するという判断については、合理的であったというふうに考えております。

したがって、合併特例債を庁舎に入れるのか、それ以外に入れるのかということにつきましては、当初想定しておりませんでした、例えば消防の北東分署、約5億数千万とか、あるいはし尿処理場の統合等々につきましても、やっぱり合併特例債を投入して回してきたものであります。これはその分同じように交付税措置がされるものであります。どこへ突っ込むのか、どの政策を優先するのかという判断におきましては、私は適切な判断であったというふうに思っておるところであります。

同時に、市民生活の向上ということで課題はありますが、そういうものを医療センターの問題とか、あるいは子ども・子育ての支援策でありますとか、そういう策を向上させるとともに、ある意味、いわゆる借金の抑制をしながらでも、例年の市債残高を抑えてきたということにつきましては、私は一定の合理性があったというふうに考えておるものであります。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おかしいですやんか。それなら、環境センターの長寿命化のときに、合併特例債を活用するときは議会がこぞってとめましたやんか。ほかに補助金があるのやから、補助金を活用すれば。鈴木達夫議員がそれを指摘してはったんですよ。それで、特例債の活用をやめましたよ。ちょっと紹介しますよ。

これは総務省の資料ですけれども、合併特例債は、他の地方債と比較して交付税の算入率が70%と高いため、合併特例債を活用できるものについては他の地方債を減らして合併特例債を活用し、財政運営の効率化を図るといものが一般的な考えであるというのが合併特例債の特徴なんです。新たにできた消防北東分署にも、合併特例債を使わなくても、補助金で何とかなっただけです。消防の購入費用も補助金で出ます。いろんな形で補助金が出るものを、使い勝手のいい合併特例債を皆使った。これはあなたの市長としての政治判断、あなたのマニフェストの失敗やと思います。その反省をしかとして、次の3期目目指しての市長選挙に出なはれ。終わります。

○議長（中村嘉孝君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時53分 休憩）

---

（午後 3時02分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

一般質問、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、行政経営の重点方針についてなんですけど、10月31日に説明を受けたんですけど、中身を読んでみても、一体市長は誰に行政経営重点方針を示しておるのか書いていないんです。宛名書きが。亀山市長とは書いてあるんですけど、誰に重点方針を示そうとしておるのか、まずそこから伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ちょうどこの行政経営の重点方針につきましては、私が市長に就任をさせていただいて最初の予算編成を行いました平成22年度から策定をさせていただいておるものであります。

この内容につきましては、従来ですと予算編成に先立ってということで、財政部門の長であります財務部長名で予算編成方針が出されて、予算編成が動いていくというプロセスでございましたが、それに先立って、新年度の行政経営自体の基本方針を示す必要があるという考え方から、これをまず策定するという考え方で進めてまいりました。

これは、次年度どういった考え方で行政経営を行うのか、マネジメントを行っていくべきかということで、次年度の予算編成に先立って示しておりますものでありますので、まず、これは市職員に対して基本方針を示しているものというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

### ○17番（小坂直親君登壇）

最初は、確かに市長が言われた23年のころは、そのようにこういう形で市長から各部各位にということで、通知として経営方針を市長から各部室長に出されておるのが、24年から写真入りで、カラーで出しておるんですけど、なぜそのように変わったということは今説明されたんですけど、誰にと、職員であるんですけど、そうやけど、議会に対してであれば、議会に対してこういう方針だということを示してもらえばいいけど、何ら誰宛てでもなしに、今回は私たちはそういう今状況になっておるので、持続可能な基本構想を私たちに求めているという文面からすると、私たちは市長を含む市職員が考えておることをまた職員に言うという文面になっておる。全部、何年かずうっと見ても。

なぜ職員に言うのを、私たち亀山市がというんだったら、前には亀山市がと冒頭にあるけど、最近全部私たちがと書いてある。私たちは今こういう状況に入っておって、それで私たちに求めていると。その辺がどうも曖昧で、市長の言う職員に対して経営方針を出しておるのに、自問自答しておるような中身になっておる。それが非常に不自然であるということをお願いしたいのと、過去に24年からこういう形になっておるんですけど、ここに私、ずうっと24年からとってあるんですけど、中身の重点方針が市役所の改革については、毎年3項目に入っておる。行政改革大綱にも入っておると。ことしはそれがまた全然違う方向で、ほとんど重点方針で示したことは解決したのか、していないのかということもあり、離陸の年だとか、行動の年だとか、創意の年だとか、改善の年、先取の年、ことしは瞬発の年とか言っておるんですけど、前回は、選挙前の25年度は2月に出しておるんですよ。そのときに出した説明書が、この平成25年度の行政経営の重点方針につきまして、市長選挙を考慮したことから、このほど確定させていただいて公表することといたしましたので、議会へ報告させていただきますと。前回の選挙のときは、結局選挙はなかったにしろ、やはり今この時点ではなしに、前回は選挙があった後、重点方針を出しておるんですよ。ことしは早々と10月に出しておる。

これは余りにも、来年市長としてありきの話なのか。前回、4年前は、ちゃんと選挙が終わって2月1日付で重点方針を出して、職員に対しても議会に対しても説明があったんです。今回、10月に選挙があるのはわかっているんですけど、選挙はなしでありきかわからんけど、これはどのような思いで来年の経営方針をあなたが決めて、それを職員に位置づけるという足を踏まれたのか。その辺の考え方が前回と違うということです。前回は謙虚に選挙を見据えて、選挙が終わった後、行政経営方針を出しておるんですけど、早々と10月に出したということについての思いを示していただきたい。

### ○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

### ○市長（櫻井義之君登壇）

前回、当時、議員が議長を務めていただいていたと記憶をいたしておりますけれども、例年は、この予算編成の始まります前にお示しをしますので、10月の全協とか、11月の頭のそういう場面でお示しをしておったところであります。

いずれにいたしましても、予算編成に先立って、予算編成の作業はどんどんと10月以降進んでまいりますので、そういう意味で基本的な方針をお示しをして動いていくという、これ自体は変わ

りはないわけでありますが、前回の4年前も市長選挙の改選後に議会のほうへお示しをさせていただきました。それにつきましては、逆に今度は、なぜ予算編成が進んでいく一番もとのところの経営方針を議会に、本来ならば例年のように出さないのかというご指摘もございました。どちらがベストなのかというのは、さまざま考え方もあろうかと思いますが、したがって、今回これまた議会のほうにもご相談をさせていただいた上で、予算編成はスタートしておりますので、この時期にお示しをさせていただいたという経過でございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

ようわからんですね。前回は、謙虚に選挙を見据えて、当選後、翌年度25年度の予算編成を組む上での重点の経営方針を出されたんですけど、今回はもうありきな話で、予算編成を組むのは、確かに今回の予算編成方針と人事行政方針については、確かに行政経営の重点方針に基づく予算編成、並びに人事行政方針となっておりますけど、結局、29年度の政治運営は櫻井市長ありきの話の予算であって、人事行政方針だということになると、前回4年前の謙虚な気持ちはもうなしで、今回はおごりで来ておるといふうにとられてもしょうがないと思うんですね。

だから、その辺が余りにも、前回の謙虚な気持ちでの選挙を控えた身分にかかわる行政運営が、今回についてはおごりに来ておるんじゃないかなあという思いもしないではないというふう思うんですけど。

それと、その辺は議論の違うところだと思うんですけど、こうやって毎年出しておるんですけど、何でこんな職員に重点方針を出すのに、何であなたの写真が要るのよ、これ。あなたの顔を知らんからこうやって入れておるのかね。それも、25年度からは全部一緒、使い回しの写真。我々でも4年に一遍は、選挙のときは写真を撮るんですわ。市長のこれを見ておると、全然5年間成長しておらんのか、年をとっておらんのか知らんけど、使い回しで、もう少しこれも、せっかく市長が重点方針を出されるのであれば、市民に出すわけじゃなしに職員に出すのに、わざわざカラーで写真を撮ってやらんならんことはないと思うし、使い回しは確かに節約で結構やけど、これでは6年前と年をとっておらん、成長しておらんとも見られるかわからんで、そういうことのないように注意してほしいなあ。

そういうことで、確かに本来、選挙が終わってから、やはり重点方針を改めて、けじめの年であろうかと思うんで、謙虚な気持ちで重点方針を出してほしかったなあということを申し上げておきます。

その重点方針についての中で、ことしは瞬発の年という、今まではいろんな、今申しあげました、去年は進取の年、改善の年とかあったんですけど、瞬発の年と書いてあるんですけど、瞬発の年とは一体何をもってこの瞬発の年にことしは思いをはせたのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その前に、先ほどの写真入りの行政経営の重点方針でありますが、これはご案内のように市の幹

部、部局長を含め、各室長も含め、全てその年の使命、目標につきましてみずからが明確にし、その全ての冊子につきましましては、これは議会初め市民の皆さんにどういうことを重点に1年頑張るんだということを示しておる、その使命、目標の中での冊子でございまして、そこに、顔はこんなでございすけれども、それぞれ顔写真を入れて、より明確にみずからの責務を果たそうという思いで作成をしておるものでございます。その点をご理解いただきたいというふうに思います。

それで、今の瞬発の年でございすけれども、この瞬発の年の意味についてのご質問であります。ご案内のように平成29年度が第2次亀山市総合計画のスタートの年となります。

この第2次総合計画につきましましては、地方自治法の規定に頼らず、本市が初めて市の総合計画条例に基づいて自主的な意思をもって策定する初めての総合計画となっております。これらのことから、第2次総合計画のスタートの年となる平成29年度につきましましては、市にとって大変重要な年度となりますので、全力でそのスタートを切る必要があると考えますことから、その意気込みを力強く示す意味を込めて瞬発の年と、このようにスローガンとして位置づけたところであります。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

再度また申しますけど、今のその重点方針に写真を入れてということは、これは一般へ公表はホームページでしておるわけではない、職員向けだけなんですよ、これ。一般に公表しておるわけじゃないですよ。前年度は記者会見のときにたまたまこの重点方針を出されたから、公になったという形で、それまでは全部職員向けなんですよ。一般公表しておる中の文章には入っとらん。これはあくまでも職員に向けての話ですよ。だから、一般に向けてじゃないですよ。だから、職員にそんなわざわざカラーであなたの顔の写真を入れる必要もないし、何もあなたを知らん職員がおるかもわからん。顔も知らん、性格もわからんという人もおるかわからんけど、それはちょっと今言われたこととは違うかなあというふうに思う。

それと、瞬発の年とは、確かに私が広辞苑で引いてみると、瞬間的に衝撃で発火、爆発すると書いてあるんですよ。何を瞬間的に衝撃で発火をして爆発するという、こういうふうに辞書には書いてあるけど、それと全力でスタートするというのと、爆破、破壊してしもうたらもう亀山は残らんと違うかぐらい、それでは何をもって、言葉にもう少し思いを持ってほしいんですけど、私はどの辞書を引いても、衝撃を受けて発火、爆破するとしか書いていないんですけど、何を爆破されるのか非常に疑問なんやけど、再度今までの、ようけいろんなこと並べてきましたよ。進取の年、改善の年、そういうのを出して並べてきて、本当にそれぞれその思いは、過去24年からこのように5年出されておるんですけど、思いが通じて結果としてよくなったのか。ことしの瞬発の年は、何をもって来年度の予算と人事行政方針の中に瞬発的な予算なり人事行政があるのかないのか。ただ総合計画をつくるというだけであって、その中にそれほど今までと違う、第1次総合計画とは違う爆発するような施策が織り込まれておるのか、一遍それがあればお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

爆発的な力を発揮するという意味合いも当然あるかと思いますが、これは何事においてもやっ



ぱりスタートダッシュとか、この瞬発的な力というのは必要でありますので、そういう思いを込めて位置づけをさせていただいたものでございます。

また、毎年約600名近い職員、並びに非常勤も入れますと1,000名を超える体制でありますので、なかなか全員が一定の考え方や方針に基づいて動いていくということは、組織としては大変重要なことであろうかと思っておりますので、そういう意味で組織の力を、本当に活力を持たすという意味合いから、こういうスローガンを掲げて展開をしてきておるといことであります。

さらにこれらを踏まえまして、現在、新年度に向けた予算編成やその作業を進めておる最中でございますので、しっかりとその精神を踏まえた積み上げを現在させていただいておる途上にあるといことで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

そんな話だろうと思うんですけど、言葉をもう少し、語源はどうであろうか、瞬発する年としては今の説明では不十分であって、こんなところへ瞬発の年として位置づけること自体が、私にとっては非常に抵抗があるんやなかろうかと。その割に項目は総合計画スタートダッシュやとか、それならそういう方向でいいんですよ。だから、改めてこの難しい言葉を使って惑わすような言葉は余り使わないほうがいいんじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、その方針の中で、特にリニアの中央新幹線整備が新たなステージに入り、すなわち停車駅を生かしたまちづくりとは、一体どのようなことを考えてみえるのか。それから、若者世代の定住促進と戦略プロモーションとは、一体何を具体的にしようとするのか、まずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（中村嘉孝君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、行政方針の中に掲げておりますリニア市内停車駅を生かしたまちづくりとはということでございますが、これにつきましては、リニア市内停車駅を生かしたまちづくりの具体的な取り組み内容としましては、リニア駅誘致に向けたさらなる市民機運の醸成に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。

そのほか、東京・名古屋間の先進自治体の取り組み内容を参考に、リニア停車駅整備に向けた準備、課題等を整理いたしたいと考えております。

また、市内停車駅整備効果と、その効果を最大限に生かすことができるよう、リニアと既存交通との連携にある拠点性の向上や定住・移住促進、観光施策との連携した地域経済の活性化など、さまざまな角度から市内停車駅を核としたまちづくりの研究を29年度は行ってまいりたいと。それを停車駅の実現につなげてまいりたいという思いで書かせていただいたところでございます。

それと、若者世代の定住促進でございますが、これにつきましては、昨日も少しご答弁させていただきましたが、若い世代に選ばれる都市づくりを進め、これらを市内外に対し効果的に発信することで、持続的に成長し続ける都市の具現化を目指すものとして、行政経営の重点方針の前文に記載をさせていただきまして、具体的には若者世代の定住を促進するために、総合戦略の重点プロジ

ェクトにも設定しております魅力的な子育て支援環境の創出や、若者が豊かな人生を過ごせる環境づくりを進めていくといった視点で書かせていただいたものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いろいろこの議会でも、そのリニアについての駅前開発とリンクするのかもしれないのかというのですけど、リニアそのものはどこへ来るだろうということはいろいろ議論されておるけど、どこへ来るかわからん。それをもって効果とか、観光とか、準備を進めるんやといったって、進めようがないと思うんですよ。それが、せっかく重点方針に書いてあっても、重点的に予算は配分されておらんと思う。されておるのかどうかはわかりませんが、されないだろうと思うんですよ。市民会議ぐらいに出しておる程度で、リニアリニアと口で言っておっても、予算としては何ら反映はされておらん。非常に商工会議所は一生懸命にやってみえるんですけど、これはまだ、ある程度もう少し方向性が決まった段階でなれば、なかなか情報をつかんでまちづくりに結びつけると、JR駅前の周辺の再開発とリニアの駅の繁栄とは、丸っきり私は違うところだろうと、これは昨日の服部議員の意見もあろうかと思うんですけど、これはもう少し慎重かつ情報収集した上で、それとは別に、何が来てもどうなってもいいような駅前開発とリンクすることはないと思うんで、やはりもう少しリニアについては、もっと深く慎重に配慮すべきだろうと。研究するだけでそんな無駄なことを経費をかけてするよりは、もっと慎重な情報収集だけで十分だろうというふうに思う。

それから定住については、長年の亀山市の課題であろうかと思うんですけど、三重県では人口は減少しておるんですけど、あえて言えば鈴鹿、四日市、我が亀山は少なくともそんなには減少していない。できたら現状維持プラスアルファという現状の中で、国が今度1,000億円の金をかけて、来年度、人口減でない、人口が少しでも維持ないし増加するところについては交付税を上乗せすると、全国で国の予算で1,000億と今聞いておるんですけど、やっぱりこういう制度はいち早く国から出されたら、定住構想、移住もそうなんですけど、やっぱりそこらへ重点的に目を向けて、何とか今の5万人弱ですけど、総合計画に掲げておる5万人というのを維持できる方向にすれば、唯一三重県内では、鈴鹿、四日市、亀山というところは非常にその可能性を持っておる。国がそういう支援をしようと、人口減少に対して1,000億円交付税で特別に出そうというようなことが発表されておるんで、やっぱりそこらを見据えた上で、うちがそこに適用されるか、されんかというところは見きわめた上で、本腰を入れて定住構想、移住構想というのを進めていただきたいと思うんですけど、その辺についての特に思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員がご紹介いただきましたのは、先月25日に開催されました国の経済財政諮問会議で、人口減少等特別対策事業費ということで、6,500億円のうちに、今までですと成果枠として現在1,000億円であったところが、1,000億上乗せをいたしまして29年度から3年間かけて段階的にふやしていくということで、これは人口減少対策にとっては非常に大きな施策の一つであろうと認識をしております。

亀山市もこの情報をいち早くつかんでおりまして、今、定住促進につきましては、さまざまな施策を進めておるところではございますが、こういった交付税枠に対応できるような施策についても十分検証して、29年度の予算編成に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その辺が、やっぱり国の方針が出てくればいち早くキャッチして、亀山市で対応できるところは、市長が去年言っていた進取の年、先取りすると、言葉だけじゃなしに実行に移していただきたいなというふうに思います。

それから、あとは「ひとつづくり」の組織機構の検証ということなんですけれども、これは地方創生のためのひとつづくりということで、組織改革をしながらもひとつづくりをしていくということの趣旨だろうと思うんですけど、これは人事行政方針とも相まってくるだろうと思うんですけど、地方創生に真っ向に取り組む職員の育成。特にプロジェクトとかチーム編成を図ることによって、中間管理職の人材育成と、先ほども出ておったんですけど、何をどのように地方創生とリンクして、中間管理職の人材育成を図っていこうとされておるのか、どういう方針なのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

地方創生に対応する人材育成ということでご質問をいただいておりますが、これまでは、地方創生時代の前までは、職員が仕事を行っていく上では個々に対応していくという事例がほとんどであったと思いますが、この地方創生時代に適応するためには、職員がオール亀山市ということを念頭に、業務遂行をチームとして捉えて職員が進めていくことが非常に大事な視点だろうというふうに思っております。

そして、チームとしてこの業務を進めていく上には、やはりリーダーというものが必要となってまいります。そのリーダーの育成というのが、今回のチーム力向上を図るための中間管理職の人材育成を重点的に取り組むということで、やはりそういうチームの中のリーダーというのが少し弱いのではないかという認識も持っておりますもので、そういった点を重点に人材育成に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

なぜかという、今年度の市長の行政経営重点方針の3項目の一つに入っておるわけですね、特に。ことし29年度で結果が出てくるだろうと思うんですね。そうしなければ、来年の今ごろに機構改革が出なければ、30年度からしようと思うと29年12月には機構改革をする。それまでに人ができておらないかんわけですよ、要は。ひとつづくりができておらんと機構改革はできんわけですよ。機構改革ありきのひとつづくりではあかんと思うんですね。だから、本年度、29年度に、ひとつづくりのためにどういう予算をつけて何をすべきなんだと。

だから、さきの質問では、機構改革を30年度にスタートすると。それならば物理的に12月には提案されると。機構改革のためのひとつづくりやなしに、ひとつづくりをしたための機構改革でなければならぬと思いますが、その辺についてのお考えを。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員のご指摘のとおり、30年4月に組織機構を再編させていただくということになりますと、平成29年12月には通常行政組織条例の改正案を議会に提案させていただくということになってまいります。そうしますと、その時点で組織の枠というか形が出てまいりますもので、それに対応できる職員というのは、ご指摘のとおりそれまでにやはり育成されておらなくてはなりません。

まず、その組織の中でも、やはり、今若者定住でありますとか空き家対策、さまざまな地方創生に対応するような新しい組織というものの検討もなされていくと思いますが、そういったところの部署でしっかり対応できるような職員をこれから29年度、しっかり研修も踏まえて進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

それでは次に、予算編成方針についてお伺いしたいと思います。

まず、この予算編成方針もあくまでも市長の出しておる行政経営の重点方針に基づくと書いてあるんですけど、その辺はちょっと考えるところはあるんですけど、施策の事業の着実な推進をするために財政の健全化による持続的な行政基盤の確保と両立、行政基盤と持続財政の健全化を両立させるんだというふうに書かれておるんですが、なかなか持続可能な行政経営の両立をするということは非常に難しいと思うんですけども、その中で選択と集中による行政経営資源の再配分をするという、一体この行政経営資源の再配分とは、どういう資源があって、それを今までの配分が何で、それを再度配分するという意味がよくわからないんですけど、行政経営資源の再配分とはいかなることなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

一般的に経営資源とは、企業経営において必要とするさまざまな要素や能力のことで、一般的に人、物、金を指すと言われております。行政におきましても同様に、人、物、金を行政経営資源として捉えているところでございます。

行政における人とは、職員を初めとする人材であり、物とは、歴史・文化などの地域資源や市が行う行政サービスや事業など、金とは、市税や地方交付税や地方贈与税など、その予算を編成するための財源かというふうな思いを持っておるところでございます。

今回、第2次総合計画のスタートの年に当たり、今までとは違った政策の配分が起こる中で、人材とか、事業とか、そのお金の配分を選択と集中によりそこへ入れていきたいという思いで書かせていただいたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

言わんとするところはわかりますが。聞いてみなきゃわからんような文面を難しく書いてもうても、我々はわからんのですやん。だから、もう少しわかりやすく、一般の人が聞いたらわからないですよ。これは財務部長から職員、室長に出すやつで、職員は賢明だから理解できるかと思うんですけど、その辺はもう少し我々にもわかるように説明してもらいたいというのと、もう一点は、歳入に見合った歳出の財政運営を基本とすると。基本に立ち、歳入の確保と歳出の削減を徹底していくというふうに予算編成方針で書いておきながら、頭では交付税が見込めないとか、29年度当初予算編成においては、歳入において財源不足となる見込みであるというのと、歳入に見合った財政運営を基本とするというのは、矛盾すると思うんですね。

この中で言うということは、予算編成方針で、頭では歳入が足りませんと言っておきながら、基本方針では歳入に見合った歳出という財政を基本とするという。歳入の確保と歳出を徹底した削減をするというのは矛盾すると思うんですけど、この表現について予算編成方針の中でどのように解決する予定かを教えてもらいたい。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、歳入に見合った歳出という財政運営の基本でございますが、市税、地方交付税、国・県支出金など、その年度に見込まれる歳入の合計に対し、歳出予算の規模を歳入と同等にするような収支均衡型の財政運営を意味しておりまして、これを大きな基本として掲げているものでございます。

しかし、議員のおっしゃるように、急激にそういうふうな状況に持っていくのはなかなか難しいこともございまして、歳入に見合った歳出構造へと転換を図るため、予算編成方針に掲げながら段階的にそこへシフトをしていきたいというふうな考えでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

前もそうでしたね。背丈に見合った予算だとか、いろんな方法で言われるんやけど、実質は実態と予算編成方針とは合わない。特にことしの予算編成方針で私が不自然に思うことは、総合計画審議会、私も傍聴に行かせてもらってるんですけど、膨大な基本計画があるわけじゃないですか。それは企画総務部長は参加しておるけど、財政の財源を何ら審議もせずに総合計画が審議されておる、事業も列挙されておる、目標年次を定めた数値目標を定めて、総合計画審議会できのう答申を受けたと思うんですけども、しかし私が聞いておる範囲内では、その裏づけとなる財源の審議は一切していませんな。5年間でしょうと思えば、大体200億と、予算としては5年間で1,000億ですやんか。そのうち人件費が400億から450億かかるんですね。それに義務的経費を含めたら、せいぜい200億ぐらいの事業を、膨大な長期総合計画で実際にできるのかと私は非常に疑問がある。

だから、総合計画審議会が私が聞きに行ったのでも、来年の予算、5年先の予算、中期財政見通

しを立てるにしても、全然ちぐはぐな中で今行政が進んでおる。予算と政策がリンクしていない。そのことについて、財務部長は審議会には出ていなかったんですけど、長期総合計画という立派なものができるかどうか知りませんが、裏づけとなる財源の審議も何らなしに、計画だけがあって今進んでいることについて、財務部長と企画総務部長のほうから考え方をお聞かせ願いたい。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに今、中期財政見通しにつきましては、まだ見直しをされていない状況の中での総合計画の審議になっておるところでございますが、ご指摘をいただいております基本構想、基本計画につきましては、将来都市像などの理念や政策を示すものとして整理をしております、基本計画は将来都市像の具現化に向けた施策等について、戦略プロジェクトを初め各分野の基本施策や、その推進のための施策の方向を整理しております。

そうしたことから、市といたしましては中期財政見通しなどを踏まえて、財政議論を含めた取り組みについては基本計画に基づく実施計画を作成する段階で整理をすべきというふうに考えておりますし、総合計画の審議会の中でも、各委員さんにつきましてはやはり財政議論ということ、健全な財政の中でこの9年間の計画を進めていくということは必要であるという視点は、しっかりご意見としてもいただいておりますもので、その意見も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結局、私も傍聴に行っても、財政根拠がないのにあれもこれもという目標数値を定めて事業を出しておるということは非常に不自然であって、無責任だろうと思うし、その審議会の委員についても発言をする人とせん人は極端だし、中身がどこまで審議されておって、成果として上がっておるんですけど、やはり長期総合計画をつくろうと思えば、財源、中期財政見通しを踏まえた上での長期計画というものを立てていかなければならんと。

実施計画には当然、中期財政見通しとの整合を図った上で出てくるだろうと思うんですけど、それによって基本構想が、もとが崩れたんでは意味をなさないんで、その整合は非常に大切だろうというふうに思いますので、今後、3月までにはいろいろあると思うんですけど、その辺の財源の裏づけをもって長期総合計画を審議していきたいなあと思っています。

その次に、受益者負担についてなんですけど、この中で受益者負担については、適正化の観点から積極的に確保するよう取り組むということが財源確保のほうでは書いてあるんですけど、片や細かいところに行ったら、受益者負担の適正化に関する基準に基づく検証を行い適正化に努めると。歳入予算ということで書いてあることが若干違うんですけど、受益者負担の適正化に関する基準に基づき検証を行い適正化に努めるといふのと、財源確保のほうでは積極的に確保するよう取り組むというのでは、大幅に考え方が違うと思うんですね。

私も受益者負担についてはいろんな問題があるかと思いますが。きのうも農業の特にあったんですけど、受益者負担金については20%というんですけど、これすら私は本会議で何度も、それから

委員会でも質問しておるんですけど、20%では農業振興は図れないですよ。やっぱりもう少し現状を見て、20%が高かったら10%にするという現状に合った適正化、卓上での適正化じゃなしに、比較検討も必要だと思うんですけど、それでは農業・林業振興は今の段階では図れないですよ。50%を20%にしたと自慢するように言っていますけど、そんな50%だったらほとんど崩壊しますよ。20%でも無理だということで、耕作放棄地、林道の放置、それが今、獣害被害とかいろんなことで耕作放棄につながっておるんですけど、やはりここに書いておる適正化の観点から、財源確保のために受益者負担を一生懸命税外収入として積極的に取るということと、適正化について検証を行い適正化に努めるという、その意図。食い違つとる意図についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

予算編成方針と予算編成要領における受益者負担の適正化に関する記述の相違でございますが、まず予算編成方針においては、財源確保に向けた取り組みとして税外収入についての積極的な確保を指示いたしております。これは、各補助金とかいろんな団体からの交付金とか、そういうのをできるだけ取るような指示をしたところでございます。

また、予算編成要領におきましては、歳入予算について新たな財源の確保に取り組むこととした上で、受益者負担の適正化に努めることを指示しているところでございまして、部分的な表現は少し相違をいたしておりますが、受益者負担について再度検証するとともに、経費の削減に努め、新たな財源の確保をお願いいたしたところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

この受益者負担にはいろいろ同じ使用料、手数料含めて、税外収入として一つの財源であることは確かなんですけど、今まででいう受益者負担という、そのものの中身や性格が違うということなんですよ。今までの農林に対する受益者負担というのは、おのずと性格が違ってきておるし、現状も違ってきておるということと、とてもやないがそれだけの受益者負担は払い切ることができないと。それだけの受益をこうむっていないと。自然なり緑を守るための耕作をやっておるところへ、何の利益もないのに負担金を払えということは不可能だということで、もう少し適正化については、特に農林についての現状が過去と違うことについて、再度十分な検査をしていただきたいというふうに思っております。

時間がないので、人事行政方針についてもあわせて、これも同じように市長の経営重点方針から出ておるんですけど、改めて一括で聞きますけど、国が言っております一億総活躍なんですけど、同一労働同一賃金の実現ということが本年度うたわれて、より具体化してくるかと思うんですけど、このことについて当然であるべきであるし、亀山市においても同じような給食センターとかいろんなものがあるかと思います、現業職も。

そういった意味で、同一労働同一賃金の実現というのは、国でうたわれて、それぞれ地方へ具現化してくるだろうと思うんですけど、亀山市としてはそれに対してどのように取り組もうとしておるのか。

それから、非常勤の職員が増加しているのを的確に整理をしたいと。これは来年の機構改革と含めてだろうと思うんですけど、それをどのように整理しようとするのか。新たな組織考案については先ほど申しあげましたのでよろしいんですけど、人事評価制度の確立を目指す。何をを目指すのか、きのうは期末・勤勉手当のことについて申しあげたように、期末・勤勉については、人事評価制度の確立ということは大きく作用するだろうと思うんです。それを確立することによって、今一律に払っておる勤勉手当を大きく調整率として掛けられるための人事評価制度の確立をするのか、その辺の考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

大きく3点いただきました。

まず、同一労働同一賃金につきましては、ニッポン一億総活躍プランの中で同一労働同一賃金というのが示されまして、国におきましては最低賃金を1,000円まで引き上げるという考え方も出ております。

また、この同一労働同一賃金につきましては、法改正にあわせて、そのための合理的な待遇改善に向けたガイドラインというのが近々示されるということも聞いておりますもので、こうしたものをしっかり見きわめた上で対応させていただきたいというふうに考えております。

それと、非常勤職員の増加に対応するものでございますが、これにつきましても、やはり平成18年に部・室制を導入いたしまして、少し組織が細分化したことによって職員数が対応し切れていない部分もございまして、そうしたことで非常勤職員の増加が行われたという経緯もございまして。

また、厚生年金法の改正によりまして、社会保険の適用除外であった短時間労働者に対しても社会保険の適用拡大が行われたということで、非常に非常勤職員を取り巻く環境というのは変わっておりますもので、今回、組織機構を整理する中で、こういった問題も含めて対応してまいりたいというふうに考えておりますし、最低賃金も今795円まで引き上げられておりますもので、そういった対応についても考えてまいりたいというふうに考えております。

それと、3番目でございますが、人事評価制度の中で何を指していくのかということでございますが、これはやはり平成28年4月の改正地方公務員法が施行されて、この趣旨は、やはり能力に応じた賃金体系というか、給与体系を導入するということが基本となっておりますもので、議員のご指摘のありました勤勉手当について、給与へ反映していくきちとした手法を確立するということでございますが、これにつきましては、やはり先ほど申しあげました公平性、客観性といったものが担保されて初めて給与への処遇というものがなってくると思っておりますもので、こういったものが確立次第、対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

結局この人事行政方針というのは、今3点ばかり申しあげたんですけど、それは一番最初の市長の重点方針の中の、全てはひとつくりなんです。人材育成、ひとつくりがあつてこそ同一労働同一賃金もクリアする方向に向かうだろうし、また非常勤職員の対応の中身についても精査できるだ



ろうし、また人事評価もできるということで、あくまでも全てがひとつづくり、人材育成にかかった結果、人事行政がうまく進むか進まないかということがおのずと決まってこようかと思うんで、やはりその辺は、爆発させるんではなしに、もうちょっと職員を育てる意味で決断する、市長はよく総合的に判断するとか言うのやけど、判断だけではあかんですね。やっぱり決断してもらいたいで、できれば瞬発的な年じゃなしに決断する年にさせていただくぐらいの、曖昧な答弁と曖昧な判断じゃなしに、もう少し私はやり切るような、決断する年にしてほしいなというふうに思います。

そういうことで、一応重点方針はあくまでもですけれども、次に農業施策についてということで質問させてもらいますけれども、時間が非常にないんですけど、本来、私は所管が産建なんですけど、産建に所属することについては、一般質問はできるだけ本会議で控えて、常任委員会の一般質問のほうで市長の意向を聞きたいというのが私の本来の考え方なんですけど、従前から常任委員会、総務、教民、産建にしても、質疑のときは市長が見えるんですけど、一般質問のあるときには市長は欠席していないと。これではやはり、一般質問は本来市長にするべきことであって、部長からプラス・マイナスの回答はよろしいんですけど、物の考え方、一般質問というのは、見解の相違があっても、やはり市長の考え方と我々市民を代表する議員の考え方が一般質問として反映される。しかし、本会議ではできるだけ詳しいことは時間も制限されておるので、やっぱり常任委員会でゆっくり審議して、一般質問で市長の見解を聞くというのが本来であろうと思う。

しかし、市長は常任委員会に一切出席されておらるので、この辺について一遍議長のほうで取り計らいを、議会運営委員会で諮っていただくなりして、議長のほうでお取り計らいを願いたいということで、一般質問はできるだけ常任委員会で市長と一般質問したいというのが本来ではなかろうかと。時間が制限されると、私も今からしようと思うと時間がないわけで、常任委員会等でやっぱり市長は必要に応じて常任委員会に出席していただく方向で、議長にその方向で検討していただきたいということをまず申し上げておきます。

それでは、時間がありませんですけど1点だけ、農業施策についてなんですけど、あわせて農振農用地の扱いについてなんですけど、亀山市には農振地域の中の農振農用地が限られた範囲であるんですけど、圃場整備されたところ、圃場整備されていないところ含めて、大方は圃場整備されたところがあるんですけど、農振農用地の考え方、どのように農振農用地を守り育てていくのか。また、適用除外をする場合については、今回も適用除外をという話もあるんですけど、その適用除外する条件、例えば都市計画事業だとか、公共施設、公共事業等あれば、あわせて適用除外ということもあり得るんですけど、やっぱり民間から開発等に含まれる適用除外もあろうかと思うんですけど、農振農用地の現状と今後の取り扱いについて、まずお聞かせ願いたいと思います。

#### ○議長（中村嘉孝君）

西口環境産業部長。

#### ○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業振興地域は、市街地や山林地域等を除いた市内の約7,237ヘクタールを指定しております。そのうち農地は2,338ヘクタールでございます。さらにそのうち1,886ヘクタールを農用地区域に設定しております。その農業振興地域につきましては、農業の生産の場として優良農地の保全確保を図っております。今後につきましても、各種事業の活用によりまして農地が良好な状態で維持管理されるようにしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから次に、適用除外についての考え方でございますが、農用地区域の除外ということで答弁を申し上げたいと思います。

農用地区域の設定、変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき行うものでございます。その設定方針につきましては、まず10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であること。次に、土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地であること。農業振興地域における地域の特性に即した農業振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地ということで、まず農用地区域を設定いたしております。

次に、除外に関するところでございますが、農用地等以外の用途に供する目的として農用地区域内の土地を農用地から除外するには、法に掲げる要件がございますので、それを全て満たす必要がございます。その要件を簡単に申し上げますと、1つは、農地以外の土地にすることが必要かつ適当であること。次に、農用地区域以外の土地をもってかえることが困難であること。さらに、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないことなどがございます。市といたしましても、農用地区域の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律等に基づきまして行うものでございます。

○議長（中村嘉孝君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

もう時間がないので、これはまた産建のほうで十分やらせていただきます。あくまでも農振農用地の考え方、耕作放棄地の考え方、そこらについて、担当じゃなしに市長としての見解もお聞きしたいと思いますので、あわせて常任委員会のほうでまた改めて、深く広く聞かせていただきますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（中村嘉孝君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時57分 休憩）

---

（午後 4時06分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

一般質問の最終バッターになりましたので、先日はちょっとくどかったという話も出ておりますので、簡潔に質問したいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

きょうは都市公園の現状と管理運営について、通告に従い質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず最初に、現在市が設置して管理運営をしている公園の状況についてお伺いをしたいと思います。

市内には多くの公園が設置されておりますが、いずれも関係条例に基づいて設置されていると考えますが、設置目的別の公園数と管理運営の現状についてお伺いします。

○議長（中村嘉孝君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

市内の公園でございますが、まず公園とは、主に自然的環境の中で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション等の用に供することを目的とする公共空地と定義されております。具体的には、主として街区内に居住する者を対象とし、0.25ヘクタールを標準とする街区公園。近隣に居住する者を対象とし、2ヘクタールを標準とする近隣公園。主として徒歩圏に居住する者を対象とし、4ヘクタールを標準とする地区公園。市内に居住する者を対象とし、おおむね10ヘクタール以上とする総合公園。主として運動の用に供するおおむね15ヘクタール以上とする運動公園。一つの市町を越え、広域を対象とし、おおむね50ヘクタール以上の広域公園。また、これら以外にも特殊公園と、それぞれ設置目的や規模が定められております。

管理運営は、公的な施設ですので市の直営でございますが、指定管理を行っていたりということで、管理の形態はさまざまな形態となっております。

それから、現在亀山市にある公園ですが、都市公園は93カ所ございます。そのうち総合公園は、亀山サンシャインパークと亀山公園の2カ所、それから地区公園は西野公園と東野公園の2カ所、それから街区公園等が89カ所となっております。

また、そのうち県営はサンシャインパーク1カ所で、市の都市公園につきましては92カ所でございます。そのうち83カ所につきましては、指定管理者による管理を行っております。それ以外の9カ所につきましては、市で直接管理しているという状況でございます。

○議長（中村嘉孝君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

環境産業部が所管する公園について、申し上げたいと思います。

当部が所管する公園につきましては、里山公園1カ所、森林公園1カ所、農村公園6カ所の計8カ所でございます。

次に、それぞれの設置目的でございますが、里山公園、森林公園につきましては、市の自然公園といたしまして、市民が郷土の豊かな自然に触れ、親しむことにより自然への理解を深め、将来にわたり自然を守っていく意識の醸成を図るとともに、憩いの場、情操教育の場及び体験学習の場を提供することでございます。また、農村公園につきましては、農村地域の住民のレクリエーションの場として活用し、当該農村地域の住民の健康の増進及び親睦交流を図ることでございます。

それぞれの管理運営方法につきましては、まず里山公園は市直営管理、森林公園はシルバー人材センターへの委託管理、農村公園につきましては地元自治会と農村公園管理委託契約を締結した上での地元自治会の管理となっております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

都市公園については非常に詳しく説明していただきまして、私も単純に都市公園と理解して、今までそういう言葉で発言していたんですけども、都市公園法を見ますと、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、街区公園とか、あるいは近隣公園とか、地区公園とか、総合公園とか、面積とか用途によって名前が違おうし、それから公園の広さ、面積の違いということが十分理解できましたけれども、今、運動公園という言葉も出たように思っているんですけども、亀山に運動公園はないですね。ちょっと確認だけしておきたいんですけども。

といいますのは、私の認識では、昔、西野公園を西野運動公園という言葉で呼んでいたような感覚があるんですけど、勘違いかもわかりませんが、今はもう西野公園という言葉でずうっと説明していたと思いますけれども、その辺のところをちょっと確認したいんですけども。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員がおっしゃられましたように、公園のほうの規定でまいりますと、運動公園に該当する公園は亀山市にはございません。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

それでは、都市公園の種類も具体的に説明していただきましたので、そのことについて質問させていただきますけれども、亀山市内には90以上の都市公園があると、非常にたくさんの公園が広範囲にわたっていて、ほかの自治体と比べても遜色ないぐらいの公園数だと。もう要らんなあというような感じもしないでもないんですけども、そんな中で、総合公園というのが面積的にも一番大きな公園だということは理解できますので、今1番と2番のほうで質問については答弁いただきましたので、3番目の一番大きい総合公園としての位置づけの亀山公園について確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、3番目の質問といたしまして、亀山公園は公園全体の面積が13万4,000平米と非常に広く、施設数も幾つもあります、それらの施設はどんな施設が今あそこに位置づけられて設置されているのか。その施設を全てお示しいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山公園につきましては、昭和31年に亀山城址を中心とした5.3ヘクタールの整備を初め、現在ますみ公園や芝生広場、それから菖蒲園等、13.2ヘクタールを開設してございます。芝生広場につきましては1.3ヘクタールございまして、平成9年に整備をいたしておるところでございます。以上でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私が今申し上げたのは、この亀山公園の中である施設、例えば北公園とか、テニスコートとか、この辺は位置づけはどうなっているんですか。あの辺も全部亀山公園の管轄区域だと思っておるんですけれども、全ての施設をお示しいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ついでに、もう一つ申し上げます。野外ステージも一つの施設として位置づけされていると思うんですけれども、それも含めてどれだけの施設があるかというのをお示しいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

済みません。細かい全ての施設については、ちょっと今手元に資料がございませんので、確認でき次第、後ほどご答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、細かいところまでは確認されていないということですが、日常管理は、ここはどこが所管されているんですか。当然所管は建設部じゃないかと思うんですけれども、それであればわからないということは基本的にあり得んと思うんですけれども。もう一度答弁をお願いします。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山公園でございますが、公園内には亀山城址を中心としておりまして、城郭建造物としての多門櫓や、また図書館、青少年研修センター、野外ステージ、芝生公園、菖蒲園、ますみ公園、北公園、それからわんぱく広場のローラースライダー等がございます。それから、テニスコートだとかもございます。

管理につきましては建設部で管理をしております、指定管理者に委託をして管理を行っているところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今の答弁を聞いておりますと、何か曖昧な部分もあって、もう少しきちんと公園をどういう形で管理運営しているかというのを把握しておいていただきたいと。指定管理をしていただいているということですが、指定管理をしている業者さんはどちらになっておりますか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

指定管理者は、亀山市地域社会振興会でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

地域社会振興会に管理していただいているということがわかりましたけれども、ここは本当に広い範囲の公園です。地域社会振興会は、確かに日常の、例えば草刈りとか、剪定とかについては当然しておると思うんですけども、いざ何かあったとき、子供さんなんか、小さい子が結構あそこは利用しておりますし、どこへ連絡したらいいかというのが全然わからないですね。問い合わせ先とか、連絡先も全然ないですから。

その辺のことについて、私は非常に疑問を持っておりまして、今回この亀山公園を中心にして質問の中へ入れさせてもらったわけですが、非常に広い施設ですから、たくさんの管理部署があると思うんですけども、言えることは、日ごろの管理運営が必ずしも十分なされていないというように感じざるを得ませんので、それについてはよくご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、個々の施設について幾つか確認したいと思います。

まず、芝生広場について確認したいと思います。広場の芝生管理につきましては、当然、地域社会振興会が管理していると思うんですけども、管理の内容、どの範囲まで管理されてみえるかということを確認したいと思います。

具体的に申しますと、芝生広場ですから、それが本当にセールスポイントの公園ですから、当然芝生の管理規定等も設けてあると思うんですけども、その内容について、どうやって管理しているかというのを示しいただきたいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

芝生につきましては、定期的に芝刈り機等で芝刈りをしていただいているという状況でございます。詳細につきましては、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

芝刈りは当然のことだと思いますけれども、それ以外にふだん芝の管理といえば、例えば施肥、肥料をやったりとか、あるいは除草、消毒はなかなかできないと思いますけれども、あるいは土の入れかえとか、あるいはエアレーションをして土を和らげるということをして、芝の育成の促進に関与していくとかいうことがあろうかと思うんですけども、そういうことは全然やられていないんでしょうか。あるいは年に1回か数年に1回かは別として、行うこともあるんでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

公園内の植物管理でございますが、芝生につきましては年に3回の消毒等も行っております。また、敷地内の除草につきましては、月1回以上行うということになってございます。そのほか、植栽等に関しては施肥も年1回以上行う、あるいはその他の樹木等の剪定、刈り込み等も年1回以上行うというような管理規定になってございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今お話を聞いた範囲では、必要最低限の最低ぐらいの管理をやっていただいておりますけれども、せっかくの芝生広場ですから、やっぱり十分なふだんの監視というか、ずうっと周りを見ていただいて、管理については目配りをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それと、あそこの芝生広場は非常に見ばえはいいんですね。広くて使い勝手がよさそうに見えますけれども、北側のほう3分の1ぐらいは傾斜になっていますから、全体を使って走り回ったり飛び回ったり、あるいはいろんな遊びをするというのは何か不自由があるような施設に感じられてなりません。

当初はそういうような思いの中で公園をつくられたと思いますし、博物館のほうの階段の上から見ると景観はいいですね。あの芝生の中央部の周辺には全然立ち木もないですので、芝生全面が使えるということは非常にありがたいんですけども、あの起伏というよりも傾斜については、何か今のままでいいのか、ちょっと見直したほうがいいのかについての思いとか、疑問とかはございませんか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

亀山公園の芝生広場につきましては、平成9年に整備いたしておりますが、亀山公園自体が亀山城址や自然地形を生かし、起伏ある公園形態となっておりますことから、芝生広場も整備当初からフラット型ではない形状となっております。いろいろご意見もあるようでございますけれども、現時点で特に改修等の考えはございません。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

景観とかその辺を考えたら、あの形で十分だと思いますけれども、実際に利用することを考えた場合には、やっぱり多少の傾斜や起伏があってもいいかと思っておりますけれども、見直す必要があるんじゃないかと思っておりますので、機会があれば、ぜひその辺のところについてもご検討いただければありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、ますみ児童公園と言ったらいいのか、あそこの標識にはますみ児童園となっておりますけれども、いずれにしてもますみさんという公園ですね。あそこについてお伺いします。

ますみ児童公園は、亀山市の中心に位置する多門櫓の足元に位置しておりますから、本当に亀山市の中心にある公園ということで、これは誰もがご認識があらうかと思っております。あそこは日ごろからたくさんの子供さん、小学生なんか放課後なんか、あるいは学校の帰りかわかりませんが、遊んでみえます。それから、小さなお子さんがおじいさん、おばあさんと一緒に足を運んでくれる、あるいは親子であそこを利用するということがたくさん見受けられます。時には亀山城の周辺、あるいは城址周辺を散策だとかハイキング、あるいは東海道沿線の町歩きの中で利用して、あそこで昔をしのぶというのは余りないと思っておりますけれども、そういう場所として利用していただ

いておると思っております。

ますみ公園のある亀山城址一帯は、平成20年12月の歴史まちづくり法の認定以降、年月的にはちょっと間違っているかもしれませんが、亀山城周辺保存整備事業によって多門櫓とか旧館家、あるいは加藤家屋敷跡とか、二の丸帯曲輪等の歴史的な環境の整備が行われてきているというのは私も認識しております。それだけではなく、昔は余りなかった案内標識も結構細かく立ててもらってありまして、その取り付けによって、ここがどういう意味があるのか、どういう意義があるのかとかよく理解できるようになりました。

平成27年の主要施策の成果報告書には、亀山城周辺における面的な整備を完了、周辺施設、東海道散策者等の見学、休息施設として有効に機能しているとなっております。ということで、周辺保存整備事業については、一応完了の方向で進んでいるということは理解できるんですけども、私は周辺整備が一番必要な場所的には、この多門櫓のまさしく足元にある、道路を挟んですぐ下にあるますみ児童公園が非常に大切かと思うんですけども、いまだにSLとか軽飛行機が展示されたままであります。亀山城周辺整備といったら、亀中も西小もほかも含めて、できるだけ亀山城の昔の姿にふさわしい形での周辺整備を進めておる中で、軽飛行機とかSLがあそこに展示してあるんですね。

そこで確認いたしますが、周辺保存整備を手がけてみえました所管部局として、この現状についてご所見がありましたらお示しいただきたいと思えます。

○議長（中村嘉孝君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

亀山城周辺の整備事業を担当いたしておりましたので、その点についての答弁をさせていただきます。

確かに亀山城周辺については、多門櫓の整備でありますとか、あと公園の部分についても散策路などを整備することによって周遊性が高まってきたというふうに考えております。私どもは地域の歴史的な資産を活用しながら整備を進めるということの中でいいますと、考えるべきことは2つあるのかなというふうに思っております。一つは、議員がおっしゃられましたように周辺と歴史的なイメージが調和をするようにしていくというふうなことが一つで、全体的に整えていくというところ。もう一つは、それぞれの場所が持っている歴史性のようなものをどのように引き継いでいくかというふうなところでございます。

確かに、ますみ児童公園については現在は児童公園として使われておりますけれども、本来あそこは亀山城の本丸であり、あの部分にはますみ三重櫓というやぐらがあったという、お城の中核であったという歴史的な事象がございますけれども、それに加えて、ますみ公園自体は亀山市で最初の児童公園であったというふうなことでありますとか、また、SLが置かれたり飛行機が置かれているということの中にも、やはり歴史的な意味合いというものもあるのではないかなというふうに思っております。

近年、周辺の整備が進みましたことから、そういうものとの調和というふうなことに対する期待というものが高まっている状況であるということは認識はしておりますけれども、これをどのように整備していくのかということについては、まだまだ議論が必要な部分ではないかなと。現在い



ろんな形で使っていただいている方たちへの配慮も含めて、必要だというふうに考えております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

局長、うまいことまとめていただきましたけれども、いずれにしても、決してあそこに置いてある軽飛行機、SLがあの場所にふさわしい、うまく調和がとれた展示物かという、必ずしもそういうことはないと思います。

私は、過去にもこの件について質問させていただきました。10年ぐらい前です。そのときにも申し上げたんですけど、決して邪魔だとか、要らないということは言っていないんですね。あの場所にふさわしくないんじゃないですかと。ですから、別個の場所へ移転して、そこで展示してもらったらいんじゃないかなということで質問しておりますけれども、その当時には検討していくという話でございましたけれども、10年前から全然変わっていません。それどころか、SLにつきましてはJRのOBさんが年に一、二回来て、SLの掃除とかをやってくれていますので、そこそこ艶もあるし、立派な姿としてあそこにありますけれども、例えば軽飛行機を見ても、ふだんはそう通らないですから気がつかないかもわかりませんが、機体そのものはいつペンキがはがれたというぐらい、それこそ無残な姿であそこに展示してございます。

多分あのSLは、修理とか点検とかしたことがあるんでしょうか。それについてどんな管理をしてみえるか、まず確認したいと思います。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどSLとおっしゃいましたが、セスナについての点検ですか。

○13番（前田耕一君登壇）

今のは軽飛行機のほう。

○建設部長（松本昭一君登壇）

飛行機の件でよろしいですか。

SLにつきましては、先ほど議員がおっしゃられたように国鉄のOBの方が年1回清掃等していただいておりますが、セスナについては特に点検整備等は行っていない状況でございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

点検を行っていただけないというのは、別に自慢すべきことじゃないと思うんですね。やっぱりあそこへ展示してある以上は、ほったらかして置いてあるだけというのでは意味がないと思うんですよ。周りはフェンスで囲んでありますから当然入れませんが、全くそのまま。十年一日変わっていないということですね。やっぱり何らかの対応はしないとだめじゃないかと思えます。

SLにつきましては、JRから借りておるわけですね。あそこへ置いておるのは私も理解しておりますけれども、軽飛行機につきましては、あそこにある案内板を見ますと、日本で最初にアメ

リカのセスナ社から日本が購入した5機のセスナ機の中の1機だということで、非常に価値があるというようなことが書いてあるんですけども、3分の1ぐらい何が書いてあるか読めません。だから、看板も昔のままですわ。だから全く管理をされていないと、置いてあるだけということですね。ご寄附いただいた方もまだご健在ですので、ぞんざいに扱えというわけじゃないんですけども、やっぱりそれなりの管理はきちりしていただいて、あそこへ置いておくのであれば、また違った意味があると思うんですけど、今のままでは全く意味がないと思います。

第一にええのは、あの場所からは移転というのを考えてほしいなと。別にあそこじゃなくても亀山公園でも、あるいは児童公園もありますね。亀山公園の北公園とか、ほかにも移設する場所は十分あるかと思っておりますので、それを検討いただきたいなと思っております。

S Lにつきましては、今、亀山駅前の再編整備が進んでおりますね。私は過去から、今、地域振興会が市から借りて月決めの駐車場にしている場所へ置くのがいいのと違うかなあというような感じもしていたんですけども、なかなか私の思いどおりいくはずもないんですけども、当然亀山市、元国鉄のまちですから、駅周辺へ移転していただいて、そこで展示、紹介していくのがベストじゃないかと思うんですよ。確かに経費的には相当かかると思います。しかし、今のままの場所では、あくまでも亀山城の周辺整備事業としてやってきた中ではふさわしくないということを認識していただければありがたいと思いますが、その辺についてのご所見がありましたら、お示してください。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど議員がおっしゃられましたように、今ますみ公園に展示してあります機関車、あるいは軽飛行機でございますけれども、児童公園全体の将来的なあり方については段階的に検討していきたいというふうに考えておりますし、それから先ほど議員がおっしゃられましたように、S Lにつきましては、駅前整備とあわせて駅前というような声も耳にしておるところでございます。そういったことも念頭に、今置いてある状態につきまして移転等も含めて今後考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私は今、軽飛行機とS Lのことを申し上げましたけれども、あの公園の一角だけじゃないんですね。例えば、軽飛行機の奥に噴水がございますね。あったかなと言われる方が多いかと思うんですけども、私もここ15年、20年、30年かな、水吹いとんを見たことがないんですけども、噴水の場所があるんですね。結構広い場所とっています。どんな意味があるのかなと思います。

それからセスナの南側の手前には、あその公園の階段をおりてすぐのところですから、あの公園としては一等地じゃないかと思うんですけども、失礼な言い方になるかもわかりませんが、新名神が開通したときの国土交通大臣が記念植樹をされた杉の木があります。植わっているのが一等地ですわ。この2つがもしなければ、そしてセスナ、S Lをどこかへ移転すれば、あのスペースで公園の3分の1ぐらいの面積がふえて、有意義に活用できる場所になるんじゃないかと思っ

ています。

それでどうするかといったら、私の思いは、先ほど申し上げましたように、あの周辺へ遊びに来た方、あるいは見学に来た方なんかも含めて、ゆっくりと休憩とか、あるいは昼食をとれるようなあずまやとか、そういうものができれば本当に有意義に使えるスペースができるんじゃないかなあと思っております。今のままでは全然そういうあずまやを建てるとか、休憩場所としてのスペースはございませんけれども、今申し上げたSL、それから軽飛行機、それから噴水、記念植樹をどちらかへ持って行って対応すれば、有効な活用ができると思うんですけれども、ぜひその辺のところをお考えいただきたいと思っております。

今、噴水のことを申し上げましたけれども、あそこの噴水が、本当に水が吹き上げるのかどうか非常に疑問に感じているんですけれども、あれは生かされているんですか。その辺についてちょっと確認したいんですが。でなければ、もう撤去してもいいと思うんですよ。あの噴水の中には、多分地域振興会だと思っておりますけれども、パンジーもちゃんと植えていただいて、見た目はきれいになっておりますけれども、それだけのものですね。どうでしょうか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

議員ご指摘の噴水でございますが、現在全く機能していない、使っていない状況ですし、現在使えない状態になっているというふうに聞いております。

繰り返しになりますけど、SL、あるいは軽飛行機、それから先ほど新名神の記念植樹で平成20年1月に前の冬柴大臣が記念植樹して植えられた杉の木等でございますことは承知してございますので、そういった今後の整備の段階で、SL、あるいは軽飛行機の移転等も含めて、噴水、植樹についても移植等も含めて考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今後検討して、その段階でということですがけれども、これが1年先なのか、3年先なのか、5年先なのか、てんでわからないですね。私が初めて申し上げてから10年たっています。何も変わっていません。SLも軽飛行機も噴水も、5年たっても10年たっても大きくなりませんわ。杉の木は大きくなりますよ。今であったら移設も楽やと思っておりますけれども、あの杉の木が、例えば10年たって10メートルも15メートルも伸びたら、簡単に移設はできないと思います。そういうことも含めて、対応を早くしなくてはいけないんじゃないかなと思いますけれども、ついでにという意味で杉の木の移設も考えてみえるのであれば、全体的な事業の進捗も杉の木の成長に合わせるように、移設が可能な段階であの辺の整備をぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、その辺のお考えはどうですか。

○議長（中村嘉孝君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

現時点で具体的に何年先ということは申し上げられませんが、特にSLにつきましては、先ほど

も議員がおっしゃられましたように、移転するという事になれば、恐らく駅前が一番望ましいのかなという考えはございます。そういった意味で駅前の再開発事業とあわせて、そういったものを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

しばらく先だというような感じがしないでもないんですけども、いずれにしても、10年20年たつてまでそのまま置いておいてというのでは、余り意味がないと思いますので、せっかくの展示物ですから有効に活用できるように、ぜひ早急な検討をお願いしたいと思います。

最後に、新たな運動公園の設置についてということで、4番目の質問をつけてありますけれども、亀山市にはもう私は公園は要らないと思っております。それから、過去の質問の中で運動施設、たしか400メートルのトラックの必要性云々について市長に質問させていただきましたが、市長はそのときにはトラックは必要ないという答弁をいただいておりますので、あえて今回はそういう意味でここで質問させてもらうんじゃないし、これは新たな運動公園の設置というよりも、大規模な多目的、目的はなくてもいいですから、広場の設置をぜひお願いしたいし、考えていただきたいと思っております。

広場といいますのは別に陸上だけじゃなしに、サッカーも野球もソフトも、屋外での運動が全てできるような大規模な運動広場、スポーツ広場の建設、設置をぜひ進めていただきたいと思っておりますけれども、ずうっと一昨日からの質問の中で、行政は非常に財政も厳しいということですので、すぐというのは私、当然期待もしていませんけれども、必要性は感じてもらえるかどうか。必要性を感じるけれども、今財政的には無理だということであれば、多少我慢せなしようがないと思うんですけども、必要性もないという答弁いただくんだしたら、もう身もふたもないんですけども、その辺のお考え、これは所管はどこになるのかな。ぜひその辺のことについてご答弁いただきたいと思っております。あえて誰とは申しません。心ある人がいい答弁をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

かねてから議員にご提案いただいておりますが、スポーツ施設自体の必要性ということについては、当然そういう認識をいたしておるところであります。しかし、なかなか新たな運動公園等々を考えますときに、大規模公園の整備ということについては非常に現状、短期的には難しい話であろうかと思っておりますので、これは長期的な考え方の中で整理されるべきものというふうに思っております。

○議長（中村嘉孝君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

予想どおりの答弁をいただきましたけれども、私ははっきり申しますけど、公園という言葉は使いたくないので。大規模な広場がほしいということでございますので、そのところは誤解のないよ

うにさせていただいて、今後検討していただければありがたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村嘉孝君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす9日から18日までの10日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したい  
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

あす9日から18日までの10日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの19日は午後2時から会議を開き、付託議案の審査を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時48分 散会）



平成28年12月19日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成28年12月19日（月）午後2時 開議

- 第 1 議案第 80号 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 81号 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 82号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 4 議案第 83号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 第 5 議案第 84号 亀山市税条例等の一部改正について
- 第 6 議案第 85号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 第 7 議案第 86号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 8 議案第 87号 亀山市産業振興条例の一部改正について
- 第 9 議案第 88号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 89号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 11 議案第 90号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 12 議案第 91号 平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 13 議案第 92号 平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 14 議案第 93号 平成28年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第 15 議案第 94号 平成28年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 16 議案第 95号 平成28年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 第 17 議案第 96号 財産の取得について
- 第 18 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 99号 指定管理者の指定について
- 第 20 請願第 6号 秩序ある大規模商業施設の立地等を誘導するまちづくりを求める請願書
- 第 21 議案第100号 財産の取得について
- 第 22 議員提出議案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 第 23 閉会中の継続調査について
- 第 24 議員の辞職について

---

●追加日程

- 第 1 委員会提出議案第6号 亀山市議会委員会条例の一部改正について
- 

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



---

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

---

●欠席議員（なし）

---

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合 浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部 裕君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村 大君		

---

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

---

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（中村嘉孝君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る6日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第80号から日程第19、議案第99号までの19件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第80号	亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	否	決
議案第81号	亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	否	決
議案第82号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決	
議案第83号	亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について	原案可決	
議案第84号	亀山市税条例等の一部改正について	原案可決	
議案第85号	亀山市都市計画税条例の一部改正について	原案可決	

平成28年12月14日

総務委員会委員長 西川 憲 行

亀山市議会議長 中村 嘉孝 様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第86号	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第88号	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第96号	財産の取得について	原案可決
議案第98号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第99号	指定管理者の指定について	原案可決

平成28年12月13日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中村嘉孝様

---

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第87号	亀山市産業振興条例の一部改正について	原案可決
--------	--------------------	------

平成28年12月12日

産業建設委員会委員長 高島真

亀山市議会議長 中村嘉孝様

---

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 89 号	平成 28 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について	原案可決
議案第 90 号	平成 28 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 91 号	平成 28 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 92 号	平成 28 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 93 号	平成 28 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決
議案第 94 号	平成 28 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	原案可決
議案第 95 号	平成 28 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について	原案可決

平成 28 年 12 月 19 日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

○議長（中村嘉孝君）

初めに、西川憲行総務委員会委員長。

○2 番（西川憲行君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る 6 日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14 日、委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第 80 号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第 81 号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について及び議案第 82 号亀山市職員給与条例の一部改正については、平成 28 年 8 月の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の人事院勧告では、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分しているにもかかわらず、特別職の期末手当を上げることはその趣旨に反するのではないかとの質疑があり、これについては、これまでから人事院勧告に伴う期末・勤勉手当の引き上げ・引き下げについては、全て勤勉手当で対応してきており、今回が特別ではないと認識しているとの答弁でありました。

次に、人事院勧告制度は、国と地方との職員の格差を是正するのが目的であり、特別職の給与と連動させる必要はないと思うが、特別職が人事院勧告に準じなければならない法的根拠はあるのかとの質疑があり、これについては、法的根拠はないが、これまでから、特別職についても、人事院

勧告に準拠し、同じ提案理由の中で改正を行ってきた。また、国の特別職が国家公務員の一般職に準じていることも一つの根拠になるとして、今までから取り組んでいるとの答弁でありました。

次に、特別職の期末手当を引き上げるに当たって、特別職報酬等審議会を開かなかった理由について質疑があり、これについては、亀山市特別職報酬等審議会は、条例で議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の額について審議するとなっており、あくまでも月額給料についての審議であることから、特別職報酬等審議会には諮問しなかったとの答弁でありました。

次に、平成22年12月定例会で、市長は、今後の特別職の期末手当の改正等についても、特別職報酬等審議会の意見を十分に参考にしながら進めていく必要があると考えていると答弁されているが、なぜ諮問しなかったのかとの質疑があり、これについては、市長の意向等を踏まえて条例の改正の検討をすべきであったが、現在、特別職報酬等審議会条例はあくまで月例給を定めているため、今後、期末・勤勉手当も含めた形で検討していきたいとの答弁でありました。

なお、これらの議案のうち、議案第80号及び議案第81号については、委員間の自由討議を行い、各委員から、これらの議案は当事者の問題を定めるという意味で市民から見ると根拠があり、それが妥当なものであるという必要性が大事であるという意見や、特別職報酬等審議会に諮問すべきであるなどの意見が出されました。

次に、討論では、議案第80号及び議案第81号について、人事院勧告が求めたのは勤勉手当の引き上げであり、期末手当しか支給されない特別職に充てるのは妥当でないことや、特別職については人事院勧告に準拠する法的根拠がないこと、また、厳しい市民生活の実態がある中で、市民の理解が得られないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、議案第80号及び議案第81号については、採決の結果、賛成少数で否決することに決定しました。

また、議案第82号については、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第83号亀山市職員退職手当支給条例の一部改正については、雇用保険法が改正され、平成29年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第84号亀山市税条例等の一部改正については、地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、セルフメディケーション税制の内容について質疑があり、これについては、1万2,000円を超えたスイッチOTC医薬品を買った場合、控除の適用となり、現行の医療費控除を使う場合は、この控除は適用にならず、どちらかを選ぶことになるとの答弁でありました。

次に、市民への周知について質疑があり、これについては、広報やホームページでお知らせする、また、どの薬がスイッチOTC医薬品に該当するかは薬局等で印をつけるなど、個人に通知するよう国から各関係団体へ通知しているとの答弁でありました。

次に、固定資産税関係のわがまち特例について、売電用の発電設備は除外されるのかとの質疑があり、これについては、売電用発電設備は除外され、国の機関の補助を受けている設備のみ対象と

なるとの答弁でありました。

次に、個人住宅の太陽光発電設備も対象になるのかとの質疑があり、これについては、償却資産の課税をしている分に対してわがまち特例の軽減になるので、個人の物件は全て対象外になるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第 85 号 亀山市都市計画税条例の一部改正については、地方税法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者とはどのようなものかとの質疑があり、これについては、例えば、亀山市の駅前再開発における組合等で立地適正化計画の認定事業者として認定された場合などが該当するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

#### ○議長（中村嘉孝君）

次に、鈴木達夫教育民生委員会委員長。

#### ○10番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る 6 日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、13 日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第 86 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令により、平成 28 年 4 月 1 日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたこと、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、今回の改正による国民健康保険税の税収見込みについて質疑があり、これについては、改正後、約 250 万円程度増加すると見込んでいたとの答弁でありました。

次に、対象世帯の所得について質疑があり、これについては、2 人世帯の固定資産を除いて算出した場合、医療分については所得が 832 万円以上の方、後期支援分については所得が 1,086 万円以上の方が対象となるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第 88 号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、管理職手当の支給を受ける職員が、週休日または休日等に勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当について、災害への対処等のため、これらの日以外の深夜に勤務した場合においても支給することとするため、また、雇用保険法が改正され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、この条例にある休日等について質疑があり、これについては、休日とは国民の祝日に関する法律で定められている祝日と、亀山市の休日を定める条例において規定されている年末年始が該当するとの答弁でありました。

次に、災害時の移動時間も勤務として含まれるのかとの質疑があり、これについては、災害発生により午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、時間に関係なく、1回の金額として支給されるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定をしました。

次に、議案第96号財産の取得については、高齢者の緊急事態発生時に迅速な救護体制をとるための緊急通報システム事業において使用する機器の取得について、平成28年11月14日付で仮契約したため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、緊急通報システム事業の対象者の中に重度の障がいを持っている高齢者の2人暮らしの方は含まれるのかとの質疑があり、これについては、現在、約210台を使用している中で、余分を見込んで300台を導入することとし、2人暮らしの場合でも、そのうち1人の方に認知症がある場合など、できる限り広げられないか慎重に検討していきたいとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第98号指定管理者の指定については、指定管理者に公の施設である川崎小学校区放課後児童クラブの管理を行わせるため、その指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、放課後児童クラブを指定管理で行うことのメリットについて質疑があり、これについては、それぞれの運営委員会が創意工夫を凝らした運営を行うことができ、利用料金についても、みずからの財源にすることができるとの答弁でありました。

次に、指定管理の契約内容について質疑があり、これについては、現在運営をいただいている4つの放課後児童クラブと同様、基本協定書を締結した上で施設の管理運営をお願いするとの答弁でありました。

また、指定期間終了時には、指定管理者が決定するまでの手続に一定期間を要することから、指導員や保護者に不安が伴うため、問題があるのではないかと意見がありました。

次に、討論では、指定管理者とすることのメリットは、運営委員会が創意工夫を凝らして運営を行うことができることだが、指定管理で運営されていない放課後児童クラブでも十分に創意工夫され、自由に運営している。指定管理でないとこの施設が運営できないということではなく、指定管理というやり方が学童保育になじまないとのことから反対討論が、また、以前から放課後児童クラブについては指定管理で行ってきており、課題については今後さらに協議を進めていくとの理由から賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第99号指定管理者の指定については、指定管理者に公の施設である地区コミュニティセンター19施設、鈴鹿馬子唄会館及び亀山市関町北部ふれあい交流センターの管理を行わせるため、その指定について議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、地域の拠点施設であるコミュニティセンターは、市民の健康や福祉増進のために市民に一番近い施設であり、直営に近い形で運営すべきと考えるが、指定管理で行うのはなぜかとの質疑があり、これについては、市民の力、地域の力の協働の中で、適切に持続的に運営するような方策を組み入れ、積み上げてきて、今日に至っている。この方策については、今後も地域の力と、地域の皆さんが積み上げられたノウハウや絆をしっかりと生かして運営できるよう、引き続きお願いするものであるとの答弁でありました。

次に、討論では、コミュニティ施設は市民にとって一番重要な福祉向上、健康増進に資する施設であり、指定管理ではなく、業務管理委託も含め、直営で行われるべきとの理由から反対討論が、また、地域まちづくり協議会が活動拠点として地区コミュニティセンターを運営するほうがよいとの理由から賛成討論がありました。

なお、提出議案の施設の名称及び所在の一覧表のうち、第8番の指定管理者となる団体である天神・和賀地区まちづくり協議会にあっては、本議案提案後に会長がご逝去されており、今後、当団体において後任会長が選任されることについて報告を受けました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、賛成多数で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告とします。

#### ○議長（中村嘉孝君）

次に、高島 真産業建設委員会委員長。

#### ○3番（高島 真君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、12日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正については、平成29年3月末に終期を迎える亀山市産業振興条例について、民間産業団地「亀山・関テクノヒルズ」を初めとした産業拠点への企業誘致や、市内企業の事業活動に対する積極的な支援を継続する必要があることから、現行制度の検証内容や企業立地を取り巻く環境変化を踏まえて制度を改正するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、改正条例による制度は小規模事業者を対象としているのかとの質疑があり、これについては、雇用要件の緩和により該当する企業がふえるが、中小企業全てを網羅するものではない。具体的には、製造業では投資額5億円以上、新規雇用者数が5人以上であれば対象となるとの答弁でありました。

次に、奨励金の返還に明確な基準がないことについて質疑があり、これについては、補助金により財産を取得したケースとは異なり、企業立地に伴う税収や就労の場の創出など、条例の目的に照らし、奨励対象事業の税収や雇用といった波及効果と支払った奨励金との比較により判断するべきとの答弁でありました。

次に、指定事業者に求める事業継続期間を10年とした根拠について質疑があり、これについては、シミュレーションの結果、10年たてば交付した奨励金より税収が上回るという判断のもとに期間を設定したとの答弁でありました。

次に、これまでシャープ以外の進出企業について、どれだけの投資効果と雇用効果があったのかとの質疑があり、これについては、投資については600億円、雇用については約450人であるとの答弁でありました。

次に、この条例は、企業誘致を最優先としているもので、奨励金の返還規定については必要ないのではないのかとの質疑があり、これについては、事業継続を求める期間や奨励金の返還対象期間の明確化というのは、現行条例の検証の中で一つの課題と認識していたため、操業開始から10年以内という期間を明記したものであるとの答弁でありました。



なお、この議案については、委員間の自由討議を行い、改正を評価する一方で、奨励金の返還の問題を初め、審査の過程で出ていた課題について早急に検討し、解決に当たりたいとの意見が出されました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る6日の本会議で当委員会に付託のありました議案第89号から議案第95号までの平成28年度各会計補正予算の7議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、12日に産業建設分科会、13日に教育民生分科会、14日に総務分科会を開催し、審査を行いました。

本日、市長、副市長初め関係部長等の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、採決の結果、議案第89号から議案第95号までの平成28年度各会計補正予算の7議案については、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（中村嘉孝君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第80号から議案第96号まで、議案第98号及び議案第99号の19件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党を代表して、議案第80号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第81号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正について、議案第98号指定管理者の指定について、議案第99号指定管理者の指定についての5議案に反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第80号及び第81号の議員報酬及び市長、副市長の給与の一部改正についてであります。

この議案は、議員及び市長、副市長などの期末手当を人事院勧告に準じて0.1カ月分を引き上げるものです。反対の理由は、議員や市長などは、自分たちがもらう期末手当を自分たちで決められる立場であり、引き上げるには市民の理解が得られる理由がない限りやるべきではありません。

問題点の1つは、今回の人事院勧告で引き上げが勧告されたのは勤勉手当であって、期末手当ではないこと。2つ目には、人事院勧告に準じてというが、特別職まで準じて引き上げなければならない法的な根拠はないこと。3つ目が、市長など特別職が財政の厳しさなどを理由に給料を5%減額している中で期末手当を引き上げるのは矛盾していることであります。このような問題点を抱えるこの議案には、厳しい生活を余儀なくされている市民生活からすれば理解が得られないと考え、反対するものであります。

次に、産業振興条例の一部改正についてです。

この条例は、シャープ誘致時につくられ、14年が経過しています。この間、シャープが中国の企業に生産設備の一部を売却したり、45億という多額の補助金を支払いながら、市民の期待に反して、地元からの正規雇用が余りにも少ないなど問題点が明らかになっております。

櫻井市長も以前、この条例の見直しが必要と答弁されましたが、三重県が条例改正した後もなかなか改正されずに、今回ようやく改正に至りました。この改正では、5年で最大45億の交付や5年で最大10億円といった多額の補助金で企業を呼び込むやり方を廃止するとともに、補助金を交付する場合の雇用要件を緩和し、中小企業をも視野に入れた制度にしている点は評価できます。ただ、大きな問題点が残っています。それは、企業が廃止や休止した場合の返還規定はあるものの、返還を命ずる場合の具体的な規定がありません。今のままでは、返還を求めるのか求めないのか、また、求める場合はどういう基準で返還額を決めるのかが全く不明なため、恣意的な判断となる余地が十分にあります。こんな曖昧な返還規定では絵に描いた餅になりかねません。

以上のとおり、評価できる面はありますが、返還の具体的な規定が全く不十分であるこの条例改正には反対するものです。

最後に、2つの指定管理者の指定についてです。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営を各種団体や企業に委ねるものであり、自治体公務の民間化、市場化を進めるものの一つです。根拠法である地方自治法244条の2の第3項を読むと、法改正後も公の施設を管理する自治体の責務については何ら変わるものではなく、指定管理者に委ねられるのは、公の施設の設置目的をより効果的に達成する場合のみであると解釈するのが妥当であります。

今回の2つの議案は、学童保育所とコミュニティセンターの管理運営を指定管理するというもので、いずれも非公募で指定されています。公募し、競争させることによるコスト削減、サービスの向上は望めません。非公募でも、なお指定管理者制度のほうがよりよいと考える、いわゆるメリットは何なのか質疑しましたが、創意工夫を凝らし、自由度の高い運営ができることが上げられました。

学童保育所で指定管理者制度をとっているのは、三重県内では亀山市のほか伊賀市だけです。しかし、県内他市の学童保育所は生き生きと創意工夫を凝らし、自由度の高い運営がなされています。また、運営上の最大の問題は、指定の取り消しですが、特に地区集会所が多く、市民交流センター、公民館など、総じてコミュニティ施設に指定の取り消しが集中しています。総務省が2度にわたっ

て出しました制度の適正な運用に努められるよう助言しますという通知について、亀山市は当たらないという答弁でした。しかし、継続性が求められる子供たちの生活の場である学童保育所や、各地域で市民の健康福祉の増進や活動の拠点となるコミュニティセンターについては、公平性を保つためにも直営の一つである業務管理委託にするべきであり、指定管理者制度にはなじまないものと考えます。よって、この2つの議案には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

**○議長（中村嘉孝君）**

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、議案第80号から議案第96号まで、議案第98号及び議案第99号の19件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（中村嘉孝君）**

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、討論のありました議案第80号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中村嘉孝君）**

着席願います。

起立少数であります。

したがって、議案第80号亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、否決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第81号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は否決でありますので、原案について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（中村嘉孝君）**

着席願います。

起立少数であります。

したがって、議案第81号亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正については、否決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正について、起立によ

り採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第87号亀山市産業振興条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第98号指定管理者の指定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第98号指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第99号指定管理者の指定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第99号指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第82号から議案第86号まで及び議案第88号から議案第96号までの14件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

- 議案第 8 2 号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第 8 3 号 亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について
- 議案第 8 4 号 亀山市税条例等の一部改正について
- 議案第 8 5 号 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議案第 8 6 号 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 8 8 号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 9 0 号 平成 2 8 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 3 号 平成 2 8 年度亀山市水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 4 号 平成 2 8 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 9 5 号 平成 2 8 年度亀山市病院事業会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 9 6 号 財産の取得について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第 2 0、請願第 6 号を議題とします。

本請願についての産業建設委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

#### 請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 1 3 5 条の規定により報告します。

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

産業建設委員会委員長 高 島 真

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

別表

受 理 番 号	請 6
受 理 年 月 日	平成 2 8 年 1 1 月 1 7 日

件名	秩序ある大規模商業施設の立地等を誘導するまちづくりを求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市東御幸町39-8 亀山商工会議所内 中心市街地活性化推進・域外大規模商業施設開発抑制亀山市商業団体期成会 会長 渡邊 一雄 他6名
紹介議員氏名	尾崎邦洋、新 秀隆、前田 稔、岡本公秀、服部孝規、西川憲行
委員会の意見	請願の趣旨を了とする
審査の結果	趣旨採択

○議長（中村嘉孝君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本請願に対する討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、請願第6号について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、趣旨採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第6号秩序ある大規模商業施設の立地等を誘導するまちづくりを求める請願書については、趣旨採択することに決定しました。

次に日程第21、議案第100号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第100号財産の取得についてでございますが、亀山市立川崎小学校校舎改築工事において整備する給食室内に設置する厨房機器等の取得について、平成28年12月12日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は3,790万8,000円、契約の相手方は松阪市豊原町909番地の1、株式会社三重特機、代表取締役 稲垣貴行でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（中村嘉孝君）**

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第100号について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第100号については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり教育民生委員会にその審査を付託します。

付 託 議 案 一 覧 表

教育民生委員会

議案第100号 財産の取得について

**○議長（中村嘉孝君）**

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 2時40分 休憩）

---

（午後 3時40分 再開）

**○議長（中村嘉孝君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど教育民生委員会にその審査を付託しました日程第21、議案第100号を議題とします。

教育民生委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104

条の規定により報告します。

記

議案第100号 財産の取得について

原案可決

平成28年12月19日

教育民生委員会委員長 鈴木達夫

亀山市議会議長 中村嘉孝様

○議長（中村嘉孝君）

鈴木達夫教育民生委員会委員長。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第100号財産の取得については、亀山市立川崎小学校校舎改築工事において整備する給食室内に設置する厨房機器等の取得について、平成28年12月12日付で仮契約したため議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、今回の議案が追加議案となった理由について質疑があり、これについては、当初11月10日に実施した郵便による入札の結果、落札業者の決定に至らず、再度11月15日に実施したが、落札業者の決定に至らず、12月9日に実施した入札により落札業者が決定し、この時期となったとの答弁でありました。

次に、市内業者は3者しかなかったのかとの質疑があり、これについては、市内業者は3者のみであるとの答弁でありました。

次に、今回の入札方法で一般競争入札を検討しなかったのかとの質疑があり、これについては、当市において、物品については一般競争入札を採用していないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告とします。

○議長（中村嘉孝君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（中村嘉孝君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑を終結します。

次に、議案第100号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第100号財産の取得について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第100号財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議員提出議案第1号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、ただいま上程をいただきました議員提出議案第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明をいたします。

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書。

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向けて大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

一方で、全国的に、住民の地方議会に対する関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっています。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中村嘉孝君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案についての質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

続いて、お諮りします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第1号は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議員提出議案第1号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議員提出議案第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第1号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「指定管理者制度」について
2. 理 由 導入から10年が経過した指定管理者制度を検証し、そのあり方等についての調査・研究を行う。
3. 期 間 平成28年12月19日～平成29年9月30日

平成28年12月19日

総務委員会委員長 西 川 憲 行

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「図書館の充実」について
2. 理 由 亀山市の図書環境の充実と市民が求める図書館のあり方について調査・研究を行う。
3. 期 間 平成28年12月19日～平成29年9月30日

平成28年12月19日

教育民生委員会委員長 鈴木 達 夫

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「定住促進」について
2. 理 由 市への定住促進のため、住環境等の生活基盤の向上と、雇用創出等に係る施策のあり方についての調査・研究を行う。
3. 期 間 平成28年12月19日～平成29年9月30日

平成28年12月19日

亀山市議会議長 中 村 嘉 孝 様

○議長（中村嘉孝君）

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

次に、日程第24、議員の辞職についてを議題とします。

7番 豊田恵理議員から議員の辞職願が提出されております。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（松井元郎君） 「辞職願朗読」

○議長（中村嘉孝君）

お諮りします。

豊田恵理議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

7番 豊田恵理議員の辞職を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 3時49分 休憩）

---

（午後 4時25分 再開）

○議長（中村嘉孝君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際ご報告いたします。

先ほど15番 前田 稔議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出されましたので、委員会条例第14条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたしました。

また、予算決算委員会において副委員長の互選が行われ、予算決算委員会副委員長に8番 福沢美由紀議員が選任されましたのでご報告いたします。

次にお諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より、委員会提出議案第6号が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中村嘉孝君）

ご異議なしと認めます。

委員会提出議案第6号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、委員会提出議案第6号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

中崎孝彦議会運営委員会委員長。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第6号亀山市議会委員会条例の一部改正については、議会運営委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

現在、議会運営委員会の委員については、亀山市議会運営委員会内規第2条において、2人以上の議員が所属する会派の所属議員数に応じて定められた人数を選出することとしています。

そこで、今般、会派数に変更が生じたことから、議会運営委員会の委員の定数を改正するものです。

改正内容といたしましては、第4条第2項に定める議会運営委員会の委員の定数を「6人」から「5人」に改めます。

施行日は、公布の日といたします。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村嘉孝君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので、質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第6号については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第6号について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、委員会提出議案第6号亀山市議会委員会条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中村嘉孝君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号亀山市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村嘉孝君)

ご異議なしと認めます。

平成28年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

(午後 4時29分 閉会)

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年12月19日

議 長 中 村 嘉 孝

5 番 尾 崎 邦 洋

16 番 服 部 孝 規